

盲・聾・養護学校及び特殊学級

教育課程編成の手引

島根県教育委員会

は　じ　め　に

平成10年12月に「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」が告示され、平成11年3月には同じく「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」「同小学部・中学部学習指導要領」「同高等部学習指導要領」が告示されました。これにより幼稚園、小学校、中学校及び盲・ろう・養護学校の教育課程の新しい基準が示されました。そして、平成12年度からは幼稚園及び盲・聾・養護学校幼稚部、平成14年度からは小・中学校及び盲・聾・養護学校小・中学部、平成15年度からは高等学校及び盲・聾・養護学校高等部において、それぞれ新教育課程が実施されています。

この学習指導要領の改訂は、完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、児童生徒に自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことを基本的なねらいとしたものであり、盲・聾・養護学校においては、「総合的な学習の時間」の導入、「養護・訓練」から「自立活動」への改訂、「個別の指導計画」作成の義務化など、重点的に取り組むべきいくつかのポイントが示されました。また、特殊学級においては、小・中学校の一つの学級であることから、基本的には小学校・中学校学習指導要領に準じますが、児童の実態に応じて、盲・聾・養護学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成することとされており、小・中学校及び盲・聾・養護学校小・中学部の教育課程の改訂の趣旨を踏まえて教育課程を編成することが必要となりました。

さらに盲・聾・養護学校及び特殊学級については、障害があるために通常の教育課程では困難な場合があり、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成することができるという特例が設けられています。そのため、この趣旨を生かして児童生徒の障害の程度や状態に応じたきめ細かな教育課程を編成していくことが重要となります。

そこで、県教育委員会では、これらのことと踏まえて、盲・聾・養護学校及び特殊学級からの委員によって構成した「盲・聾・養護学校及び特殊学級教育課程編成の手引編集委員会」を設置し、教育課程編成や指導計画作成のポイント、学校種別や学級種別の指導事例などをまとめた手引を作成しました。

本手引は、平成7年に精神薄弱養護学校及び特殊学級の教育課程について作成された手引を元に、盲学校、聾学校及び肢体不自由・病弱養護学校及び特殊学級の教育課程についてもその改訂のポイント等を盛り込んで改訂したものです。平成15年12月に学習指導要領の一部改正が行われましたが、教育課程の基本的な考え方方は変わっていません。また、指導事例についても学校や学級種別ごとの構成で作成しました。盲・聾・養護学校及び特殊学級の学級や児童生徒の実態は多様化しており、教育課程に関するすべての内容を網羅することはできませんが、従前よりもできるだけ内容を広げたものとなるよう心がけました。各学校において、学習指導要領に基づく教育課程が適切に編成及び実施され、一人一人の子どもたちの実態に即し、きめ細かな教育が推進されるよう、本手引が有効に活用されることを願っております。

平成16年3月

島根県教育庁高校教育課長 松 永 賢 誠

目 次

第1章 障害のある子どもの教育と教育課程	1
第1節 特殊教育の概要	1
1 障害についてどのように考えればよいでしょう	1
2 障害にはどんな障害があるのでしょう	3
3 障害のある子どもの教育措置はどのように行われるのでしょう	8
4 障害の特性とその留意点はどんなことでしょう	11
第2節 教育課程の編成	16
I 教育課程編成の基本	16
5 教育課程とはどのようなものでしょう	16
6 教育課程に関わる法令等にはどんなものがあるでしょう	19
7 学習指導要領はどのような性格をもつのでしょうか	20
8 新しい教育課程の基本方針はどのようになっているのでしょうか	22
II 盲学校、ろう学校、肢体不自由・病弱養護学校の教育課程について	23
9 教育課程はどのようになっているのでしょうか	23
10 教育課程はどのような手順で編成するのでしょうか	24
11 教育課程編成の特例はどのようなものがあるのでしょうか	24
12 知的障害を併せ有する児童生徒の教育課程はどのように考えるのでしょうか	26
13 授業時数等の取り扱いはどのように考えるのでしょうか	27
14 高等部の単位の取り扱いはどのようにするのでしょうか	29
III 知的障害養護学校及び特殊学級の教育課程について	30
15 知的障害養護学校の教育課程はどのようになっているのでしょうか	30
16 特殊学級等の教育課程はどのようになっているのでしょうか	32
17 教育課程の編成で留意しなければならないことはどんなことでしょうか	33
18 教育課程はどのような手順で編成すればよいでしょうか	34
19 教育内容を選択、組織するということはどんなことでしょうか	36
20 教育課程編成の特例はどのようなものがあるのでしょうか	38
21 授業時数等の取り扱いはどのように考えるのでしょうか	38
22 児童生徒等の理解と実態把握はどのように進めるのでしょうか	39
23 実態把握の結果をどのように教育内容の選択・組織につなげるのでしょうか	43
IV 重度・重複障害の児童生徒について	48
24 重度重複障害児の教育課程はどのようになっているのでしょうか	48
25 訪問教育の場合はどのような教育課程が考えられるでしょうか	49
第2章 指導計画等	50
第1節 盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校について	50
1 各教科・道徳・特別活動はどのように考えるのでしょうか	50
2 指導計画の作成に当たっての配慮事項はどんなことでしょうか	52
第2節 知的障害養護学校及び特殊学級について	53

I 指導の形態	53
3 領域・教科を合わせた指導とはどのような指導でしょう	53
4 日常生活の指導はどのように考えるのでしょうか	54
5 遊びの指導とはどういう指導でしょう	56
6 生活単元学習はどのような考え方や取り組をするのでしょうか	57
7 作業学習とはどのようなものでどう位置づけるのでしょうか	60
8 教科別の指導とはどのような指導でしょう	63
9 道徳の指導はどのように位置づけるのでしょうか	65
10 特別活動の指導はどのように位置づけるのでしょうか	66
II 指導計画等	67
11 指導計画等はどのように作成するのでしょうか	67
12 週時程はどのように組むのでしょうか	70
13 単元別の指導計画はどのように立てるのでしょうか	72
14 学習指導案はどのように書くのでしょうか	74
15 交流教育はどのように位置づけるのでしょうか	76
16 特殊学級の交流はどのようなことに気をつけるのでしょうか	78
17 一人学級または多人数学級で気をつけることはどのようなことでしょうか	79
18 進路指導および予後指導はどのように進めるのでしょうか	81
第3節 自立活動の指導について	82
19 自立活動の指導はどのように考えるのでしょうか	82
20 特殊学級での自立活動はどう考えるのでしょうか	83
第4節 総合的な学習の時間について	84
21 総合的な学習の時間の実施についてはどのように考えるのでしょうか	84
22 総合的な学習の時間を設けないのはどういう場合でしょうか	86
23 総合的な学習の時間と領域・教科を合わせた指導はどう違うのでしょうか	88
第5節 個別の指導計画について	89
24 個別の指導計画の作成と活用はどのように進めるのでしょうか	89
第6節 実施上の関連事項	94
25 指導要録の様式はどのようにになっているのでしょうか	94
26 通知表はどのような様式が考えられるでしょうか	100
27 教科書はどのようなものを選定するのでしょうか	105
28 教科書はどのように活用するのでしょうか	107
29 教材・教具はどのように工夫するのでしょうか	108
30 家庭や地域との連携はどのように進めていくのでしょうか	109
31 盲・聾・養護学校のセンター的役割とはどのようなことでしょうか	111
 第3章 教育課程の編成と指導の実際	112
第1節 知的障害養護学校の指導事例	112
1 日常生活の指導 指導事例	112
2 遊びの指導 指導事例	114
3 生活単元学習 指導事例	123

4 作業学習 指導事例	132
第2節 盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校の指導事例	136
5 盲学校の指導事例	136
6 ろう学校の指導事例	141
7 肢体不自由養護学校の指導事例	148
8 病弱養護学校の指導事例	154
9 重度・重複障害の指導事例	159
10 訪問教育の指導事例	164
第3節 特殊学級の指導事例	169
11 知的障害学級の指導事例	169
12 情緒障害学級の指導事例	196
13 肢体不自由学級の指導事例	213
14 病弱（院内学級）の指導事例	218
15 難聴学級の指導事例	223
16 弱視学級の指導事例	229
第4節 総合的な学習の時間の指導事例	233
17 肢体不自由養護学校における取り組み	233
18 病弱養護学校における取り組み	238

第1章

障害のある子どもの教育と教育課程

第1節 特殊教育の概要

1. 障害についてどのように考えればよいでしょう

(1) これまでの「障害の概念」

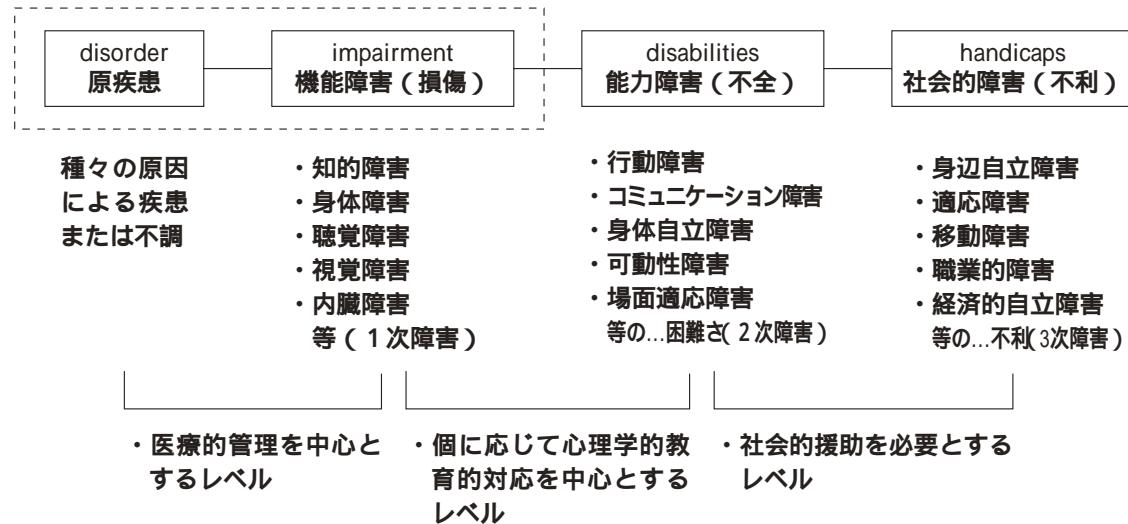
1980年にWHOから出された障害の理念には、次のように述べられています。

「障害の基盤としての個人の特質である『身体的・精神的損傷』と、それによって引き起こされる機能的支障となる『機能不全』、そしてその機能不全がもたらす社会的な結果である『不利』との間には区別があるという事実について認識を深めるべきである。」(国際障害者年行動計画 A. 62)

つまり、日本語としてすべて「障害」として表されているものについて、心身の器質的損傷 (Impairment) のレベル、機能 (能力) の不全 (Disabilities) のレベル、そして、社会的な不利 (Handicaps) のレベルという3つの側面からとらえる必要があるということです。

それを図にすると次のように表すことができます。

図1 障害の構造 (1980年)



障害は、ある原疾患を起点として、人間の能力や諸活動が制限されるという「障害」が構造化されていくことになります。器質的な損傷をヒトとしての「欠陥」ととらえるか、あるいは身体的・精神的機能や構造上の「個人の特質」としてとらえるかは対極的な考え方といつてもいいでしょう。

「欠陥」としてとらえるなら、特殊教育を普通教育と区別して全く違う教育を考えることにつながってします。障害をどのようにとらえるかについては、まず、こうした障害を「個人の特質」としてとらえるのです。

社会生活における不利 (ハンディキャップ) については、社会生活を遂行する上で幼児期、学童期においてより学校卒業後の社会生活において深刻な問題とされます。しかし、これが機能不全がもたらす社会的な結果としての障害 (不利) であるということは、問題の社会的条件によって大きくもなり小さくもなるということになります。つまり、機能不全による困難性をカバーする社会的条件を整備することにより、「その人の障害が障害でなくなる」ことになります。

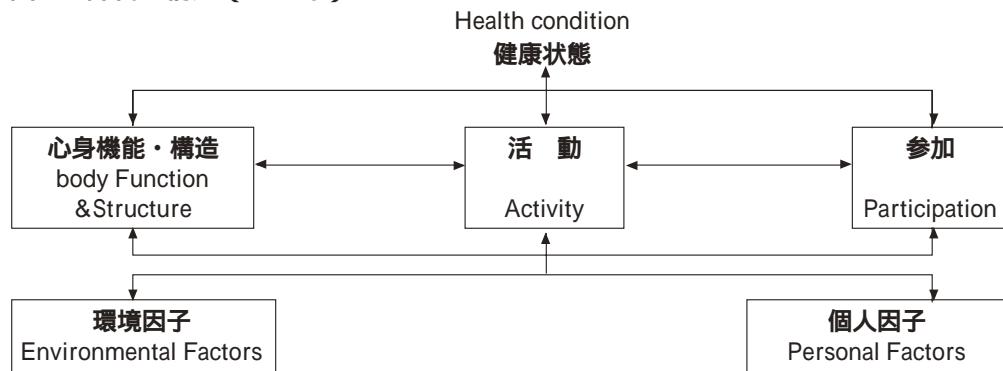
(2) 新しい「障害の概念」

2001年のWHOの改訂版 (ICF) では、前回と同様に3つの次元で捉えることには変わりありませんが、表現が肯定的になり、障害を個人と環境の関係性から捉えようとしています。障害とは、健康状態により心

身機能・構造の変調をきたしたり、活動をする上での制約、参加する上での制約が現れている状態で、それは環境因子（バリアフリーの環境であるかどうか等）や個人因子（サポートを受けているか等）によって大きく異なる、ということです。

それを図にすると次のように表すことができます。

図2 障害の構造（2001年）



すべての人が対象になっている

障害のある人もない人もすべての人が対象になっています。障害はすべての人がもつ可能性があるということです。（例えば、加年齢等によって）

指導より支援が重視されている

障害のある人が活動や参加の制約を受けることなく、積極的に生きていくことができる支援が重視されています。能力を向上させ、できるようになれば「活動」「参加」するというのではなく、「活動」「参加」が当たり前となる支援を考えようということです。

「環境因子」「個人因子」等の背景因子が重視されている

障害はその人に帰属するのではなく、人や環境によって変わる、ということが強調されています。周りの人が変われば、環境が変われば、障害が障害でなくなることもありうるという考え方です。障害のある人側ではなく、我々側、すなわちかかわり手のかかわり方に焦点があてられています。

(3) 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

近年、ノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化、多様化、教育の地方分権など特殊教育をめぐる状況が大きく変化しており、それに伴って、これまでの障害の程度に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換を図るよう求められています。

【特別支援教育】

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

今後は、これらの基本的な考え方に基づき、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る様々な国の施策が示されていくこととなります。

資料

今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）

（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 平成15年）

2. 障害にはどんな障害があるのでしょうか

知的障害とはどのような障害をいうのでしょうか

- (1) 「知的障害」とは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態をいいます。

「発達期に起こり」とは、一般的には18歳以下を指します。この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起きるもので、発達期以降の外傷性頭部損傷や老齢化に伴う知能低下などによる知的機能の障害とは区別されます。

知的機能は、認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断等に関わる機能です。「知的機能の発達に明らかな遅れがあり」ということは、特に情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より明らかに遅れがあるということです。平均的水準とは、標準化された知能テストの平均的水準を指します。

「適応行動の困難性」とは、適応能力が十分に育っていないということであり、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことを意味します。そのため、特別な援助や配慮なしに、同じ年齢の者と同様に、そうしたことが可能であるかどうかをよくみて、困難性の有無を判断していくことが大切です。

知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴うという状態は、全体的な発達の遅れとして現れます。その原因は多種多様で、具体的には不明な場合が多いのですが、中枢神経系の機能障害に加えて、心理的・社会的条件がその要因となります。

視覚障害とはどのような障害をいうのでしょうか

- (1) 視覚障害とは、視機能の永続的低下の総称であり、両眼ともに視機能が低下し、現状以上の視機能の回復が望めない状態をいいます。

視機能が低下していても、それが短期間に回復する場合は視覚障害とはいいません。視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害（明順応障害、暗順応障害）などをいいます。

また、片眼だけに視機能低下がある場合や医療によって回復するものは視覚障害とはいいません。片眼が見えなければ遠近感覚がないなどの不自由はありますが、見える方の眼を使うことによって、教育上特別な取り扱いをするほどの支障を伴わないからです。先天白内障の場合は、手術によって視力は回復しますので、視覚障害とはいいませんが、小眼球など他の眼疾患が合併していて、手術を行っても十分な視力の回復が得られず、永続的に視力低下がみられるものもあります。このような場合、手術後視力の回復が期待できず、障害が固定した時点で視覚障害となります。

- (2) 視覚障害のうち、教育的な立場から最も問題になるのは視力障害です。

視力障害

視力とは、ものの形などを見分ける力であり、一般には、二点を二点として分離して知覚することができる限界値で、分離最小闘をいいます。

近視や乱視などの屈折異常がある場合、それらを矯正しない視力（裸眼視力）が低くても、メガネやコンタクトレンズで矯正した視力（矯正視力）が低くなければ、学習上大きな支障はきたしません。したがって、教育上特別な取り扱いをするかどうかは、屈折異常を十分に矯正し、両眼で見た場合の視力によって決めるべきで、屈折異常を適切に矯正しても両眼の視力が低く、教育上特別な取り扱いを要するようであれば、視力障害であるということになります。

視力の低い状態は、0.1、0.04などのように視力検査の結果を数値で表すことになりますが、次のように数値で表せない状態もあります。

表 現	状 態
全盲	明暗もわからず、視力が全くない状態。視力は0。
光覚（弁）	明るいか暗いかが辛うじてわかる状態。
手動（弁）	眼前で動かした手の動きがわかる状態。
指数（弁）	目の前の指の数が分かる状態。指を出した距離によって「眼前指数」「30cm指数」。

指数（弁）などのように、視力が幾分あっても、それが非常に低く文字や形態等を視覚的に認知することがほとんど不可能な場合は、点字を常用することが必要になります。全盲児とこれらの点字を常用する必要のあるものを含めて、一般に盲児と呼びます。また、視力がこれほど低くなく、通常の文字を常用した教育が可能なものを弱視児といい、矯正した視力が両眼で0.3以下、0.04以上のものを指します。

視力障害以外の障害

視力障害以外の障害としては、視野障害や光覚障害などがあります。

詳しくは、就学指導資料を参照してください。

聴覚障害とはどのような障害をいうのでしょうか

(1) 聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下の総称です。

一般的に聴覚障害といえば、聴覚感度の低下を示す聴力障害のことをさします。聴覚障害は、障害部位、障害の程度や型、障害が生じた時期や原因などによって分けることができます。

障害部位による分類

聴覚器官は、外耳、中耳、内耳、聴覚伝導路、聴中枢からなっています。これらは、外界にある音の振動を受けとめ、これを内耳の感覚細胞まで送り込む作業をしている伝音部分と送り込まれた音の振動を感覚細胞で感じ、神経の興奮（インパルス）に換え、脳幹の神経伝導路を通って大脳皮質の聴中枢に送る感音部分に大別されます。

障害のある部位によって分類すると、伝音部分に障害がある場合の伝音性の聴覚障害と感音部分に障害がある場合の感音性の聴覚障害に分けられます。伝音性と感音性の聴覚障害が併存するものを混合性の聴覚障害といいます。

一般に伝音性の聴覚障害では、音が小さく聞こえるだけですが、感音性の聴覚障害では、音が小さく聞こえるだけでなく、ひづんで聞こえることが多くみられます。

障害の程度による分類

障害の程度には、軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び聾に分けて考える場合もあります。障害の程度を示す基準は、オージオメーターで測定した各周波数の気導聴力レベルのうち会話音域を代表する500ヘルツ、1000ヘルツ、2000ヘルツの値をそれぞれa, b, c dB（デシベル）とすると、(a + 2b + c) / 4で算出した値（平均聴力レベル）によって示されています。正常聴力レベルは、正常音が聞き取れる最小の音圧で、オージオメータの0 dBにあたります。

聴力レベル	特 徴
20 ~ 40dB	話声語を4~5m、ささやき語を50cm以内で聞き取れるが、日常生活面では聞き返しが多くなる。1対1の会話場面では支障は少ない。
40 ~ 60dB	通常の話声を1.5~4.5mで聞き取れるので、言語習得前に障害が生じた場合でも、生活上の支障はそれほど大きくないが、学習上では、言語力不足が問題になり、言語発達の遅れや発音の障害が顕著になりやすく教育的配慮が必要である。
60 ~ 80dB	通常の話し声を0.2~1.5mで聞き取れるので補聴器の装用が適正であれば、耳だけでの会話聴取が可能である場合もある。言語習得前に障害が生じた場合、適切な教育的対応を行わなければ、わずかな生活言語獲得にとどまってしまう場合が多い。
80dB ~	早期に障害が生じた場合は、適切な教育的対応を行わないと、言語獲得が著しく困難となる。

肢体不自由とはどのような障害をいうのでしょうか

- (1) 肢体不自由とは、四肢又は体幹の運動機能障害をいいます。

肢体不自由のことを運動障害と呼ぶこともあります、このことからもわかるように、肢体不自由は、身体運動（姿勢を含む）の障害です。したがって、視覚障害や聴覚障害のように、1種類の感覚器官の障害とは異なり、全身のどこかの障害ですので、その状態はいっそう千差万別となります。

医学的側面からみた肢体不自由は、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものをいいます。

形態的側面からいえば、先天性のものと、生後、事故などで四肢等が切断されたことによるものとがあります。また、関節や脊柱が硬くなつて拘縮や変形を生じているものがあります。

機能的側面からいえば、中枢神経の損傷による脳性まひを中心とした脳原性疾患が多くみられます。この場合、肢体不自由の他に、知能の発達の遅れなど、いくつかの随伴障害を伴うことがあります。

また、脊髄と関係のある疾患として、二分脊椎があります。二分脊椎は、主として両下肢の運動と知覚の障害、直腸・膀胱の障害がみられ、水頭症を伴うことがあります。

さらに、末梢神経の疾患による神経性筋萎縮があり、筋固有の疾患として、進行性筋ジストロフィーなどがあります。

他に、骨・関節の疾患として外傷後遺症や骨形成不全症などがありますが頻度は高くありません。

心理学的、教育的側面からみた肢体不自由は、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難がある状態をいいます。

肢体不自由児は、上肢、下肢または体幹の運動・動作の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、いすへの腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、用便など、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難があります。これらの運動・動作には、起立・歩行のように、主に下肢や平衡反応にかかるもの、書写・食事のように、主に上肢や目と手の協応動作にかかるもの、物の持ち運び・衣服の着脱・用便のように、肢体全体にかかるものがあります。

肢体不自由の運動・動作の困難は、一人一人異なるので、その把握に当たっては、日常生活や学習上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

病弱・身体虚弱とはどのような障害をいうのでしょうか

- (1) 病弱・身体虚弱とは、主として教育の立場で一般的に用いられている用語であり、病弱等にある者を総称して用いています。

「病弱」とは、病気にかかっているため、体力が弱っている状態を表します。

一般に学校教育の立場から、病気が長期にわたっている者、又は長期にわたる見込みの者で、その間継続的な医療又は生活規制を必要とする状態をいいます。

したがって、病状が慢性に経過する疾患に限り、たとえ病状が重くても急性（一過性）のものは含めません。

なお、ここでいう生活規制とは、健康の維持や回復・改善のために必要な運動、食事、安静、服薬等に関して守らなければならないことが様々に求められていることを指します。病弱教育は、病気の自己管理能力を育成する指導を中心としていることから、病弱児にとって「生活規制」とは、「生活の自己管理」と考えることが大切です。「生活の自己管理」とは、健康状態の回復・改善等を図るために、運動や安静、食事など日常の諸活動について、病気の状態や健康状態に応じて制限等の配慮をすることを意味するものです。

「身体虚弱」とは、身体が弱いという状態を表します。

先天的または後天的原因により、身体諸機能の異常を示したり、疾病に対する抵抗力が低下し、またはこれらの現象が起こりやすく、そのため学校に出席することを停止する必要は認めないが、

長期にわたり健康な者と同じ教育を行うことによって、健康を損なうおそれがある程度の者をいいます。身体虚弱の症状や状態を分類すると次のようなものがありますが、実際にはこれらをいくつか併せ持つことがあります。

- ・病気にかかりやすく、かかると重くなりやすく、また治りにくい。
- ・疲労しやすく、また疲労の回復が遅い。
- ・身体の発育や栄養の状態が良くない。
- ・顔色が悪く、貧血の傾向がある。
- ・アレルギー症状を度々繰り返す。
- ・頭痛、腹痛、その他の症状をしばしば訴える。

言語障害とはどのような障害をいうのでしょうか

(1) 言語障害とは、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。

一般的には、言語の受容から表出に至るまでのいずれかのレベルにおいて障害がある状態であり、その実態は複雑多岐にわたっています。言語機能の成立に関わる要素はとても広く、運動機能や思考、社会性の発達などとのかかわりも深く、言語障害を単一の機能の障害として定義することはきわめて困難です。

(2) 言語障害については、一般に次のような基準で分類されます。

耳で聞いた特徴に基づく分類：発音の誤り、吃音など

言葉の発達という観点からの分類：話す、聞く等言語機能の基礎的事項の発達の遅れなど

原因による分類：口蓋裂、聴覚障害、脳性まひなど

(3) 言語障害の特性

言語障害は環境との相互作用が強い障害です。

言語は環境から学ぶことによって発達するため、児童生徒を取り巻く環境の在り方が言語障害の状態に大きな影響を及ぼします。

また、社会生活を送るため、言語の果たす役割が大きいことから、言語障害は児童生徒の社会生活にも大きな影響を与えるものです。さらに、社会生活上、失敗した経験が言語障害に与える影響も少なくありません。そのため、必要とされる指導内容を検討したりする際には、児童生徒の言語障害の状態のみにとらわれることなく、周囲の人々との相互作用についても参考にすることが必要です。したがって、指導及びその評価に当たっては、保護者や学級担任及び級友等とのかかわりの状態なども考慮に入れて行うことが必要です。

言語障害は見逃されやすい障害です。

言語障害は、日常の生活や教科等の学習への影響が少ないと考えられ、見逃されやすかったり、軽んじられたりしがちです。また、児童生徒にとっても、その障害について隠そうと思えば隠せることが多いため、障害の発見が遅れたり、発見されても放置されたりすることが少なくありません。しかし、表面的に表れる障害の程度とは異なり、児童生徒自身が感じている苦しみが予想以上に大きかったり、劣等感、欲求不満などの情緒面への影響が甚大であったりすることがあります。こうしたことが、本人の自己実現にも影響したり、自己をどうとらえるかということにも影響を与えたことがあります。本人の内面性に対する洞察もとても重要です。

言語障害は医療との関連が大きい障害です。

言語機能がどのように現れるかということは、構音器官などの器質的な状態と学習との結果によるといえます。そのため、言語障害の指導と評価においては、構音器官等の器質的な面との関連でとらえられなければなりません。口蓋裂等による言語障害の状態の判断については、医療と教育と

の関連を重視して行われることが必要です。

言語障害は発達的な観点を重視する必要のある障害です。

言語障害には、発達的にその状態を改善・克服できたり、状態が変化していったりするものが少なくありません。そのため言語障害についての指導とその評価は、対象となる児童生徒の発達の状態との関連で行われるようにすることが必要です。

情緒障害とはどのような障害をいうのでしょうか

(1) 情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態です。

情緒が激しく現れることは、一般の子供や大人にも起こることですが、多くは一過性であり、すぐに消滅するのでほとんど問題にされることはありません。しかし、それが何度も繰り返され、極端な現れ方をして、社会的な不適応状態をきたす場合があります。そのような状態にある子供については、特別な教育的対応が必要です。

情緒障害の現れ方としては、自分自身が脅かされると感じるなどして、閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な対人関係が形成できなかったりする一方で、他人を攻撃したり、破壊的であったりするような行動も見られます。さらに、多動、常同行動、チックなどとして現れる場合もあります。

情緒障害の原因としては、従来から、主として人間関係の軋轢などの心理的な要因と、中枢神経系の機能障害や機能不全が想定されており、そのいずれかにあてはめることは困難でしたが、自閉症及びそれに類するものの原因は、中枢神経系の機能障害や機能不全であるとすることが定説になっています。

(2) 情緒障害教育の対象

情緒障害教育の対象は、その障害により、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有する児童生徒等であり、我が国では、その原因や特性、特別な教育的な配慮や指導の内容の違いから、おおよそ二つのタイプに分けています。

第1のタイプは、発達障害に包括される障害である自閉症及びそれに類するものにより、言語発達の遅れや対人関係の形成が困難であるため、社会的適応が困難である状態をさします。

第2のタイプは、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん默、不登校、その他の状態（多動、常同行動、チックなど）です。

情緒障害特殊学級が設けられるようになったのは、昭和40年代の前半です。当時、自閉症の存在が注目を浴びるようになり、その対応は、教育界の緊急の課題でした。その現実的要請が情緒障害特殊学級の増加を促してきました。その後、情緒障害特殊学級は、自閉症、選択性かん默、不登校などの児童生徒等を対象とする学級として定着してきました。

現在、情緒障害特殊学級のうち、小学校に設置される学級の多くは、自閉症等への対応を中心としています。また、主として心理的な要因によるものについては、病院等（医療を必要とする場合）に設置されている情緒障害特殊学級等において対応している場合があります。

さらに、アスペルガー症候群などの発達障害も情緒障害学級の対象とされています。

資料

就学指導資料

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成14年6月）

3. 障害のある子どもの教育措置はどのように行われるのでしょうか

(1) 法令上の規程があります。

障害のある児童生徒の教育措置について、盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度（以下「就学基準」という。）は、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。これについては、平成14年4月24日付け「学校教育法施行令の一部改正について」（14文科初第148号文部科学事務次官通知、9月1日施行）により示されました。また、これにより、就学基準に該当する児童生徒について、その障害の状態に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができるように就学手続きを弾力化されました。（認定就学者）

さらに、就学する学校の決定についての留意事項及び小・中学校の特殊学級等において教育することが適当な児童生徒の障害の程度等については、平成14年5月27日付け「障害のある児童生徒の就学について」（14文科初第291号文部科学省初中局長通知）によって示されています。

(2) 就学基準が示されています。（学教法施行令第22条の3）

就学基準については、学教法施行令第22条の3において、下表のように示されています。さらに、具体的な考え方について就学指導資料（平成14年6月文部科学省）及び就学指導の手引（平成15年6月県教育委員会）を参照して下さい。

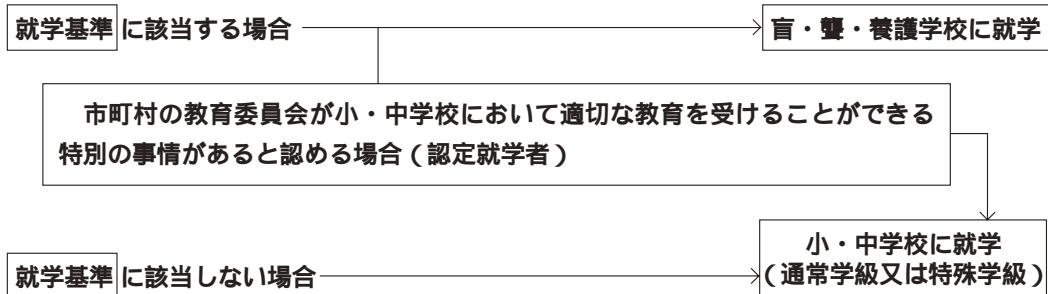
なお、学習指導要領に規定されている重複障害者については、就学基準に示されている5障害に加え、言語障害と情緒障害を含めて考えてよい場合もあります。（第1章第2節 の11参照）

盲学校、ろう学校、又は養護学校就学基準

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	ろう者	盲者	区分
二 とする程度のもの 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規則を必要とするもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難なもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	一 知的発達の遅滞のもの 二 知的発達の遅滞のもの 三 に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	一 が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 する程度のもの 三 に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	両耳の聽力レベルがおおむね六〇デシベル以上もののうち、補聴器等の使用によつても正常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの 上もののうち、補聴器等の使用によつても正常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの	視力以外の視機能障害が高度のもの又は大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

(3) 特別の事情があると認める場合の認定就学者の考え方

就学手続きの見直しがなされました。



認定就学者の認定に当たっては、一人一人の障害の種類や状態に応じて必要なものを考慮したうえで、次のような観点から総合的に判断することが必要です。

- 障害に対応した学校の施設や設備が整備されていること
- 学習活動をサポートする学習機器等が用意されていること
- 専門性の高い教員が配置されていること

- (4) 特殊学級の児童生徒の障害の状態について示されています。(平成14年度5月27日付第291号文部科学省初等中等教育局長通知)

学校教育法第75条第1項及び学校教育法施行規則第73条の18の規定に基づき特殊学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な教育が行われることが適當であること。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

障害の種類及び程度

障害の種類	障　　害　　の　　程　　度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの
情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもの

留意事項

特殊学級の対象とすることが適當な児童生徒の判断に当たっての留意事項は、盲学校、聾学校及び養護学校への就学の障害の判断に当たっての留意事項と同様であり、また、言語障害者及び情緒障害者については、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

- (5) 就学指導委員会の意見を聞くことが必要です。

このような障害の種類や程度に基づく教育措置を行うに当たって、市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒との就学に関する専門的知識を有するものの意見を聞くことが義務づけられています。(学教法施行令第18条の2) すなわち、市町村教育委員会の規則等に基づき設置されている就学指導委員会の意見を聞くことが必要です。就学指導委員会は障害の種類、程度の判断に必要な調査を行い、医学的な精密検査、心理学的な諸検査等の結果 保護者との面接により把握した生育歴等 保護者との教育相談や行動観察等を通じて得た現在の生活、行動等の特性、教育的ニーズに伴う特別の教育的対応に関する情報をもとに障害の種類や程度、教育上必要な配慮について審議されます。この判断を参考にして、教育委員会が具体的に教育措置を決定することになります。また、就

学指導委員会は、認定就学者の認定についても審議することが必要です。

市町村の教育委員会は、障害の判断に当たっては、就学相談や教育相談を通じて保護者や本人の意見も聞いた上で、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行わなければなりません。

(6) 市町村就学指導委員会の役割の充実を図る必要があります。

今後、就学指導委員会の役割として、次のように充実を図ることが必要です。

障害の種類、程度の判断は、教育学、医学、心理学等の観点から総合的に行われるよう、就学指導委員会は必要な各方面の専門家により構成すること

早期からの教育相談の成果を活用すること

保護者が意見表明をする機会を設けること

特殊学級、通級による指導等の教育的支援の内容等について校長に助言を行うこと

市町村立の小・中学校や盲・ろう・養護学校に就学した障害のある児童生徒に対する就学指導のフォローアップを行う等によりその機能の充実を図ること等

資 料

就学指導資料

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成14年6月)

4 . 障害の特性とその留意点はどんなことでしょう

知的障害の場合

(1) 知的障害児は、精神発達が未分化なため、特に知的機能としての認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断といった機能が遅れていますが、一般的には次のようなことが指摘されます。

運動機能、感覚・知覚面での発達も遅れます。

精神機能と身体諸器官の働きは不可分の関係にあるので、知的障害児の多くは、歩行の開始、手指を使うこと、走る、跳ぶといった運動機能の出現や敏捷性が乏しいことがみられます。

また、視覚、聴覚、触覚といった感覚認知の面でも障害がみられ、例えば、対象物をとらえ差異を弁別することや形態把握が弱く、そのため文字の模写なども困難を伴うことになります。

知的行動面で遅れが顕著です。

ア、言語能力の発達が遅れ、語句、語文の完成、動詞や助詞、形容詞などを自由に使うことが難しくなります。

イ、言語（話すことば）の発達が遅れるばかりではなく、そのために抽象・一般化の働きとしての言語（表象言語）の発達が進みません。例えば、イヌ、ネコ、ウマといった個々の具体的なものから共通した性質として「動物」「ほ乳類」という概念が出てきます。更に抽象化すると「生物」「生命」あるいは「物体」などと一般化されます。しかし、抽象化、一般化が弱いため、こうした概念の形成が困難で、正しく理解したり、それをコミュニケーションや思考活動に活用したりしにくいことになります。このことは、各教科の学習や道徳の学習の困難性となって現れることになります。

ウ、記憶すること、また、ある事柄を類推したり判断したりすることが難しいことがあります。

ある目標を達成するためには、そのための方法・手段を検討し、合理的に実践しなければなりません。

例えば、積み木を積み上げるときには、その大きさや形を理解し、どのように配置しどのような手順で積み上げるかを判断しなければなりません。知的障害児の行動は、こうした見通しにたった行動ではなく、断片的になりやすい特徴があります。そのため、いきあたりばったりに行動し、失敗してもまたそれを繰り返すということになりやすいのです。

また、既存のいくつかの知識や素材を再構成して未知の事実を推理したり、新しい観念を創造したりすることも困難になりやすいのです。

情緒的な面、社会的な面での影響もあります。

ア、精神構造が硬いと柔軟な思考力が乏しく、状況の変化に適応していくことが困難で、固定的な方法に固執するという傾向がみられます。例えば、水まきを日課にしていると雨の日でも水まきをするとか、作業の内容ややり方が変わると途端に能率が落ち事故を起こしてしまったなどということになります。一定のやり方では調子がいいのですが、融通がきかず、一つのことについて固執して我を通すため、人間関係での軋轢が起ることにもなります。

イ、一般に、新しい経験を獲得していくことに対して、欲求が乏しく、また、興味・関心も薄いことがあります。そのため、自発的な活動が少なく、他律的、依存的な傾向がみられます。従って、適当な刺激がないと、周囲に無関心でぼんやりしているということになります。

また、見通しが浅いこともあって、目的に対する意識が乏しくなり、仕事や勉強などでも注意散漫となり長続きしないことになります。

ウ、自己統制や自律心が弱く自己中心的に振る舞うため、社会的な適応性に乏しいということになります。叱責や非難を受けると情緒的に不安定になり、時には衝動的な行動をとったりするのも、相手の立場に立って物事を考えたり、自分の責任や役割について理解し社会的なルールを理解することが難しいことからと考えられます。

エ、学習面での特徴として、その特性から考え、日常生活で直接経験することが少ない抽象的概

念や論理的な考えを進めていく抽象・一般化の働きが必要な内容の学習は困難になりますが、日常生活に密着し繰り返し経験している事柄については、学習することができるといえます。

(2) 教育的な対応として、基本的には次の点に留意することが必要です。

児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒の実態等に即した規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。

社会生活能力の育成を中心的な目標とし、身辺生活・社会生活に必要な知識、技能及び態度が身につくよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度を育てる。

生活に結びついた実際的で具体的な活動を学習活動の中心にすえ、実際的な状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるようにする。

教材・教具等を児童生徒の興味・関心の引くものにし、目的が達成しやすいように段階的な指導をするなどして、学習活動への意欲が育つようにする。

できる限り成功体験を多くするとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を促す。

児童生徒一人一人が集団の中で適切な役割を得て、その活動を遂行できるように工夫するとともに、発達の不均衡な面や障害への個別的な対応を徹底する。

(3) 知的機能の発達の遅れや障害の状態は、一人一人異なり、また、変わり得るものです。

以上、知的障害児にみられる一般的特性や教育的な対応の留意点を概観しました。遅れや障害の状態は、ある程度持続するものですが、絶対に不变固定的であるということはありません。教育的対応を含む広義の環境条件を整備することによって、障害の状態はある程度改善されたり、知的発達の遅れがあまり目立たなくなったりする場合もあります。つまり、知的障害は、個体の条件だけでなく、環境的、社会的条件との関係で、その障害の状態がかわり得る場合があるということです。

その他の障害の場合

(1) 視覚障害の特性等

視覚障害のある児童生徒は、視覚による情報収集が困難なため、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合があります。特に実体や具体的経験を伴わない、言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう傾向が見られます。事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心がけることが大切です。その際、見学や調査などの体験的な学習によって、経験の拡充を図ったり、観察や実験、操作活動などによって直接体験させ、具体的なイメージをつくったりすることができるような配慮が必要です。

動いている物や、遠くにあるものを理解することなど、視覚や触覚によって直接経験することが困難な面が見られます。このような学習内容については、基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにすることが大切です。

環境を把握したり、状況を判断したりすることに困難があるため、空間や時間の概念の形成が十分でない場合があります。系統的な地図指導や图形指導などによって、空間や時間の概念形成を図ったり、実習や実技などの学習において、自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したり、時間的な見通しをもって行動できるように指導することが必要です。

(2) 聴覚障害の特性等

平均聴力レベル20～40dBの聴覚障害は、話声語を4～5m、ささやき語を50cm以内で聞き取れますが、日常生活面では聞き返しが多くなります。学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがあります。座席が離れていると騒音等により教師の話が正確に聞き取れず、結果的に言語力が伸びにくく、学力の停滞が生じたり周囲とのコミュニケーションがうまくいかなかっ

たりして、情緒が不安的になることがあります。

平均聴力レベルが40～60dBの聴覚障害は、通常の話し声を1.5m～4.5mで聞き取れるので、生活上の支障はそれほど大きくはありませんが、学習上の言語力不足が問題となります。言語発達の遅れや発音の障害が顕著になりやすいので、教育的配慮が必要です。

平均聴力レベル60～80dBの聴覚障害は、通常の話し声を0.2m～1.5mで聞き取れるので、補聴器の装用が適正であれば、耳だけでの会話聴取が可能である場合もあります。言語習得前に障害が生じた場合、障害の程度や言語環境の違いなどで言語発達の状態は様々ですが、適切な教育的対応を行わなければ、わずかな生活言語を獲得するにとどまる場合が多いので、適切な教育的な対応が不可欠です。

平均聴力レベル80dB以上の聴覚障害で、早期に障害が生じた場合には、適切な教育対応を行わないと言語習得が著しく困難となります。

体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達段階等に応じた思考力の育成に努めることが大切です。

聴覚を通した情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となります。したがって、様々な機会を通じて、児童生徒の読書活動の活発化を促すことがきわめて重要なこととなります。

児童生徒一人一人の障害の状態に応じて、補聴器等の利用により保有する聴覚を最大限に活用し効果的な学習活動が展開できるようにすることが大切です。

言語習得や言語概念の形成等のために一人一人の児童生徒の実態を十分考慮し、適切なコミュニケーション手段の選択と活用に努める必要があります。

(3) 肢体不自由の特性等

肢体不自由の起因疾患でもっと多くの割合を占めているのは、脳性まひを中心とする脳原性疾患です。脳性まひに見られる特性等（抜粋）は以下のとおりです。

主な症状は、中枢神経症状と運動・動作の障害で、中枢神経症状は、不随意運動などの筋緊張の異常が見られます。また、原始反射が長く残存し、姿勢反応の出現が遅れていることがあります。

運動・動作の障害は、中枢神経症状と相まって、頸の座り、座位保持、立位、随意把握など運動発達の遅れとなってあらわれます。

神経症状による病型分類は、けい縮（直）型、アテトーゼ型、失調型、個縮型などに分類されます。
(就学指導資料参照)

脳性まひには、知的障害が随伴することがあり、知的発達の状態の把握に当たっては、潜在的な能力の有無を確認することが大切です。

脳性まひ児の多くは、言語障害を随伴していると言われており、まひ性高温障害とよばれる神経筋の障害（まひ）によるものが多く見られます。この場合には、唇、した、喉頭、横隔膜、胸郭など、話すことに使われる多数の筋肉の調節が損なわれますが、内言語及び言語の理解能力は損なわれないと言われています。まひ性構音障害の場合には、言語表出のための代替手段（コンピュータ、文字盤、補助器具など）の活用によって、意思の伝達が可能になることがあるので、代替手段の活用能力についても把握することが大切です。

脳性まひ児は視覚障害や聴覚障害などの感覚障害を伴う場合があります。視覚障害は、屈折以上、眼筋の不均衡又は斜視、眼球運動の障害などが見られることがあります。これらの感覚障害は、学習活動を困難にする要因なので、専門医による精密な診断を行うことが必要です。

脳性まひを含めて中枢神経に障害があるものには、転導性、多動性、統合困難、固執性などの独特的行動傾向が観察されることがあります。しかし、これらは個人差が大きく、すべてのものにみられるものではありません。

(4) 病弱・身体虚弱の特性等

児童生徒は種々の疾病により、一般に授業時数の制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多くみられます。また、小・中学校からの転入学してきた児童生徒については、学習の進度等の差が見られます。これらのことから、指導計画作成にあたっては、児童生徒の実態を十分考慮し、教科の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要があります。

身体活動の制限や運動・動作に障害があるため、特に実技や実習等を伴う学習では、児童生徒の実態に応じて、コンピュータを活用バーチャルリアリティーの体験や図書館等からの直接的なデータ活用など、教材・教具を工夫して学習効果が高められるようにすることが大切です。

児童生徒の病気の種類、程度などは様々です。症状の変化も病気によって異なります。従って、それぞれの病気の特質や個々の症状等を十分考慮し、学習が負担加重になったり、病気の状態や健康状態の悪化をきたしたりすることのないように留意する必要があります。

(5) 言語障害の特性等

「第1章第1節の2」言語障害の項参照

(6) 情緒障害の特性等

情緒障害児の分類としては、第1章で示したように2つのタイプがあります。近年特に、自閉症児の特性を踏まえた指導の重要性が求められていることから、ここでは、自閉症の一般的な特性と留意点について以下に述べます。

自閉症児は、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害で、以下の特徴によって規定されます。

人への反応やかかわりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。

言葉の発達に遅れや問題がある。

興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。

以上の諸特徴が遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様です。また、4～6歳ごろに多動性が見られることがあります、適切な教育や経験によって多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多いです。また、70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、高機能自閉症とよばれています。自閉症に類似するアスペルガー症候群の場合は、知的機能や言語発達の遅れや問題が目立たないため、発見されにくいという側面もあります。

自閉症の具体的な特性は、以下のとおりです。

人へのかかわりや人からの働きかけに対する反応が乏しい。

言語の発達が遅れがちで、エコラリアや独り言が多い。

機械的な記憶は速くても、抽象概念の形成、因果関係の理解、同一の言葉でも文脈や状況によって意味が変化することなどの理解が困難である。

獲得した言葉がコミュニケーション手段として活用されにくい。

身振りなどの伝達手段の理解と活用が苦手である。

同一性への固執が強い。

感覚刺激に対する鋭敏さが見られ、感覚刺激への特異な反応が見られる。

極端な偏食が見られる場合が多い。

混乱、欲求不満、脅威等に対してパニックを起こしたり、自傷行為等が見られる。

幼児期に多動性が強い。

実際の指導においては、次のことに留意することが大切です。

一日の生活の流れや活動の流れをわかりやすく伝える方法を工夫し、児童生徒の心理的な安定を促し、固執性が目立たないように配慮しながら生活に必要な諸技能が習慣として身に付くようにする。

日常生活習慣については、特に家庭との連携を密にする。

動作の模倣、遊具を使った運動等により、体を動かす意欲を育て、協応動作等、運動機能の調和的発達を図る。特に、視覚、触覚などを正しく活用することにより、目的のある行動を形成することをねらい、教材・教具を工夫する。

電話やマイクを使った話す場面の設定や絵カード・文字カード等の教材・教具の工夫により、人の声に注意を向ける、人の話を聞く、返事やあいさつをするなどの必要な態度を形成し、人とのかかわりを深めるための基礎づくりを行う。

動作模倣、遊び、劇、係活動などいろいろな活動を通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにする。

第2節 教育課程の編成

教育課程編成の基本

5 . 教育課程とはどのようなものでしょう

- (1) 学校の基本的な教育計画です。

学校においては、教育目標を達成するために日々の活動を組織的計画的に行うためのさまざまな教育計画をたてます。その中でも最も重要で基本的な計画が教育課程です。教育課程とは、一般に「学校教育の目的・目標を達成するために、児童・生徒の心身の発達に応じ、教育内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」といえます。

学校教育の目標

各学校の教育課程を編成する際の「教育目標」というのは、一般的な目標ではなく、具体的な学校の目標を指します。つまり、各学校の実態に基づいて「こんな児童・生徒になってほしい、こんな学校の教育をしたい」という願いから目標を定めるということになります。学級目標は、更に学校目標に基づいて学級の目標として発達段階を考慮して具体化していきます。

心身の発達に応じ

心身の発達に応じてということは、現在の教育制度では、1学年、2学年というように学年制を採っています。特殊教育では、この学年制に基づきながらも、「一人一人の発達段階や特性に応じて……」ということがより重要になりますから、学級編制やグループ編成に工夫が必要です。そのためにも児童生徒の実態把握が重要になります。

教育内容を授業時数との関連において

教育内容とは、具体的には、学習指導要領に示された各教科や道徳、特別活動等での指導内容のことです。それらの内容と、年間に指導する授業時数の計画を立てます。その授業時数も学校教育法に標準の時数が示されています。特殊教育に関しては、授業時数は小学校、中学校ともそれぞれの標準の年間総授業時数に準ずればよく、各教科ごとの授業時数は弾力的に考えてよいことになっています。

総合的に組織した

このことは、単に「各教科」等の時間数を計画するだけではないということです。つまり、国語や算数といった教科や生活単元の計画といった個々のものではなく、学校行事等を含めた学校全体の計画であり、全学年にわたる総合的な計画が教育課程です。

- (2) 法令に従って編成されるものです。

学校において編成される教育課程は、公教育の立場から法令により種々の定めがなされておりこれに従って編成されなければなりません。

学校教育の目的・目標は学校教育法に示されています。すべての学校がこれに基づいて教育活動を行っています。

教育課程の編成に関わることは、学校教育法施行規則に規定されています。

また、その中で「この章に示すもののほかは学習指導要領によること」とされています。

以上の3つが直接関わる法令等で、基準となるのが、学習指導要領です。

- (3) 教育課程は、各学校ごとに編成されるものです。

前述したように、様々な法令により規定されていますが、各学校では、実態に応じて独自に編成されるものです。児童生徒の心身の発達段階や特性、また、地域との関連は学校ごとにそれぞれ違います。こうしたことを考慮しながら、学校教育目標の達成の具体的な計画として学校全体で立てられるものです。

(4) 特殊学級では「特殊学級教育課程」を編成します。

小・中学校に設置されている特殊学級は、学校の中のひとつの学級ですが、在籍する児童生徒の状況から指導内容、指導形態が異なる「特別の教育課程」を組むことができるため、教科等の区分や時間数が学校の全体計画とは違います。そのため各学校の教育課程に準じて「特殊学級教育課程」として編成します。

従って、教育課程編成の届も別様式となっています。

各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間などについて、指導形態ごとに年間の指導時間数を決めます。

教育課程の編成表では時間数だけになっています。

通常の学級ではほとんど学年相応の内容を学習するということになりますから、時間数だけでよいのですが、特殊学級や養護学校では各教科について同じ時間数でも、下学年の内容を扱うなど指導内容が異なる場合があります。

従って、学年ごとの教科名や配当時間数が同じであっても、内容が異なる場合には、特別の教育課程ということになります。

特殊学級の場合には、小人数であることもあって原則として一人一人について教育課程を編成するようになっています。

(5) 通級による指導も特別の教育課程を編成します。

また、特殊学級と同様に特別の教育課程が編成できる教育形態として、通級による指導があります。通級による指導は、小学校又は中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うものです。特別の指導の内容は、盲学校、ろう学校及び養護学校の自立活動の目標

特殊学級教育課程に関する届出書（参考例）																																																																																																																													
様式第8号の3																																																																																																																													
第 年 月 日																																																																																																																													
市（町村）教育委員会 様																																																																																																																													
市（町村）立 小（中）学校長 氏名 印																																																																																																																													
特殊学級教育課程に関する届出書																																																																																																																													
下記のとおり 年度の教育課程を編成したので届けます。（学級種別： ）																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">児童（生徒）名 イニシャルで記入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">学 年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 分</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> <td>年間授業時数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領合 域わ せ 教た 科指 導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">教 科 別 の 指 導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">選 択 教 科 (中学校)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">道 德</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別活動 学級活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自 立 活 動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 合 的 な 学 習 の 時 間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 間 授 業 時 数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 間 授 業 日 数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9"> (注) 児童生徒が同一の教育課程による場合は、まとめて記入する。 (中)は、中学校の特殊学級で実施している場合、記入する。 (学級種別：)の欄には、学級開設時の種別を記入する。 </td> </tr> </table>									児童（生徒）名 イニシャルで記入									学 年									区 分		年間授業時数	領合 域わ せ 教た 科指 導									教 科 別 の 指 導									選 択 教 科 (中学校)									道 德									特別活動 学級活動									自 立 活 動									総 合 的 な 学 習 の 時 間									年 間 授 業 時 数									年 間 授 業 日 数									(注) 児童生徒が同一の教育課程による場合は、まとめて記入する。 (中)は、中学校の特殊学級で実施している場合、記入する。 (学級種別：)の欄には、学級開設時の種別を記入する。														
児童（生徒）名 イニシャルで記入																																																																																																																													
学 年																																																																																																																													
区 分		年間授業時数																																																																																																																											
領合 域わ せ 教た 科指 導																																																																																																																													
教 科 別 の 指 導																																																																																																																													
選 択 教 科 (中学校)																																																																																																																													
道 德																																																																																																																													
特別活動 学級活動																																																																																																																													
自 立 活 動																																																																																																																													
総 合 的 な 学 習 の 時 間																																																																																																																													
年 間 授 業 時 数																																																																																																																													
年 間 授 業 日 数																																																																																																																													
(注) 児童生徒が同一の教育課程による場合は、まとめて記入する。 (中)は、中学校の特殊学級で実施している場合、記入する。 (学級種別：)の欄には、学級開設時の種別を記入する。																																																																																																																													

式第8号の4																																																																																																												
第 年 月 日																																																																																																												
市（町村）教育委員会 様																																																																																																												
市立 小（中）学校長 氏名 印																																																																																																												
通級による指導のための特別の教育課程に関する届出書																																																																																																												
下記の通り通級による指導が必要な児童（生徒）に対し、特別の教育課程を編成したので けます 記																																																																																																												
児童（生徒） (1)学年・組 (2)氏名 (3)通級による指導実施校名																																																																																																												
教育課程																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">区 分</td> <td>年間時数</td> <td colspan="2">区 分</td> <td>年間時数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">教 科 (必 修教 科)</td> <td>国語</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">選 択 教 科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会</td> <td>道徳</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">教 科 (必 修教 科)</td> <td>算数(数学)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td>特別活動</td> <td>学級活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">教 科 (必 修教 科)</td> <td>生活</td> <td colspan="2"></td> <td>総合的な学習の時間</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td colspan="2"></td> <td>自立活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">教 科 (必 修教 科)</td> <td>図画工作(美術)</td> <td colspan="2"></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>家庭(技術・家庭)</td> <td>特別 教 科</td> <td>教 科 の 補 充</td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">教 科 (必 修教 科)</td> <td>体育(保健体育)</td> <td colspan="2"></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(外國語)</td> <td>指導</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>年間授業時数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="9"> 通級による指導実施曜日・時間 ()曜日・時間 : ~ : ()曜日・時間 : ~ : </td> </tr> <tr> <td colspan="9"> 指導開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td colspan="9">通級による指導に係る連絡会等の計画</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> 注)(1)中の()は中学校の場合である。 (2)「特別の指導」欄は、通級による指導のために特別の教育課程を編成する場合の特別の 指導について記入する。 (3)「特別の指導」欄については、自立活動の指導に合わせて教科の補充として指導を行う 場合は、その教科名及び時数についても記入する。 (4)「特別の指導」欄の時数については、「巡回による指導」の時数を 内に内数で 記入する。(巡回指導がある場合、3に「曜日・時間(巡回)」を記入する。) </td> </tr> </table>									区 分		年間時数	区 分		年間時数	教 科 (必 修教 科)		国語	選 択 教 科			社会	道徳	教 科 (必 修教 科)		算数(数学)				理科	特別活動	学級活動	教 科 (必 修教 科)		生活			総合的な学習の時間	音楽			自立活動	教 科 (必 修教 科)		図画工作(美術)			()	家庭(技術・家庭)	特別 教 科	教 科 の 補 充		()	教 科 (必 修教 科)		体育(保健体育)			()	(外國語)	指導			()							年間授業時数			通級による指導実施曜日・時間 ()曜日・時間 : ~ : ()曜日・時間 : ~ :									指導開始日 平成 年 月 日									通級による指導に係る連絡会等の計画									注)(1)中の()は中学校の場合である。 (2)「特別の指導」欄は、通級による指導のために特別の教育課程を編成する場合の特別の 指導について記入する。 (3)「特別の指導」欄については、自立活動の指導に合わせて教科の補充として指導を行う 場合は、その教科名及び時数についても記入する。 (4)「特別の指導」欄の時数については、「巡回による指導」の時数を 内に内数で 記入する。(巡回指導がある場合、3に「曜日・時間(巡回)」を記入する。)								
区 分		年間時数	区 分		年間時数																																																																																																							
教 科 (必 修教 科)		国語	選 択 教 科																																																																																																									
		社会			道徳																																																																																																							
教 科 (必 修教 科)		算数(数学)																																																																																																										
		理科	特別活動	学級活動																																																																																																								
教 科 (必 修教 科)		生活			総合的な学習の時間																																																																																																							
		音楽			自立活動																																																																																																							
教 科 (必 修教 科)		図画工作(美術)			()																																																																																																							
		家庭(技術・家庭)	特別 教 科	教 科 の 補 充		()																																																																																																						
教 科 (必 修教 科)		体育(保健体育)			()																																																																																																							
		(外國語)	指導			()																																																																																																						
						年間授業時数																																																																																																						
通級による指導実施曜日・時間 ()曜日・時間 : ~ : ()曜日・時間 : ~ :																																																																																																												
指導開始日 平成 年 月 日																																																																																																												
通級による指導に係る連絡会等の計画																																																																																																												
注)(1)中の()は中学校の場合である。 (2)「特別の指導」欄は、通級による指導のために特別の教育課程を編成する場合の特別の 指導について記入する。 (3)「特別の指導」欄については、自立活動の指導に合わせて教科の補充として指導を行う 場合は、その教科名及び時数についても記入する。 (4)「特別の指導」欄の時数については、「巡回による指導」の時数を 内に内数で 記入する。(巡回指導がある場合、3に「曜日・時間(巡回)」を記入する。)																																																																																																												

や内容を参考に学習活動を行います。授業時数については、週当たり3時間、年間105時間を標準として、特別の教育課程を編成することとなります。また、これに加えて、特に必要がある場合は、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を、おおむね年間合計280単位時間以内で行うことも可能です。ただし、あくまで自立活動の内容を参考にした指導を行うものであり、障害に基づく種々の困難を改善克服するために特に必要な場合の各教科の内容補充であることを踏まえる必要があります。なお、通級による指導を実施する場合も特別の教育課程になりますので「通級による指導のための特別の教育課程に関する届出」が必要です。

6. 教育課程に関わる法令等にはどんなものがあるでしょう

(1) 教育課程の編成に関わる法令の主なものには、次の表のようなものがあります。

内 容	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	盲・聾・養護学校
学 校 の 目 的	学校教育法 第17条	学校教育法 第35条	学校教育法 第41条	学校教育法 第71条
教 育 の 目 標	同 第18条	第36条	第42条	(学習指導要領)
教 育 課 程	学校教育法施行規則 第24条	同 施行規則 第53条	同 施行規則 第57条	第73条の7、8、9
授業時数の標準	同 第24条の2	第54条		(学習指導要領)
学習指導要領	同 第25条	第54条の2	第57条の2	第73条の10

(2) 「学校教育法施行規則 第6章 特殊教育」は関係が特に深いので以下概要を掲げます。

詳しくは、「学習指導要領」にも付記されていますので参照してください。

第73条の7　盲学校、聾学校及び養護学校の小学部の教育課程は、……で編成するものとする。

第73条の8　　〃　　　　　　　中学部の教育課程は、……で編成するものとする。

必修教科は、……の各教科とし、選択教科は……とする。

前項の選択教科は、……事情を考慮して設けるものとする。

第73条の10　教育課程は、この章に定めるもののほか(各)学習指導要領によるものとする。

第73条の11　特に必要がある場合は、…各教科又は…科目の……、合わせて授業を行うことができる。
(養護学校の小、中、高等部)知的障害者を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第73条の12　(重複児及び訪問教育)……特別の教育課程によることができる。

……設置者の定める……他の適切な教科用図書を使用することができる。

第73条の19　特殊学級に係る教育課程は特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる。

第73条の20　……設置者の定める……他の適切な教科用図書を使用することができる。

第73条の21　小学校若しくは中学校……次の各号の一に該当する児童又は生徒(特殊学級……を除く。)
……特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、……特別の教育課程による
ことができる。

第73条の22　……特別の教育課程による場合においては、……他の小学校、中学校……又は盲学校、
聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を……特別の教育
課程に係る授業とみなすことができる。

7. 学習指導要領はどのような性格をもつのでしょうか

(1) 学習指導要領は法的拘束力をもつものです。

「盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程については、この章（特殊教育）に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領……小学部・中学部学習指導要領及び……高等部学習指導要領によるものとする」（学校教育法施行規則 第73条の10）と定められているように、学習指導要領は、法的拘束力をもつ教育課程編成の基準となるものです。

学習指導要領は、学校種毎に制定されるべきものですが、同じような内容が重複することや重複障害児への指導の充実を図ることを考慮して、「盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領」として一つの冊子と一緒に定められています。さらに、「盲学校、聾学校及び養護学校 学習指導要領解説」として、内容別に「総則等編」「各教科、道徳及び特別活動編」「自立活動編」に分けて、三つの冊子で解説されています。また、それぞれの解説書には、障害別あるいは学部別の使用を考え、各巻頭に各学校別、学部別の早見表が付けられています。

(2) 学習指導要領には、「総則」で、教育目標と教育課程の編成について、「各教科」等で目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについて示されています。

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校のそれぞれの目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校、中学校あるいは高等学校の学習指導要領に準ずることとなっており、「障害の状態や特性に応じた配慮事項」について示されています。

知的障害養護学校については、若干性格が異なるところがあります。そのため、各教科の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いは、児童生徒の特性等を考慮した特別の目標、内容によって別途定められています。

(3) 自立活動については、特殊教育諸学校独自の領域です。

（第2章第3節の19参照）

(4) 平成10年度の改正では、主に以下の点が改めされました。

「養護・訓練」という名称が、自立を目指した主体的な活動であることを一層明確にするため、「自立活動」に改められました。また、5つの柱と18の項目を見直し、わかりやすく表記するとともに、項目22項目で示されました。

生きる力を育成するため、小学校1・2年生及び知的障害養護学校小学部を除いて、総合的な学習の時間を創設されました。

盲、聾、肢体不自由・病弱養護学校の中学校において「外国語」を必修教科とし、知的障害養護学校中学部においては「外国語」が選択教科として新設されました。

盲、聾、肢体不自由・病弱養護学校高等部の教科では、普通教科の選択教科で「外国語」「情報」「福祉」が新設され、知的障害養護学校高等部の教科では、普通教科の選択教科で「外国語」「情報」が、専門教科で「流通・サービス」が新設されました。

高等部において学校設定教科・科目が導入されました。

自立活動及び重複障害者の指導に当たって、個別の指導計画の作成が義務づけられました。

重複障害者等の指導について、教科の目標・内容等で、中学部では、幼稚部・小学部に、高等部では、小学部・中学部にと、下学年対応の範囲が拡大されました。

職業的自立の推進を重視し、知的障害養護学校中学部の「職業・家庭」の内容に「産業現場等における実習」が規定されました。

特殊教育諸学校が専門的な施設設備や教員の専門性を活かして、地域における特殊教育に関する相談のセンター機能を果たすことが規定されました。

小・中・高等学校の学習指導要領に「交流教育」の規定が明記され、また、小・中学校の学習指導要領に「特殊学級」「通級による指導」の規定が新たに示されました。

資 料

「小学校、中学校学習指導要領」	及びその「解説」(文部省 平成4年)
「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領」	及びその「解説」(文部省 平成4年)
「小学校、中学校学習指導要領」	及びその「解説」(文部省 平成10・11年)
「幼稚園教育要領」	及びその「解説」(文部省 平成10・11年)
「盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領」	(文部省 平成11年)
「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説」 - 「総則等編」「各教科、道徳及び特別活動編」「自立活動編」 -	(文部省 平成12年)

8 . 新しい教育課程の基本方針はどのようにになっているのでしょうか

- (1) 「生きる力」を培うことを基本的なねらいとしています。

盲・聾・養護学校の学習指導要領は、平成14年から実施された完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、幼児児童生徒が豊かな人間性や基礎・基本を身につけ、個性を生かし、自ら学び自ら考える「生きる力」を培うことを基本的なねらいとして、次のような基本方針に基づいて幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じて改善が図られています。

豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。

ア、環境の変化、社会体験や自然体験の減少などを考慮し、人間として調和のとれた育成を一層重視する必要がある。

イ、国際化の進展に伴い、国際社会の中で日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培う。

ボランティア活動や自然体験活動など体験的な活動の充実

歴史学習の改善や中学部における外国語の必修化

自ら学び、自ら考える力を育成すること。

ア、自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行う。

各教科や「総合的な学習の時間」において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実

ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

ア、ゆとりのある教育活動の中で、基礎・基本を確実に学習できるようにする。

イ、興味・関心等に応じた学習に主体的に取り組むことができるようにする。

各教科の教育内容を授業時数の縮減以上に厳選し、基礎的・基本的な内容に絞る。

中学部において、選択教科の拡充

高等部卒業までに必要な修得総単位数を80単位以上から74単位以上に改める。

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

ア、一人一人の個性を生かす教育を行うためには、児童生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を存分に生かした特色ある教育活動を展開することが大切である。

「総合的な学習の時間」を創設

授業の1単位時間や授業時数の運用の弾力化

高等部の学校設定教科・科目を設ける（知的障害養護学校においては、学校設定教科）

- (2) さらに、盲・聾・養護学校においては、「幼児児童生徒の障害の重度・重複化や社会の変化等をふまえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層重視する。」こととしており、次の観点から改善を図っています。

ア、障害の重度・重複化への対応

「養護・訓練」を「自立活動」に変更

個別の指導計画の作成について義務づけ

高等部の訪問教育の実施

イ、早期からの適切な対応

幼稚部3歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を規定

小・中学部及び高等部においても特殊教育に関する相談のセンター的役割について規定

重複障害児について、専門機関との連携に特に配慮

ウ、職業的な自立の推進等

職業教育の充実の観点から高等部に選択教科「情報」「流通・サービス」を新設

社会の変化等へ対応し、中・高等部に選択教科「外国語」を新設

盲聾の専門教科・科目について科目構成を大綱化するとともに、内容の範囲を明確化

交流教育の意義を一層明確に規定

盲学校、ろう学校、肢体不自由・病弱養護学校の教育課程について

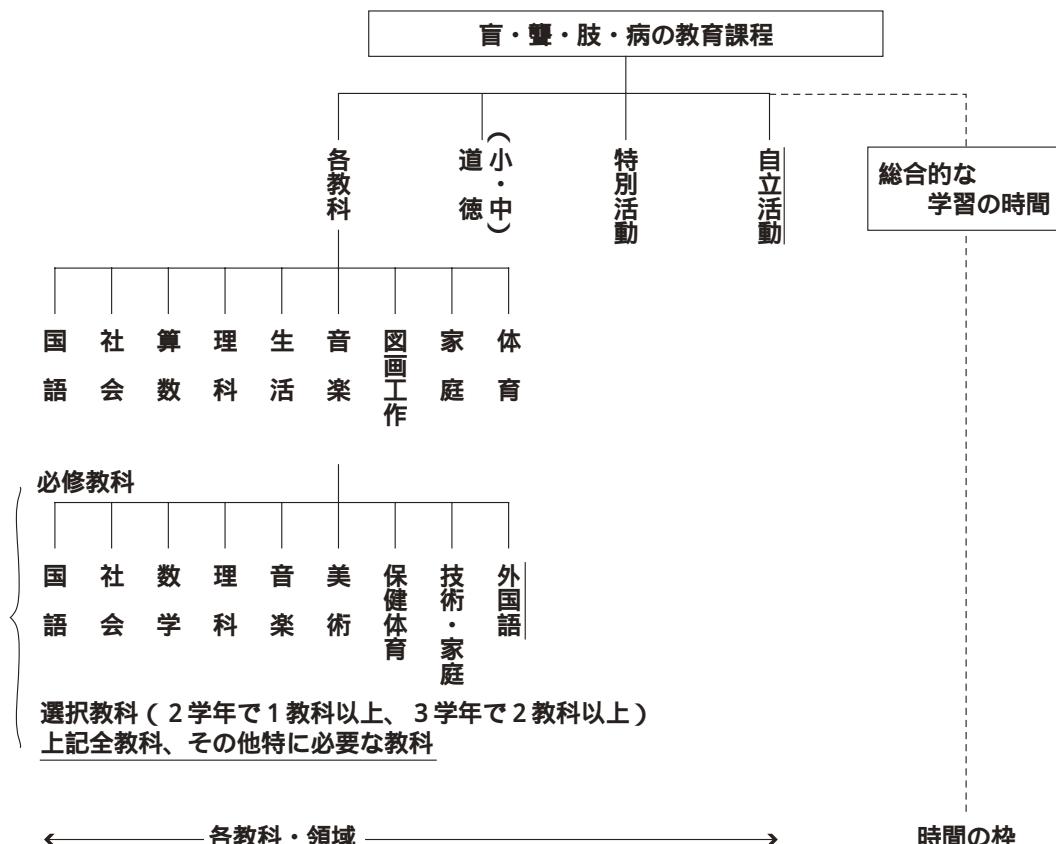
9. 教育課程はどのようにになっているでしょう

(1) 盲学校、ろう学校、肢体不自由・病弱養護学校の教育課程は基本的には「準ずる教育課程」です。

学校教育法第71条に「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、合わせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」とあります。

この規定の中で準ずるということばが使われていますが、法律で使われる「準ずる」とは「同じ」という意味です。すなわち、障害に応じた特別の教育を除いて盲学校、聾学校及び養護学校では、幼稚部は幼稚園教育要領に、小学部は小学校学習指導要領に、中学部は中学校学習指導要領に、高等部は高等学校学習指導要領に基づいて教育課程を編成することを意味するのです。

例えば、盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校及び病弱養護学校の小学部、中学部や高等部では、教育課程編成の基本と自立活動については、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」及び「同高等部学習指導要領」に基づき教育課程を編成し、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年の内容にわたる取り扱い及び道徳、特別活動については「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領」に準じて編成することとなります。また、指導計画の作成と各学年の内容にわたる取り扱いに当たっては、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」「高等部学習指導要領」第2章に示されている障害別の配慮事項を取り入れることとなります。



10. 教育課程はどのような手順で編成するのでしょうか

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、各学校において編成されるものです。（第1章第2節 の5参照）

なお、法律的には、学校教育法第28条第3項で小学校の校長は「校務をつかさどる」とされ、この規定は同法第76条で盲・聾・養護学校にも準用されますが、この校務の中でも最も重要なものの一つが教育課程の編成であり、同法に基づき島根県立特殊教育学校規程に、「校長は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする」と定められています。

その一般的な手順については、第1章第2節 の18を参照してください。なお、実際の編成にあたっては、教育課程編成のための組織を設け、全職員の協力と共通理解のもとに編成作業を進めなければならないことは、言うまでもありません。

11. 教育課程編成の特例はどのようなものがあるのでしょうか

(1) 教育課程編成の特例には、学習指導要領の「重複障害者等の特例」や学校教育法施行規則に規定された特例があります。

障害の状態により学習が困難な児童生徒に関する特例（「重複障害者等の特例」）

ア、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を扱わないことができる。

イ、各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を前各学年（下学年）の目標及び内容の全部又は一部によって替えることができる。

ウ、中学部においては、各教科の目標及び内容に関する事項の全部または一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部に替えることができる。
(教科の名称は替えない)

エ、高等部においては、各教科の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部または小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。

オ、小・中学部においては、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

幼稚部各領域とは 「健康」 （心身の健康に関する領域）

「人間関係」 （人とのかかわりに関する領域）

「環境」 （身近な環境とのかかわりに関する領域）

「言葉」 （言葉の獲得に関する領域）

「表現」 （感情の表現に関する領域）

「自立活動」 （障害に基づく種々の困難の改善・克服に関する領域）

重複障害者に関する特例（「重複障害者等の特例」）

「重複障害者」とは当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せもつ児童生徒であり、「他の障害」とは視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱について盲・聾・養護学校での教育が適当とされる程度のものを指していますが、次のア、イの特例の適用にあたっては、指導上の必要性から、必ずしもこれらに限定される必要はなく、言語障害や情緒障害などを併せもつ場合も含めて考えてよいこととなっています。

知的障害を併せ有する盲・聾学校及び肢体不自由・病弱養護学校に就学する児童生徒については

ア、各教科そのものを、当該各教科に相当する知的障害者を教育する養護学校の小・中学部、高等部の各教科によって替えることができる

この場合、中学部においては、「社会」「理科」「技術・家庭」を知的障害養護学校中学部の「社会」「理

科」「職業・家庭」に替え、さらに「学習が困難な児童生徒に関する特例」により、知的障害養護学校小学部において示されている生活科の目標及び内容を導入することは可能ですが、「生活科」の名称を使う等教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。

イ、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する知的障害者を教育する養護学校の小・中学部の各教科の目標及び内容の一部に替えることができる。

この場合も、教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。

なお、ア、イの場合、小学部の児童については総合的な学習の時間を設けなくてもよいこととなっています。それは、知的障害養護学校の小学部においては総合的な教科である生活科が設定されていることからです。

重複障害者のうち学習が著しく困難な児童生徒については各教科・道徳・特別活動の目標及び内容に関する事項の一部をとり扱わず自立活動の指導を主として行うことができます。さらに、各教科若しくは総合的な学習の時間については、これに替えて自立活動の指導を主として行うことができます。

なお、道徳及び特別活動についてはその目標及び内容の全部を替えることはできないことに留意する必要があります。

訪問教育に関する特例

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合においても上記 の特例が適応できます。

盲・聾・養護学校の教育課程に関して、学校教育法施行規則に規定されている特例

ア、児童生徒の心身の発達段階や障害の状態によっては各教科の全部または一部について合わせて授業を行うことができる。(合科的な授業)(学校教育法施行規則73条 - 11 -)

イ、知的障害者及び重複障害者を教育する場合において特に必要がある場合には各教科、道徳、特別活動、及び自立活動の全部または一部について合わせて授業を行なうことができる。(いわゆる領域を合わせた授業)(学校教育法施行規則73条 - 11 -)

特殊学級の教育課程に関して、学校教育法施行規則に規定されている特例

ア、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特殊学級の教育課程については、特に必要がある場合は、(略)特別の教育課程によることができる。(特殊学級の教育課程の特例)(学校教育法施行規則73条 - 19)

イ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、言語障害者、情緒障害者、弱視者、難聴者、その他に該当する児童又は生徒(特殊学級の児童生徒を除く)のうち心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができる。(通級による指導の特例)(学校教育法施行規則73条 - 21)

ウ、学校教育法施行規則 73条 - 21 意により特別の教育課程による場合においては、校長は、当該小学校、中学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部で受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。(通級による指導の時間のみなし)(学校教育法施行規則 73条 - 22)

12. 知的障害を併せ有する児童生徒の教育課程はどのように考えるのでしょうか

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合は、各教科そのものを知的障害養護学校の教科にかえることができます。

盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校には知的障害を併せ有するいわゆる重複障害の児童生徒も増えてきています。これらの知的障害を併せ有する児童生徒の教育課程は、盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校学習指導要領に示された各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害養護学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部に替えることができます。ただし教科の名称を変えることはできません。

また、知的障害養護学校の各教科の目標及び内容の一部に替える場合には、小学部においては総合的な学習の時間を設けないこともできることとされています。

これについては、「第2章第4節の22」を参照してください。

指導計画の作成上の配慮事項について、「第2章第1節の2」を参照してください。

13. 授業時数等の取り扱いはどのように考えるのでしょうか

- (1) 小・中学部の総授業時数については、小学校及び中学校の標準授業時数に準ずることとなります。年間の総授業時数についての考え方は従前と変わらず、学校教育法施行規則別表第1又は第2で示されている小学校及び中学校の標準的な授業時数に準ずることになります。つまり、年間総授業時数は、小学校及び各学年の総授業時数と同程度確保する必要があります。

今回の改訂において、中学部のクラブ活動は廃止され、小学部のクラブ活動は、総授業時数の中には含まれないこととなりました。また、学校給食の指導は、従来通り特別活動の時間数には含まれませんが、学校や児童生徒の実態に応じて創意工夫を加えて適切に行う必要があります。

- (2) 小・中学部の各教科等のそれぞれの授業時数については、適切に定めます。

各教科等の授業時数については、小学校や中学校のように標準としても定められていないので、各学校で適切に定めることになりますが、この場合は小学校及び中学校の各教科等の授業時数を十分に参考とする必要があります。

これについても従来と考え方は変わりませんが、今回、自立活動の授業時数については、105時間という枠がはずされ、各学校で適切に定められることになりました。また、総合的な学習の時間に充てる授業時数についても適切に定めることができますので、これらを鑑みながら、標準とする総授業時数は確保しつつ、学校教育法施行規則で示されている小学校及び中学校の各教科等の授業時数も参考としながら、児童生徒の負担加重にならないよう十分検討して、各教科等の授業時数を定めることが必要です。

小学校年間授業時数の標準

	学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
各 教 科	国 語	272	280	235	235	180	175
	社 会			70	85	90	100
	算 数	114	155	150	150	150	150
	理 科			70	90	95	95
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	90	90	90	90	90	90
道 德							
特 別 活 動							
総合的な学習の時間							
総 授 業 時 数							

中学校年間授業時数の標準

	学 年	1 年	2 年	3 年
必 修 教 科	国 語	140	105	105
	社 会	105	105	85
	数 学	105	105	105
	理 科	105	105	80
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	90	90	90
	技術・家庭	70	70	35
	外 国 語	105	105	105
道 德				
特 別 活 動				
選 択 教 科				
総合的な学習の時間				
総 授 業 時 数				

- (3) 年間授業週数は、年間35週以上にわたって計画することが原則です。

授業は年間35週以上にわたって計画することが原則ですが、各教科等や学習活動の特質に応じ、効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うこととされました。

ただし、中学部の特別活動（学級活動）については適応されません。

(4) 1単位時間の弾力的運用が可能です。

これまで、授業の1単位時間は、小学部では45分、中学部では50分を標準としていました。しかし、今回の学習指導要領では、「小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」と改訂されました。これは、1単位時間を弾力的に運用することができることを意味しています。

具体的には、調理を行う職業・家庭の授業は70分授業を行ったり、積み重ねが必要な国語や数学は20分授業を毎日行うなど、各学校の創意工夫により柔軟な時間割を組むことができるのです。

ただし、学校教育法施行規則第24条の2別表第1及び同第54条別表第2に定める授業時数の1単位時間を小学校は45分、中学校は50分とするという規定は従前どおりとしています。従って、1単位時間を弾力的に扱った場合においても、小学部は45分、中学部では50分を1単位時間として分数（ふんすう）で計算し直し、年間総授業時数を確保することが必要となります。

14. 高等部の単位の取り扱いはどのようにするのでしょうか

(1) 卒業までに必要な単位数

高等部の標準単位数について、普通教育に関する教科・科目については、高等学校に準じます。

専門教育に関する教科・科目については、高等部学習指導要領（高3）に示す標準単位数を踏まえ適切に定めることとなります。

また、卒業までに履修させる単位数は、74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）となっており、高等部学習指導要領の第1章第2款第1に示されている普通教育及び専門教育に関する教科・科目及び標準単位数（県教育委員会が示した単位数を含む）を踏まえ履修するものとなっています。

(2) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）については、以下のとおりです。

国語のうち「国語表現」及び「国語総合」のうちから1科目

地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」農地から1科目並びに「日本史A」「日本史B」「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治経済」

数学のうち「数学基礎」及び「数学」のうちから1科目

理科のうち「基礎理科」、「理科総合A」、「理科総合B」、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」のうちから2科目（「理科総合B」のうちから1科目以上を含む）

保健体育のうち「体育」及び「保健」

芸術のうち「音楽」、「美術」、「工芸」及び「書道」のうちから1科目

外国語のうち「オーラル・コミュニケーション」及び「英語」のうちから1科目（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その単位数は2単位を下らないものとする。）

家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活技術」のうちから1科目

情報のうち「情報A」、「情報B」及び「情報C」のうちから1科目

(3) 「授業の1単位時間の弾力化」については、1単位時間を50分として計算して年間35単位時間を確保する必要があります。したがって、1単位時間を50分以外とする場合は、年間を通して十分な時間を確保するとともに、各学校において生徒の実態及び各教科・科目の特質を考慮して、学校管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討する必要があります。

(4) 「週当たりの授業時数」は30単位時間を標準とします。30単位を上回る場合には、32単位時間程度までとすることとしています。なお、週当たりの授業時数を30単位時間を上回って実施する場合は、教育的な配慮に基づき、生徒の負担が過重にならないよう十分配慮し、学校や生徒の実情に応じて適切に定めることが必要です。

知的障害養護学校及び特殊学級の教育課程について

15. 知的障害養護学校の教育課程はどのようにになっているでしょう

(1) 知的障害養護学校の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、及び自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害養護学校小学部を除く）によって編成するものとする（施行規則第73条の7）となっています。

小学部の各教科は、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育となっています。

中学部の各教科は、必修教科が国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭となつており、選択教科として外国語があります。また、「その他特に必要な教科」を定めることができます。

教育課程を編成し指導内容を選択する場合、学習指導要領に示された、これらの各教科ごとの目標内容から選択します。従って、下の図の指導内容の分類の段のようになります。

(2) 領域・教科を合わせて指導することができます。

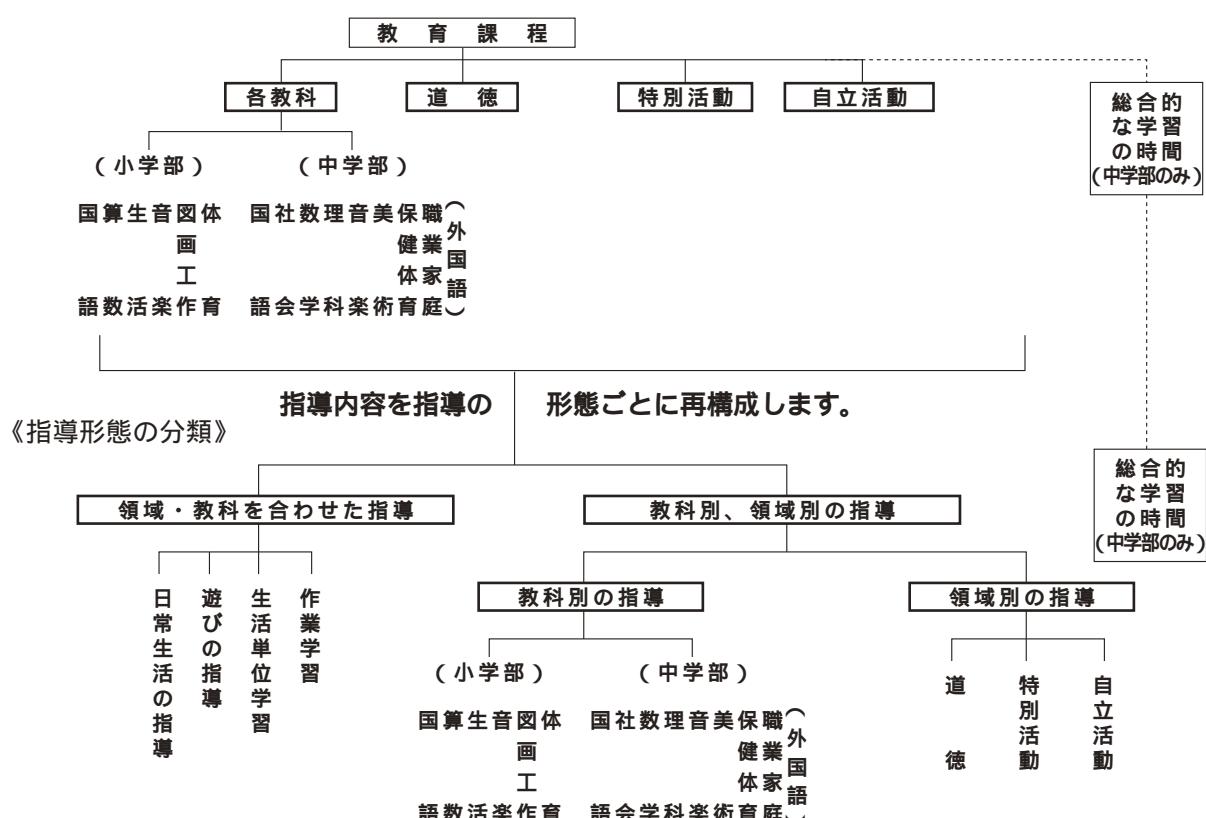
しかし、精神発達が未分化な状態の児童生徒には、具体的な活動の中で学習することの方が有効であるとして「特に必要がある場合、各教科の全部または一部について合わせて授業を行うことができる」（施行規則第73条の11）とし、また「教科・領域の全部または一部についても合わせて授業を行うことができる」とされています。

そこで、「学習指導要領解説 - 各教科、道徳及び特別活動編 - 」においては、そうした「領域・教科を合わせた指導」の形態について解説しています。それが、下図の指導形態の分類の段です。

このように、学習指導要領に示される教育課程の各教科等の内容で分類する段階と実際に指導する形態で分類する段階とがあり、このことから「教育課程の二重構造」といわれるのです。

図3 教育課程の構造（養護学校小・中学部）

《指導内容の分類》指導内容を各教科等の内容ごとに整理します。



(3) 知的障害教育は生活中心の教育です。

知的障害教育では、生活に結びついた具体的実際的な活動を学習活動の中心にした指導を行うことが大切です。その意味から「生活中心の教育」ともいわれます。

生活中心の教育では、各教科や領域の内容を学問的な体系からとらえ分化した内容の指導ではなく、社会生活能力の育成などの観点から日常的な出来事の中から取り出した内容を中心に考えます。その場合、各教科や領域（道徳など）の内容が総合的に含まれた形での学習活動となります。

(4) 教育課程の編成でも領域・教科合わせた指導を中心として指導の形態別に編成します。

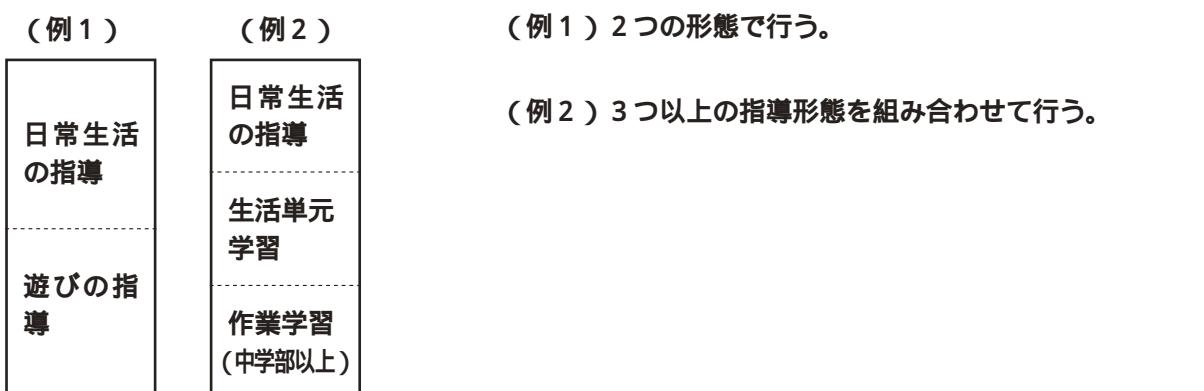
こうした「領域・教科を合わせた指導」の形態は、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」と名付けられています。これらの指導形態の授業のなかには、各教科等の内容を含むわけですから、各教科ごとの指導時間はいくらになるか分けて計画することはできません。

そこで、教育課程の編成の際にも授業時数の計画では、「領域・教科を合わせた指導」の時間、「教科別の指導」の時間と、それぞれ指導の形態ごとに計画することになるのです。

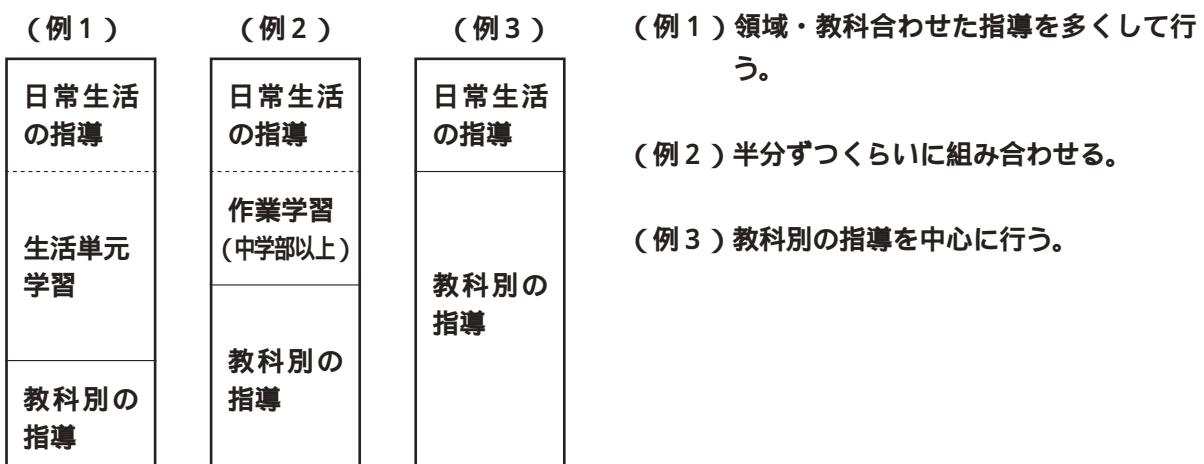
それぞれの時間数については、児童生徒の発達段階や実態等に応じて計画することが大切です。

図4 教育課程の編成における「指導の形態」別の時間配分例

① 領域・教科を合わせた指導を中心とした編成



② 領域・教科を合わせた指導、教科別の指導を組み合わせた編成



16. 特殊学級の教育課程はどのようになっているでしょう

- (1) 原則的には、小・中学校の通常の教育課程に準じますが、児童生徒の特性に応じた指導が必要です。

特殊学級は、小学校又は中学校に設置された学級ですので、教育課程に関する諸規定は、原則的には、特殊学級にも適用されます。しかし、通常の学校の教育課程をそのまま用いることは児童生徒の実態からもふさわしくありません。

たとえば知的障害特殊学級は、精神発達に遅滞がある児童・生徒を対象とした学級であるため、児童生徒の特性に応じた特別の教育課程が必要です。その他の障害種別の特殊学級についても、障害に基づく種々の困難があるため、通常の教育課程では難しく、特別の指導が必要であるわけです。そのため特に必要がある場合特別の教育課程を編成することを、前述の学校教育法施行規則第73条の19で認めています。特別な教育課程を編成する場合については、文部事務次官通知（平成11年3月29日文初高第457号）において、次のように示しています。

小学校、中学校の特殊学級において特別の教育課程による場合は、新しい小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

教育課程の基準は、学習指導要領です。特殊学級の学習指導要領はありません。従って、小学校特殊学級では、小学校学習指導要領に基づき、盲学校、聾学校及び養護学校小学部学習指導要領を参考にし、中学校特殊学級では、中学校学習指導要領に基づき、盲学校、聾学校及び養護学校中学部学習指導要領を参考にする、ということになります。

- (2) 知的障害特殊学級の教育課程は独自性をもったものにする必要があります。

知的障害特殊学級の教育課程は、知的障害養護学校の学習指導要領を参考とすることになります。

知的障害養護学校に準じて教育課程を編成する場合の各教科の区分や指導の形態については、第1章第2節 の15のようになります。しかし、特殊学級の児童生徒の実態は、養護学校に在学する児童生徒に比べて、障害の程度は軽い場合が多く、これらの児童生徒が、将来社会参加・自立するために必要な教育内容は、知的障害養護学校の学習指導要領の内容を、そのまま適用することもまた適切ではないといえます。

知的障害特殊学級では、養護学校の教育課程を参考にしながらも、通常の小学校や中学校の中に設置されていることを考慮して目標を定め、特殊学級としての独自性をもった具体的な教育内容や指導計画を立てることが望れます。

- (3) 多様な障害種別の学級が設置されています。

近年、特殊学級においては、様々な障害種別の学級が設置される傾向が強まっています。島根県に設置されている特殊学級は、知的障害学級、情緒障害学級、弱視学級、難聴学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級があります。近年特に、情緒障害学級の設置が急増しており、自閉症児を中心に特別の教育課程を編成して指導が行われています。情緒障害学級の場合は知的障害を伴う自閉症児が多く、知的障害養護学校の学習指導要領を参考にして教育課程を編成する場合が多く見られます。ただし、知的障害のみの児童生徒とは異なり、自閉症の特性を十分踏まえた教育課程の編成を工夫することに留意する必要があります。

また、その他の学級については、小学校・中学校学習指導要領を踏まえつつ、盲学校、聾学校、肢体不自由及び病弱養護学校の学習指導要領を参考にして、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成することとなります。

17. 教育課程の編成で留意しなければならないことはどんなことでしょう

- (1) 学校全体の計画です。全体の共通理解を図って取り組みます。

先に述べたように、教育課程は学校全体の教育計画ですから、学級担任がそれぞれに計画するものではありません。領域・教科を合わせた指導形態の時間についても、様々な考え方があります。こうした指導形態の違いにより編成上困難な面がありますが、学校全体で十分な討議をしながら、「子どもたちにとって何が大切か、子どもたちのためにどうしたらよいか」という視点から共通理解を図り、計画することが大切です。

- (2) 個に応じた指導内容を選択・組織します。

児童生徒の指導に当たっては、同じ指導目標を設定し、同じ指導内容や教材による指導は好ましくありませんし、無理な場合が多いものです。一人一人の発達段階、生活経験、学習方法等に応じた指導内容を選択・組織し、興味・関心をもって学習できるような指導の形態や教材・教具等の工夫をすることが大切です。

- (3) 指導の形態を工夫します。

児童生徒一人一人の指導内容や指導方法は異なります。そうした個に応じた指導とともに、一方では、学級集団として、学級全体が生き生きとした活動を通して、集団活動としての学習ができるようにする必要があります。このことから特殊学級においても、領域・教科を合わせた指導である日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等を中心とし、それに領域別の指導、教科別の指導を適切に組み合わせて編成することが望ましいといえます。

また、学級によっては、通常の学級との交流や他の学校の特殊学級との合同学習など児童生徒の成長発達に必要な集団活動の場を意図的に設定することも必要になってきます。

いずれにしても、個別に対応する学習と集団での学習とを組み合わせた計画が必要です。

- (4) 連携をとった指導体制を整える必要があります。

児童生徒の指導に当たっては、学級担任を中心としながら、学校の全教職員の理解を深め連携を図りながら、指導体制を整える必要があります。

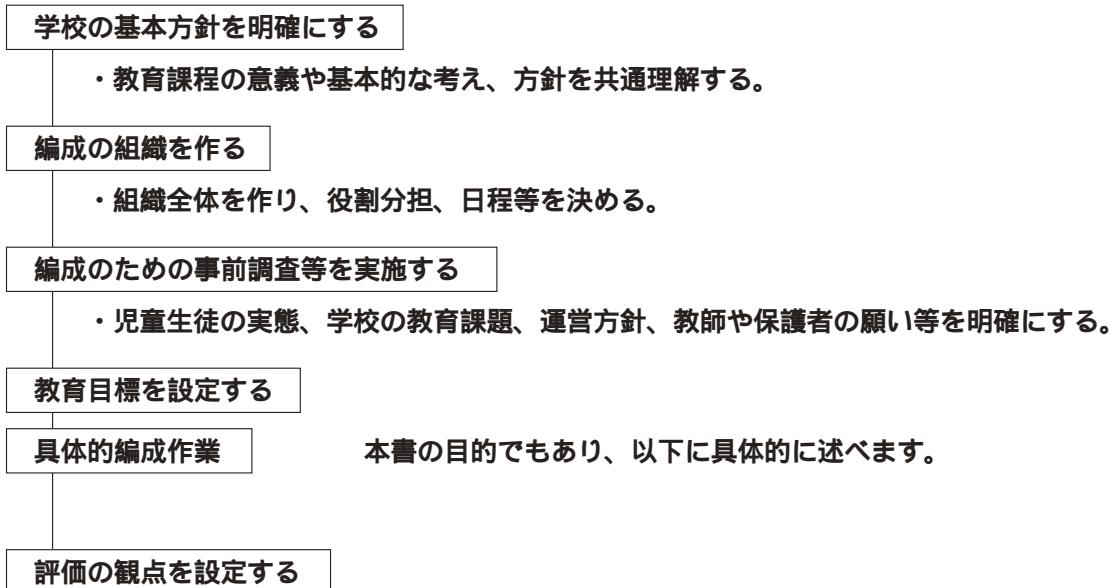
特に担任以外の教員が特殊学級を指導する場合には、指導の内容や方法について担任が中心になって、十分話し合っておくことが大切です。「その時間はすべてお任せ」ではなく、受け持つもらう教科等の時間も全体計画を基に担任がきちんと意味付けをし、指導者の特性を生かしながら指導してもらうようにすることが大切です。

また、通常の学級で授業を受ける場合には、その教科については、該当学年の教育課程で行われますので、その内容や授業に対する児童生徒の適応の状況について、十分話し合いながら実態に合った教育計画となるよう学校全体で配慮すべきです。

18. 教育課程はどのような手順で編成すればよいでしょう

- (1) 特殊学級や養護学校でも、その手順や方法については大きく変わることはありません。
しかし、教育課程の内容については、学級の児童生徒が知的な遅滞をはじめ指導上様々な配慮すべき事柄があることから大きな違いがあります。
そのひとつに、特別な指導形態がとられるということです。そのため、教科書を使った一斉指導を中心とする通常の学級の教育課程と大きく違います。そのことが、編成作業で重要であるとともに、難しいといわれるところです。

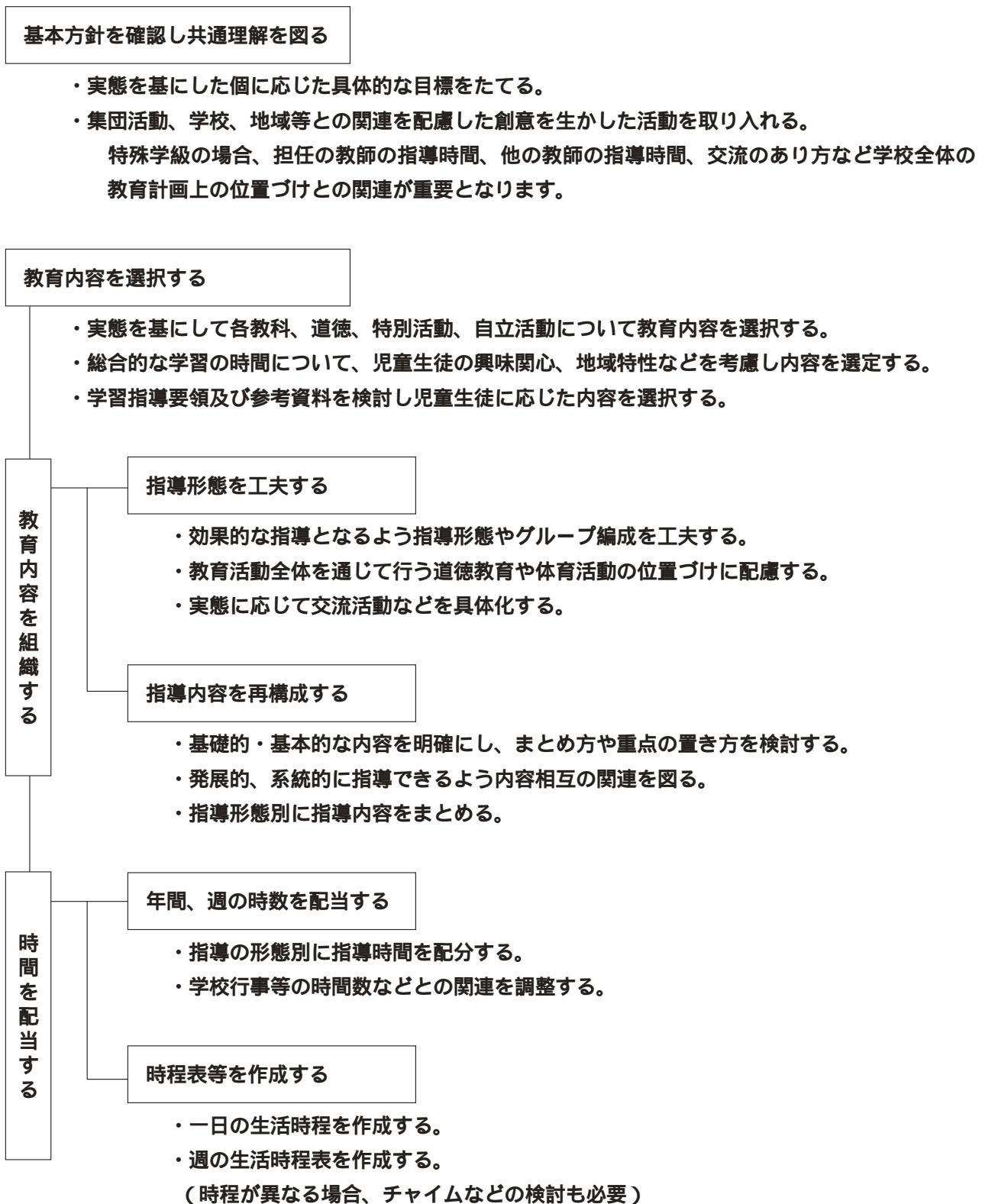
一般的な教育課程の編成の手順の一例をあげます。



以上のような流れで、進められると思われますが、特殊学級の教育課程編成では前述のように具体的な内容が違いますので、学級担任は役割分担をする上でリーダー的役割をはたさなければなりません。

学校の事情によっては、特殊教育に未経験な教師が担任する場合もあります。その場合は、教頭か教務主任、研究主任が実質的な責任者になることが考えられますが、その場合でも、学級担任は自分の学級の具体的な教育課程の編成ですから、積極的な取り組みをしてほしいものです。

「具体的編成作業」



19. 教育内容を選択、組織するということはどんなことでしょう

- (1) 教育内容の選択にあたっては、児童生徒のニーズを十分理解し、社会・文化のニーズを組み入れた内容を選択することが大切です。

教育内容の決定は、社会・文化のニーズ、そして、学習者のニーズのバランスの上に成り立つといわれています。教育内容の選択にあたって、どのように考えればよいか次に図示してみます。

社会・文化のニーズとしては、将来の社会生活を送る上で習得が要求される知識、技能、態度などが挙げられます。そして、これらは時代や社会の変化に応じて変わっていくものと、いつの時代であっても変わらないものを含みます。学校教育においては、学習指導要領に示される内容がその代表です。

一方、学習者としての児童生徒のニーズは、発達段階に応じた自己実現のための生き生きとした活動であり、学習の内容としても無理のない克服しやすい課題となります。児童生徒は、将来のために今を生きているというより、現在の発達の状態や興味・関心に基づくニーズによって今を生き活動しているといえます。従って、将来のために無理をするのではなく、今を充実させることが将来の成長につながると考えるのです。

- (2) 発達段階と教育内容の関連について、十分検討することが重要です。

教育内容を選択、組織するにあたって、児童生徒のニーズ（発達段階）にそぐわない内容を選択した結果、それが、抽象的な内容であったり、実態に合わない早すぎたものであったりすれば、学習したことが身につかないばかりか、学習への意欲や活動することへの自信を失わせることになり、情緒的な問題を表したり、発達の可能性を阻害することにもなりかねません。ルールや役割を十分理解できない段階であるのに、集団活動を計画し参加させようと強制するのも同様です。

逆に、児童生徒の現在の障害の状態や発達状況から、将来的な可能性を限定してとらえすぎることにより、社会・文化の要求する内容（将来の生活上要求される内容）をおろそかにしてしまうことは二次的な発達遅滞を引き起こし、何等準備がなされないまま、将来、社会自立をし社会生活や職業生活を送る可能性を阻害してしまうことにもなりかねません。

発達ということばはよく用いられ、様々論議されるところですが、一般的に「心身の構造、機能などの量的、質的な変化過程」と考えられ「分化・統合、連續性、順序性、関連性の法則」に基づいています。

発達段階をとらえるのに、知能検査をはじめ、種々の心理的検査が用いられていますが、その活用においては十分な配慮が必要です。例えば、IQ（知能指数）では同じ「50」の数値であって障害の程度が同じようでも、年令段階が異なれば当然状態の現れ方も異なります。また、同じ発達年齢であっても、興味・関心や意欲の違いによる取り組み方の違いもあります。その場合、教育内容も異なり、例えば、身辺処理に関する内容の違いや言語・数量に関しても理解し得る内容の程度や思考の困難さについても、段階的な相違があることに注意する必要があります。

図5 教育内容の選択・組織

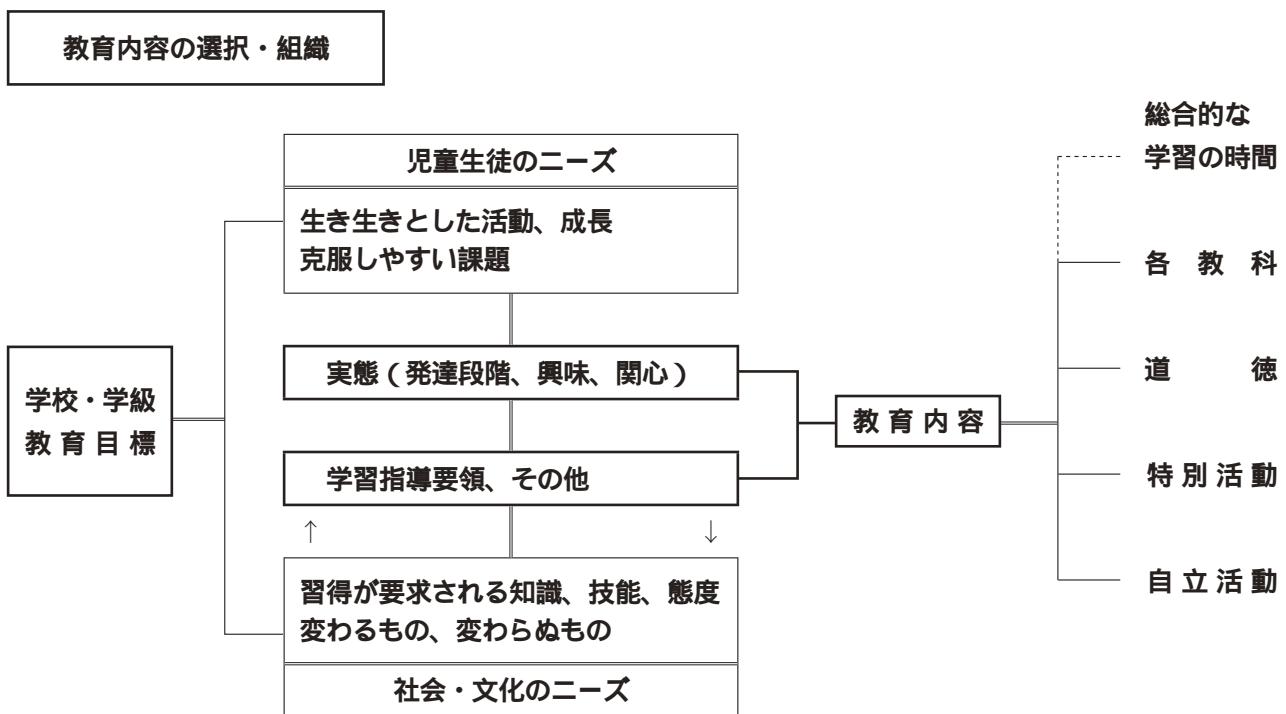
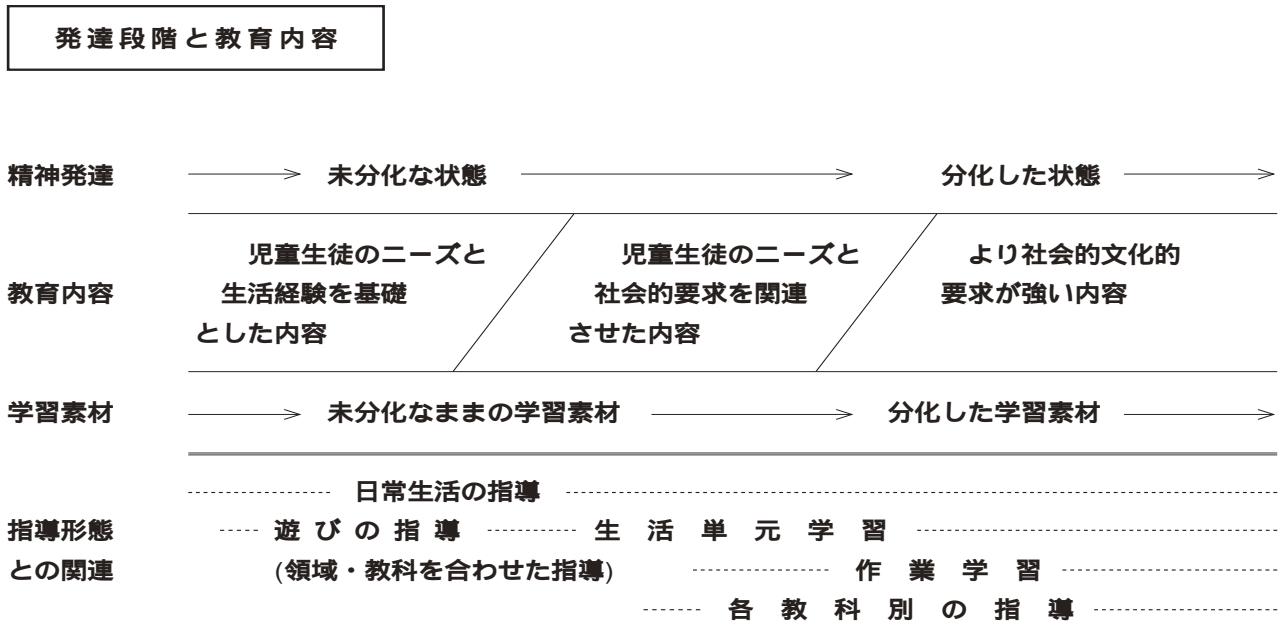


図6



20. 教育課程編成の特例はどのようなものがあるでしょう

- (1) 教育課程編成の特例については、「第2節 II の 11」を参照してください。

21. 授業時数等の取り扱いはどのように考えるのでしょうか

- (1) 年間総授業時数は、小・中学校に準じた授業時数となります。

知的障害養護学校の授業時数については、基本的には盲学校、聾学校及び肢体不自由・病弱養護学校の授業時数の取り扱い(第1章第2節 の13)と同様ですが、総合的な学習の時間については、小学部に「生活科」があることから、知的障害養護学校の小学部については総合的な学習の時間を設けないこととなっています。

高等部については、年間総授業時数は1050時間を標準とし、各教科等のそれぞれの授業時数については、小・中学部と同様に各学校において適切に定めることとなっています。

授業の一単位時間については、小学部45分、中学部・高等部は50分として年間総授業時数をカウントすることとしていますが、実際の授業においては、年間総授業時数を確保しつつ学習内容に応じて授業時間の区切り方を変えるなど創意工夫を生かした指導ができるようになりました。

- (2) 特殊学級等の授業時数については、盲学校、聾学校及び養護学校の授業時数の取り扱いを参考にして教育課程を編成します。

特殊学級は、小学校・中学校に設置された学級であるため、基本的には小学校・中学校の教育課程に準じますが、特別の教育課程を編成する場合は、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にするなどして実情に合った教育課程を編成することとなっております。従って、授業時数についても、年間総授業時数は各学年の標準授業時数を確保しつつ、各教科等のそれぞれの授業時数については、各学校で適切に定めることになります。その際は、児童生徒の実態や各教科等の目標や内容を十分に踏まえ、指導に必要な授業時数を確保しつつ、児童生徒への加重負担にならないように適切な時数を定めることが大切です。

22. 児童生徒等の理解と実態把握はどのように進めるのでしょうか

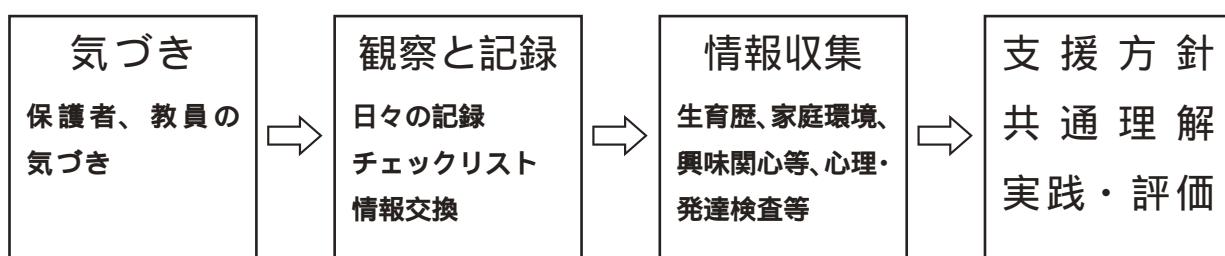
(1) 障害のとらえ

世界保健機構（WHO）の障害の分類が2001年に改訂され、障害は「個人の病気によって生じるものである」という考え方から、「個人が参加していくうえでの制約であり、その程度は、環境要因（周囲の理解があるか、学校の受け入れ態勢ができているかなど）と個人の条件（サポートを受けているか、自己評価・自尊心が高いかなど）によって決まる」という考え方へと変わりました。つまり、障害を軽度・中度・重度といった見方をするのではなく、障害のある児童生徒等にとって、活動の制限をなくし、社会参加を制約しているものをなくすためには、どのような支援が必要かを多面的にとらえようとする考え方へと変わってきたのです。このことから、「個々の必要に応じた支援（サポート）を行う」という考え方に基づき、対応をはかることが求められています。

(2) 実態把握の流れ

児童生徒等の表面的な行動のみを問題視したり、行動そのものを直接改善しようとする場合、なかなかよい支援は見えてきません。問題とされる行動を「発達やその子を取り巻く環境等、なんらかの要因に基づくつまずきや困難からくる行動」と捉えることが大切になってきます。

まず保護者や教員の気づきをもとに、いつ、どこで、どんな行動があこるのか児童生徒等とかかわりながら観察し、つまずきや困難の事実を正確に把握することが必要となります。その過程では、チェックリストを活用したり、その子を取り巻く教員・保護者間で情報交換することも効果的です。また保護者等から生育歴、家庭環境、性格、興味関心、好き嫌いなどの情報を収集したり、場合によっては心理・発達検査によって発達や認知の様子をみていくことも有効です。このように、一人一人の心身の障害の状態や特性、その子を取り巻く環境を正しく把握することが、適切な支援につながっていきます。



(3) 情報収集

家庭からの情報収集（アンケート、聞き取り）

詳しい内容については、家庭訪問や個別懇談によって、直接保護者から聞き取り記録することが大切ですが、以下のような内容を事前に保護者に記入してもらっておくとよいでしょう。

- ・氏名 　・性別 　・生年月日 　・住所および連絡先 　・保護者等の氏名
- ・障害の状況 　・身体の状況 　・発作などの有無 　・病院名、主治医
- ・服薬（薬品名、服薬量、服薬の時間） 　・手帳の有無 　・生育歴 　・配慮事項 等

また、家庭での過ごし方（一日のスケジュール）や保護者の願い（現在の生活や学習面の願い、将来を見通した願い）についても併せて把握しておくとよいでしょう。

学校での情報収集

学校における行動の様子や学習時における課題達成の様子など、生活年齢や指導項目を参考にし、記録しておくとよいでしょう。その際、あらかじめ現在持っている力とこれから必要と思われる力を具体的に記録しておきます。また、どんな状況の時に課題が多く見られるかについても記録できるようにしておくとより効果的です。いずれにしろ発達の状況をいろいろな視点から捉えることが大切になってきます。

健	康…健康状態、生活リズム、発作など
基本的生活習慣	…食事、排泄、安全の意識、清潔、ものの管理など
身	体…全身運動、手指の操作、姿勢、移動、協応動作、調整力、持久力など
認	知…視覚・視知覚、聴覚・聴知覚、触覚、色・形・空間・時間等の感覚、数量、言語など
社　　会	性…コミュニケーション（意思の伝達、ことばの受容と表出）対人関係、集団参加、状況の変化への対応、情緒、興味関心、好き嫌い、こだわりなど
そ　　の	他…指導要録等から引継事項、特異な行動、諸検査等の結果など

環境条件に関わる情報収集

その子を取り巻く環境を保護者や地域、福祉等から情報収集すると、具体的な支援が見えてきます。

- ・家族関係　　・経済的・社会的な状況　　・地域行事等への参加状況
- ・支援の有無（地域の支援体制、学校の受け入れ態勢、福祉や保健等のサービスなど）
- ・家族、友人、仲間等の支持や関係、態度　　・社会的資源（リソース）の状況など

発達・心理検査等からの情報収集

心理・発達検査は児童生徒等を客観的に理解できますが、絶対的なものではなく、あくまで仮説の一つです。ですから、検査結果を数値だけで判断することは避けなければなりません。その子を取り巻く背景情報や行動観察等、その結果を支持する証拠を収集したうえで、解釈をしていく必要があります。

また心理・発達検査は、児童生徒の可能性を見いだすために行いますので、結果として「ここまでしかできていない」ということが示されたとしても、それは「ここまでできている」という認識を持って、支援の方法を考えたり、環境を整備していくことが大切です。

なお検査を行う場合は、保護者の了解を得ることが前提ですし、また必ず検査結果を伝えることも必要です。その際、数値ではなく、検査や行動観察等から得られる児童生徒等の姿や支援方法を伝えるようにつとめることが大切です。以下に主な心理・発達検査を紹介します。

【個別知能検査】

検査名	適用年齢	検査の特徴
W I S C - 知能検査	5歳～ 16歳11ヶ月	全般的な知能の水準や言語性知能および動作性知能等の個人内差（個人内の認知処理能力の強み・弱み）を把握する検査。最近、LD児の診断のためのテストバッテリーとして主に使われている。
K - A B C 心理・教育アセスメントバッテリー	2歳半～ 12歳11ヶ月	子どもの得意な認知処理様式を知ることができる検査。認知処理過程として「継次処理」「同時処理」に分け、情報を処理して問題解決する力を把握できる。また数やことばの知識・読みの力を測る「習得度」も測定できる。
I T P A 言語学習能力診断検査	3歳～ 9歳11ヶ月	情報を受け取り、それを解釈し、他人に伝えるというコミュニケーションに必要な機能を把握できる。「聴覚・音声回路と視覚・運動回路」「表象水準と自動水準」「受容過程・表出過程・連合過程」の3つの次元から個人内差を見る。
グッドイナフ人物画知能検査	3歳～9歳 (精神年齢)	子どもが描いた男の子の人物像から、視覚的能力（協応性、ボディイメージ、空間認知等）の発達を把握できる。
田中ビネー式知能検査	2歳～成人	知能水準や発達状態を明らかにする。

【発達検査】

新版K式発達検査	0歳～ 14歳程度	姿勢運動、認知適応、言語社会の3領域および全領域について、発達年齢段階や発達のバランスを把握する。
津守式乳幼児精神発達診断法	0歳～7歳	乳幼児の日常生活場面の観察に基づいて、運動、探索・操作、社会、食事、生活習慣、言語の発達を把握する。
KIDS(乳幼児発達スケール)	0歳～ 6歳11ヶ月	運動領域、操作領域、理解言語領域、表出言語領域、概念領域、対子ども社会性領域、対成人社会性領域、しつけ領域、食事領域の9領域から、全体的な発達を把握する。
遠城寺式乳幼児分析的発達検査	0歳～ 4歳7ヶ月	移動運動、手の運動、基本的習慣、対人関係、発語、言語理解の6領域から全人的に発達状況を把握する。

【その他の主な検査】

S - M式社会生活能力検査	乳幼児～中学生	社会生活に必要な生活能力の発達を把握する。生活能力の学習機会が与えられているかについても評価が可能。
フロスティッゲ視知覚発達検査	4歳～7歳11ヶ月	視知覚能力（視覚と運動の協応、図形と素地、形の恒常性、空間における位置、空間関係）の発達を把握する。
ベンダー・ゲシュタルト・テスト	5歳～10歳	9個の幾何图形を子どもに模写させることによって、視覚・運動能力を把握する。
絵画語彙発達検査	3歳～10歳	言語理解能力の発達を語彙の側面から把握する。
バウムテスト	幼児～成人	自由に描かせた「一本の実のなる木」について、全体的印象、樹木の形態、鉛筆の動き、樹木の位置の4つの側面から人格特徴を把握する。
P F スタディ		欲求不満場面での攻撃的反応や主張性の方向（他責・自責・無責）や型（障害優位性・自我防衛型・欲求固執型）を明らかにする。児童用、青年用、成人用がある。
PRSテスト	5歳～15歳	L D児診断のためのスクリーニングテスト。平均的な知能で、聴覚、視覚などにも問題がないのに、その力に応じた学習の結果が得られない子どもたちのスクリーニングを目的とする。
日本版 P E P - R（自閉症・発達障害児 教育診断検査）	6ヶ月～12歳	自閉症や発達障害を持つ児童生徒等の教育診断評価を行う検査。模倣、知覚、運動機能、認知機能などの発達を把握し、発達に即した指導を指導の手がかりを得られる。

情報収集における留意点

- ・児童生徒等保護者の人権に配慮する（プライバシーの保護）
- ・必要な情報かどうか十分に吟味する。特に保護者等へのアンケート・調査をする場合は、毎年、内容や項目の必要性を再検討する。
- ・個人情報を収集する目的を明確にし、目的以外の使用は行わない。
- ・保護者等に情報収集の趣旨説明を十分に行い、同意を得る。
- ・心理・発達検査を実施する場合はその目的を説明し、同意を得るとともに、検査結果を必ず伝える。
- ・学校や担任が代わるときは、個人別の指導資料としてきちんと引き継ぐ。

23. 実態把握の結果をどのように教育内容の選択・組織につなげるのでしょうか

(1) 教育内容の組織・編成の基本的な手順

児童生徒の実態把握をし、現在の課題を設定する。

現在の課題を達成するための指導方針を立てる。

実態を考慮し、具体的な教育内容を選択する。

系統性・順序性にそって、教育内容を組織する。

実際の指導では、一度組織した教育内容を指導形態別に再編成することになります。

(2) 教育内容の選択、組織の例

ここで、実態把握からどのようにして教育内容を選択・組織するのか、ある小学校特殊学級の3名の児童の国語科の教育内容について、具体的に考えてみましょう。

児童の現在の実態を理解する

ア 諸検査等の概括表から

表1に示すように、本学級は、軽度の知的障害児3名で編制しています。学年差も少なく、知能水準、言語学習年齢、知覚年齢にみられるように発達水準においてほぼ等質の集団と考えられます。A児やB児には情緒的な側面にやや課題もみられますが、3人共に学級における生活に適応しています。諸検査の結果から、3人にほぼ共通してみられる言語能力の発達上の課題は次のように理解できます。

1) WISC- の結果より、全体的な知能水準は「精神遅滞」という分類にある。言語性能力より動作性能力が高い。

2) ITPAの結果からみて理解言語に比べて、表出言語が弱さが見られる。また、日常生活のコミュニケーションを成立させることばの習慣が身に付いていない。

3) 視知覚検査における、下位検査の「形の恒常性」「空間における位置」「空間関係」の弱さから、文字や文章の読み・書きに特別な指導を要するものと考えられる。

イ 読み・書きの能力について

B児とC児には構音上の課題がありますが、発音器官に問題はありません。知的発達の遅れによる言語発達の遅れとみられます。また、話しことばを表出して、楽しく活動する言語環境の整備が十分ではなかったとも推測されます。A児は発音上の問題はなく、話しことばの表出も多くあります。

読み・書きについてはA児がやや進んでいるものの、3人とも、少しづつ文字を使い始めた発達の段階にあると思われます。(読み書きの実態表)

実態から必要な教育内容を検討する

ア、明るく楽しい雰囲気の中で、心ときめかせて話を聞いたり、話をしたりできるような活動を準備する。

- イ、身近なものの名前など、ことばや文字に関心が持ちやすい教材や内容を選んでいく。また、直接的な体験の中で読み書きの力を高められるよう配慮する。
- ウ、視覚、聴覚的弁別の機能や手指の機能などを高めるような感覚・運動的な遊びの要素を取り入れた活動を行う。

教育内容を選択・組織する

以上のような諸調査や観察の資料のまとめから、学習指導要領や同解説における国語科の内容と照らしあわせ、学級としての国語科の具体的な教育内容を設定していくことになります。この学級の場合、目標及び具体的内容はおおよそ次のようにになるのではないかと思われます。

(表3)

目標	日常生活に必要なことばを正しく理解し、表現する能力を養い、ことばや文字に対する関心を高め、国語を尊重する態度を養う。
具体目標	1、経験したことや身近なできごとについて、進んで話したり、聞いたりすることができるとともに、ことばを正しく理解する。 2、経験したことや身近なできごとについて、順序立てて読んだり書いたりすることができるとともに、正しく表現しようとする態度を育てる。
指導内容	国語科指導内容表（表3参照）

指導上の留意点

指導する上では、共通の目標・内容とともに、一人一人の個別の目標についても配慮し、その具体的な指導内容や指導方法について、計画をもっていることが必要です。

また、同じ活動場面においても、それぞれのできる事柄を生かした役割分担のなかで、自信をもつて取り組めるよう配慮することが大切です。

経験したことや身近なできごとを進んで話したり、聞いたりすることができる。

A　児	B　児	C　児
<ul style="list-style-type: none">・相手にわかるように、話したり伝言したりする。・大事なことを落とさないように、落ち着いて最後まで聞く。	<ul style="list-style-type: none">・伝言をしたり、自分の要求をはっきりと言ったりする。・よく聞いて、わからないことは、聞き返す。	<ul style="list-style-type: none">・見聞きしたことのあらましをゆっくり話す。・話しの内容を正しく聞き取る。

経験したこと、身近なできごとを順序だてて書いたり読んだりすることができる。

A　児	B　児	C　児
<ul style="list-style-type: none">・事柄の順序を考えながら、簡単な日記を書く。・正しい文字を書くようにする。・やさしい読み物を、順序を考えながら読む。	<ul style="list-style-type: none">・簡単な日記を書く。・濁音、半濁音の文字を読んだり書いたりする。・文字を書くことに興味をもっていろいろ書こうとする。・興味をもって、絵本を読もうとする。	<ul style="list-style-type: none">・平仮名のものの名前を読む。・絵と名前の文字を合わせながら書く。・かるたなどのカードを読んだり書き写したりする。

表1 諸検査等の概活表

児童(性)		A児(女)	B児(女)	C児(女)
学年		3学年	5学年	5学年
生活年令(CA)		8才7月	11才0月	11才9月
諸検査	WISC-R 知能検査	VIQ 65 PIQ 79 FIQ 68	VIQ 57 PIQ 62 FIQ 55	VIQ 51 PIQ 62 FIQ 52
	ITPA言語学習能力診断検査	言語学習年令 PLA 5才9月	PLA 5才9月	PLA 5才4月
	フロスティック 視知覚発達検査	知覚年令 PA 5才-0月	PA 5才9月	PA 5才4月
聴力・視力		正常	正常	正常
特記事項		明るく、笑顔で話しかける。 学習中、落ち着きがなくなることもある。	動作・行動がかんまんで、言語面の反応も遅い。 やさしさを示す反面、感情の起伏が大きい。	作業的な学習は持久力がある。 明るく活動的で積極的に友人の世話をする。

表2 読み書きの実態表

児童		A児	B児	C児
発音		すべての音をはっきり発音できる。	不明瞭で、聞き取りにくい発音がある。 拗長音の発音が不正確である。	不正確な発音がある。 長音、拗音、拗長音の発音が不正確である。
読む力	平仮名	全部読める。 短文は読める。	清音は読めるが、濁音、半濁音、特殊音は読めない。 一字ずつひろい読みをする。	清音28字は読める。
	片仮名	ほとんどの文字が読める。	清音17字は読める。濁音、半濁音は5文字だけ読める。	いくつか、単語で読める。
書く力	平仮名	どの文字も書けるが、まとまりにくい。 鏡文字がある。 短文を書くことができる。	特殊音、濁音、半濁音は書けないが、清音は書ける。	12文字程度の清音を覚えて書くことができる。
	片仮名	26文字を書くことができる。	清音13文字、濁音8文字が書ける。	いくつかの文字を書くことができる。

表3 国語科指導内容表

[言語事項]	表 現	理 解
幼児語を使わないで話す。 小1・ア．幼児音を使わないので、はっきりした発音で話す。 小1・イ．はっきりした発音をするために、姿勢、口形などに注意する。 小3・イ．その場の状況に応じて適切な大きさの声と速さを考えて話す。	簡単な伝言をする。 要望などを言葉で訴える。 見聞きしたことや、経験したことのあらましを、家人や教師などに話す。 話し合いや学級会などで、聞き手の方を向いて、はっきり話す。 用件を落とさずに話をする。 必要なときには、ていねいな言葉を使ったり、共通語で話す。 電話の応答に慣れる。	教師などの説明、友達の話、簡単な放送、録音などを聞いて、内容のあらましが分かる。 話を終わりまで注意して聞いたり、分からぬときは聞き返したりする。 簡単な放送や録音などの内容の要点がわかる。 小1・工．話の内容を正しく聞きとる。
ひらがなの簡単な語句を見つけて書き写す。 小1・ウ．ひらがなを読み、また、書く。	ひらがなで書かれた語句を読む。	絵本ややさしい読み物を読むことに興味をもつ。
かたかなやよく使われる簡単な漢字を読む。 小1・エ．かたかなの大体を読み、また、書くとともに、かたかなで書く語に注意する。	点線の上をなぞって書く。 簡単な图形をまねて書く。 文字を書くことに興味をもつ。	しばしば目にふれる標識、看板、立て札、掲示などの意味が分かる。 新聞や雑誌などを、見たり、読んだりすることに興味をもつ。
小2・ウ．かたかなを読み、また、書くとともに、文書の中でかたかなの適切な使い方を理解する。 小3・ウ．かたかなで書く語の種類を知り、文や文章の中で適切に使う。	進んで文字を書こうとする。 簡単な語句や短い文を、ひらがなで書く。 教師と一緒に、簡単な手紙を書く。 簡単な手紙文や日記を書く。	小1・ア．はっきりした発音で音読する。 小1・イ．文章の内容の大体を理解する。
よく使われる簡単な漢字の書き方や使い方が分かる。 小1・カ．文の中で漢字を適切に使う。	小1・ア．文章を書くための事柄を考えたり、見つけたりする。	小1・ウ．場面の様子を想像しながら読む。 小2・ア．文章の内容を考えながら音読する。
長音、拗音、促音、撥音、助詞「を、は、へ」などを正しく読んだり、書いたりする。		小2・イ．時間的な順序、場面の移り変わり、事柄の順序などを考えながら、文章を読んだり、話を聞いたりする。

重度重複障害の児童生徒について

24. 重度重複障害児の教育課程はどのようにになっているのでしょうか

- (1) 重度重複障害児の場合は、自立活動を主とした教育課程を編成することができます。

自立活動は、個々の児童生徒の実態に応じて心身の調和的な発達の基盤を培うことを目標として、学校教育活動全体を通じて適切に行うものとされています。つまり、自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の指導を通じても適切に行われなければなりません。特に自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と密接な関連を保ちながら指導することとなっています。

しかし、重複障害者（当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せもつ児童生徒）のうち学習が著しく困難な児童生徒については、自立活動を主として指導を行うことができます。なぜなら、これらの児童生徒については、各教科・道徳・特別活動の目標及び内容に関する事項の一部をとり扱わず自立活動を主として指導を行うことができ、さらに、各教科若しくは総合的な学習の時間については、これらに替えて自立活動を主として指導を行うことができるという特例が設けられているからです。

従って、自立活動を主として指導を行う教育課程は具体的には、児童生徒の実態に応じて

「各教科、道徳、特別活動の一部」+「自立活動」+「総合的な学習の時間」

「各教科、道徳、特別活動の一部」+「自立活動」

「道徳、特別活動の一部」+「自立活動」+「総合的な学習の時間」

「道徳、特別活動の一部」+「自立活動」

の組合せが考えられますが、いずれの場合も授業時数の多くを自立活動の指導が占めることとなります。

いずれにしても、

- ・ 個々の児童生徒の障害の状態や発達段階を把握すること
- ・ 指導の目標及び指導内容を明確にすること
- ・ 自立活動の内容の中からそれぞれ必要とする項目を選定し、相互に関連づけ具体的な指導内容を明確にすること

が大切です。

25. 訪問教育の場合はどのような教育課程が考えられるでしょう

(1) 訪問教育は盲・聾・養護学校における教育の一形態です。

その教育課程は小学部・中学部においては学習指導要領第1章総則第2節教育課程の編成第5重複障害者等に関する特例及び第6授業時数等の取扱い第4項によります。また、今回の改訂で、高等部の訪問教育が実施されることとなり、学習指導要領においても規程の整備がなされました。

(2) 教育課程については、重複障害者等の特例を適用します。

各教科の目標及び内容の一部を取り扱わない

各教科の目標及び内容の全部又は一部を下学年又は下学部の相当する教科の目標及び内容の全部又は一部に替える

各教科の全部又は目標及び内容の一部を知的障害養護学校の相当する教科の全部又は目標及び内容の一部に替える

自立活動を主として指導を行う

等の特例を適用することができます。

また、授業時数に関しては、各学年の総授業時数についても、小学校や中学校に準ずるというのではなく、実情に応じた時数を各学校で適切に定めることができます。

(3) 指導時間は、週3日、一日3時間を上限として、児童生徒の障害の状態に応じて、適切に定めることとしています。

(4) 学習の形態及び内容

指導を充実させるために、学習の形態としては、訪問先での個別指導と在籍校等でのスクーリング等を行います。

訪問教育児童生徒への自立活動を主とした指導や学年段階に応じた教科指導の形態

在籍校の児童生徒との交流により指導する形態（スクーリング）

ア 特別活動への参加

イ 教科学習・自立活動への参加

居住地の近隣の学校等での集団指導

(5) 個別の指導計画の充実

訪問教育の対象となる児童生徒は障害の程度が重く、また重複していると考えられます。したがって一人一人にあった適切な教育のより一層の充実のために、個々の児童生徒の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それをもとに教育を実施していくことが必要です。

そのためにも訪問教育の担当教員は隨時、校内の教員との連携を図り、教育内容や方法の充実に努めるとともに、特に施設訪問にあっては連携体制をより一層充実させるよう学校全体として取り組むことが必要です。

また、訪問教育は他の教育形態と比べて多様な状況の中で実施される教育であることから、研究、研修の場を通して他校との情報交換を積極的に進めることが大切です。

第2章

指導計画等

第1節 盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校について

1. 各教科・道徳・特別活動はどのように考えるのでしょうか

(1) 各教科について

盲学校、聾学校、養護学校の各教科は、基本的には小学校、中学校、高等学校に準ずる教育です。

ここでいう「準ずる」とは、法律上は「同じ」という意味です。従って、盲学校、ろう学校、養護学校においては、障害に応じた特別の教育をのぞいて、基本的には小学校、中学校、高等学校と同じ目標、内容で教育を行うことになります。しかし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければなりません。このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校・中学校学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領各教科の解説に示されている、指導上の配慮事項について十分配慮して指導することが大切です。また、複数の障害を併せて有している重複障害者の場合は、教育課程の特例がもうけられているため、準ずる教育に限らず、特別の教育課程を編成し、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成することができます。教育課程の特例については、「第1章第2節 の11」を参照してください。

障害別の内容の取扱いに関する配慮事項

以下に障害別の配慮事項の内容の取扱いに関するもののみを示します。詳しくは、盲学校、聾学校および養護学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款の各教科並びに、同高等部学習指導要領第2章第1節第1款の各教科を参照してください。

【盲学校】

- ・児童生徒の視覚障害の状態等によって学習上困難を伴う内容については、基本の理解を促す事項に重点を置いて指導すること。

【聾学校】

- ・児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導すること。

【肢体不自由者を教育する養護学校】

- ・児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序等を工夫すること。
- ・身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。

【病弱者を教育する養護学校】

- ・健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。

聾学校の小学部の場合を例にとると、児童の状態によっては、教科の目標を達成するために、より多くの時間をかける必要があり、指導内容を精選して扱うことが多いのです。

例えば、国語科においては、幾つかの物語題材の内の一つを、または、説明文という単元の内一つの題材は漢字のみを学習するという程度に軽く扱う、また言語事項のある部分については、自立活動の時間に扱うというような精選の仕方が考えられます。

算数のような教科については、指導内容によって精選することは難しいので、児童の障害の状態にもよりますが、それぞれの内容について、基礎的・基本的な事項に重点を置いた扱いをすることになるでしょう。

(2) 道徳について

道徳については、小学部・中学部とも小学校・中学校学習指導要領に準ずるほか、以下のように示されています。

児童又は生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。

各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

道徳教育の目標及び内容については、小学校・中学校に準じて道徳の時間をはじめ、学校教育全体を通して指導するものです。それに加えて、児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで障害に基づく種々の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるよう指導する必要があります。また、各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、道徳的心情や道徳的判断力、道徳的実践力を育てていくことが大切です。

道徳教育を展開するに当たっては、各学校において全教師の協力のもとに「道徳教育の全体計画」とそれに基づく「道徳の時間の年間指導計画」及び「学級における指導計画」を作成する必要があります。また、道徳の時間については、35週以上にわたって行うこととし、各学校において適切に定めることとなっています。

高等部の道徳教育については、人間としての在り方生き方にに関する教育を学校の教育活動全体を通じて行う必要があります。盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校においては、各教科・科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間において、それぞれの特質に応じて適切な指導を行う必要があります。

(3) 特別活動について

小学部・中学部の特別活動の目標等は、小学校・中学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に示すところによるところによるとされています。特別活動の内容は、小学部においては、学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の各内容から構成されており、中学部においては、学級活動、生徒会活動及び学校行事で構成されています。

高等部の目標等は高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領に示すところによることとなっています。高等部の内容は、「A ホームルーム、B 生徒会活動、C 学校行事」となっています。

特に、盲学校、聾学校及び養護学校については「学級活動について、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにすること」や「集団活動を通して小中学校の児童生徒及び地域の人々などと活動をともにする機会を積極的に設けること」が大切です。

2. 指導計画の作成に当たっての配慮事項はどんなことでしょう

- (1) 合科的・関連的な指導をすすめることが大切です。

学習指導要領第1章総則第2節教育課程の編成第7の1の(4)に「小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため合科的・関連的な指導を進めること。」とあり、平成元年版の「合科的な指導が十分できるようにすること」という表現に比べて、さらに進めていこうという意図が明示されました。

小学校においては、従来から低学年において「生活科」を中心として行われている合科的な指導を、中学年以上にも進めていくという条項が、学校教育法施行規則第25条の2に「小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。」と示されました。この規定は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部にも準用されます。

合科的な指導とは、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つであり単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて学習を展開するものです。また、関連的な指導とは、各教科の指導内容の関連を検討し、指導の時期・方法などを相互の関連を考慮して指導するものです。

盲学校、聾学校及び養護学校の小学部の児童は、障害や病気のために生育途上の生活経験の幅が狭くなりがちであり、外界からの情報や刺激の取り込みが苦手な場合が多く、そのため、ある一つの教科の内容について学習する場合、経験をしていない事や、受容ができにくい事は、他の教科の内容と関連づけ、興味をもって理解できるような指導を展開することが必要です。特に知的障害養護学校小学部の各教科の指導内容においては、抽象的な思考を促す内容より具体的で生活に密着した内容の構成になっています。知識を単なる知識に終わらせず生活や経験に結びついた生きた力とするために、相互に関連する内容の部分で合科的な指導を行い、児童がより興味・関心を持ちながら学習できるように展開することが大切です。

例えば、中・高学年のある部分において理科と社会を合科で展開し、関連する内容が家庭科にも含まれているなら家庭科のその単元を同一の時期に指導する等の方法です。

指導者の創意工夫によって、各教科の合科的・関連的指導は大変幅と奥行きのある充実した展開になるはずです。

合科的・関連的指導を展開するに当たって留意することは、あくまでも各教科の目標・内容に基づいて指導計画を立てること、児童の発達段階を考慮して弾力的な扱いをすること、内容が広がりすぎて内容が逸脱し負担加重になったりしないこと、授業時数は、それぞれの教科の時間から充当することになるので学年末になってある教科の内容を指導する時間がなくなったということないように予め十分指導計画を立てておくことが大切です。

- (2) 重複障害者の個別の指導計画を作成しましょう。

重複障害者の指導にあたっては、保護者の意見を聞きながら、長期的目標や短期的目標を定め、指導内容や配慮事項を明確にした個別の指導計画を作成し、きめ細かな指導の充実を図るとともに、保護者や地域の人々への説明責任を果たすことが大切です。

- (3) 家庭や地域社会との連携を深め、学校相互の連携や交流を図りましょう。

児童・生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通して、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々と活動をともにする機会を積極的にもうけるようにすることが必要です。

第2節 知的障害養護学校及び特殊学級について

指導の形態

3. 領域・教科を合わせた指導とはどのような指導でしょう

(1) 生活中心の体験的な学習です。

知的障害児にとって、抽象的なことばや数を理解していくことは苦手です。知識や技能をそれぞれの教科や領域の系統性のみで指導していくより、まず生活の中で具体的に学習していくことが効果的です。従って、教科別、領域別に分けて指導するより、分けない形で総合的に指導する方が効果的だといえます。実際的な活動を通して、繰り返し経験する中で身につけていくのです。

例えば、生活の中での活動は、それぞれが独立してあるわけではありません。「お買い物」を例にとれば、お母さんから頼まれたことを聞いて、メモをして、お店やさんまで行き、「 ちょうだい」と言ったり品物を選んだり人に尋ねたりもします。そして、お金の計算をして支払ったりおつりをもらったりします。お店の人に「ありがとう」と言ったりします。

そうしたことが、一つ一つ「国語」や「算数」の学習内容であり、また、「生活」や「社会」の学習内容であるわけです。道徳で指導することとされている内容もあるわけです。このような生活的、実際的な活動を通して、児童生徒の興味・関心を大切にしながら、教科や領域の内容を具体的に学習していくのが、領域・教科を合わせた指導なのです。

(2) 領域・教科を合わせた指導には「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などの形態があります。

これらの指導形態ごとの考え方や内容等は、以下のページで述べます。

(3) 発達段階に応じた一人一人のねらいに沿った（学習）活動が組織できます。

養護学校や特殊学級の集団は、小人数であっても個人差が大きく、通常の学級のように一斉指導による授業はきわめて困難です。また、一人一人に応じた個別指導は、特殊教育の基本ですが、単なる個別指導ではなく、集団を通しての個別指導（集団の中の個別化）が重要です。

領域・教科を合わせた指導の形態では、集団が多様で比較的発達差があっても、同じ活動と一緒にしながらそれぞれの課題に応じた活動が準備できるということがあります。

例えば、「生活単元学習」や「作業学習」では、学級全体としてはひとつの目的的な活動に向かってまとまった集団活動を行いますが、児童生徒一人一人は、自分の力に応じた役割分担をもって活動に取り組むことによって、個別の課題達成を図ることができます。

効果的な学習を展開するには、児童生徒の心理的特性と学級集団の特性から指導内容や指導方法がいろいろと工夫されなければなりません。

4 . 日常生活の指導はどのように考えるのでしょうか

- (1) 日常生活の指導は、日常の生活が充実し、豊かで確かなものに高まるよう援助する指導です。

日常生活の指導は、日常生活にとって必要な事柄を日常生活の流れに沿った活動を通して指導しようとする領域・教科を合わせた指導の最も基礎的な指導形態です。特に、基本的な生活習慣が十分身についていない段階の児童には、これから社会生活や対人関係の調和において基礎となる指導です。

指導内容としては、基本的生活習慣や身辺の処理に関する内容、集団生活において必要な内容、そして、社会生活に関わる内容など生活科の内容を中心に、いろいろな領域・教科に関わる内容です。一日の流れの中から指導内容を見ると次ページのようになります。

- (2) 一日の学校生活の流れに沿って実際的な状況の下で行われます。

学校生活には、毎日ほぼ同じように繰り返される活動があります。その中で、必要性がある時の指導を大切にします。例えば、大小便をする時の排泄指導であり、手を洗う必要のあるときの手洗い衛生の指導であり、着替えの時の着脱指導や整理整頓の指導です。その場、その時の指導が効果的であり、日常生活に必要な諸活動に精一杯取り組み、なしとげられるように、生活の流れを整え必要な援助を行います。

毎日繰り返される指導でも、固定化し常同的にならないようより高い水準の活動のし方に変えていくことが必要です。

- (3) 指導時間は週時程の中では帯状にして指導する必要があります。

日常生活の指導の内容は、学校生活の一日の流れの中で指導することが多いものです。ですから曜日の 時間目と 曜日の 時間目に、あるいは、月は排泄指導、月は食事指導というような指導計画にならないのが普通です。児童生徒の実態によっては指導の軽重をつけるという意味から、取り上げて重点的に指導することもあります。

登下校の指導が必要な児童生徒の指導なども、日常生活の指導として授業時間数として考えることができます。また、數十分ずつ分けて指導した場合でも一日の中で1単位時間の指導と考えることもできます。

- (4) 特別活動との関連の深い内容が多くあります。

例えば、朝の会や帰りの会としての時間は、特別活動の学級活動と関連があります。「給食の指導」は、学級活動の内容にも含まれていますが、この指導時間は、学級活動のうち「学校給食に係るもの」を除く」との特例規定から、授業時間には数えません。しかし、低学年の中には、食事指導が重要な指導内容となる場合があります。このような場合には、学級活動としての「給食指導」ではなく日常生活の指導としての「食事指導」という考えに基づいて計画する必要があります。学級活動の「給食指導」とは目標や指導内容が異なってくるのです。

- (5) 個別化を図り、スマールステップでの指導計画が必要です。

日常生活の指導は、児童生徒が一日の生活に見通しをもち、より自立的に確かなものにするための指導です。そのために、次のようなことに配慮する必要があります。

個人の実態に合わせた重点を決め、長期の目標と短期の目標をスマールステップで指導する。

急いで中途半端にするより、時間をかけて意欲を育て、正しい習慣、態度を育てるようにする。

援助の方法を、身体的援助（一緒に） 視覚的援助（モデル） 言語的援助（声掛け）など段階的に工夫する。

他教科との関連や家庭との連携を図る。

日常生活の指導の機会と指導内容（例）

指導の機会	具 体 的 指 導 内 容	個別の指導内容
登 校 始 業 前	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地へいく。 ・時間を意識し遅れない。（交通機関） ・あいさつをする。 ・履き物を自分のげた箱へいれる。 ・着替えをする。 ・持ち物を整頓する。 ・戸や窓をあけたり、準備をしたりする。 ・動植物の世話など係りの仕事をする。 	
朝 の 会 (全校集会)	<ul style="list-style-type: none"> ・日直などの係りをする。 ・月・日・曜日などを知る。 ・一日の予定や過ごし方を話し合う。 ・歌を歌う。 ・点検や記録をする。（身体の調子、持ち物、衛生） ・身近かな出来事やニュースについて話し合う。 ・指示に従って移動する。 ・全体の中で行動する。 	
学 習	<ul style="list-style-type: none"> ・合図で行動する。 ・学習態度を身につける。 ・進んで取り組む。 ・学用品や道具を大切に使う。 	
給 食 (食事指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・身支度を整える。 ・配膳、片付けをする。（食品と食器、量や数、手順、衛生） ・食事の作法を身につける。（食器や箸の使い方、よく噛む） 	
掃 除	<ul style="list-style-type: none"> ・合図でとりかかる。 ・身支度をする。 ・順序よく掃除をする。（手順の理解、共同して働く） ・用具の使い方を知る。（ほうき、雑巾） ・しっかりと働く。（仕事の分担、後始末） 	
帰 り の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・今日のこと、明日のことを確かめる。 ・発表する。 ・連絡帳や日記を書く。 ・帰りの歌、あいさつをする。 ・戸締まりなどをする。 	
一 日 の 中 で	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の指導（予告、便所の使用、手洗い等の習慣） ・遊びの指導（さまりを守る、仲良くする、順番を守る） ・時間の指導（時間を理解する） ・ことばの指導（ことば使いや応対の仕方を身につける） ・服装、身なりの指導 	（児童生徒一人一人の実態をふまえて指導内容を設定する）

5. 遊びの指導とはどういう指導でしょう

- (1) 子どもは、遊びによって発達するものです。

遊びが「遊びの指導」として教育活動に位置づけられるということは、大きく2つの理由からです。一つには、遊びが発達を促す作用をもつことが発達心理学等で明らかにされてきたこと、そして、もう一つには、養護学校等の児童の障害の程度が重度化の傾向にあることです。

遊びの活動の中には、探索活動、創造活動、社会的活動があり、その中で身体的活動を通して、言語や数量などの初步的な概念形成、知覚・認知、想像性、運動、更に対人関係などの諸領域の発達に効果があることが明らかとなり、その教育的意義が認められています。

子どもたちは、日常的な遊びなどの活動を通して、自分自身の力で多くのことを理解し獲得してきます。しかし、知的障害児の多くは、生活の中で出会うことに対して、意識し理解してきた経験が非常に少ないので。また、発達段階的にも、こうした経験による学習を多くする必要があります。そのため、教育・保育の場で遊びを取り入れることが多くなってきました。

- (2) 遊びは、本来それ自体が目的であり子どもの生活そのものです。

遊びについての定義は様々なされていますが、それ自体が目的であり何かの手段として用いるものではありません。まさに子どもの生活そのものといってもよく、楽しむために遊ぶのです。遊びに没頭し、成し遂げ、満足することは日々の生活を充実させ、明日への期待をもたらすといえます。

- (3) 「遊びの指導」とは「遊びを支える」ことです。

「遊びの指導」は、遊びを支えることです。遊びが存分にできる場や道具を用意したり、発展し拡大するように援助します。そして、教師もその中に交じって、楽しく遊んだり誘いかけたりするのです。違うものをもってきて違う発想を使ってみたりしながら、子どもに遊ぶ楽しさ、おもしろさを感じさせるよう側面から支えることが指導といえます。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要です。

児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定する。

教師と児童、児童同士のかかわりを促す場を設定し、遊具等を工夫するようにする。

身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにする。

遊びができるかぎり制限することなく、安全に選べる場や遊技を設定するようにする。

自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促し、遊びに誘い、いろいろな遊びを経験させ、遊びの楽しさを味わわせるようにする。教師と児童、児童同士のかかわりを促す場を設定し、遊具等を工夫するようにする。

- (4) 遊びを「自由遊び」と「課題遊び」に分けることがあります。

遊びは、本来自由なものであり、それ自体を目的として楽しむものですから、課題遊びというのはおかしいかも知れません。しかし、教科や保育的内容から、ある課題を含む遊びに限定して、学習や治療的な遊びとすることもあります。例えば、題材として、砂、水、紙、粘土、積み木などで設定した場や材料で取り組む遊びや、子ども同士の関わりの機会を多くした遊びです。子どもは、ただおもしろくて遊ぶのですが、教師は遊びのもつ効用を意図していくことになります。これらの遊びが発展すると、課題意識をもった生活単元学習や音楽、図工、体育等の指導につながることになります。

このような場合でも、指導の姿勢としては、何かを身につけ「させる」為に指導するのではなく、楽しく遊ぶことが「できる」ように支える姿勢をもつことが大切です。

6 . 生活単元学習はどのような考え方や取り組みをするのでしょうか

- (1) 生活単元学習は、生活上の目的や課題を成し遂げるための自発的、主体的な活動を育てる学習です。

生活単元学習は、児童生徒が実際の生活のなかで経験していることやこれから経験するであろう活動をとりあげ、それを教育的に再構成して、教科や領域の内容を指導する形態の学習です。

ある単元の活動に取り組むことによって、生き生きした活動や望ましい経験をし、また、充実した生活を送ることが、めあてや見通しをもった行動をする力となります。

その意味で、自立的な生活に必要な事柄を学ぶための、きわめて実際的で総合的な活動（学習）だといえます。そして、この活動を経験する中で、児童生徒一人一人のニーズに応じた事柄を学習していくということになります。自分の課題に向かって主体的に取り組んでいく経験を積み重ね、充実感、満足感をもつことが生活する力や資質を高めていくことになるのです。従って、その土台となるのは、児童生徒の興味・関心であり、発達段階に応じた内容が用意されることで生き生きとしたものとなるのです。

生活単元学習では「見通しをもった生活を」「主体的な活動で」「自立的に送る」ことをめざしています。

- (2) 単元の組み方を考えてみると次のような観点が考えられます。

一つは、単元の性格、内容からとらえる考え方、他の一つは、児童生徒の発達段階からとらえるそれです。

単元の内容、性格からは次のように分けて考えることができます。

行事単元	民族行事、地域行事、学校行事等から	「お正月」「ひな祭りをしよう」「七夕会」「お月見会」「新入生歓迎」「遠足にいこう」「合宿」「学習発表会」
季節単元	季節的な活動から	「春（秋）を見つけにいこう」「夏祭り」「収穫祭」「雪遊びをしよう」
課題単元	目的的な活動から	「　ランドで遊ぼう」「おやつを作ろう」「文集作り」「　（公共施設等）へいこう」
偶発単元	偶発的な出来事から	「　さんのお見舞い」「お別れ会をしよう」「小鳥が死んだ」

これらは、はっきりと区別されるものではありません。行事は季節とも関連が深いし、行事にあわせて、課題を設定した活動にするなど、それぞれ関連があるものがあります。

児童生徒の発達段階からとらえる考え方をまとめてみると次のようになります。

比較的発達段階が低く、集団活動としてまだまとまりにくい段階	・生活単元学習の先行経験としての活動とも言える遊び型の単元 「遊びの指導」として位置づけられる場合もある。 興味ある素材を取り上げ、受動的から能動的な活動にしていく。一人の取り組みから、まわりへ広げる。
比較的発達段階が低いが、集団活動ができたはじめた段階	・行事や季節単元と関連したお楽しみ会的な単元 繰り返すことで、簡単な見通しや目的をもった行動がとれる力を育てる。 期間も短期間の展開になる。
比較的発達段階が高く、集団活動としてまとまった段階	・行事や課題単元など、問題解決の活動内容を含む単元 自分達で計画したり、方法などを解決したりしながら協力しあう活動として展開する。比較的長期間の展開も可能になる。

このように、学年差や能力差が大きい集団であっても、それぞれの発達段階に応じたねらいをもって活動に取り組みながら、全体としても共通の目標の実現に向かうことになります。

(3) 単元設定と展開の留意点は次のようなことが考えられます。

単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の興味や関心、発達水準の合ったものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。

- 一人一人の生活を観察し、どんなことに興味・関心をもっているか、また、どんなことを、どのような場でやり遂げができるかなどを把握しておくことが必要です。

単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

- 低学年では、余り刺激のない生活の場で学習を展開することが多く、どちらかといえば教室内で「ごっこ遊び」等を中心とした展開が多くみられます。高学年になると、社会生活の経験も少しずつ取り入れて、校外での活動を入れた題材を選んでいくようになります。更に、中学校では社会性を高め、言語活動も盛んにしていく場を取り入れた活動を多くすることが考えられます。
- 単元でも、実際的な社会生活との関連をもった学習内容を工夫していくことが重要で、校外学習を取り入れていくことの意義もそこにあります。
- 作業量を見ると、低学年は体力的にも作業量の多いものや機器を取り扱ったりする活動は不向きです。学年が進むにつれ、そうした機器の取扱いや作業量も増やした方がよいでしょう。
- こうした単元の活動によって身につけた、興味・関心、技能、習慣や態度が学校外の生活にも活かされるよう配慮します。

単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

- 学習経験を積み上げていくことによって、実際的に生活する力はついてくるわけですから、いつも新しいことや初めてのことばかりに取り組んだり、逆に、いつまでも同じことの繰り返しではありません。これまでに学習してきたことがどんなことであったか、そのなかでどのような活動や役割をしてきたかということを知っておくことが必要です。

単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、取り組むとともに、集団全体が単元の活動に共同して取り組めるものであること。

- 生活単元学習では、いろいろな場で、いろいろな方法で学習していきますが、児童生徒はまず、一人一人が自ら聞き、話し、書き、作っていきます。そうした活動を人とのかかわりをもった活動へと発展させ、できるだけ多くの仲間や人々とふれあうようにしていきます。共同して取り組

むちで自分がしてあげたこと、自分がしてもらったことを心に強く受けとめていくことで豊かな人間性が育っていくと考えます。

単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要にして十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

- ・ 単元の内容は、種々考えられますが、大切にしたいことは、単にそれぞれの領域や教科の内容を取り入れた活動をつなぎ合わせるのではなく、一連の活動が、児童生徒の自然な生活の流れとして経験ができるようにすることです。このような活動の中で、児童生徒の活動が活発になっていくにつれて、領域や教科の内容が自ずと取り込まれていくものと考えられます。

単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるように計画されていること。

- ・ 単元の展開は、2、3日で終わる場合もあれば、1週間、1ヶ月、時にはそれ以上続く場合もあります。指導計画を立てるにあたっては、年間どのような単元を予定するか、どのような構成にし展開するか、ということを検討しておくことが大切です。
- ・ 単元の目標は、児童生徒の自発的・主体的な活動を育てるですから、児童生徒の活動が、事前の計画と違った方向へ発展する場合もあります。そういう場合にも対応できるよう、その時時の流れに応じて、計画を修正し、発展させる柔軟な姿勢が求められます。教師の用意した計画を無理に押し進めて、児童生徒の「見通しをもつ力、主体的に活動する力、自立的に生活する力」は育たないでしょう。

【適切な評価を行うことの必要性】

生活単元学習は、生活中心の体験的な学習ですから、学習により変容していく姿は、日常生活との関わりでとらえていくことが多くなります。教科の内容についても、生活の場の中で、話す、読む、書く、計算すること等、こまめに観察し記録しておくことによって、評価していきます。その資料は、即時的に指導にフィードバックされるとともに、生徒の変容を評価していくことになります。

~~~~~ 資 料 ~~~~

日常生活の指導の手引

(文部省 平成6年)

遊びの指導の手引

(文部省 平成5年)

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 - 各教科、道徳及び特別活動編 -

(文部省 平成12年)

・その他多くの実践事例や解説書が出されています。

7. 作業学習とはどのようなものでどう位置づけるのでしょうか

- (1) 作業学習は、「作業活動を学習の中心にして、働く力ないしは生活する力を高めることを意図し、そのために必要な知識、技能及び態度を身につけること」がねらいです。

作業学習は、児童・生徒の能力や特性を考慮した指導の形態であり、他の領域・教科を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等）と学習活動は、本質的に共通するものです。

生活単元学習が、児童・生徒の具体的な生活経験を取り上げてそれを学習活動として再構成しているのに対し、作業学習は、文字どおり作業活動を中心的な教育活動として取り上げ、活動に取り組むことによって、家庭や社会において働く生活に必要な知識、技能、態度を育てようとするものです。

- (2) 小学校知的障害特殊学級や知的障害養護学校小学部においても作業学習のねらいは大切です。

作業学習は主として中学校特殊学級や養護学校の中学部、高等部において実施されています。小学校においては、厳密に言えばかなり困難があると思われますが、低学年段階から、日常生活の指導や生活単元学習の中に作業的な活動は多く、作業学習とは位置づけなくとも、係り活動や飼育栽培といった作業活動を経験することも必要です。高学年になるにつれて、より作業的生産活動の要素が強まるでしょう。これらのねらいは、働く活動を通して喜びを味わわせ進んで働くとする意欲を育てることです。

作業的内容	低学年	中学年	高学年
学習道具や遊び道具の片付け 係り活動やお手伝い 日直の仕事 給食当番 掃除や教室の整理整頓 製作活動 動植物の世話 買い物 簡単な洗濯や裁縫 調理活動 栽培活動	生活上の基本的な活動として (日常生活の指導)	基本的な活動 道具の使用 共同的な作業 (生活単元学習)	作業の分担 共同的作業 生産的な活動 (生活単元学習)

- (3) 中学校知的障害特殊学級や養護学校高等部において作業学習は重要な教育活動となります。

中学校特殊学級では、近年作業学習の位置づけの比率が少なくなっていますが、作業学習のもう一つ教育効果を見直す必要があります。作業学習の指導は、直ちに将来の就職のための準備学習としてとらえるのではなく、自ら身体を動かし、手足を使って社会生活を体験的に理解し、自立的な生活を送るための重要な指導形態であるという認識をもつ必要があります。

高等部においては、卒業後直ちに社会人として生活していく生徒が多いことから、作業学習を中心とした教育が行われる必要性は高いでしょう。学校によっては、教育課程のほとんどを作業学習で編成しているところもあります。

(4) 作業学習の内容

作業学習で取り上げる内容は、学級の構成人数、発達段階、地域の実状、そして、指導者の特性や施設・設備によって制限されますが、多く取り上げられているものは次のようなものです。

【中学校特殊学級、高等部での作業種目例】

- ・栽培（野菜、花、穀類など）・調理（主食、副食、菓子類など）・木工（装飾、家具、おもちゃなど）
- ・紙工（箱、装飾類、しおりなど）・印刷（通信用、表彰状、文集など）・陶芸（食器、花器類、置物など）・縫製（袋もの、カバー類など）・食品製造（漬物、乾物類など）
- ・その他地域の特産品など

年間、継続して取り組むものを計画します。

一つの作業種では、その内容が偏るので、いくつか組み合わせて計画します。

【作業学習（作業種）の望ましい条件】

生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらに参加する喜びや完成の成就感が味わえること。

地域性に立脚し、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定すること。

生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。

障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。

作業内容が安全で健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。

作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

その他、

担当する教師の特性や指導力 作業を行う場所の広さや設備 作業を行うに当たっての連携がとれることなどの条件も考慮します。

(5) 継続的な取り組みが大切です。

作業学習として取り組む活動は、単発的なものではなく、原料から製品へ、生産から消費へ、といった一連の諸活動が継続的に行われることが大切です。例えば、栽培活動でも、苗植え一収穫だけではなく、土づくり、種の購入、除草、水や肥料の管理、そして、収穫物の販売、加工等といった活動が繰り返されるようにします。その中で社会生活との関わりや経済生活の仕組みを学習することになるのです。

(6) 作業学習の発展としての産業現場等における実習

中学部の職業・家庭及び高等部の職業に示す産業現場等における実習を、他の領域や教科と合わせて実施する場合、作業学習として位置付けられます。その場合、産業現場等における実習については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実践するとともに、各教科等の広範な内容が含まれていることに留意する必要があります。

産業現場等における実習は、これまでにも企業等の協力により実施され、大きな成果を上げていますが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関との密接な連携を立てることが大切です。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要があります。

資 料

作業学習指導の手引き（改訂版）

（文部省 平成7年）

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 - 各教科、道徳及び特別活動編 -

（文部省 平成12年）

作業学習ハンドブック

8. 教科別の指導とはどのような指導でしょう

知的障害教育では、児童生徒の特性から、各教科で計画した指導内容をそのまま各教科で指導するのではなく「領域・教科を合わせた指導」のなかで、指導する方が望ましいといわれています。しかし、教科の種類や児童の発達段階によっては、指導内容を分化し（つまり各教科毎の内容によって）時間を設けて指導する方が効果的なものもあります。

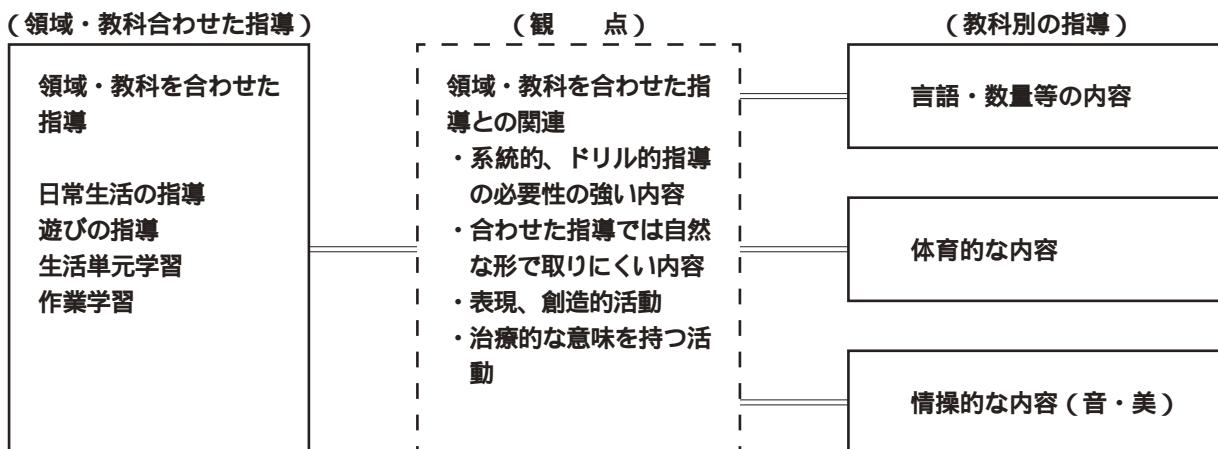
そこで、教科別の指導という指導の形態が考えられます。この教科別の指導について理解するためには次の点に留意する必要があります。

- (1) 教科別の学習は、領域・教科を合わせた指導を補完するものです。

領域・教科を合わせた指導の形態と教科別の指導形態は、よく二律背反するものとして対比的にとらえられがちですが、そうではありません。両者は、その学習活動の中で学習する内容が関連をもつながら補完するものであるということを知っておかなければなりません。生活中心の領域・教科を合わせた指導を行う中で、その指導だけでは指導しきれないもの、あるいは、効果が少ないものを補完する指導ということです。

つまり、教科別の指導とは、『生活単元学習や作業学習などの領域・教科を合わせた指導による指導では偏りのある内容を、各教科の内容毎に再編成し、その系統性に基づいて一定の時間指導する指導形態』です。

図8



- (2) 教科別の指導は、教科指導とは違います。その違いをまとめてみます。

	教 科 指 導	教 科 别 の 指 導
目 標	学習指導要領に基づいた各教科ごとの目標、内容を指導することです。	学習指導要領には示されていません。 指導の形態としてあります。
内 容 の 構 成	補完的意味合いではなく独立して学問的体系に基づいて構成されます。 普通は教科書によっています。	合わせた指導の偏りを補完する内容で構成されます。 実態や活動に応じて教師が選びます。
指 導	各教科ごとの年間計画に従って、それぞれに指導されます。	合わせた指導の活動に従って、関連する内容が指導されます。

(3) 教科別の指導を行うのは、発達段階や指導過程によって異なります。

対象児童生徒の発達段階による違い

一般的には、発達段階が低い時期は、領域・教科を合わせた指導を中心に行なうことが多い、発達段階が高くなるにつれて教科別の指導で行なう内容が増えています。

教科の性格や内容による違い

国語、算数（数学）では、繰り返しの技能練習が必要な内容など、同じ教科でも、内容によって教科別の指導時間をとったほうがよいものや、音楽、体育などほとんど教科別の指導の形態が適しているものなどがあります。

指導過程の段階による違い

単元を展開していく過程の中でも、例えば、導入段階では領域・教科を合わせた指導として取扱い、中盤で教科別に繰り返し指導したり個別に練習したりして、終盤はまた、領域・教科を合わせた指導の中で扱うという展開も考えられます。

従って、指導計画の中では、教科別の指導の内容が領域・教科を合わせた指導と無関係に配列されているのではなく、関連を図るように計画することが必要なのです。

(4) 指導の際の留意点

画一的な指導にならないよう内容や方法を工夫する。

ただ単に、ドリルとしてこなすだけの学習は厳に慎みたいものです。

たとえ技能的な繰り返しの練習が求められる内容であっても、指導にあたっては、指導者とコミュニケーションをとりながら活動できる工夫をし、遊戯化したり操作活動を多くしたりする工夫が求められます。

安易な個別指導にしないようにする。

教科別の指導になると、どうしても個人差がでてきます。一人一人に応じてとは言うものの、すべてが、個別学習の形にならないようにしたいものです。

指導内容を、個々の児童生徒の将来的な見通しから選択し、段階的に指導する。

それぞれの、教科的な視点から実態に応じた内容を系統的に選び、指導計画をたてておくことが必要です。そのために、「個人別の指導内容表」と合わせて「集団として共通する指導内容表」を作成しておきます。

縦系列より横系列の充実を図るような内容を計画する。

縦系列、つまり、その教科の系統性や順序性ばかりを重視して次の段階へ進むような計画ではなく、横系列、つまり、そのことを「いつでも、どこでも」使えるように実際の生活に広げ生かせるようあらゆる形での指導を心がけることも必要です。

例えば、計算力として、紙の上で「1けたの足し算ができたからすぐ2けたを」と考えるのではなく、生活の中で「いつでも、どこでも、どんなものでも1けたの足し算（の考え方）が使える」ようになることを目指した指導が大切です。

領域別の指導とはどのような指導でしょう

領域とは、いろいろな使われ方をします。「盲学校・聾学校及び養護学校の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、自立活動の4領域でまとめられている」といえます。また、「教科の「国語」の指導内容は、表現、理解の2領域で、「図工」は、表現と鑑賞の2領域で構成されている。」ともいいます。

ここでいう領域別の指導というのは、「第1章第2節 の15」に示したように指導の形態として「道徳」「特別活動」「自立活動」の指導を「特設した時間で指導すること」を指します。各教科も本来は一つの領域ですが、大きな役割を占めること、内容の性格が異なることから前述のように「教科別の指導」として分けられています。

9. 道徳の指導はどのように位置づけるのでしょうか

- (1) ほとんどが、領域・教科を合わせた指導の中で扱われます。

道徳の授業時数については、小学校及び中学校では、週1時間、年間35時間（第1学年は34時間）を標準とすることが定められていますが、あわせて「学校の教育活動全体を通じて行う」となっています。

知的障害養護学校では、領域別の指導として道徳の時間を特設して指導するのではなく、領域・教科を合わせた指導として、学校生活全体の中でのいわゆる「道徳に関する指導」として、指導している場合がほとんどです。

学習指導要領の総則にも述べられているように「特設した時間で指導しなくてもよい」ことになっているからですが、それは、次のような理由からです。

道徳は、机上の学習による観念的理解だけの指導では効果がなく、児童生徒が問題に直面したときに即応的な指導をすることが効果的だからです。

例えば、「仲よくする」「優しくする」とか「苦しいことも耐えてやり遂げる」とことばで言っても、実際の生活の中でそうした体験がなければ身についたものにはなり得ません。ことばで唱えることより、こうした体験を含む活動を通して、実際に「優しくする」場面や「やり遂げる」場面での指導を重視します。

道徳の内容は、合わせた指導の中に多く含まれる内容です。

日常生活の指導では、基本的生活習慣の内容は道徳の内容とも重複しています。

遊びの中にも、必ず「仲良くする」「助け合う」「きまりを守る」「親切にする」等ということを指導していきます。これは、生活科の内容でもあり、道徳の内容でもあります。

生活単元学習や作業学習でも、学習活動の中で道徳の内容に関連する指導場面が多くあります。学習活動を展開する中で、態度や習慣の形成を通して身につけたい道徳の内容があります。「協力する」「責任をもつ」「やり遂げる」「あいさつや礼儀」「整理整頓する」「身なり、清潔に気をつける」等々、実際的な場面でその都度指導していきます。

特殊学級の場合も、道徳の時間を特設した時間の指導としてではなく、上に述べたように、領域・教科を合わせた指導などの時間を通して扱うことになります。

- (2) 「道徳の時間」は特設しなくても、全体計画の中には道徳の指導内容について、他の指導との関連で計画しておくことがよいでしょう。

10. 特別活動の指導はどのように位置づけるのでしょうか

- (1) 特別活動の指導は、次のような内容です。

A 学級活動	
(1) 学級や学校生活の充実	(学級、学校の諸問題の解決、仕事の分担等)
(2) 日常生活や学習への適応・健康 安全	(生活や学習の適応、基本的生活習慣、人間関係の育成、学校給食等) (中学校) 将来の生き方と進路の適切な選択に関すること
B 児童(生徒)会活動	(委員会活動、代表委員会、総会等)
C クラブ活動(小学部のみ)	(興味や特技に応じた内容等)
D 学校行事	
(1) 儀式的行事	(入学式、始業式、終業式、全校集会、卒業式、新任式等)
(2) 学芸的行事	(音楽会、学習発表会、作品展、クラブ発表等)
(3) 健康安全・体育的行事	(健康診断、大掃除、避難訓練、運動会、競技会等)
(4) 遠足・集団宿泊的行事	(遠足、修学旅行、校外活動、宿泊学習等)
(5) 勤労生産・奉仕的行事	(飼育栽培、清掃美化、学校園の手入、公共施設の清掃等)

- (2) 特別活動は日常生活の指導や生活単元学習の内容と関連が深くなります。

学級活動は、日常生活の指導との関連が深く、朝の会、帰りの会等を日常生活の指導とした場合、一日20分ずつに分けた指導時間とするということも考えられます。

生活単元学習のところでも述べたように、学校行事として計画される内容は、比較的見通しをもちやすく、児童生徒にとって楽しみにすることが多いものです。従って、これらの行事を、生活単元学習として単元構成して、取り組むことになります。

- (3) 授業時数に含まれるのは、学級活動です。

授業時間数に関しての規定は、学級活動(高等部ではホームルーム)は授業時間数を定めることとなっています。児童会(生徒会)活動や学校行事の時間は授業時間数としては数えられません。また、学級活動の中でも「給食指導は除く」とされています。

学校行事等を生活単元学習として指導した場合、例えば「運動会」では、運動会当日は学校行事の時間数とし、前後の指導時間は「生活単元学習」の授業時数として、総授業時間数に充てることになります。

クラブ活動は、小学校において、適切な時間を定めて実施することとなりましたが、中学校においては廃止されました。ただし、中学部において同好会的な活動を学校裁量の時間として実施することは可能です。

- (4) 特別活動の時間に交流を図る活動を計画するとよいでしょう。

特殊学級では、児童会活動(生徒会活動) クラブ活動、学校行事の時間を、可能な限り通常の学級の児童生徒と共に活動することをめざして教育課程を編成し、参加するように配慮したいものです。教科学習の中での交流は、交流といっても、能力的な差が意識され、また、ふれあいを深める関わりを持ちにくいことが多いものです。しかし、クラブ活動や学芸的行事または遠足・宿泊的行事を通しての交流では、比較的、ふれあいやすく深まることが多いのです。

指導計画等

11. 指導計画等はどのように作成するのでしょうか

教育課程に基づいて児童生徒の興味ある活動を促進するような具体的な学習活動を展開するためには実際に指導していくための指導計画が必要です。指導計画の作成は、目標を達成するための筋道をたてることであり、その筋道によって具体的な学習活動が展開されることになります。

(1) 年間指導計画

全体計画

年間を通した全体の指導目標、指導内容、指導形態に基づき、単元ごとに、指導する時期や時間数の割合について配列します。時期ごとに取り組む活動の大まかな展開について各指導形態ごとの関連に配慮し、全体として調和のとれた計画にします。

指導形態別（教科別、領域別）年間指導計画

指導形態別の年間計画をたてておくことも必要です。教科別の指導の年間計画は、各教科の指導内容表に近いものです。

(2) 月ごとの指導計画

年間指導計画では、単元の配列や大まかな時間数の計画にとどまるため、それからは、実際の授業の展開までは読み取れません。そこで、年間指導計画を更に具体化し、指導のねらいを明確にしたり、展開の流れを具体的に計画します。指導をすすめるうちに修正する必要もでてくる場合がありますので月ごとあるいは週ごとの指導計画が必要です。

(3) 単元ごと指導計画

単元ごとの指導計画は、一般に「学習指導案（細案）」といわれるものです。ひとつの単元についての指導計画と一単位時間の指導計画になります。

その他、児童生徒の実態やねらいに合わせた各教科や領域ごとの内容を選択した「指導内容表」を作ります。指導要領の解説に示された「各教科の具体的な内容」を参考にします。

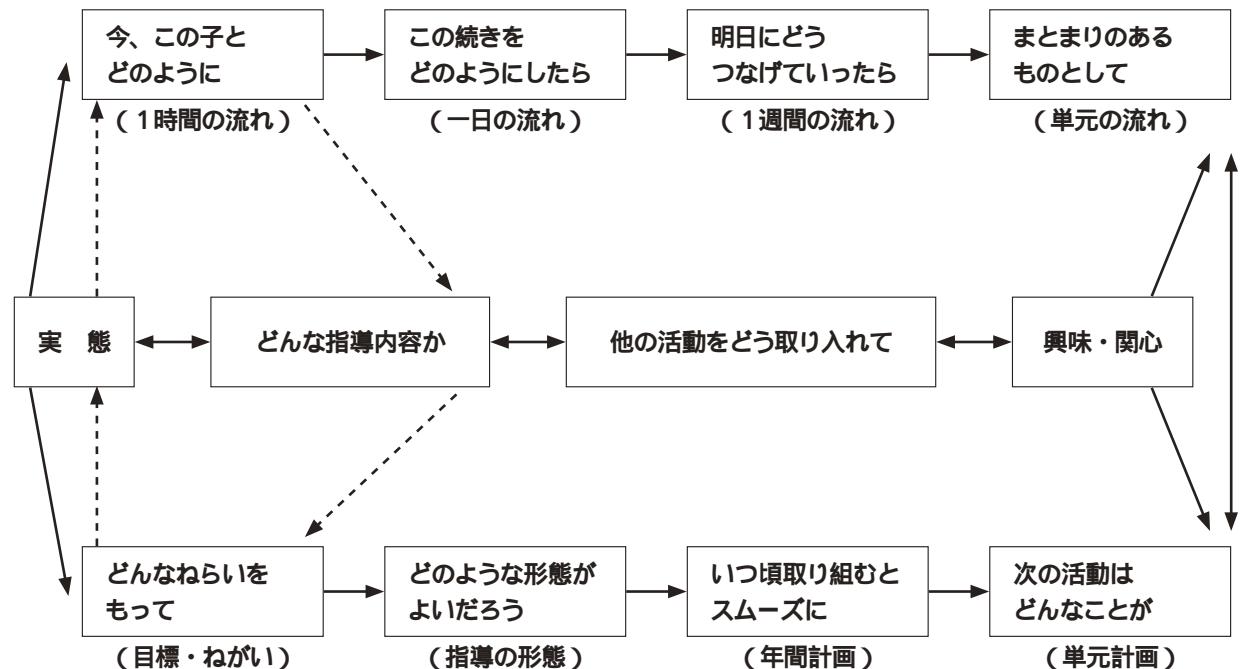
図9 指導計画の関係模式図

		年間計画一覧											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活単元													
作業学習													
教科別													
教科別													

全体.....年間指導計画
(例: 年間計画一覧)
横軸.....形態別年間計画
(例: 作業学習)
縦軸.....月別指導計画
(例: 4月の計画)
枠内.....単元指導計画
(例: 生単の6月)

(2) 指導計画をたてる前にまず子どもと一緒にできることをみつけてみましょう。

初めて子どもと接した時には、それこそ「どうしたらしいんだろう」と思うでしょう。はじめから「年間計画をもって」というのがよいかも知れませんが、まず、子どもと一緒にできる活動に取り組んでいくことをスタートにしてもいいでしょう（図の右回り）。そして、その繰り返しのうちに、だんだん輪が広がって、ある見通しができると目標が立ち、指導形態や活動の中身が計画でき（図の左回り）「まとまりをもった単元に……」なってくると考えることもできます。



(3) 少しづつ見通しがたつたら、短期間の計画（単元計画）を具体的に表してみましょう。

はじめから、目標や指導内容が優先して「こんなことをさせよう、教えてやろう」と考えていくとうまくいかないこともあります。上の図の右回りの小さい円から徐々に、子どもの様子がわかり活動の見通しがたってくれば「次は、こんな活動が……」「こんなことも組み合わせて……」と広がっていくと思います。

計画をたてた後、あるいは修正することも必要になってきます。計画に固執しないで、子どもの状態に合わせて修正していくことの方が大切です。計画表や一覧表などを作つておくのは、計画的な指導をしていくうとするとともに、修正しやすくなるからです。

(4) 年間計画をたててみましょう。

指導計画の中心は、学習する内容を構成した単元の設定と展開の計画です。これらの「単元」や「題材」を、指導する時期や時間数の割合について配列したものが年間計画です。

年間を通した全体の指導目標をもって指導形態ごとに「単元名」や「題材名」で配列します。

一般的に次のような手順によると立て易いでしよう。実践例などを参考にしてみましょう。

横に各学期（月）をとり、縦に学校行事の欄、指導形態ごとの欄、そして、備考欄等に分けた一覧表を作成します。

それぞれの指導形態ごとに、指導する内容（単元名や題材名……どんなことを）を指導時期（いつごろ）を考えて大まかに配列します。

- ・領域・教科を合わせた指導（生活単元学習等）を中心している場合は、学校行事や季節など

を考慮して指導の時期を決めます。

領域・教科を合わせた指導の単元の中に予定（予想）される内容と教科別の指導で取り上げる内容について、その関連をはかるようにして配列します。

・教科別の指導の欄では、教科別の指導として取り出して指導する内容と、その他、合わせた指導の中で関連する内容があるので、印をつけておくと分かりやすいでしょう。

その月の総授業時間数とそれぞれの単元の指導時間数について配当し調整します。

・例えば、4月の授業時数は、3週計算で総授業時間数は80時間、他の行事と合わせ90時間設定です。5月も連休などがあるため、3週計算で90時間で計画します。

各学校には行事予定の年間計画が作られているはずですから、それによって授業時間数などを予め計画しておくことは、ゆとりをもった指導の実施に大切なことです。

また、週5日制の実施により、授業時間数について今まで以上に検討しておく必要があります。月ごとの時間数を出してみましょう。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
時間													

(5) 指導計画を作成する際には、次のことに気をつけましょう。

児童生徒の心身の発達の状態や学校、地域の実態を考慮して、全体的な調整を図り、年間を見通した計画になるようにします。

（どのような内容を、どのような形態で、どの時期に、どの程度の時間で）

単元の配列が、単に、行事や季節的なものの羅列であったり、児童生徒の発達の状態を考えない指導者の押しつけの内容にならないようにします。

児童生徒の生活経験、興味・関心、将来予想される生活等を考慮した多様な活動を用意します。

指導計画は、あらゆる場面を想定し、児童生徒の主体的活動を促すようなものにします。

実際の指導では、実態に合わせて内容を精選することも大切です。また、変化に対応して、柔軟に実施します。

12. 週時程はどのように組むのでしょうか

- (1) 一日の生活のリズムを大切にし、それが繰り返されるような流れにします。

知的障害の養護学校や特殊学級では、生活中心の教育が展開されています。日常生活の指導にしても、生活単元学習や作業学習にしても、毎日繰り返される生活の流れの中で、いろいろな学習内容を指導していくようにしています。それが、児童生徒に自分のものとして身についていくには、その活動を主体的、自主的なものにする必要があります。

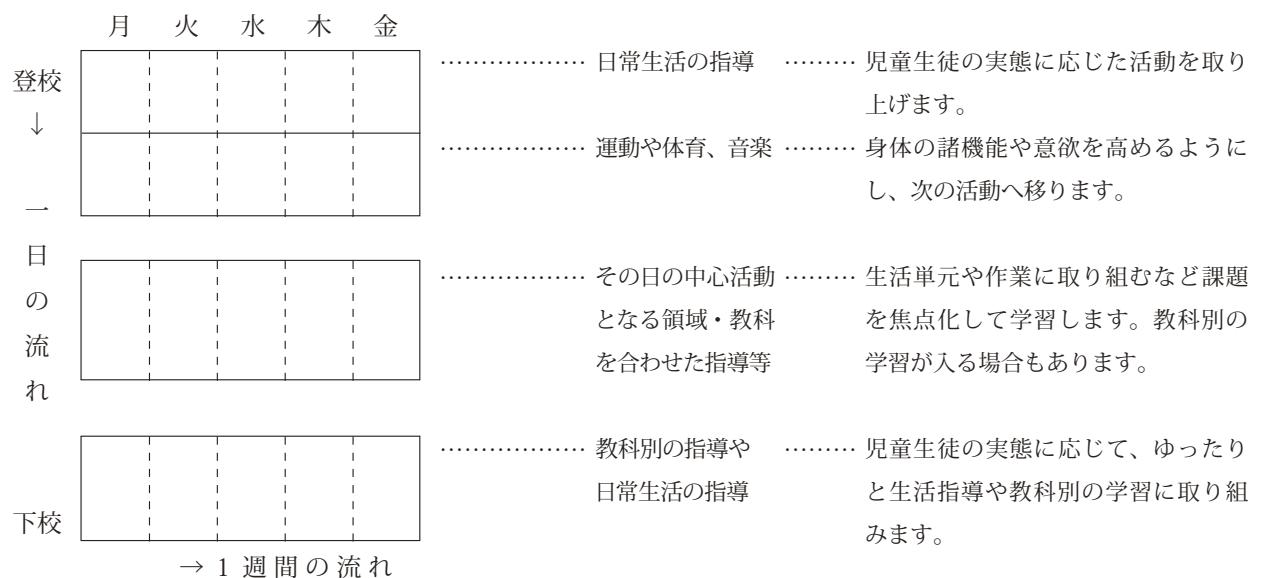
主体性や自主性が育つには、生活がある一定のリズムをもって自然な流れとして繰り返され、自ら取り組むことの見通しがもてるようになることが必要です。

今、「学校の生活づくり」ということが盛んに言われています。これは、学校生活においても、このような生活の自然な流れを大切にしながら、活動が展開される必要があるからです。児童生徒の活動がリズムをもって流れ、充実するにつれて活発になり、主体的、自主的なものとなるとの考え方から学習活動を組み立てていくことを目指したものです。

- (2) 基本的な流れは、共通なものがみられるようになってきました。

知的障害養護学校や特殊学級における基本的な生活の流れは、下の図のような共通性がみられます。この背景には、一日の活動にゆったりと取り組めること、そのような流れは児童生徒にとって自然であり、それが繰り返されると見通しがもちやすいこと、などが考えられます。

図10 知的障害養護学校や特殊学級にみられる基本的な生活の流れ



- (3) 特殊学級で交流の授業をする場合にも、基本的な流れを大切にしたいものです。

特殊学級の児童生徒が、通常の学級で授業を受けるために出かけることが多く、まとまった時間がとれないということをよく聞きます。特に、在籍する児童生徒数が多い学級に多いようです。このような場合、まず、通常の学級で授業を受けることの意義を考える必要があります。

交流に出かけたり、教科別の学習が多い場合にも、児童生徒の負担や身につく学習となるかどうかを考えると、あまり、一日の流れがモザイクのようにならないように配慮したいものです。

週時程表の例（特殊学級で交流の多い学級の場合）

	月	火	水	木	金
朝会	交流学級	交流学級	交流学級	交流学級	交流学級
1	生単	生単	6年 図工	生単	生単
					音楽
2			6年 図工		
3	国語 <small>日生 2年 音楽</small>	体育 <small>(先生)</small>	音楽	国語 <small>D児 日常生活</small>	生活 <small>(M)</small> <small>4年 図工</small>
4	体育 <small>(先生)</small>	生活 <small>(M先生)</small>	算数 <small>D児 日常生活</small>	体育	生活 <small>(M)</small> <small>4年 図工</small>
<hr/> 昼 <hr/> 給食(学年)————清掃(縦わり)————					
5	図工	算数 <small>D児 日常生活</small>	国語 <small>D児 日常生活</small>	国語	算数 <small>A</small> <small>4年 体育</small>
6		作業	クラブ	特活	作業

一日の流れが細切れになるということは、それだけ、目当てや見通しが多くなるということであり、あれもこれもとなってしまいます。児童生徒に、一日あるいは一週間の見通しがもてるように、「ふし」や「くぎり」をつけてまとまりのあるものとして活動が行われるようにします。そのためには、少なくとも一日のうちのある時間帯、一週間のうちのある曜日は、学級集団での学習が行えるよう、他の学級での授業を入れないなどの工夫が必要です。

また、生活単元学習や作業学習に取り組む期間については、その単元に継続して取り組めるよう、週時程を組み替えるなどの柔軟な取り組みも必要です。

（実践例の中にも、生活単元に取り組む期間の週時程を組み替えている例があります）

このような時程を組むには、教育課程の編成に際して、学校全体での理解を図り、時程編成での配慮をしてもらうなどの協力体制が必要です。

それぞれの児童の該当学年に交流学級を設け、朝の会、給食を共にする。

- ・体育3時間の内2時間は 先生に持つてもらう。1時間は担任が持つ。
- ・6年、4年の図工については担任の指導であるので、該当学年の児童と共に指導する。
- ・体育2時間と火曜日の生活2時間は担任も出かけて補助をしながら児童を側面的に援助する。

生活単元学習については継続して行うことがあるので時程を変更して行う。

- ・日常生活指導（D児を除く）道徳指導は生活全般において適宜指導する。

13. 単元別の指導計画はどのように立てるのでしょうか

単元（あるいは題材）別の指導計画は、一般に「学習指導案」の形式の中に示されますが、領域・教科を合わせた指導では、多くの活動を組み合わせて単元構成をします。従って、これらの活動の展開について計画を立てておくことも必要になります。生活単元学習の計画を例にしてみましょう。

(1) 興味関心のあることからスタートします。

何かのきっかけで「　　へ行ってみたいな」ということから、単元として計画してみます。

次のページの単元計画は、かなりの長期間のものです。次々と関連する活動が自然な流れで展開されています。

注：予定する内容です。すべての子にさせたり要求するわけではありません。

(2) 児童生徒の実態によって、単元のまとまりとしての長さ（活動内容）は異なります。

当然のことながら、発達段階によって、興味・関心の持続する長さが違います。「　　しよう」という計画で始めて、その活動にたどりつくまでに目標を見失ってしまっては、興味・関心もなくなり途中で立ち往生することになります。

いろいろな活動を組み合わせるにしても、いくつかに分けて単元名をつけて、短い期間での見通しや目標をもった活動にすることも可能です。また、今の時点では、取り上げない活動もあります。すべて計画通りしなくてはいけないということではありません。計画の修正が必要です。

全体では、「社会見学」ですが、「　　へ行こう」「版画を作ろう」「学習発表会で発表しよう」などと区切ることもできます。要するに、子どもたちが、ある活動に対し目的意識と見通しをもって実践的に取り組める長さやめあてをもとにして、単元の期間を設定するということになります。

(3) さらに、それらの活動が発展し、新しい活動へと広がっていくことも考えられます。

「学習発表会で発表しよう」ということから「見学の様子や心に残ったことをまとめ、発表する」という取り組みも考えられます。また、絵を描いたり、版画を作ったりしたことから「作品展に出そう」という単元ができ、「社会見学（　　へ行こう）」の取り組みで学習した、計画をたてることや交通機関を利用すること、見学のマナー等の学習が繰り返されることになります。

こうした経験の繰り返しが、学習した事柄を身につけることになり、段階ごとに高められてくるといえるでしょう。

単元計画例（生活単元学習）

「社会見学 へ行こう」

1 . 2 . 3 9 は順序。 、 、 は予定時間数。



14. 学習指導案はどのように書くのでしょうか

学級（学年）

指導案

日 時：

場 所：

指導者：

- 1 単元（題材）
- 2 日標（ねらい）……単元全体について、願う行動、態度、習慣（態度目標）とそれを支える理解、技能に関する目標を設定する。
- 3 単元設定の理由（基盤）
 - （児童生徒について）
 - ・学級について - 人数構成、能力差、雰囲気等
 - ・個人について - 生活習慣や態度、理解や技能、興味・関心、伸ばしたい面
 - （教材・単元について）
 - ・教材の選択について - 設定した理由、ねらい、内容の適切さ等
 - ・教材の内容について - 教材の構造の分析、既習事項や他教材との関連、系統性
 - （指導にあたって）
 - ・指導のねらいや意図について - 指導の方針、教師の願い、期待等
 - ・指導について - 展開の構想、個と集団の関わり、教材教具の工夫、安全への配慮
- 4 指導計画
 - ・活動内容と時間について構造化を図る。
- 5 本時の指導
 - (1) 目標（ねらい）
 - ・この時間の学習での共通の目標（ねらい）を設定する。
 - (2) 児童（生徒）のようすと目標（ねらい）
 - ・本時の学習で願う取り組み態度などを個々に具体化し個別の目標（ねらい）とする。
 - (3) 展開

学習の流れ（予想される活動）	教 師 の 支 え（援助）			
	A	B	C	基準
1.する。 予想される活動の流れ 基盤（指導にあたって）での構想 を基に予想される活動を整理し順序立てる。		全体に対する働きかけ、共通する配慮、支え		
2.する。	個別の支え		個別の支え	
		活動の流れへの対応、CTの手立て、動き		個別の支え　・ATの関わり方

- (4) 評価 児童生徒を理解し援助するための視点、指導法を改善するための視点がある。
児童生徒の実態や目標との関連から、評価の視点とその方法を示す。

記入事項の留意点として、次のようなことがあります。

指導形態ごとに、日常生活の指導指導案、遊びの指導指導案、作業学習指導案、生活単元学習指導案、教科では、国語科学習指導案、などの書き方が考えられます。

単元、題材については、学習内容や活動を組み合わせたまとまりとして、国語や算数の単元、生

活単元学習での単元があります。単元化しない場合、題材がいいでしょう。

生活単元学習、国語、算数等では「単元」、遊びの指導、日常生活の指導、作業学習、また、音楽や図工（美術）では「題材」とすることが多いようです。

設定の理由では、まず、児童生徒の実態について述べ、次に、取り上げる題材や単元について、そして、指導の構想を述べるようにします。児童生徒の実態については、一覧表の形で示すこと効果的ですが、IQの数値や障害名等は載せないようにした方がよいでしょう。

指導計画は、活動の構想と時間数について構造化して示します。長期間の単元に取り組む場合などは、別に単元計画としてまとめておき、指導案では、簡略化することもあります。

本時の指導の展開については、できるだけ個々の動きを予想し具体的な手立てを準備します。

活動（学習）の流れ（予想される活動）	教師の支え（援助）（児童生徒個々について）
<p>活動内容によっては、「気をつけ、礼」で始まり「気をつけ、礼」で終わる展開とはならないこともある。</p> <p>前の活動から続けて次の活動に移ったり始まりから自然に動き出すようなことも考えられる。</p>	<p>個々の動きを予想し、具体的な手立てを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねらいと実態から、特に必要とされる手立てについて個々のねらいとする場面（内容）に重点づける。 <p>（ここで、こうしてほしい、そのためにこんな支えを）</p> <p>「…させる」ではなく「（…できるよう）する」「…することで（…だろう）」「ここでは、こんな動きを期待（予想）する。そのときは、…」といった教師の支えが具体的に見える表現が望ましい。</p>

T・Tでの授業の場合は、全体を掌握するCTの支えと、個別に援助するATの支えを明らかにします。その場合、特にATについてもねらいをもった具体的な働きかけを明確にします。

（展開例……略案です。A男、B子等それぞれの活動を書く場合もあります。）

活動の流れ	教 师 の 支 え					
	C T	A T 1		A T 2	A T 3	
		A 男	B 子	C 男	D 男	
1 あいさつ	・ 全体に、めあてを伝え意欲を高める	・ 乗り物を作り、発送を大切に	・ トンネルを作る。	・ テープを切ったり、貼ったりする時は手伝う。	・ C Tの話をもう一度繰り返し伝え	・ 作ることはもう一度繰り返し伝え
2 作る	・ 進み具合を確かめ、様子を紹介する。	・ カッターは手を添えて一緒に切る。	・ ヒントをだす。	・ 友達を呼ぶよう促す。	・ C 男が積み重ね、D 男が倒すなど関わりながら、3人で遊ぶ。	・ C 男と遊ぶ。
3 遊ぶ	・ 不必要な道具類を片づけ安全に配慮する。				・ 出たり入ったりして身体を動かすよう追いかける。	

15. 交流教育はどのように位置づけるのでしょうか

- (1) お互いが人に対する正しい理解を深め、ともに認め合う心を育てる教育です。

交流教育のねらいは、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、学習や生活の場をともにすることによって、生活経験を拡大するとともに社会性を養い、好ましい人間関係を育てながらお互いを正しく理解し、尊重し、支えあう心を育てようとするものです。ですから、どちらか一方のねらいをもって行われるものではありません。

- (2) 交流の形態は、次のようなものが考えられます。

	交流をする相手	交流の機会・内容
特殊教育諸学校の児童生徒	近隣の小学校・中学校の児童生徒 他の特殊教育諸学校の児童生徒 学校のある地域の人たち	行事などの交流会で 運動会、学習発表会などで 学校行事などで
特殊学級の児童生徒	通常の学級の児童生徒 他校の特殊学級の児童生徒 学校のある地域の人たち	特別活動、行事などで 合同学習や合同行事などで 学校行事、校外学習などで

交流教育とは、一般的に小中学校の通常の学級の児童生徒が盲・ろう・養護学校の児童生徒との間での交流活動を通じて理解を深める学習をさしています。

特殊教育諸学校同士、特殊学級同士の交流や特殊学級と通常の学級との交流は、交流教育のひとつの形態ではありますが、この大きな意味での交流教育という言い方はあまりしません。各小中学校に特殊学級がある場合、通常の学級との交流は十分行われているものとの認識に立ってのものです。また、特殊教育諸学校では、児童生徒の出身地域との交流を図ることも大切です。

- (3) 全教育活動の中の教育内容をそれぞれの視点で再構成し、教育課程に位置づけた活動です。

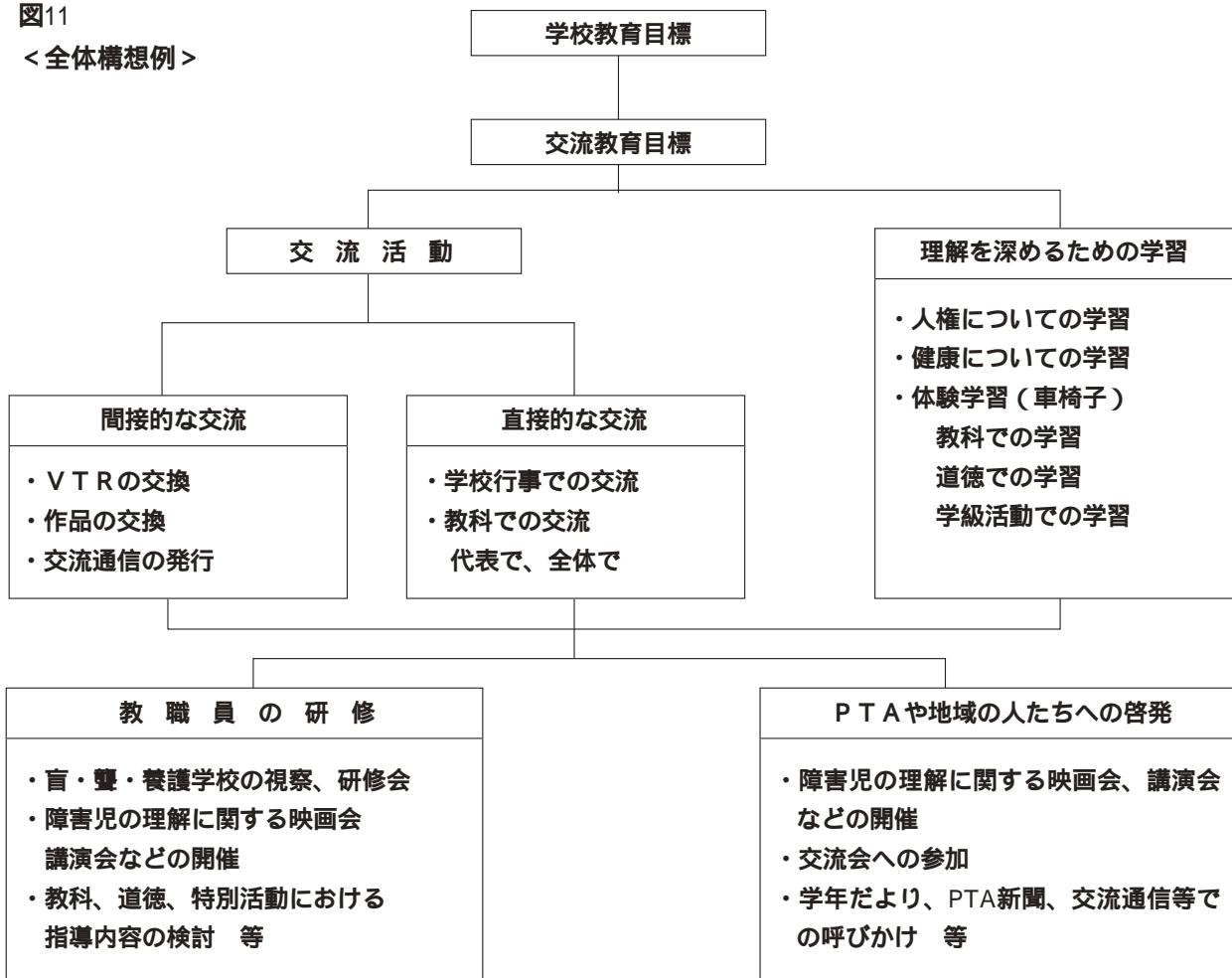
交流教育、環境教育、同和教育、金銭教育、あるいは性教育など様々な「**教育**」と呼ばれる教育活動がありますが、これらは、教科や領域を表すものでも特別な教育課程と言うわけでもありません。全教育活動の中の教育内容を、それぞれの視点から再構成し、ねらいをもって計画したものです。

図でひとつの構想例を示しましたが、それを見れば分かるように、それぞれの教科、道徳、特別活動、及びその他の活動の中で「**教育**」のねらいに関連する内容を取り上げ、その指導を通してねらいを達成しようとするものです。

資料

交流教育の意義と実際 平成7年度 文部省

図11
<全体構想例>



交流教育は、単に交流活動をするだけではありません。

上の図は、理解推進校の指定を受けた学校の構想図を参考に作成したものですが、これでもわかるように、交流教育では、交流活動とともに、通常の学級の児童生徒、教職員、PTAや地域の人たちがともに、障害児に対する理解を深めるような学習や研修活動を行うところに意義があると考えられます。児童生徒の理解学習は、各教科の中、道徳や特別活動の中で進められます。

また、総合的な学習の時間の中で、福祉をテーマに交流教育に取り組むことも考えられます。

今回の改訂の中では、小学校、中学校、高等学校それぞれの学習指導要領に「障害のある幼児児童生徒との交流の機会を設けること」と明記され、交流教育の一層の推進が求められています。

交流教育を通して、一般の児童生徒も障害をもつ児童生徒も、わけへだてなく一人一人を大切に教育するという共通意識をもち、教師と児童生徒、そして、地域の人たちが円滑な人間関係をつくることが大切です。

資料

心身障害児理解推進研究指定校（交流相手校）

島根県

平成3・4年庭	石見町立石見東小学校（石見養護）	松江市立古江中学校（県立盲学校）
平成5・6年度	出雲市立神西小学校（出雲養護）	西郷町立下西小学校（隠岐養護）
平成7・8年度	松江市立法吉小学校（清心養護）	浜田市立有福中学校（浜田養護）

交流教育地域推進事業推進校

平成9・10年度 出雲養護学校と湖陵町立湖陵中学校 江津清和養護学校と江津市立渡津小学校

16. 特殊学級の交流はどのように気をつけるのでしょうか

- (1) 交流をすることの意義は大きく、積極的にすすめる必要があります。

特殊学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と活動をともにするなど、お互いに接し合うことは、特殊学級の児童生徒のみならず、すべての児童生徒にとって人間形成や社会性の育成の上からもその価値があることは確かです。

特殊学級と通常の学級との交流は、日常的に行われる当然の活動であるといえます。しかし、その交流の場が、児童生徒にとって適しているかどうかについて十分検討する必要があります。それは、全体の教育計画において配慮されなければなりません。通常の学級の児童生徒に対して、障害児に対する正しい理解や認識をもって接する態度を育てるような指導が継続的に行われていなければならないでしょう。

- (2) 通常の学級で授業を受けることが交流ではありません。十分な配慮が必要です。

「交流学習」という名称で通常の学級で授業を受けることがあります。これは、どのようなねらいで、どのような配慮がなされるか、十分検討されなければなりません。交流に名を借りた安易な授業への参加は、特殊学級の主体的な活動を損なうばかりか、児童生徒にとって、かえって逆効果になる場合があることに留意すべきです。児童生徒の実態に照らし、必要な教育内容を学習する活動として、通常学級の教師も「特別な教育的配慮」をした学習（授業）として考える必要があります。

指導にあたっての配慮事項を十分話し合う。

指導の中の基礎的な事柄を、教材等に工夫し理解しやすいように指導する。

活動を助けるような、視覚教材や補助教材を用いる。

などの配慮が必要でしょう。そのために、特殊学級の担任が、こうした補助教材を作るとか、学級の人数によっては、一緒に教室へ行って補助することなどが考えられます。

また、交流の場は、必ずしも同一学年である必要はありません。場合によっては、下学年との授業も考えられます。逆に、上學年との場合も考えられます。実際に、そういった活動を行い成果を上げている学級もあります。その場合、児童生徒の負担になったり自尊心（プライド）が傷つけられたりすることのないよう留意すべきでしょう。

- (3) 特別活動や行事での交流を図ることも必要です。

高学年になるにつれ、知識理解や技能習得を中心とした各教科等の授業と一緒に受けることは、困難になってくる場合が多いようです。学習場面では、遅れがより強調されてしまうからです。こうした場合には、むしろ、体験的な活動を一緒に行う交流を図るようにしたほうが効果的です。

例えば、クラブ活動や委員会、清掃や当番活動などの特別活動。運動会や学習発表会などの行事の中で役割を分担するなどです。こうした活動は、人としての特性を理解しやすく、また相手を認め、ともに活動する方法なども受け入れやすいと考えられます。

17. 一人学級または多人数学級で気をつけることはどのようなことでしょう

[一人学級]

- (1) 一人学級でも、生活の充実という視点から考えることが大切です。

児童生徒一人に教師一人という「一人学級」が増えています。教育課程を編成する上では、一人一人に応じた教育内容と指導時間数を計画するという点で、特殊教育の基本型ともいえるでしょう。

しかし、実際の指導上は、学級生活を二人きりで過ごすことになると、子どもの成長にとって不足をきたすことや教師との関係性の上での不安もあります。そこで、知的障害のある一人学級では二人の学級生活を充実させるという視点から、日常生活の指導、遊びの指導、そして、生活単元学習や教科別の指導の時間を組み合わせてみるとどうでしょう。例えば、低学年や発達段階が低い児童の場合、ちょうど、親子二人で一日を過ごすときのように考えることもできます。日常の生活をまず大人との関係で充実させ、徐々に自立的に送れるようにしていくということは、発達段階に応じた大切な教育目標です。

- ・着替えや片付け、掃除を一緒にする。 日常生活の指導
- ・一緒に運動したり、絵本を見る。 教科別の指導
- ・友達と遊んだりする。 生活単元学習、交流授業
- ・お出かけする。 校外活動、合同学習

高学年では、より自立的な活動とし関わりを友達に広げ、教科別の学習の時間も増えるでしょう。

また、知的障害のない児童生徒の学級では、実態を十分踏まえ、適切な交流学習を組んだり、教科別の指導の中でできるだけ体験的な活動を通して学校生活の充実を図るなどの視点が大切です。ただし、ほとんどの時間を通常の学級で学習を行うというのではなく、特殊学級が設置されている趣旨を踏まえ、十分な実態把握のもとに障害に基づく種々の困難を改善・克服していく指導を適切に行うことには留意する必要があります。

- (2) 個別指導は十分できます。一方で、人との関わりも固定されやすいので、集団との関わりの場を増やすことも大切になります。

通常の学級との交流を考える。

通常の学級との交流の場合、朝の会や帰りの会、給食、遊びの時間を一緒にしたりする。また、授業を一緒にする場合には、担任も一緒に行って、「T・T方式での授業」とすることも考えられるとし、学級での取り組み（例えば、生活単元学習）の中へ、通常の学級の子どもたちを参加させて展開する場面を計画することなども考えられる。

近隣の学校の特殊学級との合同学習を計画し活性化につなげる。

年間いくつか設定する。

地域の中の人たちと関わる活動を取り入れる。

校外学習として、学校周辺のお店や農家、公共施設、作業所等を活用した活動を計画することもできる。

- (3) 教師の発想の転換を図ることも必要です。

学校では、「教科の授業をして、集団活動があって、時間通りに行動して」と考え、教科の学習を個別指導で進めたり、朝来てから帰るまで、時間に合わせた行動のみを求めたりすれば、一人学級は、息苦しいものになるでしょう。「学校生活をひとつの暮らしの場ととらえ、それを充実させ、主体的、自立的に送れるようにする」という視点で計画がたてられるかどうかがポイントです。

一日を、ともに取り組み、ともに楽しめるような活動を用意する。（子どもがわかる）

どんなときに手助けをし、どんなときに待つか、見通せる心の余裕をもつ。（心の余裕）

[多人数学級]

(1) 領域・教科を合わせた指導の利点を考えてみましょう。

多人数の学級では、個人差が大きくなつて指導が難しいという問題がでてきます。それに対応するには、「領域・教科を合わせた指導」の利点をもう一度考えてみて、うまく計画することです。人数が多いと、それだけダイナミックな活動にもなるし、自発的な活動も増えてきます。

みんな同じことを同じようにさせようとしたり、それぞれの課題に応じた活動を別々に用意しようとすると困難です。同じ活動に取り組む場面でも、発達段階に応じて、それぞれねらいが異なり、従って取り組む活動が違つてきます。教師は、個々のねらいを明確にもち、どこで、誰の活動に、どう関わるか計画し、できるだけ子ども同士の関わりや自立的な活動を支えていくことが大切です。

例えば、生活単元学習で「遠足」を計画した場合で考えてみます。

	A . 一緒に……する	B . できるだけ一人で	C . 自立的に取り組む
計画をたてる	・話を聞き、遠足に行くことを知り楽しみにする。	・行き先や日にちについて、意見を言う。	・計画を考える。 ・準備や日程を見通せる。
買い物に行く	・一緒に行く。 ・まねて買おうとする。	・教師と一緒に品を選ぶ。 ・お金を払おうとする。	・必要な品を選ぶ。 ・自分でお金を払う。
電車に乗る	・手をつないで乗る。 ・同じように行動する。	・切符を買って乗る。	・時刻表を確かめる。 ・乗る電車がわかる。

上は大ざっぱなめあてですから、それぞれの実態に応じためあてを考え、実態や発達段階に応じた役割分担や課題をもたせることができます。

(2) 時間割を工夫してみましょう。

低学年と高学年は授業時間数が違います。

午前中は、全体で領域・教科を合わせた指導を中心にして、午後、低学年が下校した後、高学年の教科別の指導など、個別指導を中心にする組み方もあります。

授業へ出かけるためまとまった活動ができにくい場合は、ある期間だけでも単元のための学級集団の活動を優先します。

通常の学級の授業へ行くと学年により学習の時間はバラバラになります。一週間の時間割では、それが交流学級へ出いていても、それは、基本的な時間割として、ある期間は学級の活動を主体にした集団活動を組むことが必要です。学級の活動になれば、子どもによっては、リーダー性を發揮したり、自力で課題解決に取り組むなど、本来その子が必要とする力を育てることができます。

時間割や交流学級での授業について固定的に考えないことです。

交流の時間や学習形態を固定的に考えず、児童生徒の教育内容や指導の必然性、必要性を考えるべきでしょう。そのためにも、教育課程編成の留意点で述べているように、時間割編成の意味や交流学級での学習の取り組みの基本的な考え方について、学校全体で共通理解を図つておく必要があるのです。

18. 進路指導および予後指導はどのように進めるのでしょうか

- (1) 将来の生き方に関わる価値観の形成と個々の能力・適正等の把握に努め、その伸張を図るようにします。

進路指導といえば、進学先の選択や決定あるいは就職先の斡旋等の手続きのように考えられていますが、これらは進路指導の一部に過ぎません。

進路指導は、生徒一人一人が、自分の価値を認め、将来の職業生活において自己を生かし、生きがいのある人生を築くことができるよう、また、それを実現するための計画をたて、自らの意志と責任で進路を選択、決定できるよう指導援助することです。

- (2) 教師の指導助言が大きな役割を果たします。

障害をもつ生徒達にとって、現実的に自らの意志と責任で将来の進路を選択、決定していくことは容易なことではありません。そこで、教師が重要な役割を担うことになります。

進路指導に当たっては、教師は生徒や保護者の意向を十分聴取するとともに、学校における日常の学習状況、特に作業学習や現場実習等での評価を参考にしながら、関係機関との連携をとって、必要な情報を収集し総合的に判断することが何よりも必要です。

- (3) 日常の教育活動がとても大切になってきます。

知的障害児の教育においては、将来の社会生活において、社会的、経済的に、より自立的に生活できるよう基礎的な力を育成していくことが大きな目標です。こうした自立的な生活をめざしていく上で、進路指導を進める際に日常の教育活動が重要です。

社会人として必要な基本的態度や基礎的技能を育て、職業的自立を図る日々の指導こそ進路指導そのものといえるでしょう。

知的発達に遅れをもつ児童生徒は、自分の能力、特性を過大評価したり、あるいは逆に過小評価し劣等意識をもったり、自己評価が困難だったりすることが多いものです。進路選択において十分な情報や知識を得ないまま選択すれば、結果的にどのような混乱や失望、不満が生じるかは明らかです。たとえ、高等部に進学する生徒であっても、3年後には、現実問題として社会へ巣立つわけですから、中学校の段階から、保護者とともに社会生活、職業生活に対する基礎的な理解や心構えを育てるような指導が必要です。

- (4) 予後指導でも、担任教師の果たす役割は大きいのが現状です。

卒業後、職場や社会によりよく適応し、安定して生活していくことが望ましいのですが、なかなか困難な場合が多いようです。対人関係に起因する問題、余暇時間の過ごし方や金銭上の問題、家庭の理解に起因する問題等によって、離職・転職あるいは家庭への引き籠もり等さまざまな問題が生じます。社会や職場に適応して定着していくには、関係者の長期にわたる予後指導が必要です。

それは、常に、職場・家庭・本人の連携のなかで進めていく必要があります。職場の理解はもとよりですが、本人、保護者のよき理解者として、卒業後であっても担任の存在、役割は大きいといえます。

「第3章第3節の11」知的障害学級の指導事例 (5)中学校での指導 を参照

第3節 自立活動の指導について

19. 自立活動の指導はどのように考えるのでしょうか

- (1) 自立活動は、盲・聾・養護学校に特別に設けられた領域です。

盲・聾・養護学校の目的について、学校教育法（第71条）で「(前略)幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」と規定してありますが、この指導をするために設定されているのが、「自立活動」の領域です。昭和46年の学習指導要領改訂において「養護・訓練」として新設され、今回の改訂では、この領域が個々の児童生徒が自立を目指す自発的、主体的な活動であるという本来の主旨を改めて確認し、そのことを一層明確にするため「自立活動」と名称変更するとともに、目標、内容も見直され、従前5つの柱とされていた内容の区分の名称が改められ、内容も、これまでの18項目から、具体的にイメージしやすいように22の項目で示されています。

1 健康の保持 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること 病気の状態の理解と生活管理に関すること 損傷の状態の理解と養護に関すること 健康状態の維持・改善に関すること	2 心理的な安定 情緒の安定に関すること 対人関係の形成の基礎に関すること 状況の変化への適切な対応に関すること 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること	3 身体の動き 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること 日常生活に必要な基本動作に関すること 身体の移動能力に関すること 作業の円滑な遂行に関すること	4 コミュニケーション コミュニケーションの基礎的能力に関すること 言語の受容と表出に関すること 言語の形成と活用に関すること コミュニケーション手段の選択と活用に関すること 状況に応じたコミュニケーションに関すること
3 環境の把握 保有する感覚の活用に関すること 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること			

また、近年の児童生徒の障害の状態の多様化に対応して、一人一人の実態に応じた、適切かつきめ細かな指導を行うため、的確な実態把握に基づく個別の教育計画を作成することが明記されました。

- (2) 知的障害養護学校と盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校とでは、自立活動のとらえ方が違います。

盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校では、対象となる児童生徒の多くが知的障害を伴わないということから、主障害としての障害そのものが「障害の改善・克服に関する指導」の対象となり、それ以外の学習は、小学校及び中学校的教育課程に準ずることができるという考え方です。

一方、知的障害養護学校では、主障害としての知的発達の遅れそのものは、障害の改善・克服の対象とはなりえず、各教科、道徳、特別活動の内容をその障害の特性に応じて特別の教育課程を編成するようまとめられています。従って、自立活動の内容は、主として遊びの指導、生活単元学習、作業学習などを通して指導することになります。知的発達のレベルからみて、言語、運動、情緒・行動などの面で、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴してみられます。主障害である知的発達の遅れ以外の発達の偏りともいうべき事柄（言語、運動、情緒・行動等）の指導が、自立活動の内容となります。

20. 特殊学級での自立活動の指導はどのように考えるのでしょうか

特殊学級において自立活動を行う場合、次のような指導の中で取り扱うことが考えられます

- (1) 学校の教育活動全体の中で
- (2) 各教科、道徳、特別活動の内容の中で
- (3) 領域・教科を合わせた指導の中で
- (4) 自立活動の時間を設定した中で

特に、知的障害の特殊学級においては、知的障害に随伴して現れる、軽いマヒなどの運動障害、構音などの言語障害、極度の情緒不安定などの障害、パニックなどの行動の障害などについて、これらに対応した自立活動の指導を適切に行う必要があり、この場合、主に上記に示した(1)~(3)の中で取り扱うことが多いです。その場合にあっても、個々の実態の把握、目標、内容について明確にして行う必要があります。

従来から、肢体不自由の特殊学級においては自立活動（従前は養護・訓練）の時間を設定して行っているところも多くありますが、情緒障害の特殊学級にあっては、特に障害に対応した自立活動の指導を時間を設定して適切に行う必要があります。そのためにも、特殊学級の担任は、近隣の特殊学級や盲・聾・養護学校との連携を図ったり、専門機関等と連携をとるなどの配慮をしていくことが大切です。

第4節 総合的な学習の時間について

21. 総合的な学習の時間の実施についてはどのように考えるのでしょうか

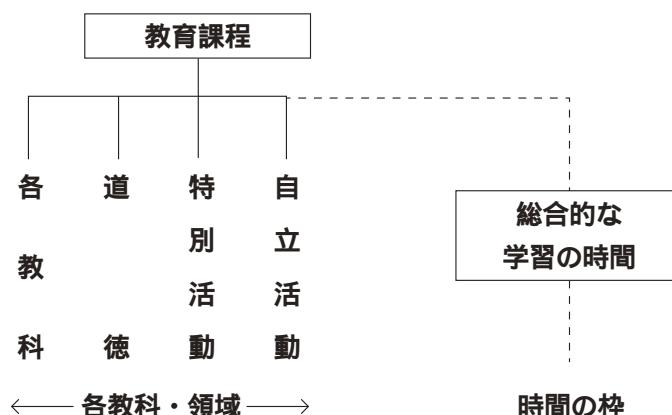
総合的な学習の時間

(1) 総合的な学習の時間は、時間の枠です。

教育課程の編成について規定している学校教育法施行規則が改正され、盲・聾・養護学校小学部・中学部の教育課程は「各教科、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間によって編成する」(73条の7、8)と改められました。これに基づいて学習指導要領総則には、総合的な学習の時間の趣旨、ねらい、学習活動、配慮事項などが示されました。

これにより総合的な学習の時間は、小学部1、2学年、知的障害養護学校の小学部及び重複障害者等に関する特例により取り扱わない場合を除き、すべての学校で教育課程に位置付けられることになります。

学習指導要領では、総合的な学習の時間は総則で述べられているのみで、各教科・領域と並んだ別の章としては設けられていません。総合的な学習の時間は、教科等から独立したひとつの領域として考えるのは妥当ではなく、各教科、領域を越えつつ相互に関連し、また補完し合う時間の枠として位置づけられます。



(2) 総合的な学習の時間の内容は、その趣旨やねらいを踏まえ、学校の裁量に委ねられています。

総合的な学習の時間は各学校において創意工夫を生かした学習活動を行うものであること、この時間の学習活動が各教科等の枠を越えたものであることから、学習指導要領においてはねらい等を示していますがその内容は規定していません。したがって取り扱う内容については学校の裁量に委ねられており、各学校では、この時間の趣旨やねらいを踏まえて、それぞれの学校や児童生徒の実態に応じた適切な活動を工夫していくことが求められます。

学習指導要領では学習活動について、「例えば、

- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- ・児童生徒の興味・関心に基づく課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題

などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする」としています。

これらはあくまでも例示であるから、ここに示されたものを網羅的に扱うことを求めているのでも、これ以外の活動を行うことを制限しているのでもありません。むしろここに示された課題の例は、それぞれ別個のものというよりも、学習活動を考えいくための視点を表しているといえます。実際の学習課題については横断性・総合性、興味・関心、地域・学校の特色など多角的に検討し、相互の関連性を考えて設定する必要があります。

また、学習活動を行うにあたっての配慮事項には「自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動、交流活動など体験的な学習・問題解決的な学習を積極的に取り入れること」と示されており、体験的・問題解決的手法が重視されています。特に、交流活動は、盲・聾・養護学校学習指導要領にのみ示されているものです。

総合的な学習の時間は、自分なりに課題を捉え、情報を集め、検討し、結論を導き、まとめるという一連の過程を通して「学び方」を学ぶ時間であり、児童生徒が問題意識を持ちながら学習を進めていくことが何より大切です。

そのためにも学習活動は、地域や学校、児童生徒の実態に沿ったものとすることはもちろんですが、その内容や方法は児童生徒自身の課題意識や興味・関心に基づいて選択・設定されることが望まれます。課題の解決にいたることは大切ですが、それ以上に、課題を設定し探求していくこと自体に、この時間の意義・重要性があることを忘れてはなりません。

22. 総合的な学習の時間を設けないのはどういう場合でしょう

総合的な学習の時間が設けられていない、あるいは設けなくてよい場合は以下の通りです。

- (1) 小学校第1・2学年においては、生活科を中心として合科的な指導が行われているため、総合的な学習の時間は設けられていません。そのため小学校学習指導要領に準ずる盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校の小学部1・2学年では総合的な学習の時間を設けません。
- (2) 知的障害養護学校の小学部では全学年において生活科が設けられていることなどから総合的な学習の時間は設けません。
- (3) 重複障害者等に関する特例で盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校に就学している知的障害を併せ持つ児童生徒に対して、知的障害養護学校の各教科の目標、内容に替えることができるこことなっています。この場合に、小学部の児童については総合的な学習の時間を設けないことができます。中学部、高等部の生徒については総合的な学習の時間を扱う必要がある点に注意しなければなりません。
- (4) 重複障害者等に関する特例で、学習の著しく困難な児童生徒に対しては総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導することができます。

以上の点を表にすると以下のようになります。

時間を設ける - 時間を設けない 設けないことができる

校種	盲学校・聾学校・肢体不自由・病弱養護学校			知的障害養護学校	
教育課程	準ずる	知的障害教科代替	学習が著しく困難	知的障害	学習が著しく困難
小学部 1・2年	-	-	-	-	-
小学部 3年以上			自立活動を主として指導		
中学部			自立活動を主として指導		自立活動を主として指導
高等部			自立活動を主として指導		自立活動を主として指導

- (5) 特殊学級においては、総合的な学習の時間は小学校第3学年以上において実施することとなります。小学校の特殊学級は小学校の中に設置された学級であり、教育課程については、原則としては小学校教育課程を適用して編成することになります。この原則に従って、小学校の特殊学級においても、小学校と同様に第3学年以上において総合的な学習の時間を設けることになります。特に、知的障害特殊学級の多くは、知的障害者を教育する養護学校の学習指導要領を参考にして教育課程を編成することになりますが、この場合にあっても先に述べた原則は変わらないので、第3学年以上で総合的な学習の時間を設けることになります。従って、教育課程編成上においては、領域・教科を合わせた指導の形態の一つである生活単元学習もあれば、総合的な学習の時間も位置付けられることにな

ります。但し、総合的な学習の時間の授業時数については、小・中学校におけるような定めはなく、特殊学級の場合は適切に定めることができます。

23. 総合的な学習の時間と領域・教科を合わせた指導はどう違うのでしょうか

総合的な学習の時間と領域・教科を合わせた指導では、教育課程における位置づけ、ねらいに違いがあります。

(1) 教育課程における位置づけ

総合的な学習の時間は、学習指導要領において各教科・領域とは別に、総則の中で、「地域や学校の実態、児童又は生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、横断的・総合的な学習や児童又は生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。」と示されています。

従って、総合的な学習の時間は、各教科等の枠組みを越えて教育課程を構成する時間の枠として位置づけられているのです。

一方、領域・教科を合わせた指導とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導の形態のことです（学校教育法施行規則第73条の11）。児童生徒の発達段階や障害によっては、教科別、領域別に分けて指導するよりも、各教科・領域に含まれる内容を統合して学習する方がより効果的な学習となり得ることから、この規定が設定されています。

従ってその位置づけは、教育課程においてはあくまでも領域及び教科を合わせたものであると考えられます。

(2) ねらい

- ・ 総合的な学習の時間のねらいは、

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるこ

学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようになると総則に示されています。

これは、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連づけ、これらが総合的に働くようにすることを目指していることを意味しています。

- ・ 領域・教科を合わせた指導のねらいは、自立的な生活に必要なことからを実際的、総合的に学習することにより、必要な知識・技能を獲得し生活上の望ましい習慣・態度を形成することにあります。

このように、領域・教科を合わせた指導は、学習活動を通して各教科や領域の目標や内容を指導する形態です。その目標は、領域・教科の目標につながると考えることができます。

以上のとおり、領域・教科を合わせた指導では、具体的な知識や技能を身に付けること（内容の知）をねらいとしているのに対し、総合的な時間の学習では、主体的に学習し問題解決するための基礎的態度（方法の知）と知識や技能を総合的に働かせる「知の総合化」をめざしているのである。

なお、領域・教科を合わせた指導においては、児童生徒の発達段階や障害に応じるとしているのに対し、総合的な学習の時間では、それに加えて地域や学校の実態に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うものと示されており、各校の独自な取り組みが期待されています。

以上のように、総合的な学習の時間では、各学校が創意工夫を生かし、領域・教科の枠を越えた横断的・総合的な学習を展開します。このため、学習指導要領では、各教科のように目標や内容を示すことはせず、総則においてこの時間の趣旨とねらいを示すにとどめています。

第5節 個別の指導計画について

24. 個別の指導計画の作成と活用はどのように進めるのでしょうか

- (1) 学習指導要領の改定により、重複障害者の指導、自立活動の指導について個別の指導計画を作成することが明記されました。

近年、盲、聾、養護学校や特殊学級に在籍する児童生徒の障害の状態は、重度・重複化、多様化してきています。このため、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導がこれまで以上に重要になってきています。

学習指導要領の改定において、盲・聾・養護学校では、自立活動及び重複障害児については、「個別の指導計画」を作成することが明記されました。さらに、自立活動以外の各教科、領域、総合的な学習の時間においても、また、特殊学級の指導においても、できるだけ個別の指導計画を作成し、一人一人の指導の充実につながるようにすることが望されます。

個別の指導計画の作成にあたっては、家庭との連携、協力が不可欠です。一層の教育効果をあげていくためには、保護者の願いや本人のニーズを踏まえた指導計画を作成し、指導を進めることが大切です。

- (2) 個別の指導計画の作成の手順はどのようにしていけばいいのですか。

個別の指導計画の作成にあたっては、児童生徒の的確な実態把握をし、長期的及び短期的な観点からの指導の目標を設定するとともに、児童生徒が主体的に取り組み、意欲の高めることのできる指導内容、指導方法、評価を個別に設定する必要があります。

なお、実態把握については「第1章第2節の22」に記載していますので、参考にしてください。

作成の手順はおよそ次のようになります。

情報の収集

- (1) プロフィール作成
診断・判定の情報
医療・健康面の情報
心理・発達などの検査情報
生育歴・教育歴
地域資源活用の情報

保護者へのアンケート

- (2) 実態把握
・学校、家庭、地域での様子
・観察、アンケート、心理検査、聞き取り
(3) 本人、保護者や家庭、指導者のニーズ

情報の整理

指導計画の作成

- (1) 長期目標の決定（年間）
(2) 短期目標の整理

ミーティング・保護者の参加

指導の展開

- (1) 実際の指導
(2) 指導の記録

評価・修正

(3) 個別の指導計画の作成にあたって注意することは何ですか。

教育課程の編成・実施と関連する個別の指導計画

教育課程を編成・実施するにあたっては、各学校が地域や学校、児童生徒の実態や学習活動の特質を把握して、学校の全体計画を作成する必要があります。そして、全体計画に基づいて教育課程を実施する際に、各教科等の指導目標や内容、方法を個別化するために個別の指導計画を作成します。学校の全体計画に基づかないで、個別の指導計画を作成し、それを寄せ集めて、教育課程を編成するのではないことに留意してください。

授業につながる個別の指導計画

個別の指導計画が作成するだけの労力で終わるのではなく、実際の指導とつながっていることが大切です。そのためには、実際の授業での一人一人の児童生徒の学習活動を想定して、一人一人が学習活動を十分成し遂げられるように、指導上の留意事項を明確にした個別の指導計画を作成することが必要です。

肯定的な観点で行う個別の実態把握

児童生徒の障害の状態や学習上の課題を決めつけるために実態把握を行うのではありません。児童生徒がどのような困難やつまずきがあるのかを受け止め、児童生徒の持っている力を引き出すためにきめ細かく、これまでの様子を把握する必要があります。どこまでできているのか、どのようなことに興味関心があるのか等、肯定的な観点で実態把握することにより、児童生徒の主体的な学習活動に結びつけていくことが大切です。

個々の指導の手立てを明確にした個別の指導計画

一人一人の児童生徒が目標を達成するためには、児童生徒が学びやすい学習環境を設定し、指導内容に即して教材・教具を工夫することの他に、授業における課題の提示の仕方、主体的な学習活動に結びつく援助の仕方などを具体的に検討する必要があります。個々の児童生徒が最も必要とする援助の方法を明確にすることが大切です。

教師間の引き継ぎや保護者との連携に基づいた個別の指導計画

個別の指導計画を作成するにあたっては複数の教師がかかわって、多面的に情報を収集し、共通理解を図りながら指導に活かすことが重要です。次の指導に活かすためにも、個別の指導計画を参考にしながら情報を引き継いでいくことが大切になってきます。また、保護者からの情報は、学校では得難い貴重なものです。保護者の願いを受け止めながら、アンケートを通して考えを聞いたり、ミーティングに参加してもらったりしながら一緒にやっていくことが大切です。

通知表と関連のある個別の指導計画表の作成

これまで、指導の結果を保護者に知らせるために通知表を作成していました。これからは、指導を始めるにあたって、具体的には指導計画を作成するにあたって、保護者の願いや考えを十分に反映した形のもの、実際の指導の計画が見えるものを保護者に示すことが大切です。そして、終わりの時期には、指導の結果を記入したものを見せるようにすれば、個別の指導計画と通知表が一体となります。

個人のプライバシーに配慮した個別の指導計画

児童生徒の個人情報は指導に必要な情報だけを収集することが大切です。人権尊重の視点から偏見や差別につながる不必要な項目については削除するなどの配慮が必要です。また、その保存方法と利用方法には十分留意しなければなりません。どこに保管し、誰が閲覧でき、持ち出し又

はコピーの利用範囲はどのように規制するのかなどルールを明確にしておく必要があります。

(4) 個別の指導計画の具体的な様式はどんなものですか。

個別の指導計画は特に定型はありませんが、学習を効果的に進めるために、各学校においてよりよいものを目指して作成しなければなりません。たとえば、実際の個別の指導計画の様式には次のようなものがあります。

様式	年度	個別の指導計画
児童名	生年月日	
学校名	学年	学級在籍
A、プロフィール		
B、生育歴、教育歴		

様式	年度	個別の指導計画 (児童名 B子)
指導の指針 <ul style="list-style-type: none"> ・緊張を和らげるような声掛けや雰囲気をつくり、B子さんが自信をもってできるような取り組みを増やす。 ・周囲の協力体制を整え、B子さんの対人関係を拡げ、さらに、B子さん自身からも積極的なかかわりがもてるような取り組みや声掛けを工夫する。 ・自分から挨拶したり、声をかけたりすることができ、また、自分の思いや考えを家族や親しい人に伝えることができるよう励ましの声をかける。 ・日常生活や学習の場では、継次処理様式が得意であることを考慮し、時間をあてて順序よく課題を提示し、聴覚・言語的な手がかりをもとに指導する。 ・体験的な学習を通して知識、技能の修得を図る。 		
長期目標		
C、現在の状況 1、知能・認知特性 2、学力 国語 算数 音楽 図工 (家庭科) 3、運動 4、身体・医学面 5、言語・コミュニケーション 6、情緒・行動 7、生活習慣 8、対人関係・社会性 9、興味・関心	【作成年月日】	学 (1)国語 2年生段階の漢字や文の読み書きができる。家庭では継続して日記を書く。 (2)算数 具体物による繰り上がりや繰り下がりの計算や分単位の時計の読みができる。 習 (3)音楽 楽器を使ってみんなと一緒に演奏したり、歌を歌ったりできる。 (4)図工 教師や友だちの作品を参考にして、自分で工夫して作品を完成できる。 (5)体育 固定施設や遊具を使った運動に親しむ。リレーやゲームをみんなと楽しむ。 (6)家庭科 教師や友だちの作品を参考にして、ミシンや手縫いで作品を作る。友だちと仕事を分担し、協力して調理活動等ができる。
		生 (1)鏡を見て身支度ができる。 (2)自分で衣服を選び、天候に合わせた調節ができる。 (3)靴の左右、服の前後に気をつける。 (4)日直の仕事、係の仕事が自信をもってできる。 (5)学級の下学年の友だちに学級での活動を教えてあげたり、手伝ってあげたりし、最高学年としての自覚をもって生活する。
		活 (1)自分から進んで挨拶したり、お礼を言ったりできる。 (2)自分の思ったことや感じたことが、家族や担任、友だち等、親しい人に伝えることができる。 (3)家庭では近所の家、学校では職員室、保健室、交流教室等に自分から進んでつかいができる。
		面 (1)自分から進んで挨拶したり、お礼を言ったりできる。 (2)自分の思ったことや感じたことが、家族や担任、友だち等、親しい人に伝えることができる。 (3)家庭では近所の家、学校では職員室、保健室、交流教室等に自分から進んでつかいができる。
		対社 (1)自分から進んで挨拶したり、お礼を言ったりできる。 (2)自分の思ったことや感じたことが、家族や担任、友だち等、親しい人に伝えることができる。 (3)家庭では近所の家、学校では職員室、保健室、交流教室等に自分から進んでつかいができる。
		人会関係性 (1)自分から進んで挨拶したり、お礼を言ったりできる。 (2)自分の思ったことや感じたことが、家族や担任、友だち等、親しい人に伝えることができる。 (3)家庭では近所の家、学校では職員室、保健室、交流教室等に自分から進んでつかいができる。

【作成年月日】

作成責任者

様式 年度 短期目標（1学期）		(児童名 B子)	
	学校	家庭	地域
学習面	(1)国語 その場にふさわしい挨拶の言葉が分かり、それを使って挨拶ができる 今日あったことをお話したり、日記に書いたりすることができる (2)算数 繰り上がり、繰り下がりの計算（半具体物） (3)音楽 鍵盤ハーモニカで1年生段階の曲が弾ける (4)図工 混色して色ぬりをする (5)体育 リレーや遊具の運動ができる (6)家庭科 手縫いによる小物作り	ピアノの練習を少しづつやっていく 家の周りや近くの遊園地まで自転車で往復する（母親と一緒に）	
生活・行動	・トイレのスリッパの左右を間違えずに揃える。 ・汚れた時や暑い時等に自分から衣服を着替える ・靴の左右、服の始末に気を付け、鏡を見て自分で直す ・母親や先生の用事を聞き、おつかいにいくことができる ・購買で文房具を先生と一緒に買う。	・大便の拭き取りをきれいにする。 近くのマーケットに母親と一緒に買い物に行く	
交流に関して	・交流学級教室に自分から入って挨拶をする。先生や友だちを見て一緒に行動する。 ・郡や町の特殊学級合同学習に参加し、下級生にいろんなことを教えてあげる。 ・他教室に自分から入る。	・子供会行事に参加する。 ・寺の陶芸教室に通う。	・公民館活動に参加し、そこの人たちと、挨拶をかわしたりする

【作成年月日 作成責任者】

様式 年度 個人別年間指導計画		(児童名 B子)												
領域	環境	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
身辺処理	家庭 学校 地域	大便の拭き取り、靴の左右、服の始末、衣服の調節、洋服・自分の持ち物の整理・整頓、体洗い、体ふきは自分でする。爪切り、シャンプーを少しづつ自分でする。 靴の左右、服の始末、衣服の調節、トイレのスリッパ揃え												
家事	家庭 学校 地域	自分の食器を流しに運ぶ 身支度、材料の準備（調理活動） 買物（品物を運ぶ）	家族の箸・食器を並べる					片付け、食器洗いを手伝う 洗濯（給食着、体操服） 買物（お金をして品物をもらう、おつり）	自分の部屋の掃除（掃除機）、整理整頓 掃除（窓拭き） 洗濯（洗濯機を使って）					
健康	家庭 学校 地域	発育測定、体力測定 自転車で遊園地まで往復（母親と一緒に）	ラジオ体操				うがい うがい	縄跳び 早足歩き、縄跳び 散歩	ランニング、サッカー ランニング					
教科	家庭 学校 地域	日記を書く、親子読書 国語（挨拶、日記、算数（繰り上がり、繰り下がり） 買物					算数（お金、時計） 買物（おおよそのお金を出しておつりをもらう）		図工、家庭科（作品展）					
コミュニケーション	家庭 学校 地域	挨拶や返事、家族との会話 買物（店の人とのあいさつや対応）						おつかい、報告ができる 店の人との対応		電話に出で取り継ぎができる				
余暇活動	家庭 学校 地域	C D、カセットを聞く、雑誌を見る バスケット、手芸、バドミントン 自転車で公園まで往復（母親と一緒に）						映画、観劇、ピアノ発表会 手芸、切り抜き、バスケット、グランドゴルフ 散歩	トランプ、かるた、母親と手芸、料理卓球、トランプ、かるた					
社会スキル	家庭 学校 地域	交流学級に自分から挨拶して入る 近所の人へのあいさつ、公民館等人たちとの対応	子供会、帰郷				お祭り 運動会、交流会 お祭り お祭り		子供会—電話に出で取り継ぎができる 作品展 交流会					
職業スキル	家庭 学校 地域	畑、花壇の土作り、鉢花の移植、苗植え					花瓶敷作り（栓あつめ）		花苗の移植、土作り					
行動管理	家庭 学校 地域	起床から登校までの流れを理解し自分で準備する 学校の生活時程にそって行動できる					留守番		卒業、入学前の準備 卒業、入学前の準備					
移動	家庭 学校 地域	集団登校（最高学年の自覚をもって）→バス利用 教室移動は始業前までにする 自転車による移動					バス利用 バス利用	バス利用 バス利用	バスによる移動に慣れる バス利用					
情緒	家庭 学校 地域	音楽を聞いてゆったり過ごす 土、草花に親しむ、動植物の世話					家族と落ち着いて対応できる		CDやカセットテープの音楽を聞く					
その他	家庭 学校 地域	公民館活動に参加する												
領域	環境	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

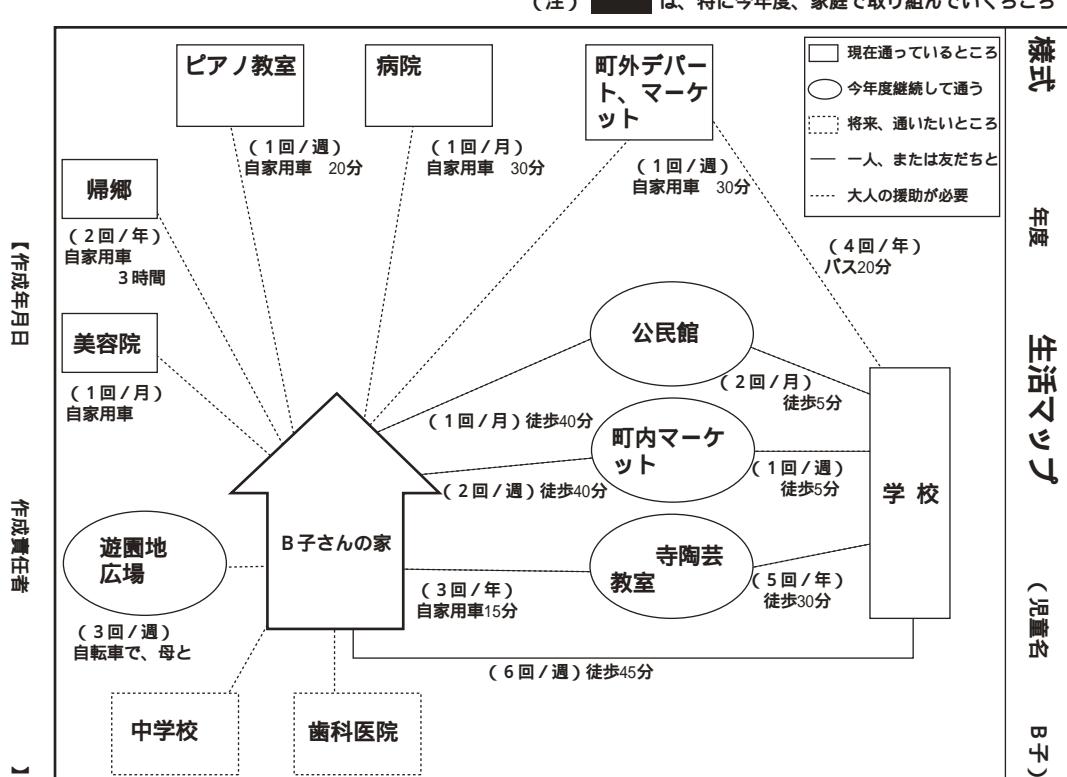
【作成年月日 作成責任者】

様式 年度 家庭での生活予定表 (児童名 B子)						
時間	月	火	水	木	金	日
6:00		・起床				
7:40		・着替え、洗面、朝食、用便				
		・集合場所に集合し友だちと				
8:20		・登校				
		学校で学習 (様式 - 2 「学校での生活予定」)				
12:30						
15:00						
16:30		・帰宅				
		・着替え、手洗い、うがい、おやつ				
		・家庭学習、日記				
		・自由遊び、テレビ				
		・ピアノ 練習				
19:00		・夕食				
		・入浴、着替え、歯磨き				
		・親子読書またはお話				
21:30		・就寝				

(注) ■は、特に今年度、家庭で取り組んでいくこと
【作成年月日】

様式 - 2 年度 学校での生活予定表 (児童名 B子)						
時間	月	火	水	木	金	日
6:00		・登校				
7:40		・靴はきかえ、ランドセル・持ち物の始末				
		・連絡帳、日記等の提出、体操服に着替える				
		・朝自習				
8:20						
		・日常生活の指導 (おはようタイム、日直や係の仕事) (畑や花壇の仕事)				
12:30		・体育	・体育	・体育		
15:00		・休憩				
		・生活単元学習 ・公民館活動、地域の活動に参加する				
		・教科の学習			・下校の準備	
		(図工、音楽、家庭科は交流学級へ) 備				
16:30						
		・給食(交流学級と)、歯磨き			・下校	
		・休憩、自由遊び				
		・清掃、整頓				
19:00						
		・教科の学習(国語、算数等) ・日常生活の指導(おたよりノート、下校準備)				
		・クラブ			・委員会	
21:30					・下校	

(注) ■は、特に今年度、家庭で取り組んでいくこと
【作成年月日】



第6節 実施上の関連事項

25. 指導要録の様式はどのようにになっているでしょう

- (1) 指導要録は、学校に備えなければならない表簿の一つです。

指導要録は、「児童又は生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿」としての性格をもつものであり、「学校において備えなければならない表簿」(学校教育法施行規則第15条)のひとつです。

学校教育法施行規則では、指導要録は校長が作成することとなっていますが、各学校ごとにその様式が違いすぎては公簿としての性格上望ましいことではないので、様式や記入上の諸注意は、所管の教育委員会において定められることになります。文部省でも様式を示し通知していますので概ねそれによることになります。

- (2) 学習指導要領の改訂とともに指導要録も改訂します。

平成10年度に学習指導要領が改訂されたことにともなって、指導要録の様式も改訂されました。盲・聾・養護学校の指導要録は、児童生徒の障害の状態等に応じた指導の目標の実現状況の評価や個人内評価を重視することとして、「自立活動」の欄の設定、個別の指導計画を踏まえた評価の推進、教育課程や学習指導の状況及び障害の重度・重複化や多様化等に応じた適切な記録の充実などの改善が図されました。

また、絶対評価による評定や「総合的な学習の時間」について評価の観点と文章記述の欄の設置、行動の記録の項目の見直しなどの改善が図られています。

- (3) 知的障害養護学校と特殊学級の指導要録は、特別な様式になります。

知的障害養護学校の指導要録には、学習の記録に評定の欄が設けてありません。これは、「対象児の重度化、重複化に伴い学級内の児童生徒の量的、質的違いが著しく、個人の能力に応じた目標、内容を設定して指導し評価することから、個人内評価（個人の能力の到達可能性を考慮した評価）を文章で記述することとした」(文部科学省通知)ためです。

また、「児童の障害の状態に即して、各教科の全部又は一部について合わせて授業を行ったり、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行ったり、各教科等に替えて自立活動を主とした指導などを行った場合は、様式等を適切に工夫して、その状況を記入すること」となっています。このことは、「特別の指導を行った場合」は、学習の記録の欄に各教科等の名称で記入せず、実際の指導形態である、生活単元学習や作業学習の記録として記述してもよいことを意味します。

特殊学級においても、こうした考えに沿っています。

そこで、特殊学級の指導要録については、「小学校（中学校）の様式に準ずる」か「養護学校小学部（中学部）に準じて作成すること」とされていることから、県教育委員会では、小学校児童指導要録（特殊学級）と中学校生徒指導要録（特殊学級）として、それぞれの様式を各市町村教育委員会へ参考として示しています。なお、参考様式は、知的障害の有無によって選択できるように2種類のものを示しています。

小学校児童指導要録(特殊学級)

様式1(学級に属する記録)
区分
登録番号

学籍の記録		平成 年月日 幼1年生入学		平成 年月日 幼1年生入学		平成 年月日 幼1年生入学		平成 年月日 幼1年生入学	
児童氏名	現住所	平成 年月日生別	性別	転入年月日	退学年月日	卒業年月日	新規登録年月日	合算年月日	新規登録年月日
宋 氏名									
現住所									
入学前の経歴									
学校名及び所在地 〔分校区等〕									

様式2-1(保護者登録)

児童氏名	学年	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名
	6								
	5								
	4								
	3								
	2								
	1								
	6								
	5								
	4								
	3								
	2								
	1								

様式2-2 (指導に貼する記録)

尼董氏名

特 別 活 動 の 記 録		入 学 時 の 離 帰 の 状 態	
第1学年	第4学年 新5学年	第5学年 新6学年	第6学年
第2学年			
第3学年			
行 動 の 記 録		目 立 活 動 の 記 録	
第一学年	第4学年 新5学年	第5学年 新6学年	第6学年
第二学年			
第三学年			
総 合 所 見 及 び 指 済 上 紹 介 と な る 指 事 項			
第1学年	4 学年	第5学年	第6学年
第2学年			
第3学年			
出 入 の 記 録			
生年	新規日数 出常日数 計常日数	既存日数 出常日数 欠常日数	出常日数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(注) ①各教科別・他教科連携、互立性別、統合的な学習の実践、行動の規範を定め、児童の成長のための教育を実現する総合的な観点。

②③④⑤の実践、研究、実践研究における専門性の充実、実践を受けて行なう活動、技術、学力等について標準化された評価の仕組などを踏まえた評価基準

中学校生徒指導要録（特殊学級）

様式（学年に関する記入）

学年		1	2	3	4	5	6
学級番号							
生 氏名	平成 年月日	入学・編入等	平成 年月日	第 年度	平成 年月日	第 年度	平成 年月日
姓	現住所	生徒登録簿	新住所	在籍登録簿	転出登録簿	退学登録簿	卒業登録簿
名	保護者	保育者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者
姓	現住所	生徒登録簿	新住所	在籍登録簿	転出登録簿	退学登録簿	卒業登録簿
名	保護者	保育者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者
入学時の障害の状態							
第1学年	4年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年
第2学年	5年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年
第3学年	6年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年
独立活動の記録							
第1学年	4年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年
第2学年	5年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年
第3学年	6年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年
総合所見及び指導上の参考となる諸事項							
第1学年	4年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年
第2学年	5年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年
第3学年	6年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年
学校名及び所在地 〔分校名、住所地等〕							
区分	年度	平成 年度	年度	平成 年度	年度	平成 年度	年度
	学年	1	2	2	3	3	3
	校長氏名印						
	半端担任者氏名印						

児童氏名

学年		1	2	3	4	5	6
内 容	各 生 活	1	2	3	4	5	6
児童会活動	自立活動						
クラブ活動	行 事						
学級運営	運 営						
項目	行 为	1	2	3	4	5	6
着本的な生活習慣	自立性						
健 康	体力の向上						
自 主	自己責任						
意 義	意力・忍耐力						
命 命	自然愛護						
動 動	奉公心						
公 共	公意心						
自 立	自立活動の記録						
合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項							
第1学年	4年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年	第4学年
第2学年	5年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年	第5学年
第3学年	6年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年	第6学年

様式2-1 (保護者に関する記録)

生徒氏名	学校名	学年	級	姓	名	字	姓	名	字	姓	名	字
姓 名												
第1学年	第2学年	第3学年	第1学年									
姓 名												
姓 名												

総合的な参考となる事項

様式2-2 (保護者に関する記録)

生徒の記録			保護者の記録		
第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名

入学時の経験

第1学年	第2学年	第3学年
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名

就立活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名

就立活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名
姓 名	姓 名	姓 名

出欠の記録

区分	授業日数	出席日数	欠かさない日数	記
学年				
1				
2				
3				

出欠の記録

区分	授業日数	出席日数	欠かさない日数	記
学年				
1				
2				
3				

(注)「参考及び指導上参考となる事項」の欄には、以下のうるさい事項などを記入する。
①お詫び、お詫びの回数、お詫びの原因、行動の改善の度合い、主な生活の状況等に関する説明的意見。
②出席率、休業率、休業理由、休業の回数、休業の期間等についての説明。
③出席率、休業率、休業理由、休業の回数、休業の期間等についての説明。

様式2-2（指導に関する記録）

生徒氏名	各教科の学習状況			区分 学級 整理番号	1	2	3
	1学年	2学年	3学年				
教科	国語・算数・英語	理科	社会	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3
1 総観	国語への興味・意欲・態度	算数	社会	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3
国 語	息子・聞く力	算 数	身 边				
四 読	書く・作る力	理 科	身 边				
語 音	話す力	外 国 言 语	身 边				
社会	社会や家庭への興味・意欲・態度	身 边	身 边				
会 員	社会活動用具・教材・実用	身 边	身 边				
教 学	数学への興味・意欲・態度	身 边	身 边				
教 科	数学的な知識や考え方	身 边	身 边				
学 年	数学的な知識・技術・問題	身 边	身 边				
授 業	自然環境への興味・意欲・態度	身 边	身 边				
科 学	自然の技術・実用	身 边	身 边				
行 墓	身 边の現象についての理解・理解	身 边	身 边				
体 騒	身 边への興味・意欲・態度	身 边	身 边				
味 認	身 边の現象や表現の工夫	身 边	身 边				
感 覚	身 边の現象の発見・観察・実験	身 边	身 边				
美 術	身 边や周囲の力	身 边	身 边				
新 研	身 边の現象の能力	身 边	身 边				
身 体	運動の現象・安全についての思考・判断	身 边	身 边				
健 康	運動の現象・安全についての思考・判断	身 边	身 边				
体 育	運動を達成・安全についての知識・理解	身 边	身 边				
精神	生活や社会への興味・意欲・態度	身 边	身 边				
情 感	身 边から、創造する能力	身 边	身 边				
外 国 言 语	コミュニケーションへの興味・意欲・態度	身 边	身 边				
國 音	身 边や文化についての知識・理解	身 边	身 边				
語 文	身 边や文化についての知識・理解	身 边	身 边				
総 合	身 边	身 边	身 边				

生徒氏名

学年	区分	経験した内容			記録
		被り	発行	実行	
1	小学校後半	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	1
2	中学校後半	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	2
3	中学校後半	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	標準的行動規範の説明	3

入学時の経験の記録

第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
総合所見及び指導上参考となる結果		
第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年

総合所見及び指導上参考となる結果

区分	経験した内容	記録
学年	経験した内容	記録
1		
2		
3		

26. 通知表はどのような様式が考えられるでしょう

- (1) 通知表は、各学校でいろいろ工夫されます。

通知表は、法的制約をもったものではありませんので、いろいろな様式が考えられます。学期のまとめとして、児童生徒の学校での様子を保護者に知らせるものですから、一般に「通知表」「通信簿」と呼ばれていますが、「あゆみ」とか「　っ子」などというのもあります。

基本的な条件として、次のようなことが考えられます。

学校生活全般のようすが分かること。

保護者に分かりやすく記録されていること。

児童生徒にとって、反省の手がかりとなり、向上の目標が示され励みとなるものであること。

一人ひとりにふさわしい内容の記述がされていること。

- (2) 評価をどのようにするかということと大きく関わってきます。

通知表には、連絡の機能と同時に、その学期の指導計画や指導の成果に対する評価の役割ももっています。どのような指導目標を立て、その成果はどうであったか評価し、次の指導に生かしていくことが大切です。また、指導目標と評価を一体化し、保護者への説明責任をきちんと果たすことも大切です。学校と家庭の連携を図り、指導に生かす事にもつながります。

形式としては、指導内容や目標の項目を設定し、それに沿って や などで評価していくチェックリスト形式、取り組んだ内容や伸びた点などを具体的に記述していく自由記述形式、そして、これら、の併用式の3種類が考えられます。

チェックリスト形式は、客観性があり、すっきりとしたように見えますが、項目の設定のし方や指導内容や指導方法、児童生徒の具体的な学習経過が見いだしにくいことがあります。

自由記述形式は、指導内容に沿って、児童生徒の取り組みの様子や伸びた点、課題などを記述していくため、具体的な内容は分かりやすいのですが、客観的に読みとりにくいといった面もあります。

併用式は、これらを合わせた形式で、客観的評価と記述による補足とで知らせることをめざしたもので

す。
養護学校の指導要録の記述にあたっては、「個人の能力に応じた目標、内容を設定して指導し評価することから、個人内評価（個人の能力の到達可能性を考慮した評価）を文章で記述することとした」としてあります。また、「特別の指導を行った場合」は、学習の記録の欄に各教科の名称を記入せず、実際の指導形態である、生活単元学習や作業学習の記録として記述してもよいことになっています。特殊学級でも、同様と考えられます。

いずれにしても、「できる、できない」という能力評価ではなく、「やろうとした、向上した」という意欲・関心とともにその子が努力した過程を大切に評価することが必要です。

- (3) 日々の連絡を密にし、それを生かす工夫が必要です。

児童・生徒は、日々活動し変容しています。その変化の傾向を、通知表で的確に伝えていくのは難しいものです。従って、こうしたことがらは、学期のまとめとしてだけではなく、日々家庭と連絡を取り合う工夫が必要となるでしょう。例えば、毎日の「連絡帳」や「実践ノート」等を使って記録したり、電話連絡や家庭訪問などを行うことにより、具体的直接的に連絡することが有効です。

通知表の例

今年度の重点

(例1)

--

生活のようす(学期)

好きな遊び 興味があること

先生・他の友達とのかかわり

できるようになったこと がんばっていること

こんなところをもう少しがんばって

生活習慣に関して

その他

学習のようす

一 学 期	二 学 期	三 学 期

出席の状況

出席日数 (欠席日数)	一 学 期	二 学 期	三 学 期

家庭から学校へ

一 学 期	一 学 期	二 学 期	三 学 期
認印	氏名	一学期	二学期
担任			
保護者			

(例2)

学習の様子			
領域	1 学期	2 学期	3 学期
生 活			
国 語			
算 数			
音 楽			
図 工			
体 育			

くらしのようす			
①よくがんばりました ②もっとがんばりました ○もつとがんばりましょう			
項目	1学期	2学期	3学期
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			

(例3)

第一学期 学習の記録・総合所見		No. 氏名
教科・領域	学習の様子	
教科学習		
日常生活学習		
生活単元学習		
作業学習		実習先 ()
特別活動の記録		
係・委員会等		
行事等		
総合所見		

行動および性格の評定 (A : できる、B : 介助があればできる、C : できない)

項目	一学期	二学期	三学期・学年
身の回りの始末がきちんとできたり、整理整頓に心がける	A B C	A B C	A B C
健康に気を付け、進んで安全に心がける	A B C	A B C	A B C
大きな声で挨拶や返事をする	A B C	A B C	A B C
人から言われなくても係や自分のことがでっきり、意見をはつきりと言える	B C	A B C	A B C
すぐおこつたりしないで、落ち着いて行動ができる、なごやかで明るい生活をおくる	A B C	A B C	A B C
きまりや育われたことをよく守って最後まで仕事をする	A B C	A B C	A B C
友達の誰とも仲良く仕事をする	A B C	A B C	A B C
自分の係の仕事や頼まれたことを最後まで責任を持ってやる	A B C	A B C	A B C
うそをつったりだましたりせず正直な言いをする	A B C	A B C	A B C
公共物を大切にする。きまりや規則を理解して、人に迷惑をかけない、	A B C	A B C	A B C

内 容	一 学 期	二 学 期	三 学 期
係・委員会等			
行 事 等			

(例4)

生 活 点 評 価 の 記 錄			
	観	點	評 価
		1 2 3	所 見
基本的な生活习惯慣習	時間を守って登校する あいさつを元気よくする 身なりをきちんとする 身の回りの整理整頓をする 衛生に気をつける 返事をはつきりする 人に分かるように話す 自分から進んで行動する 動物や植物を愛する 余暇の時間を楽しむ		
集団・社会生活への参 加職業生活	学校や学級の決まりを守る 良いこと悪いことが分かる 友達に親切にする みんなと一緒に行動する 自分の考えを言う 正しいことば使いで話す 責任を持って行動する 環境の美化に関心を持つ 社会の出来事に关心を持つ 公共物を大切にする 公共的機関を利用できる 指示を聞いて仕事ができる 自分から進んで仕事をする 根気よく取り組む 協力して仕事をする 用具を正しく使う 仕事を工夫してする 計画的に仕事ができる 買い物ができる お金の価値が分かる 働くことへの関心・意欲		
	評価欄	よくできる ○ ほぼできる ◎ 努力してほしい △	

領域教科	学習内容	評価	所見
生 活 単 元 学 習			
領 域 教 科 合 わせた学習	作業学習		
国 語 数 學	國		
教 科 別 音 楽 の 体 育	教		
校 外 学 習			
職 業 実 習			

27. 教科書はどのようなものを選定するのでしょうか

- (1) 採択するのは市町村教育委員会です。

教科書の採択は「県教育委員会の指導助言及び援助によって市町村の教育委員会が行なう」こととなっています。従って、使用する教科書の採択権を有しているのは市町村教育委員会です。

教科書の採択に当たっては、都道府県教育委員会から委嘱された教科書選定委員の答申を受け市町村教育委員会が選定資料をもとに採択を決定します。(県立高校、特殊諸学校は県教育委員会)

特殊学級や養護学校では、学校によって児童生徒の実態が異なり、また、それに伴って教育課程の編成も異なることが多いため、「採択地区内にある特殊学級(養護学校)において、教育課程が異なる場合は、必ずしも同一教科用図書を使用しなくてもよい(注)」として、実質的には各学校で選定したものをお教育委員会へ届けて採択することになります。

(注) 県教委発行「小・中学校の特殊学級等において使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料」中の「採択基準及び選定の観点」

- (2) 「教科用図書を任用しなければならない」ことになっています。

学校で使用する教科用図書(いわゆる教科書)は、学校教育法第21条に「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校は同40条で準用)」と規定され、その取り扱いは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第23条)で都道府県教育委員会の職務権限として定められています。

- (3) 学校教育法第107条の規定による一般図書(いわゆる107条本)を採択することができます。

学校教育法第107条には、「高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級においては当分の間、第21条第1項(第40条、第51条、第76条において準用する場合を含む)の規定に関わらず、文部科学大臣の定めるところにより、同条同項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」と規定されています。

このことから、特殊学級(養護学校等)においては、児童生徒の実態に応じて該当学年の検定教科書ではない一般図書を教科用図書として使うことができます。

- (4) 教科書(教科用図書)には、次の3種類があることになります。

文部科学省検定済教科書(いわゆる普通の教科書。定められた学年で使用する。以下「文部科学省検定本」という。)

文部科学省著作教科書(盲・聾・養護学校用の教科用図書など。印の本など。以下「文部科学省著作本」という。)

学校教育法第107条の規定による教科用図書(一般図書一覧に載ったもの。下学年用教科書。以下「107条本」という。)

下学年用の教科書を使用する場合も、一般図書(いわゆる107条本)の扱いとなることに留意します。

- (5) 小学校・中学校の教科用図書は無償です。その給与の手続きは次のようになります。

需要数の調査(7月)

市町村の教育委員会が、次年度に使用する教科用図書について前年度の7月に需要数の調査を行います。この報告の時が実質的に来年度の各教科の使用教科書を決める時となります。

納入指示書(3月)

業者へ使用教科書を発注する。学校の教科書担当事務が行ないますが、特殊学級の場合、変更せざるを得ない場合が考えられるので、再度チェックする必要があります。

納入（教科書配付）(4月)

受領報告（4月）

受領書と給与生徒名簿の作成し、市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）へ報告します。

(6) 教科書選定で留意すべきこと

児童生徒の実態に応じた教科書を選ぶことが大切です。

教科書を選ぶ場合、安易に該当学年のものをそのまま給与したり、ドリルや図鑑などを教科書としない配慮が必要です。児童生徒の実態を十分踏まえ、興味・関心をもち、学習効果が得られるものを選ぶ努力が必要です。

給与冊数は、各学年の課程において使用する各教科 1 種目 1 冊です。

一般図書を使用する場合も同様です。該当学年の各教科で給与される種目の区分によって、給与しますので、その内容を十分検討する必要があります。（1人に同じような内容の図書を何冊も給与したりしないよう留意します。そのためには、給与一覧表を作つておくなどが考えられます。）

知的障害養護学校の小学部（養護学校小学部の学習指導要領に準じて教育課程を編成する小学校特殊学級を含む）は、「社会」「理科」「家庭」における図書は無償給与の対象となりません。

また、各学年段階で以前に給与した教科用図書について把握し、重ねて給与しないようにします。例えば、文部科学省著作の「印（こくご、さんすう、おんがく）」は、1年以上にわたって使用することとされていますので、その教科については、次の年は給与できません。

なお、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科用図書、一般図書を重複して給与することは、できません。

事前の実態把握が必要です。

新入学の児童生徒の場合、その実態がつかみにくく、どのような教科書を用意すればよいか困る場合がありますが、できるだけ小学校なら幼稚園、保育所と、中学校なら小学校と連絡を取り合って、実態を把握するよう努め、その子に応じた教科書を用意することが大切です。

28. 教科書はどのように活用するのでしょうか

(1) すべての内容を指導することはできません。実態に応じ使い方を工夫する必要があります。

知的障害養護学校や特殊学級に入学している児童生徒の能力は多様です。したがって、教科書の内容すべてを該当する学年の全児童生徒に指導できるとは限りません。ある子には、その一部しか使えない場合もあります。

文部科学省著作本の 印教科書「さんすう」や「こくご」は、指導場面別あるいは領域別に編集してあります。印教科書の編集の順序は、内容毎には、類別し順序だてて編集してありますが、その取り扱われる事項は指導の順序を示すものではありません。

つまり、最初から1ページずつ順に指導するといった使い方をしないで、領域・教科を合わせた指導の中でも必要な場面で必要な内容を取り出して指導するといった使い方をします。そして、教科別の指導で更に深化、拡充するように活用するということです。

(2) 指導する内容や場面について教師の資料とすることも考えられます。

児童生徒の中には、教科書を見て、学習することは困難な場合があります。そのような場合には、教師が、教科書に描かれている内容や状況を参考にして、使うことばを選んだり場面設定をしたりして指導することも考えられます。

つまり、児童生徒が学習において使用する教材の一部であるとともに、教師にとっても指導内容や指導する場や機会について参考にする資料、教材もあるということです。

(3) 指導書を参考にしながら、児童生徒の実態や学校の実状に応じて教材を作成するようにします。

印教科書についての指導書があります。この中には、総論として「指導の意義（必要性、特徴）」「活用の仕方（指導方法、活用の仕方）」「題材例」とともに、各論として内容について解説されています。これによって、児童・生徒に必要な指導内容を選択・組織する上で具体的な内容を知ることができます。

そして、これを参考にすることによって、より児童生徒の実態に応じた教材を作成したり指導場面を工夫したりすることができます。

(4) 一般図書を利用する場合でも、上に述べたような利用の仕方が考えられます。

興味・関心のある絵本等を使用する場合でも、他の領域・教科を合わせた指導の中で、必要に応じてひとつの場面、内容を繰り返し使いながら指導をするようにします。最初から指導して1回で終わりと考えるのではなく、何回でも使うことです。そのためにも、そのような使用ができる内容の一般図書を選択することが大切になります。

29. 教材・教具はどのように工夫するのでしょうか

(1) 「教材」とは、教育の目的を達成するために選ばれた内容・素材をいい、「教具」とは、その教育の方法手段としての具体的な道具をさすのが一般的です。

例えば、「身体の仕組み」を教材とすると、「人体模型図」は教具です。「数を数える」という教材に対して、「おはじき」「数え棒」などを教具とします。教具を更に個々の状況に応じて使いやすくするものを「補助具」といいます。

教材というと、そうした内容・素材を集めた教科書、副読本、ドリルなどが一般的ですが、実際的な活動の場における「もの」「ことがら」「人」もまた教材です。働く人の様子を見たり、話を聞くなど「人の生き方」も立派な教材です。こうしてみると、教材、教具として区別をつけにくい面もあります。

(2) 教師の工夫次第で、どんなものでも教材となり教具になるといえます。

このように、教材や教具は、身近なところにいくらでもあると考えることができます。学習する内容(教材)を何にするかによって決まります。

次のようなことが条件として考えられます。

児童生徒の興味・関心の高いもの、あるいは喚起するものを選びます。

学習活動を意欲的にし、積極的な活動を通して学習していくには、何よりもその教材が児童生徒にとって興味・関心をもちやすい、年齢や特性に合ったものでなければなりません。

できるだけ生活に結びついたものを選びます。

興味・関心をもちやすいと同時に、日常生活で経験することからや用具が用いられることが大切です。生活の身近なところで目にふれ、手にふれるものを活用することが生きた教材であり、生活自立に向けた学習が展開されることになります。道端の花でも、小石でも教材であり教具となります。

教師が工夫したものが効果的です。

児童生徒の興味・関心を喚起し、より効果的な指導を行うには、市販されているものばかりをそのまま使うのではなく、児童生徒をよくわかっている担任がアイデアを生かし、工夫して用いることです。いろいろなものを参考にしてちょっと手を加えるだけでもいいのです。

(3) 教材・教具を工夫することは、児童生徒の理解をより深めます。

松江教育センターでは、平成7年度より研修講座の中で「特殊教育教材教具製作講座」を設けて、教材開発の視点や作成の実際を学んでもらうことを目的に、研修を実施しています。

また、この研修を受講された皆さん、自作の教材・教具を使って実践された教育活動の成果をまとめた「自主教材教具集」も毎年作成しており、各教育事務所・特殊教育諸学校・講師及び受講者に配布していますので、指導の参考にしてください。

教材・教具を工夫したり自作することは、単にものを作るだけでなく、児童・生徒の想いや姿を思い浮かべながら取り組むことによって、理解を深め、そして、それを使うことによってより人間関係を深めることができると言えるでしょう。

30. 家庭や地域との連携はどのように進めていくのでしょうか

1. 児童生徒の自立と社会参加のために、家庭や地域と学校が一体となって指導にあたることが大切です。

児童生徒の障害の重度・重度化や多様化、障害のとらえ方の変化、学校の説明責任の明確化、家庭や地域社会の教育力の重要性など、教育を取り巻くさまざまな状況や価値観が見直されています。子どもたち一人一人の障害の状態をしっかりととらえ、自立と社会参加を実現するために、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、相互にバランスのとれた教育が行われることが大切です。そのために学校は、開かれた学校づくりを積極的にすすめ、家庭・地域社会との連携を一層深めて、学校内にとどまらず地域全体を通して児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切です。

2. 家庭との双方向的な情報交換に努めましょう。

障害のある児童生徒の教育において、学校と家庭とが同じ方針のもとに協力して教育を行なわなければよりよい効果を期待することは難しく、学校と家庭での教育に一貫性があって、はじめて子どもたちも安定した状況で学習に取り組めることになります。

学校での様子や担任からの願いを保護者に伝えるとともに、保護者の要望や家庭での様子を日常的に細かく情報収集するなど、双方向的な情報の交換に努めることが大切です。そして、子どもたちの情報をもっと多く持つ保護者と教育の専門家である教師が協力して、子どもたちの教育を考えていくという認識のもとに、家庭との連携を積極的に進める必要があります。

情報交換の手段としては、毎日の連絡帳や電話、学校の様子を記録したビデオ、学校・学部・学級などがあります。常日頃から保護者とのコミュニケーションを密にし、保護者の思いを受けとめたり、学校の様子や指導方法を具体的に伝えたり、必要なときにタイミングを逸すことなく連絡をとるなどきめ細かな対応に心がけましょう。

さらに、保護者面談や家庭訪問などは、計画的に行なうことはもちろんのこと、保護者の希望や学校の状況に応じて柔軟かつ迅速に行なうようにすることも大切です。

また、子どもの学校生活や家庭での教育等について保護者が悩んでいる場合もあるので、担任教師以外にも、保護者に対して相談に応じられるような体制作りを学校として進めていく必要があります。

家庭と学校とがお互いに協力して児童生徒を育てるという意識をもち指導にあたるためにには、お互いの信頼関係が大切です。そのために学校が、個別の指導計画の作成をはじめ、さまざまな場面において説明責任を果たすとともに、教育的サービスを提供する専門家としての責任と役割をしっかり自覚して指導にあたることが重要です。

3. 地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要です。

教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要です。具体的には、地域のお店や公共施設等を教科や領域等の学習に直接活用したり、地域の行事とのかかわりを教材化したり、地域の施設を利用した作品展示などによる理解啓発をすすめたりなどが考えられます。その中で地域の人々を講師として招いたり、体験的な学習をすすめることにより、児童生徒の社会体験や人とのかかわりを一層拡充していくことも可能となります。実施にあたっては、児童生徒のプライバシーや人権に十分留意しながら、一人一人の実態や学習のねらいについて十分な共通理解を図り、地域教材をより効果的に活用するための配慮事項について相談する時間を確保するなどの工夫が求められます。

4. 開かれた学校づくりをすすめましょう。

家庭や地域社会における児童生徒の生活は、学校教育に大きな影響を与えています。体育館や調理など自立訓練施設等の学校施設を積極的に地域に開放したり、障害のある子どもの教育等について、地域の人々の

学習機会を提供するなど、開かれた学校づくりをすすめることが大切です。また、教師もそれぞれの地域の一員としてボランティア活動に参加し、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれが持つ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切です。

31. 盲・聾・養護学校のセンター的役割とはどのようなことでしょう

盲学校、聾学校及び養護学校には、

- ・各障害についての専門的な知識をもつ教師や特殊教育の経験豊富な教師等の人材
- ・障害のある児童生徒に適する教材や教具
- ・障害に配慮した施設、設備等の物理的な環境
- ・特殊教育に関する情報等

が整っています。

これらの人材や設備、情報等は、地域の小・中学校や高等学校には少ないと考えられますが、これを地域の障害のある子どもやその保護者及び学校関係者の要請に応じ、提供していくという発想のもとで出てきたのが、新学習指導要領に明記された、「盲学校、聾学校及び養護学校は地域の特殊教育の相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」であると考えます。

従って、地域の障害のある子どもの教育の支援センターとしての役割の中身は、

(1) 地域の特殊教育に関する教育相談センターとしての機能

要請に応じ、地域の障害のある乳幼児や保護者に対して教育相談を行い、早期から見通しのある子育てができるように支援する。

(2) 地域の特殊教育に関する研修センターとしての機能

地域の幼稚園、小・中学校等の教員が盲・聾・養護学校を訪問し、障害や特別の教育的ニーズを有する児童生徒等に対する指導への支援について学んだり、研修会等を積極的に開催したりし、ともに研修する機会を充実する。

(3) 教材・教具や人材の提供センターとしての機能

専門性に応じた施設・設備、教材・教具等を活用して、地域の小・中学校等の求めに応じた情報機器の貸し出しや教材・教具の提供を行う。また、小・中学校等の特殊学級担任への指導・助言・在籍する障害や特別の教育的ニーズを有する児童生徒等への巡回指導や支援が求められる。

(4) 情報の収集・提供のセンターとしての機能

特殊教育に関する情報の収集や提供等、啓発的な情報発信等が求められる。

(5) 障害児者の生涯学習の支援センターとしての機能

卒業生や地域の障害者の生涯学習の支援をする場として、情報機器や体育施設等を活用して、文化、芸術、スポーツ面等の多面的な活動の機会や情報を提供する。

(6) 障害児者の理解・啓発のセンターとしての機能

公開講座や学校開放事業を展開すること等により、障害児者の理解・啓発をはかる。

などがあります。

すなわち、盲・聾・養護学校に行けば、特殊教育についての情報が得られ、適切な支援が受けられるという地域の施設としての開かれた学校をめざしています。

そして、盲学校、聾学校及び養護学校が、地域の特殊教育の支援センターとして十分に機能していくためには、地域の病院や保健所、通園施設や児童相談所、教育センター等と連絡を密にし、適切なネットワークを形成し、相互に連携、協力し合うことが大切です。

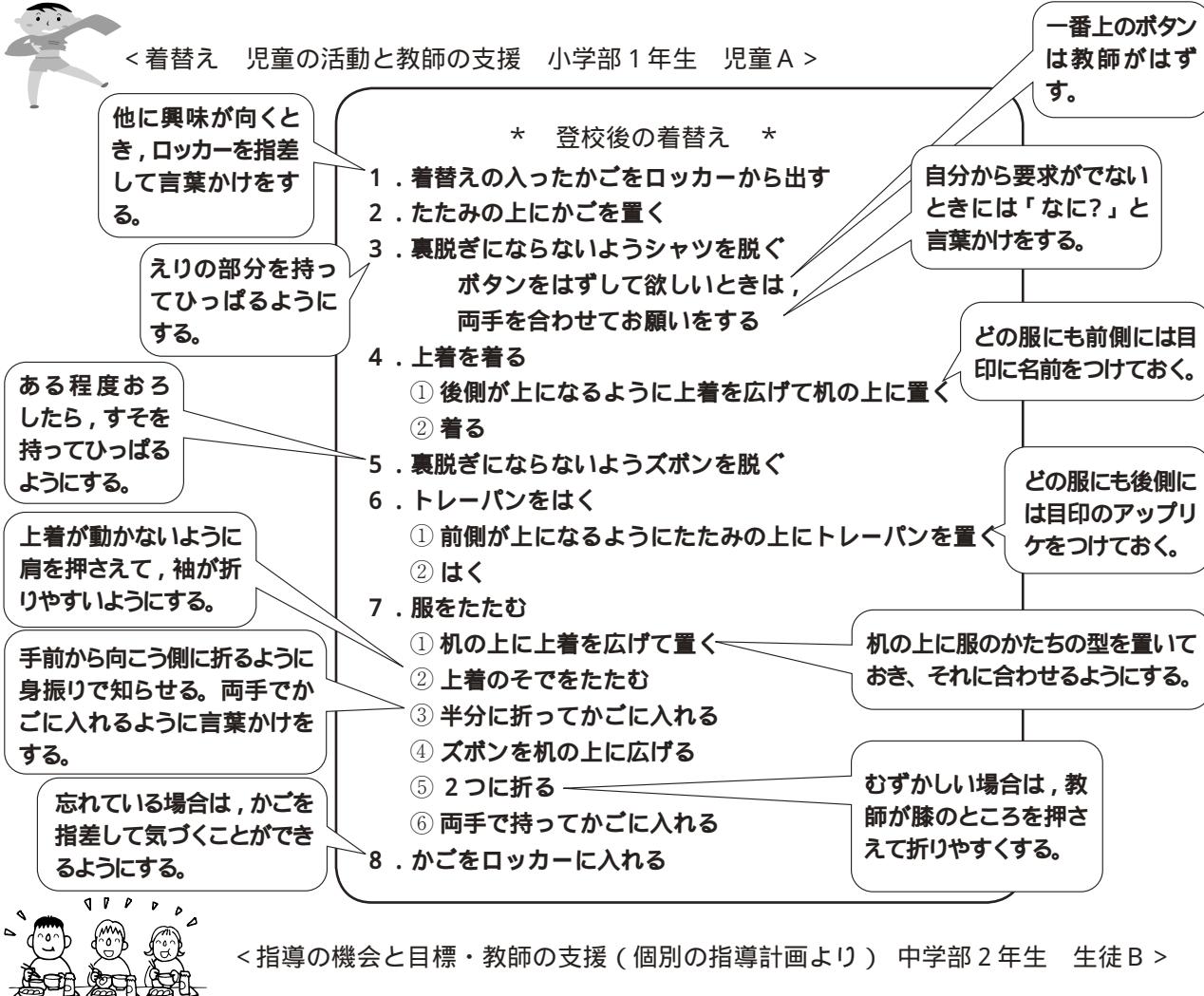
県立特殊教育諸学校では、それぞれの学校が教育相談部あるいは教育相談担当を位置づけ、相談等様々な取り組みを行っています。

第3章

教育課程の編成と指導の実際

第1節 知的障害養護学校の指導事例

1. 日常生活の指導 指導事例



目標		教師の支援
着替え	服の前後を間違えずに体操服に着替える。 自分でできないところは、「手伝って」と言って依頼する。	・体操服の名前の部分に注目できるように指で示すとともに言葉かけをする。着替え終わったあとには、名前の部分を手でさわって確かめる。 ・ズボンのホック等手伝いが必要な場面で、「なに?」という言葉かけをして要求の言葉を促す。
朝の会	1日の学習の見通しを持つ。	・今日の予定の係として写真カードをボードに貼ることで、学習内容を確かめようとする。
係	洗濯物たたみをして隣の教室に持っていく。	・たたむ物のかご、たたんだ物のかごの2つを用意しておき、たたみ終わったことを意識できるようにする。
排泄	教師にトイレにいくことを伝えてから行く。	・トイレカードを用意し、指差しで伝えるようとする。
給食	エプロンつけ 手洗い 牛乳配りまでの活動を教師の言葉かけをうけにする。	・繰り返しの活動を大切にする。次の活動がわからないときには、まずは「次は何?」という言葉かけをして、自分からの活動を待つようとする。
フリータイム	休憩時間に好きな遊びをして楽しく過ごす。	・パズル、ビーズ通し、CD、自転車、体育館のカードを用意しておき、そこから自分の好きなことを選ぶようとする。
掃除	モップを使って床拭く。	・色のついたスプレー式の洗剤を床にまいておき、そこを意識して拭くようとする。



< 高等部 3年 組 Cグループ(男子2名) >

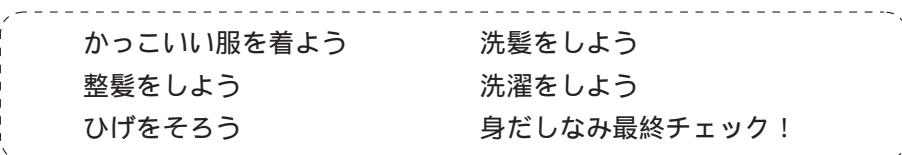
1. 題材名 「朝のチェック」 おしゃれ編 ~ 整髪をしよう ~

2. ねらい

- ・身だしなみに关心を持ち、自分から気をつけようとする。
- ・いろいろな道具の扱いに慣れたり、身近な生活行動をより上手に行う。
- ・自分が使うものを準備したり、片付けたりする。

3. 指導計画

朝の会の最後に「朝の活動」の時間設定をして以下の内容を学習する。



4. 本時の学習

① ねらい

- ・ヘアードライヤーの使い方を知り、鏡を見て髪を乾かしながら頭の横や後を意識する。
- ・整髪に必要なものを自分で準備したり、使ったものをロッカーに返したりする。

② 展開

学習活動	学習活動()と教師の支援()	
	A	B
1. 移動	道具を準備して寄宿舎へ移動する。 寄宿舎指導員への挨拶を忘れているときには、言葉かけをする。 忘れ物がないか言葉かけをする。	必要なものをかごにまとめて入れておく。
2. 今日の活動について知る	今日は整髪をすることを知る。 ドライヤー、くし、整髪剤を見てすることが理解できるようになる。	
3. 鏡を見てチェックしよう	置き鏡を使って自分の顔や髪を見る。 目、口のまわり、ひげ、髪の毛などチェックのポイントを指差したり、言葉かけをしたりする。	
4. 整髪をしよう	霧吹きで髪の毛をぬらしてヘアードライヤーで乾かす。 整髪剤をつけて髪を整える。 はじめに教師がして、モデルを示す。	ドライヤーが髪にあたるよう、手を添えて向きを調節する。 くしを使っていない場合には、言葉かけをする。
5. 後片付けをしよう		
6. 移動	(略)	

2. 遊びの指導 指導事例

小学部低学年 遊びの指導学習指導案

1. 題材名 「どろの国へようこそ！」

2. 目標

- ・泥の感触を味わったり、形状の変化を楽しんだりする。
- ・「どろの国」の雰囲気を楽しんだり、友だちや教師のすることを見たり、一緒に遊んだりする。

3. 単元について

昨年度から砂遊びに取り組み、ほとんどの子どもたちが場を共有して遊べるようになった。砂の感触が平気になつたり、自分から砂山に登つたり、道具を使って遊んだり、と素材へのかかわり方に変化が見られるようになった。また、友だちがしていることを見て真似をしたり、そばに行って遊んだりと友だちへの気持ちの表わし方やかかわり方も少しずつ変わってきた。

こうした子どもたちにもっと色々な素材に興味を持ち、自分から素材にかかわってよりダイナミックに遊んで欲しいという願いを持った。そこで今までに子どもたちが経験したことのない泥を取り上げた。

泥は土に混ぜる水の量でその状態が様々に変化する。水が少なければ泥だんごやおにぎりなどに見立てた遊びに適した状態になる。水が多くなるとぬるぬるとして、その感触を楽しむことができる。さらに水を加えると泥水になり水の感触に近くなり、手の上で土が溶けていくおもしろさを感じたり、ぬるぬるとした感触が苦手な子どももさわりやすくなったりする。コーヒーなどに見立てて遊ぶこともできる。また乾いた状態の土に水を流していくと刻々と変化していく土の様子を見て楽しむことができる。

このように泥は、発達段階や興味関心が様々な子どもたちにとってどの子どもにも何らかの魅力のあるものとなる素材ではないかと考えた。

4. 取り組みにあたって

毎回授業の最初にはキャラクターが登場したり、ブースター号に乗って歌を歌いながら「どろの国」に移動したりすることで、泥遊びへの見通しや期待感がもてるようになる。

キャラクター（どろぞう）は子どもたちの中に入り、新しい遊びをやって見せたり、一緒にしたりして同じ遊び仲間として活動する。

色々な状態の泥を作つておく。泥のプールの中央に大人の膝程度の深さの穴を掘り、柔らかい泥を入れておき、全身で使つたり、足を深くはまらせたりする感触を楽しめるようにする。

子どもたちの興味が最後まで続いたり、新しい遊びをやってみようという気持ちがおきたりするよう授業の途中で遊び道具などを登場させ流れに変化を付ける。

「どろの国」として全体的に広く捉える。泥に直接ふれなくても活動できるような場の設定や支援もし、どの子どもも楽しめるような場の設定をする。

- ・泥のプールの周りに巧技台や梯子や滑り台を設置したり、長い斜面をつくり上から走り下りたりブルーシートで滑つたりできるようにする。
- ・洗体槽を準備し、そこで泥水遊びをしながら友だちの様子を見たり、場の雰囲気を楽しんだりできるようにする。
- ・斜面の上を休憩所としたり、カラフルな絵や缶を木につり下げたり、振りモックを用意したりしてゆったりとした気分で「どろの国」を自分なりに楽しめるようにする。

5. 指導計画 全13.5時間

「どろの国」で遊ぼう・・・・・・・全13.5時間

・泥プールに入ろう・・・・・・・1.5時間

・ソリ子と遊ぼう・・・・・・・3時間

・泥の国へ行こう・・・・・・・9時間

すべてってみよう

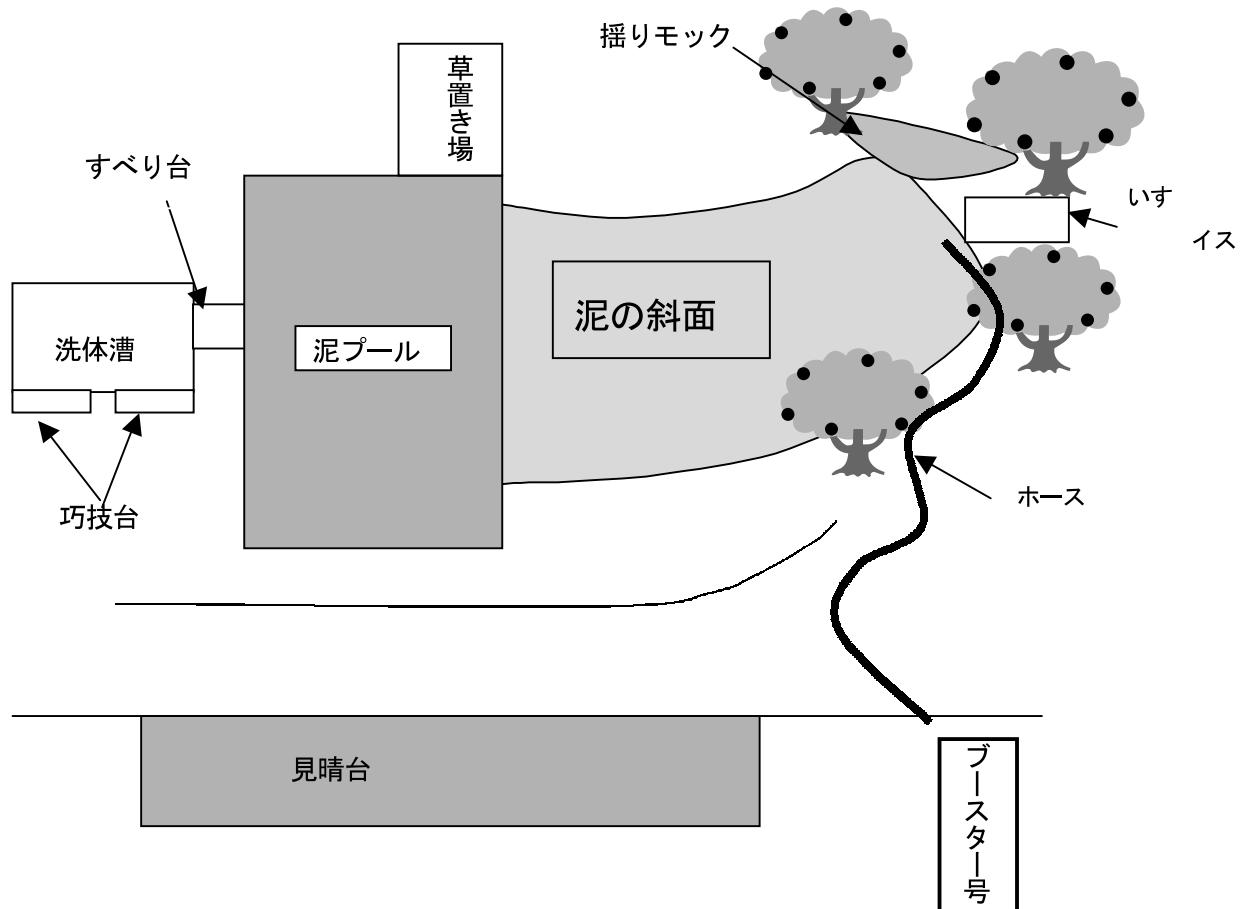
泥プールにドボン

どろぞうとどろがっせん

みんなの「どろの国」

(5月に「砂で遊ぼう」・・・12時間を実施)

6. 配置図



7. 本時

(1) 目標

- ・「どろの国」で自分の好きな遊びを見つけてたり場の雰囲気を感じたりして遊ぶ。

(2) 児童の実態とねらい

	児童の実態	ねらい
Aさん	<ul style="list-style-type: none"> ・シートに乗ったり教師に手を引かれたりした勢いで泥の中に入ることはあるが、自分から入ろうとはしない。 ・洗体槽の水の中には自分から入るが長くは続かず、周辺で過ごすことが多い。 ・汚れた服を脱ごうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩所を中心に、風船や缶を見たりさわったり、振りモックで揺れたり、友だちが遊ぶ様子を見たりして泥の国での雰囲気を感じる。 ・教師と一緒に泥の中に入って、泥の感触を味わう。
Bさん	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に泥に関わって遊んでいる。 ・坂から駆け下りて泥の中に入ったり、ままごと遊びをしたりして楽しんでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きな遊びを見つけて主体的に活動する。 ・他の人の楽しそうな遊びを見て自分もしようとする。
Cさん	<ul style="list-style-type: none"> ・形が作れる程度の堅さの泥を好み、手に取り、丸い形やひものような形を作って遊んでいる。 ・泥の固まりを洗体槽や泥プールに入れたりして水しぶきがあがるのを見ている。 ・友だちの遊んでいる様子をよく見ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「どろの国」で自分の好きな遊びを見つけて主体的に遊ぶ。 ・友だちの遊ぶ様子を見てやってみようとする。
Dさん	<ul style="list-style-type: none"> ・「どろの国」へ行くことが分かると、自分からブースター号に乗り込んだり「どろの国」のある畑まで走って向かったりする姿が見られる。 ・泥の中には自分から入り、泥の中を歩いたり、深い部分にはまつたり、泥の斜面を登ったり下りたりして楽しんでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分から泥プールに入ったり、泥の斜面を上り下りしたり、青シートのそりに乗ったりすることを楽しむ。 ・「どろの国」を散策したり、友だちの様子を見たりして楽しむ。
Iさん		
Jさん	<ul style="list-style-type: none"> ・時々泥の斜面を登って泥プールに走って入ったりする。 ・好きな遊びに集中し下を向いていることが多く、友だちの様子が見えていないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泥の中を歩いたり、斜面を登ったり下りたりしながら、足や身体で泥を感じて楽しむ。 ・友だちの遊んでいる様子を見て楽しんだり、自分もやってみようしたりする。

(3) 展開

(児童の活動 教師の支援)

学習活動	個別の学習活動と教師の支援			
	Aさん	Bさん	Cさん	Jさん
1. ブースター号に集まろう	ブースター号に乗り込み、「どろの国」へ出発する。キャラクターが登場したり、「どろの歌」を歌ったりすることで、泥遊びをすることが分かり、楽しみに思えるようにする。			
2. 「どろの国」で遊ぼう	<p>休憩所で風船や缶を見たり叩いたりして遊ぶ。友だちが遊んでいる様子や、風船、缶に目が行くように声かけや指さしをする。教師と一緒に泥プールに入る。泥プールにはいるように誘いかけたり、一緒に勢いよく走り込んだりする。洗体槽に入ったり出たりして楽しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振りモックで遊ぼう ・青シートのそりで遊ぼう 	<p>泥プールに入ったりままごと遊びをしたりする。主体的に遊んでいる時は、活動を見守る。洗体槽に入る。場の雰囲気や意思を大切にする声かけをする。坂を上ったり下りたりする。危険がないように注意する。</p>	<p>洗体槽の近くで泥を手にとって丸めたり、形を作ったりして遊ぶ。一緒に形作りを楽しみながらフライパンなどを準備する。水たまりに投げて水がはねる様子を見て楽しむ。泥の斜面を登っている友だちを紹介して、一緒にしてみようと誘いかけてみる。</p>	
3. 終わりにしよう	<p>「終わりの歌」を聞いて、終わりを感じ、ブースター号に向かう。活動の終わりに歌を歌って、楽しい思いで活動が終わるようにする。</p>			
	<p>遊びの終わりを感じられるようにそばで終わりの歌を歌いかける。</p>	<p>終わりに気づき、ブースター号に戻る。気づかない時は、声をかける。</p>	<p>自分からブースター号に向かう。歌を歌いながらブースター号の方を指さして、向かえるようにする。</p>	

小学部 組 遊びの指導学習指導案

1. 題材名 「ポンくんランド」で遊ぼう

2. 目標

- ・好きな遊具で身体を使って遊ぶ楽しさを味わう。
- ・友だちや教師を意識したり、かかわったりしながら遊ぶ。

3. 題材について

この学習グループは、1年生4名（男子1名、女子3名）2年生2名（男子2名）の計6名で構成されており、知的障害に併せ自閉症（1名）肢体不自由を有する児童（2名）の集団である。コミュニケーション面では、言語指示はほぼ理解できるが、一語文や二語文で自分の気持ちを伝える児童、発声や表情、動作で伝えようとする児童と実態は様々である。身体を動かす遊びはどの児童も好きで、自分からボールプールや滑り台で遊んだり、好きな乗り物に乗って移動したり、ユリモックやトレーニングバルーンで揺れたりすることを楽しんでいる。その遊びの様子を見ると、友だちの顔をのぞき込むなど、友だちを意識した様子の見られる児童もいるが、友だちと遊んだり一緒に活動したりすることが苦手な児童もいる。

この道具を組み合わせた遊びの題材は、滑ったり、揺れたり、飛び跳ねたり、くぐったりして遊べる道具を用意することで、いろいろな運動感覚が養われる。また、同じ空間の遊具で遊ぶことを通して、自然に友だちを意識したり、対人関係の拡がりが期待できると考える。また、子どもたちがことばの学習で親しんできている「ポンくん」を遊具遊びの名前に用いることで、より親しみやすく「やってみよう」「行ってみたい」「のぞいてみたい」などの気持ちを高めることができるを考える。

このような遊具を使った「ポンくんランド」は、その配置や組み合わせ方を変えることで、子ども一人一人が楽しめるように実態を考慮した遊具を設けることができ、好きな遊びを中心に他への拡がりが期待できる遊びである。また、大型ブランコや円木・タイヤ、大型滑り台など、身体を大きく揺すったり、回転したり、スピード感があるなど子どもたちが日常生活の中で親しんできている遊具にポンくんの絵を貼ったり、風船、タフロープのカーテン等視覚的な教材を共に用いたりすることで、やってみたい気持ちをより高めることができると考える。ランドという題材では、遊具の苦手な子どもたちにとっても他の遊びを設定しやすいことがある。その中で、取り上げた箱や戸棚といった狭い空間は子どもたちの好きなものの一つである。段ボールトンネルで好きな空間を作り、そこへブラックライトやファイバーライトをつけることで「何だろう。入ってみたいな」と思うような場を作ることで、興味をより持つことができるのではないかと考える。

このように、日頃の遊びの場を少し変化させることで、遊びの面白さを感じたり友だち同士のかかわりも生まれたりするのではないかと考えこの題材を用意した。

4. 指導計画 全12時間

第1次 プレイルームの遊具で遊ぼう 2時間

第2次 「ポンくんランド」で遊ぼう 10時間

5. 本時の指導

(1) ねらい

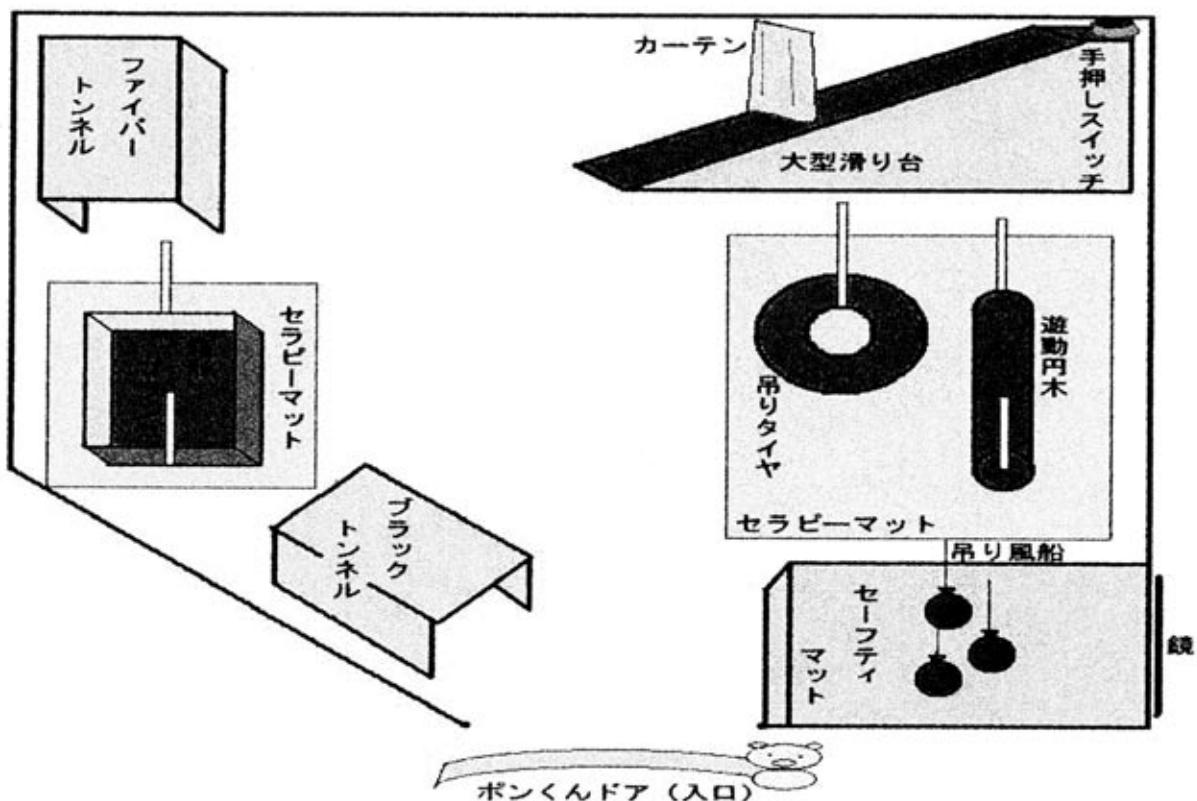
- ・好きな遊具でたくさん身体を動かして遊ぶ。
- ・友だちや教師と一緒に、いろいろな遊具で遊ぶ。

(2) 児童の実態とねらい

	実態(人とのかかわり、遊具遊び)	ねらい
A	<ul style="list-style-type: none"> 教師の手を取り、好きな遊びに誘うことが出来る。 友だちの遊んでいる様子をよく見ているが、一緒に遊ぶことはない。 身体を動かす遊びは好きで、特に円木の揺れや滑り台は好きである。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分から好きな遊具で遊ぶ。 教師と一緒に友だちとの遊びを楽しむ。
B	<ul style="list-style-type: none"> 活動の場に友だちがいるとなかなかその場に入ることが出来ない。しかし、一人になると教師と一緒に遊ぶことが出来る。 身体を動かす遊びは好きで、どんな遊具でも挑戦して遊ぶことが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> 教師が友だちの遊びの様子を伝えたりすることで、その場の活動を意識する。 教師と一緒にいろいろな遊びに挑戦する。
C	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや教師の話し声をよく聞いており、自分の好きなことばが出てくると、笑顔や発声が見られる。 大型ブランコの揺れや滑り台でのスピード感は、特に好きな遊びである。 	<ul style="list-style-type: none"> その場の雰囲気を感じて、様々な揺れや光のトンネルを楽しみ、自分の気持ちを表情や発声、身振りで表現する。

以下省略

ポンくんランド配置図



(3) 展 開

学習活動	教師の支援とねがい				準備物
	A	B	C		
1 , はじまりの歌 (あつまれ)の歌 はじめのあいさつ	授業が始まることを意識できるように、はじまりの歌を歌う。歌いながら一人一人の顔をのぞき込みCTに注目できるようにする。 個々の実態に応じた座り方をし、日直の号令に合わせてあいさつができるよう、声かけをする。 ・声かけすることで、椅子に座るよう促す。 ・はじまりの挨拶をすること で活動に対しての安心感を持たせ、椅子に座るよう誘う。	・車椅子に乗る。	・車椅子に乗る。		・キーボード
2 「ポンくんランド」から手紙が来たよ ・ビデオレターを見よう ・ポンくんの歌を歌おう	「ポンくんランド」から来たビデオレターは、大きな紙カバンにビデオを入れて提示することで注目させる。子どもたちの目の前に提示したカバンに注目したところで、開けて取り出し、セットする。 ビデオを見ているときに発する子どもたちの声を取り上げ、他児への興味の一つとする。 ビデオを見終わった後、「みんなでポンくんランドへ行ってみよう」と説明をし、「ポンくんの歌」を教師が一緒に歌いながら、手拍子をしたり身体を揺らしたりすることであそびの雰囲気を盛り上げる。	・友だちと一緒に乗るよう誘うが、難しい場合は気持ちが落ち着くまで待つたり、 声をかけることで、自分で乗り込むことが出来るようになる。	・スクーター・ボードのクッションを乗ることで楽に移動できるようになる。		・テレビ ・ビデオ ・キーボード ・クッションチエア2個 ・ピンクカーペット
3 「ポンくんランド」へ行こう ・ピンクカーに乗り 廊下を一周する。	「エイエイオー」コールをした後、廊下に準備しておいたピンクカーを教室入り口に用意することで、活動への期待を高める。ピンクカーは、できるだけ自分から乗るのを待つようになる。 ・友だちの様子を見るように ・友だちと一緒に乗るよう誘う ・スクーター・ボードのクッションを乗ることで楽に移動できるようになる。	・スクーター・ボードのクッションを乗ることで楽に移動できるようになる。	・スクーター・ボードのクッションを乗ることで楽に移動できるようになる。		・ピンクドア
4 「ポンくんランド」で遊ぼう ①トンネル ・ブラックライト ・ファイバーライト	安全に留意しながらATが乗り物を押す。雰囲気を盛り上げるために「ポンくんの歌」を歌いながら廊下を一周してプレイルームへ移動する。 「ポンくんランド」が見えてきたら、ポンくんドアのあることを伝えたり、音楽を流したりしておくことで、到着したことを知らせる。教師が扉を開けて入っていくことでその方法を知らせ、子どもたちも自分から扉を開けて中に入るよう促す。 子どもたちが自分から好きな遊具を見つけて遊び出すまでその様子を見守る。なかなか遊びに入らないようであれば、教師が遊び出すこときっかけをつくり遊びの楽しさを伝えていく。 一つの遊具だけで長く遊んでいる子どもには、友だちが楽しそうに遊んでいる様子を見せたり、話して伝えたり、教師がやって見せたりすることで、他の遊具にも気持ちが向くようになる。 光のトンネルに子どもたちが入らないようであれば、CTが入ってその美しさを声に出して伝えることで説明をし、光の変化を楽しめるように、光り方をいろいろと変えたりする。 どの遊具の場面でも、一人でその動きを楽しんでいる場合は、教師が一緒に遊んだり、友だちを誘ったりすることで一緒に遊ぶ楽しさを感じさせる。	・遊びの場に入らない場合は、①光り方のバリエーションを教えて、友だちの遊びを伝えたり、見せたりすることで、他の遊びに誘う。また、一緒に乗ったり、滑ったりすることで他の遊具の楽しさを伝える。	・遊びの場に入らない場合は、①光り方のバリエーションを教えて、友だちの遊びを伝えたり、見せたりすることで、他の遊びに誘う。また、一緒に乗ったり、滑ったりすることで他の遊具の楽しさを伝える。	以下省略	・トンネル2つ ・ブラックライト ・ファイバーライト
②遊動円木 ,吊したタイヤ	②縦揺れを楽しめるよう教師が一緒に遊ぶ。 ③教師がいっしょになって階段を上り、「高いねー」「天井に手がつきそうだよ」などの声かけをして、高さを感じられるようにする。	②縦揺れを楽しめるよう教師が身体を支えて乗ることで、自然な形で中に入るこどが出来るようになる。 ③興味が持てるよう、教師がピックマックを押してみたり、「5,4,3,2,1」などの声かけをしたりする。	②縦揺れを楽しめるよう教師が身体を支えて乗ることで、自然な形で中に入るこどが出来るようになる。 ③声かけをして、教師が安全に配慮しながら抱いて一緒に滑り降りる。		・吊り円木 ・吊りタイヤ
③大型滑り台 ・カーテン ・手押しポンくんスイッチ	④興味が持てるよう、教師がピックマックを押してみたり、「5,4,3,2,1」などの声かけをしたりする。	④興味が持てるよう、風船を触ることや風船があることを知らせて、マットの上に上がったり、友だちと一緒に乗ったりする。	④興味が持てるよう、風船を触ることや風船があることを知らせて、マットの上に上がったり、友だちと一緒に乗ったりする。		・大型滑り台 ・ピックマック ・タフロープカーテン
④箱形ブランコ	⑤友だちが飛び跳ねている様子を伝えたり、教師と一緒に乗ることで、説明をします。	⑤友だちが「あっぷっぶ」をしていることや風船があることを知らせて、マットの上に上がったり、友だちと一緒に乗ったりする。	⑤友だちが「あっぷっぶ」をしていることや風船があることを知らせて、マットの上に上がったり、友だちと一緒に乗ったりする。		・大型ブランコ ・ヘリウムガス入り風船 ・毛布
⑤セーフティマット ・吊り風船 ・壁面の鏡	照明が消え、流れている音楽が止まるところで子どもたちに「ポンくんランド」の終了を伝える。 来た時と同じようにピンクカーペットに乗って教室に戻ることで、遊びの終わりが理解できるようになる。	・友だちと一緒に乗ったり、教師と一緒に座位で乗ったりすることで、様々な揺れを感じる。	・友だちと一緒に乗ったり、教師と一緒に座位で乗ったりすることで、様々な揺れを感じる。		・セーフティマット ・吊り風船
5 「ポンくんランド」閉店	B児については、友だちが帰った後の自発的な遊びが考えられるので、遊びたい気持ちを大切にしながら教師と一緒にポンくんランドでの活動を続けさせ、教師と二人でおわりのあいさつをする。				・MD
6 , 終わりにしよう	B児が一緒に帰らない場合は、ピンクカーペットに乗って帰りながら、今日の活動を思い起こし、子どもたちの活動を総括するなど、次の活動に意欲が持てるような声かけをし、自然な形での終わりとする。B児が一緒に戻る場合は、日直の号令に合わせて終わりのあいさつをする。				・ピンクカーペット

平成 年度 小学部 組 遊具遊び年間指導計画

(1) ねらい

- ・教師や友だちとのやりとりの中でかかわりを広げたり、ことばを拡げたりする。
- ・いろいろな遊具を使って身体を思い切り動かしながら遊び、好きな遊びを増やす。
- ・手、指をしっかりと使って、いろいろなものに触れたり、働きかけたりして遊ぶ。

(2) 指導の方針

- ・いろいろな遊具遊びを通して、身体をしっかり動かすことで、いろいろな運動感覚を養い、好きな遊びを増やしたり、拡げたり出来るように援助する。
- ・いろいろな遊びを経験できるように、おもちゃ、遊具、道具などを豊富に用意し、それらを使って遊べるように働きかける。
- ・子どもが経験していないことや興味関心のあることを取り入れ、自発的な動きを大切にしながら、遊びを発展させていくよう援助する。
- ・手、指を使ってものを操作する力をつけるための教材、教具を工夫する。
- ・教師を仲立ちとして一緒に活動する場面を設定することで、子ども同士のかかわりを大切にする。
- ・教師も子どもと一緒に遊び、キャラクターを登場させたり音楽などを取り入れたりして遊びの場の雰囲気作りに心がける。

(3) 題材と指導内容および活動の様子

児童名()

月	単元名(時数)	活動内容	個における支援()と活動のおもな様子()
4	「外へ出かけよう」(4) 「遠足へ行こう」(6) ・ユリモック ・ポールスライダー ・滑り台など	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭の遊具(滑り台、ブランコ、固定遊具等)を使って遊ぶ。 ・校庭でブースター号や三輪車、補助付き自転車、三輪自転車に乗って遊ぶ。 ・校庭に駅や休憩場所を設けたりして、楽しめるようにする。 ・ユリモック、大玉…揺らし・弾ませて感触を楽しむ。 ・すべり台…自分から滑ったり、転がったりする。 ・ポールスライダーに乗り、スピード感を楽しむ。 	
5	「風雲 組城へ行こう」(6) ・吊り円木 ・吊りタイヤ ・滑り台 ・ブランコなど	<ul style="list-style-type: none"> ・プローウーの風を感じ自分からマットの上を移動したりする。 ・吊り円木…落ちないようにしがみついたり、教師に揺らしてもらったりして楽しむ。 ・吊してあるタイヤの中に入り、教師に回してもらったり、揺らしてもらったりして楽しむ。 ・城のキャラクター(お殿様)を登場させ、一緒に遊んだりすることでその遊びがより楽しめるようにする。 	
6	「アウトドア」(外あそび)をたのしもう」(3) ・ブランコ ・ジャングルジム ・固定遊具など	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台にマットを敷き、その上のシートを持ち上げることで転がる感じを楽しむ。 ・ベランダにテント(基地)を張り、そこから校庭にある遊具(ブランコ、ジャングルジム)で遊ぶ。 ・たもで身近な小動物や昆虫を捕まえて遊ぶ。 ・遊んだ後はアウトドアの簡単なお菓子(焼きリンゴなど)を作って食べ、外あそびを満喫する。 	
7	「ボーリングをしよう」(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャンボピンでボーリングをする。 ・ピンには音の出るものを入れたり、子どもたちの好きなキャラクターの絵を貼ったりする。 ・投げるボールは、個の実態に合わせる。 	
9	「ポンくんランド①」(12) いろいろな遊具だぞ ・大型滑り台 ・箱形ブランコ ・吊りタイヤ ・吊り円木 ・セフティーマット ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが普段親しんでいる遊具を少し変化させることで、個の実態にあった遊びを用意する。 ・ポンくんということばの学習で親しんでいるキャラクターを用いることで、遊びや場への抵抗を少なくし、自分から遊びに向かっていけるようにする。 ・段ボールトンネルでは、ブラックライトを使い幻想的な雰囲気を醸し出す。 ・光や音を使った遊具、水袋、風船など感触系の遊びも取り入れる。 	
10	「ポンくんランド②」(8) ボールがいっぱい	<ul style="list-style-type: none"> ・①の遊びを少し残しながら、ボールでの遊びを中心とする場の設定をする。 ・ボールに自然と親しみやすくするため、様々な素材のボールを用意し、触ったり、乗つたりしてみたくなるような場の設定をする。 	
11	「ポンくんランド③」(6) 乗り物でゴー ・三輪車 ・スクーター・ボード ・ピンクカーラー ・自転車その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは車掌さん、お客さんになってピンクカーラー、スクーター・ボード、自転車などに乗って遊ぶ。 ・教師がトマスなどのキャラクターに扮し、一緒に乗りたくなるような遊びを盛り上げる。 ・暗室を宇宙空間に見立て、乗り物(ロケット)に乗って行くような遊びの場を設定することで、遊びの楽しみを広げる。 	
12			
1			
2			
3			

この観には上記のように、
 ・活動に対する個への支援。
 ・活動に対する児童の反応と様子
 ・児童に対する支援はどうであったか。
 を簡潔に記入する。

小学部2組 年間指導計画

学習態名	ねらい	1 学期						2 学期						3 学期					
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
学校行事	いつもじ違う集団の中でいろいろ人と触れ合い、その雰囲気を味わう。 生活経験を広げる。	始業式・入学式 全校遠足	避難訓練	運動会	終業式	始業式	避難訓練	寝まつり	なかよし距離表会	始業式	お別れ会	卒業生を送る会	【A組・C組・D組・E組】	浮力に対して安定した身体の支持・バランス	水かけっこ	水中姿勢変換	もぐり・ジャンプ	月の活動	【B組・F組】
学部行事	多様な集団の中で活動しながら、たくさんの刺激を受けることで、感情表現を引き出す。	歓迎会 親子行事	サッカー教室	小ビ交流	七夕会	川遊び	小ビ交流			終業式	選練訓練	卒業式・修了式	【B組・F組】	背泳ぎでのリラクゼーション	伏し泳ぎ	水中浮き・潜浮き	伏し泳ぎ	・音でのコミュニケーション	・心身のリラクゼーション
校外学習		イチゴ狩り	公園							終業式	クリスマス	親子行事	【A組・C組・D組・E組】	クリスマス	スケート	スケート	スケート	・音でのコミュニケーション	・心身のリラクゼーション
あそびの素材 遊び道具	いろいろな素材に手や身体全体で触れ、感触を楽しむ。 いろいろな道具を使う中でその素材の変化を楽しむ。	烟の土あそび	新聞紙を使って 煙天あそび	泥、砂、水を使って 土粘土を使って	泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	豆粘土、ブリント	小麥粉粘土 絵の具を使って	豆粘土、ブリント										
領導・統計を含むせん指導	いろいろな遊具を使って身体を動かし、好きな遊びを増やす。 基本的な生活習慣について自分でできる部分を増やす。	外に出かけよう こう	遠足へ行こう	風雲 組隊へ行	泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	落ち葉を使って 泥、砂、水を使って 土粘土、ブリント	
日常生活の指導	繰り返しの活動を通して、一日のスタートがわかり、だまかなく見通しを持つ。	朝の会 喇叭の会 かばんだん	（日直の会）	あいさつ、学級の歌、今月の歌、健康観察、日にちと天気カード、今日の予定	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）	（日直の会）		
こじは・かず	おはなしを見たり聞くたりして内容やことばのリズムを楽しむ。 色や形の違いがわかる。 自分の気持ちを表情、発声、動作、ことばで表現することができる。	・お話では、絵本、紙芝居、パネルシアター、ブラックシアター、エプロンシアター、脚話所の太郎／ルーム等 ・園に適した教材での学習（個別の指導計画による。）	・おはなしを見たり聞くたりして内容やことばのリズムを楽しむ。 色や形の違いがわかる。 自分の気持ちを表情、発声、動作、ことばで表現することができる。	・おはなしを見たり聞くたりして内容やことばのリズムを楽しむ。 色や形の違いがわかる。	・フレーメンの音 楽隊 おはなついっぱい	金太郎 おだんごひ	たなばた	森の人気者 素敵な帽子屋さん おはな	月のぼったかぎ 3匹やぎのどん がらどん	ねずみのよめか セント メリーカリスマス	動物たちのブレ セント ねずみのすもう	アラジンヒツ魔法 セント 豆まきだあ	大工ヒ鬼六 おもちゃばこ	おひなさま	音楽サークル柔軟体操 柔軟体操 室内サークル	音楽サークル柔軟体操 柔軟体操 ボーリングゲーム	音楽サークル柔軟体操 柔軟体操 ボーリングゲーム	音楽サークル柔軟体操 柔軟体操 ボーリングゲーム	音楽サークル柔軟体操 柔軟体操 ボーリングゲーム
体育	各種の運動を通して基礎的な運動能力や体力を高める。 教員との觸りを基盤にしながら友だちと仲良く楽しく運動する。 マットや跳び箱などいろいろな用具や道具を使った運動に慣れる。	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル	音楽サークル練習 運動会練習 室内サークル		
教科別指導	音を通じて自分を表現したり、音楽によって集団と一緒に感を持ったりで生きることをたくさん体験する。 メロディー、ハーモニー、リズムの様々な特徴を持つた音楽を歌唱、楽器、身体表現によって味わい楽しむ。	世界がおおだち にじ ス	海ボウズ山がウ らせします ス	天氣予報をお知 り がく	ドンクリ版のドン グリ	サンタクロース はどこだ	みんなにおなな うのおしゃがつ	空より高く おさわら	スマイル	歌あそび・手遊び (歌詞・絵譜)									
音楽	音やメロディーを聴いて身体を動かしたりリズムを感じたりする。 歌やソロディーを通して、友だちや教師と触れ合ったり、身体や気持ちをリラックスさせたりする。 友だちや教師と関わながら音楽（身体表現、リズム演奏、歌、鑑賞） に興味や関心を持ち楽しむ。	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞	歌あそび ・音あそび ・鑑賞		
自立活動	水の中での思い切り身体を動かし、水に親しむことができる。 水の中で運動することにより、体力の標準と情緒の安定を図る。 泳ぎ方を身につける。	【B組・F組】	浮力に対して安定した身体の支持・バランス	背泳ぎでのリラクゼーション	伏し泳ぎ	大型コートを使って姿勢保持＆バタ足	水中歩行	ぶかあい・はいそう(リマック、ふわふわ、やらから2000)	浮力	・Vリーン、布、風、光などの感覚遊び	はじめの歌 おりの歌	音でのコミュニケーション	心身のリラクゼーション	【A組・C組・D組・E組】	浮力に対して安定した身体の支持・バランス	背泳ぎでのリラクゼーション	伏し泳ぎ	大型コートを使って姿勢保持＆バタ足	水中歩行
B児	いろいろな姿勢の保持、変換を経験し、変形拘縮を予防する。 体調を整え、心身のリラックスを図る。	【A組・C組・D組・E組】	浮力	伏し泳ぎ	大型コート	姿勢保持＆バタ足	水中歩行	いろいろな姿勢の経験や保持、背筋立て、腰臥位・仰臥位、正座位・あくら座位	浮力	頭部扶持上げ・腰送り・脚運び・移動	乾布摩擦・タッピング	いろいろな素材（パリーン、ゆりもくなど）を使っての感覚運動活動	いろいろな素材（パリーン、ゆりもくなど）を使っての感覚運動活動	【B組・F組】	浮力	伏し泳ぎ	大型コート	姿勢保持＆バタ足	水中歩行
F児																			

3. 生活単元学習 指導事例

(1) 個別の指導計画をもとにした授業づくり

1. 実態把握

個別状況調査表 生育歴及び教育歴	家庭調査表 客観的指標	観察 障害の特性	保護者との懇談 等
---------------------	----------------	-------------	--------------



2. 生徒A  個別の指導計画

項目別年間目標

項目	年 間 目 標
健 康 生活習慣	<ul style="list-style-type: none">・朝のランニング等を通して、基礎体力の向上を図る。・登校後教室でする活動、給食後の活動の流れがわかり、教師の言葉かけや写真カードを手がかりに自分から取り組もうとする。
感 覚 運 動 技 能	<ul style="list-style-type: none">・自転車やボールを使った運動などの経験を増やす。・はさみやのり、セロテープ、マジック等、身近な道具をより上手に扱う。
対人関係 集団参加	<ul style="list-style-type: none">・中学部でのいろいろな学習や活動に慣れ、友達と一緒に取り組めるようになる。・人や物とのかかわりの中で、声や身振り、カードなどを使ってコミュニケーションする力を高める。
知 識 理 解	<ul style="list-style-type: none">・友達や場所、身の回りの物の名前の理解を高める。・具体物を配るなどの活動を通して、1対1対応の力を確実にする。
社 会 性 生 活 能 力	<ul style="list-style-type: none">・表脱ぎができるようになり、脱いだ服を一人でたためるようになる。・CDの操作を自分でできるようになる。
作 業 能 力	<ul style="list-style-type: none">・簡単な作業工程を理解し、自分で取り組む。・いろいろな道具の扱いや動作に慣れる。



領域・教科等の目標・内容・手立て

領域 教科等	学習内容・目標	指導の手立て	評価
日常生活の指導	<ul style="list-style-type: none"> ○衣服の着脱 <ul style="list-style-type: none"> ・ホック、スナップなど難しい時には教師に手伝ってもらいながら着替えをする。 ○排泄 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレに行くことを伝えて、トイレに行くことができる。 ○朝の会、終わりの会 <ul style="list-style-type: none"> ・友達からの働きかけを受けて、友達と挨拶の握手ができる。 ○ランニング (略) ○余暇活動 ○掃除 ○係活動 各領域・教科の内容を合わせて指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいときには、教師の肩をたたくことで知らせるようになる。初めは手をとり一緒にその動作をする。徐々に言葉かけにかえていく。 ・トイレカードを用意する。言葉かけをしながらカードを提示していくようする。 ・握手に抵抗がある場合には、教師とともにに行うようする。 <p style="text-align: center;">(略)</p>	
生活単元学習	<ul style="list-style-type: none"> ○学級や学部での活動に、自分なりの見通しをもって取り組む。 学級や学部の友達と関りながら活動する。 日常生活に必要な知識や技能（配る、入れる、はさみ等の道具の扱い）を身につける。 自分の意思や要求を動作やカード等を使って表現する力を高める。 各領域・教科の内容を合わせて指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな活動や見通しのもてる活動を核とすることで安心して活動に取り組むことができるようする。 ・様々な経験やいろいろな人とのかかわりが得られるよう内容に配慮し、繰り返しの経験を大切にする。 ・活動を繰り返したり具体物や絵・写真カードを準備したりして活動をわかりやすくする。 ・複数の選択肢を準備する等して、自分の意思を表現しやすいようする。 	
作業学習	<ul style="list-style-type: none"> ○2～3工程の作業工程を理解し、自分から取り組む。 いろいろな道具の扱いに慣れたり、できる作業活動の幅を広げたりする。 各領域・教科の内容を合わせて指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を繰り返したり具体物や絵・写真カードを準備したりして、活動をわかりやすくする。 ・経験のない道具の扱いや作業内容については、初めは教師が手をそえて一緒にする。慣れてきたら本人の活動する部分を多くしていく。 	
音楽			
保健体育		(略)	
自立活動	<p><時間の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ○友達や場所、身の回りの物の名前の理解を高める。 自分がしたい活動を選んで取り組む。 歌や物を介して教師と楽しく活動することを通して、やりとりをする力を高める。 <p><全教育活動を通して指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の意思や要求を動作やカード等を使って表現する力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日取り組むことで理解を促す。 ・自分がしたい活動を選びながら学習を進めるようする。 ・できたときには手を合わせるなどしてしっかりと認め、意欲がもてるようする。 ・好きな歌などを取り入れる。 ・選択や要求の場面を意図的に設定していく。 	
特別活動		(略)	
総合的な学習の時間			



3.1年

組 生徒一人一人の生活単元学習の目標（個別の指導計画より）

生徒A

○学級や学部での活動に、自分なりの見通しをもって取り組む。

学級や学部の友達とかかわりながら活動する。

日常生活に必要な知識や技能（配る、入れる、はさみ等の道具の扱い）を身につける。

自分の意思や要求を動作やカード等を使って表現する力を高める。

生徒B

○様々な学習活動や体験を通し、生活経験や興味関心の幅を広げる。

○中学部の教師や友達と楽しく活動する。

○活動に見通しをもって、より自立的に取り組む。

活動の終わりや困ったときに支援カードを使って伝えながら活動する。

生徒C・D



4.1年 組 生活単元学習の計画（2学期）

- ・クッキー＆ケーキでGO！
- ・いらっしゃいませ！ カフェテリアひまわり
 - ・まつりで発表しよう
 - ・年賀状をだそう

5. 単元の計画

① 単元「いらっしゃいませ！ カフェテリアひまわり」

（目標）

喫茶店の準備や活動で、アイディアを出したり自分なりの見通しをもったりしながら、自分でまたは教師とともに活動する。
喫茶店のお客さんとのかかわりを楽しんだり、学級の友達や教師とかかわったりしながら活動に取り組む。
料理づくり、喫茶店グッズ製作、お客様とのやりとり等を通して、日常生活に必要な知識や技能を身につける。



（生徒一人一人の目標）

生徒A

喫茶店の準備や開店を繰り返す中で、具体物やカード、教師の言葉かけを手掛かりに自分がすることを理解して取り組む。
学級の友達や教師と一緒に喫茶店の活動に楽しく取り組む。
料理づくりや喫茶店グッズの製作を通して道具の扱いに慣れたり、いろいろな動作をする力を高めたりする。

生徒B

喫茶店の準備や開店の活動で必要なものや手順がわかり、自分から準備をする。
喫茶店でお客さんとやりとりしたりお金をもらったりして楽しく活動する。
お客様との対応を通して、やりとりの仕方や金銭についての理解を深める。

生徒C・D



② 指導計画

全38時間

第1次 喫茶店でティータイムをしよう（校外学習） 4時間



第2次 喫茶店を開いてみよう

- ・どんなメニューにしようかな？ 1時間
- ・調理練習 3時間
- ・喫茶店を開いてみよう 3時間



第3次 すてきな喫茶店を開店しよう 27時間

生徒 AB

生徒 BD

料理をつくろう 4時間
調理をしよう 2時間

料理をつくろう 2時間
飾りを作ろう × 3回繰り返す

喫茶店開店 3時間

この活動を3回繰り返す

③ 本時



（目標）

○開店のために必要なものや自分がすることがわかり、自分でまたは教師と一緒に準備をする。

○お客様とやりとりをしたり、友達や教師と一緒に活動したりすることに楽しく取り組む。



（生徒一人一人の目標）

生徒 A
○喫茶店を開店するためにお茶とコップを準備することがわかり、自分で調理室に取りに行く。
○友達が提示した写真カードを見て、同じものを決められた場所に置く。

生徒 B
○やきそばコーナーでいるものがわかり、自分で準備をする。
○やきそばコーナーのお客さんに注文を聞いたり、お金の受け取りをしたりしながら楽しく活動する。

生徒 C . D



(展開)

学習内容	学習活動(○)と教師の手立て()			
	A	B	C	D
1. あいさつ		活動全体を通して、教師は見守る姿勢で支え、要求があった場合に手伝うようにする。		
2. 自分が準備することを確かめよう	○カフェテリアひまわりを開店することを知り、自分の準備をする。 メニューのカードを提示し、これから活動への見通しがもてるようになる。	時計模型を準備し、準備の終わりの時間を確かめる。		
3. 準備をしよう	○お茶、コップを調理室に取りに行く。 はじめは言葉かけをして自分からの活動を待つ。自分からの活動が見られない場合には、写真カードを提示する。 教師は離れたところから見守る。活動がそれたときにはしばらく待ち、それでも活動に戻れないときには、言葉かけをしたり写真カードを提示したりする。 取りに行くことが難しい場合には、次の活動から取り組むようにする。 お茶、コップの写真カードを貼っておき、置く位置を示す。	やきそばコーナーの準備をする。 忘れているものがあった場合、大丈夫かどうか質問してみる。「大丈夫」と答えた場合には、実際に喫茶店を開店してから自分で気づくことを待つ。質問の意味が理解できないときには、ホワイトボードを使って文字で示しながら確かめる。 支援カードを用意しておき、「できました」と困ったときに「お願いします」という言葉を促す。	(略)	(略)
4. カフェテリアひまわりを開店しよう	生徒B、Cが提示した写真カードと同じものをとって、決められた場所に置く。 ・グラタンをレンジで温めて出す ・お茶をコップに入れてだす ・ポップコーン、ケーキをだす 自分から活動しなかったり活動がわからなかったりしたときには、言葉かけや動作で促す。それでも、活動できないときには、机をDが活動しやすい位置に変えたり、教師が品物を取ってDに渡してそれを決められた位置に置くようにする。 レンジは、押すボタンにシールを貼っておく。 お茶の量が少ない時には、言葉かけをする。	やきそばの注文をとって、運ぶ。 「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」のカードをはっておき、自分から言うことができるようになる。 注文をとっていないお客様がいる場合には、「お願いします」と声をかけてもらう。 料金を受け取る。 2品以上の金額を受け取るときは合計した金額ではなく、1つずつの金額で受け取るようにする。そのことをレジに書いておき、お客様にわかるようにする。		



6. 評価

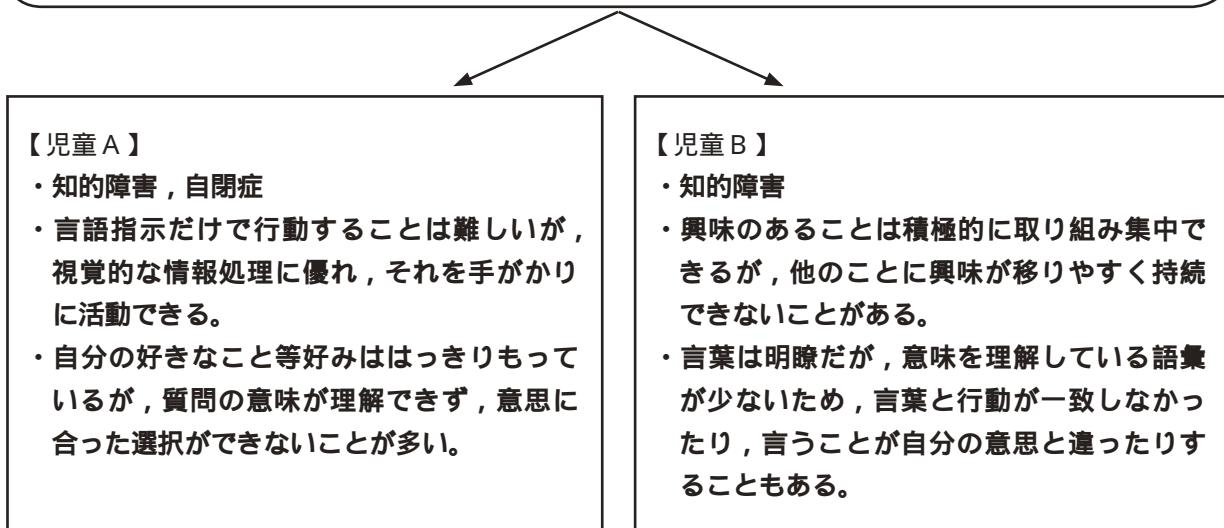


個別の指導計画の見直し
次单元の授業づくり

(2) 授業の組み立て事例 1

児童の実態

- ・知的障害に併せ自閉症、緘黙、肢体不自由を有する児童がいる集団。
- ・友達の活動に目を向けたり声をかけたりするなど、少しづつ仲間意識が芽生え始めている集団。
- ・コミュニケーション面、特に自己表現の方法に様々な課題を抱え、自己選択が苦手な児童が多い集団。



授業の実際『お弁当を作つて、外で食べよう』

単元のねらい

一人1品担当の弁当づくりを通して達成感や期待感・仲間意識を高めることができる。
選択場面で自己選択したり自分の考えを伝えたりして、主体的に取り組むことができる。

単元設定の理由

「自分の弁当を作つて外で食べる」という活動は、児童が期待感をもって意欲的に取り組める題材である。
「出かける場所によって」「自分の好きな人のために」というように、発展が可能であると共に、食生活に結びつく題材である。
一人一人が自分が作りたいメニューを選択し、1品を作り上げることで責任感や達成感が味わえる。
自分が作りたいおかずを選んだり、できあがったおかずを大きなカップと小さなカップに自分の考えで詰めたりすることで、自己選択の場を設定できる。
同じメニューで繰り返し調理活動することで、活動に見通しを持ったり自分の活動に自信をもつて取り組んだり報告ができるようになったりする。

指導計画

- 第1次 「どんな弁当があるのかな？」** (2時間)
教師の弁当を見たり、行事で弁当を食べているビデオを見たりして、弁当の献立に意識を向けたり、弁当作りへの期待感を高める。
- 第2次 「自分の弁当を作ろう」** (2時間+会食)
教師が作ったおかず10品から、自分の考へで5品を選んで弁当箱に詰めたり、10品の中から次時に自分が作りたいおかずを選んだりする。
- 第3次 「自分のおかずを作ろう」** (2時間+味見会)
自分が担当するおかずを作つてみて、味見会をする。
- 第4次 「弁当を作つて外で食べよう」** (2時間+会食)
それぞれが作った5品のおかずをアルミカップの大3と小2に選んで詰め、風の広場で会食する。

主な学習場面と個々への支援

主な学習場面	全体への支援	児童Aへの支援	児童Bへの支援
弁当について考えたことを発表する。(第1次)	発表場面を意識できるように「発表ノート」を用意する。教師やビデオの弁当の「写真」、おかずの「絵カード」を用意する。	弁当の「写真」を見ておかずの名前を「発表ノート」に書くよう促す。 発表はそれを読み上げるようにする。	「発表ノート」には好きなおかずの「絵カード」を貼るよう促す。 それを見て自分の言葉で発表するように促す。
自分が作りたいおかずを1品選ぶ。(第2次)	意思表示しやすいよう、実物のおかずの前に自分の「顔写真カード」を貼るという方法をとる。	スケジュールに「ちょうどり」と示し、おかず作りをすることが理解できてから、「顔写真カード」を渡し貼るよう促す。	前時の「発表ノート」を見て作りたいものを確認し、「顔写真カード」を貼るよう促す。
おかずを作る。(第3次)	道具を自分で準備できるように、食器棚、引き出し等に絵や文字表示をする。 声掛けや援助は最小限にし、見守る姿勢を大切にする。	「絵入りのレシピ」を用意し、できるだけ一人ができるようにする。 『おわりました』『おしえてください』の「コミュニケーションカード」を用意し、必要に応じて使えるようにする。	2度に分けて調理することによって、失敗から学ぶ機会を作る。 『おわりました』という報告をすることを約束する。 関心がそれないように、周囲に不必要的ものを置かないなど、調理の場所に配慮する。
アルミカップ(大3小2)に詰める。(第4次)	大きさの違いが分かるよう、はっきりと大きさが違うアルミカップを用意する。 手本となる児童からおかず選びをするよう促す。	順番を3番目以降にし、自分で詰めるという活動が分かるようにする。 『どれがいいですか』という質問だけにし、余計な声がけで混乱しないようにする。 必要に応じて2者選択にする。	順番を最後にし、選んで詰めることが分かるようにする。

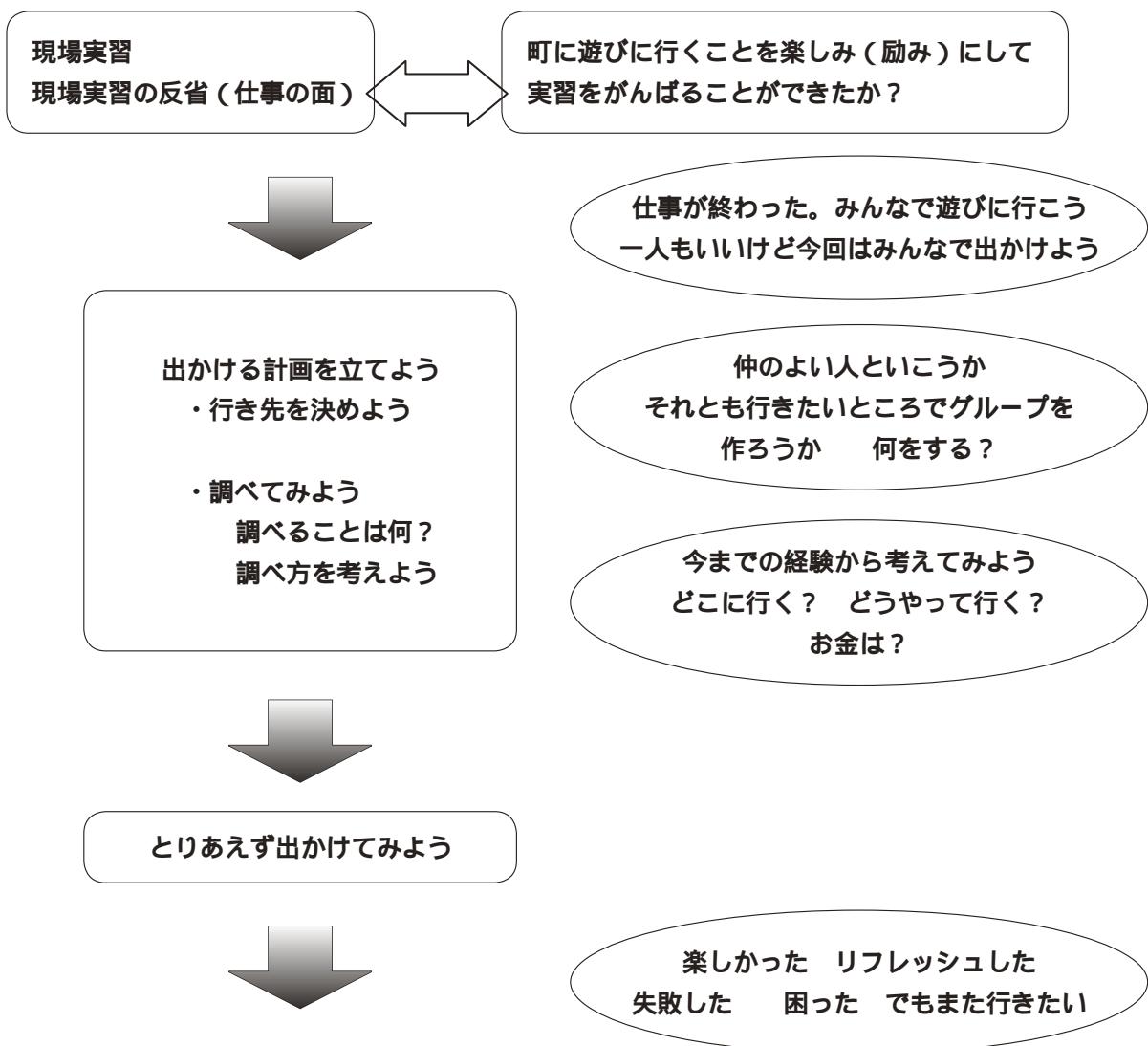
(3) 授業の組み立て事例 2

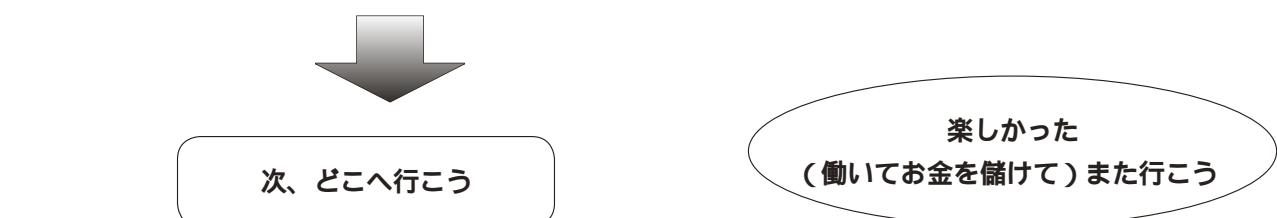
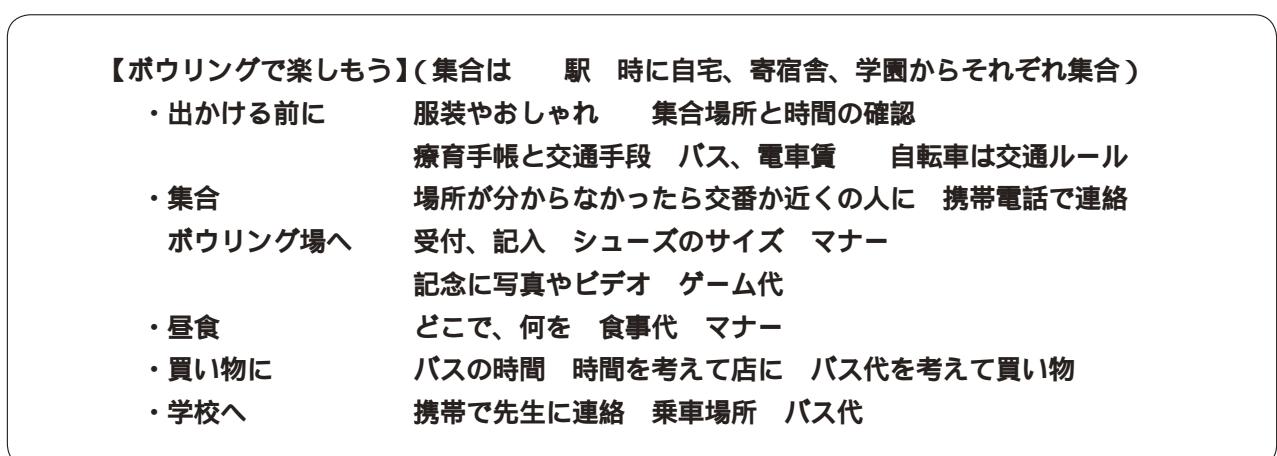
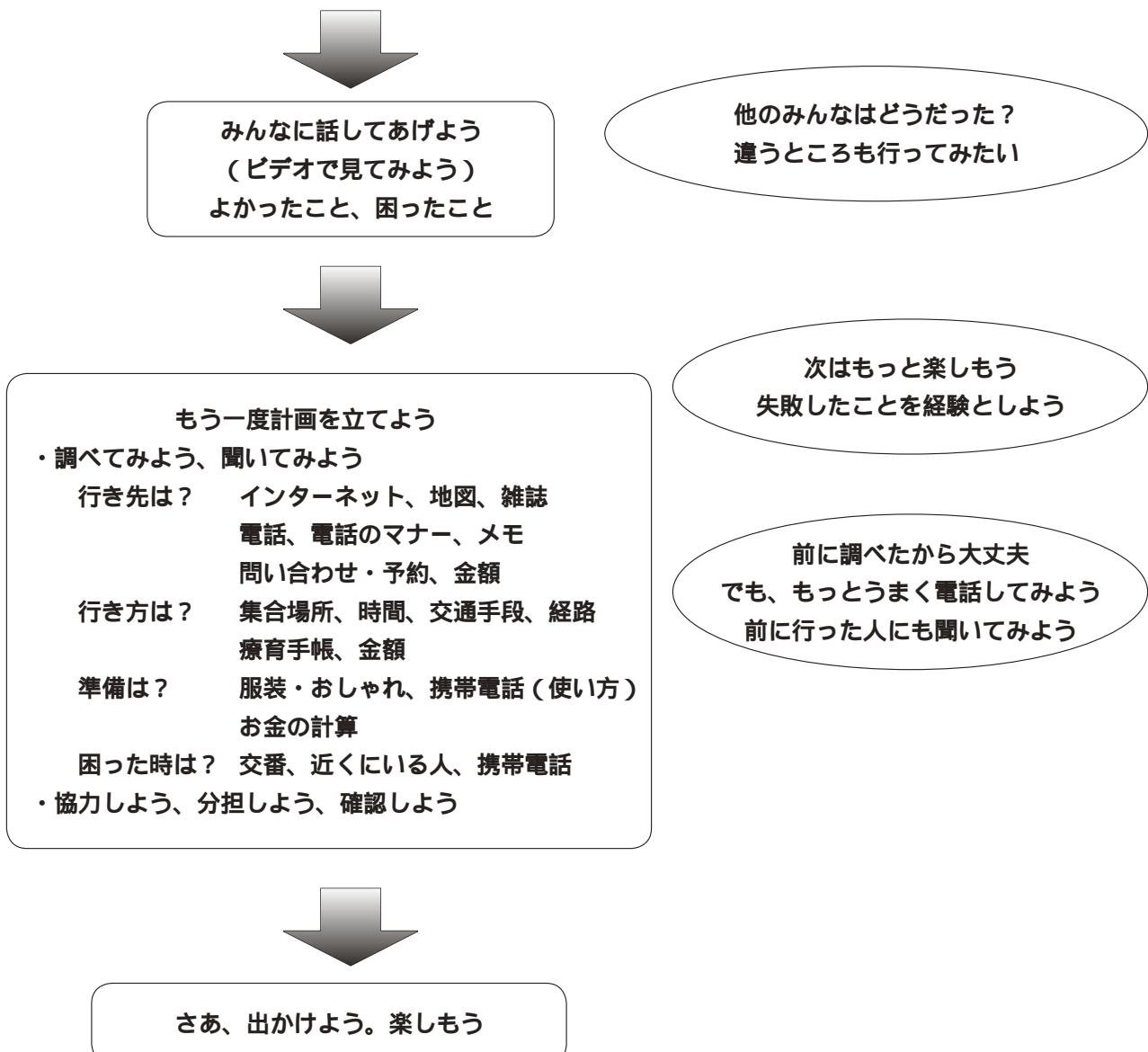
1. 単元名 友だちと町で遊ぼう

2. 単元について

- (1) 卒業後に何らかの形で働くを中心とした生活を送る生徒たちが、余暇の過ごし方を実際に経験することによって、趣味や遊ぶことを楽しみにして働くということを知り、自分たちの生活の幅を広げることにつながる。
- (2) 仕事の場面でも必要な「わからないことを聞く」、「相手に気持ちや要求を伝える」、「自分で判断し行動する」、「時間を意識して行動する」、「約束事を守る」等の力を育てる内容が含まれている。
- (3) 「公的交通機関の利用の方法」、「公共の場所の位置やその利用の方法とマナー」、「情報収集の仕方や機器の利用」、「相手との交渉」、「友だちとの協力」、「金銭処理」、「時間の理解」といった余暇の利用だけでなく将来の生活のために必要な内容が多く含まれている。
- (4) 行き先を変えたり、グループを変えたりすることで繰り返しや長期間にわたって設定できる学習であり、失敗も大事な経験ととらえることにより、次の機会でその経験を生かすことができる。
- (5) 生徒たちがイメージを持ちやすく、自分たちから進んで取り組みやすい学習である。

3. 学習の流れ





4. 作業学習 指導事例

(1) 年間指導計画

月 開運行事	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
農業班	春夏野菜・鉢花栽培管理 播種、定植、管理	（畑の準備） 秋播き野菜・鉢花栽培管理 播種、定植、管理	（煙の準備） 秋播き野菜・鉢花栽培管理 播種、定植、管理	（煙の準備） 秋播き野菜・鉢花栽培管理 播種、定植、管理	まつり	まつり						
農業班	収穫、販売（町内訪問販売含む）	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工
栽培班	年間を通じて《粘土再生・土練り・製品別の成形・加飾・削り・素焼き・釉がけ・本焼き・仕上げ》 作業工程の理解 成形法の習得（板作り、型押し、流し込み、ろくろなど）	湯のみ、皿類、鉢類、ラップシート、コーヒーカップ、サラダボウル、徳利、箸置き、スプーンなど 施釉技術の習得 新製品の考案	装飾技術の習得 新製品の考案	キムチ、大根の漬物、べったら漬け 「作品展に向けての販売品を作ろう」	キムチ、大根の漬物、べたら漬け 「作品展に向けての販売品を作ろう」							
機械班 ＊事例A	年間を通じて《糸巻き・整経・おさ通し・そつこう通し・巻き取り・織り・仕上げ》 テーブルセンター、コースター、袋、ティッシュケース、ベンケース、携帯電話ケース、トートバッグなど	展示会（町内） 展示会（町内）	展示会（町内） 展示会（町内）	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	「まつりの販売品を作ろう」 「まつりの販売品を作ろう」	
木工班	年間を通じて班別製作を行う ツールボックス／プランター／トルペイント／可動式フォトフレーム／ベンチ／ラック	展示会（町内） 大掃除・反省	展示会（町内） 大掃除・反省	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア	「作品展に向けての販売品製作 機織りボランティア
食物班 ＊事例B	「お弁当を販売しよう」 ジャム作り・マドレーヌ作り	大掃除 大掃除	大掃除 大掃除	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り	「現場実習のお土産を作ろう」 スイートポテト・タルト作り
総合班	年間を通じて《紙すき・空き缶リサイクル・きなこ作り・ピーズメモクリップ》	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）	2週間 3週間（事業所） 2週間（施設）
現場実習	1年	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間
生活	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）	2週間 校内（1）施設（1）

(2) 事例1 (機織班)

作業学習のねらい

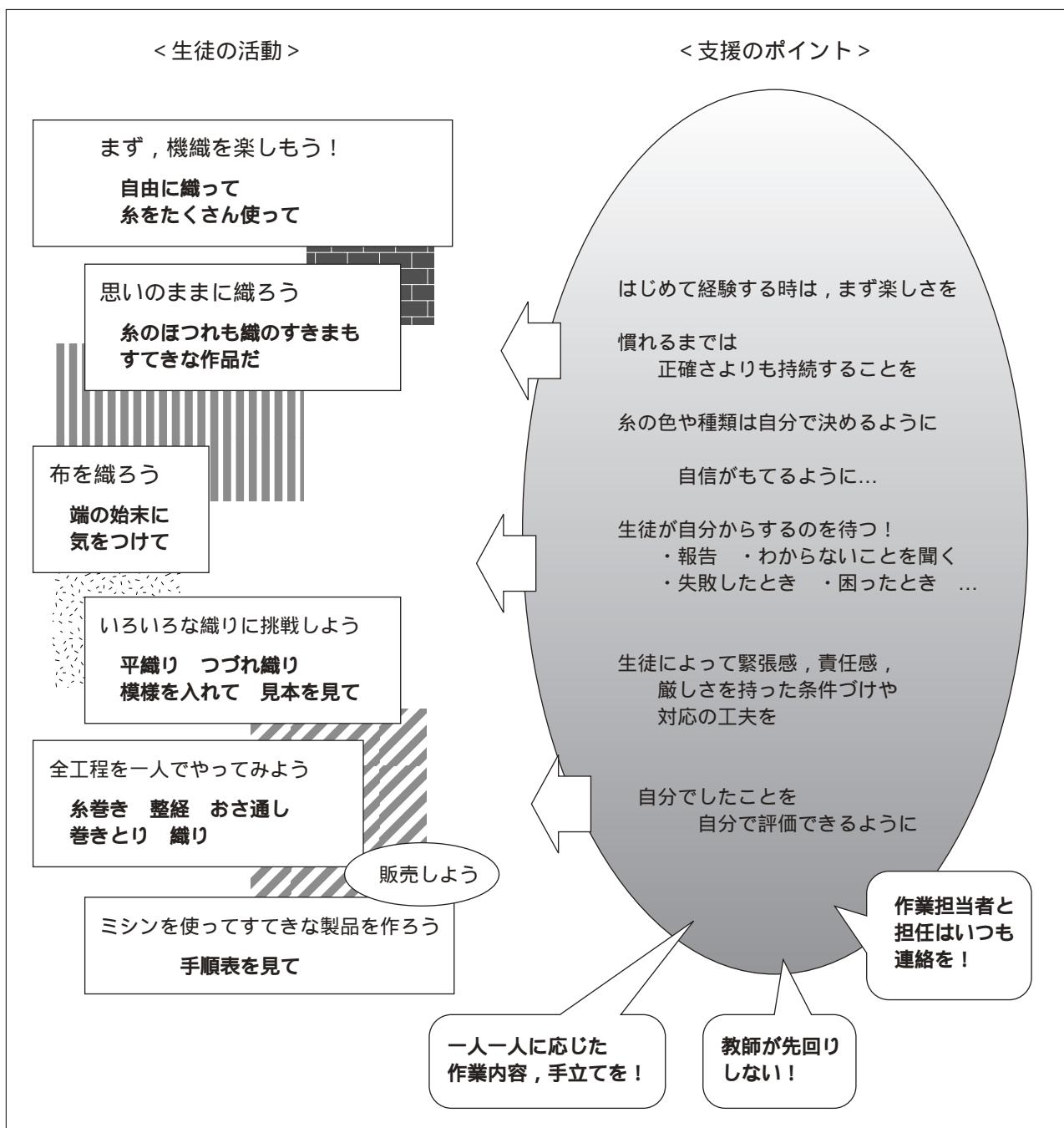
<作業態度・作業習慣>

- ・「まつり」「販売会」などで販売するというめあてに向かって意欲的に作業をする。
- ・自分の仕事を根気強く最後までやり遂げる。
- ・自分からあいさつ、返事、わからないことを聞くことなどができるようになる。
- ・相手の話をきちんと聞いたり、ことば遣いに気をつけたりして周りの人と対応できる。
- ・道具や材料などの準備や片付け、管理をきちんとする。

<知識・技能>

- ・各作業内容や作業工程を理解し、一人で作業することができる。
- ・道具や機械などを正しく使うことができる。

生徒の活動と支援のポイント



展開

作業内容・活動内容		教師が行う作業	支援のポイント
【機織り】 整経	 <ul style="list-style-type: none"> 縦糸の色を決め、予めセットしておく。整経台の矢印に沿って綾を取りながら糸の必要本数だけ配色通りに張っていく。縦糸を一往復ごとにカウントし、表に印をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 織りの幅を決め、整経の往復回数をカウント表に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 各作業手順を写真で表示する。 糸の通る流れに沿って木枠に矢印をつけておく。
箭通し	 <ul style="list-style-type: none"> 箭の細長い穴に端から隙間なく縦糸を通す。(100本～200本) 	<ul style="list-style-type: none"> 箭の通しはじめの場所を予め示しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 糸が最後まで絡まないよう交差のミスがないか確認する。
綜続通し	 <ul style="list-style-type: none"> 二人ペアになり、綜続(足を踏むと上下する織り道具)の小さな穴に縦糸を一本ずつ通す。 一人は箭の穴から順番に糸を出していく。もう一人は綜続の小さい穴に前後の順番に気をつけて交互に通す。 	<ul style="list-style-type: none"> 箭通しの終わった箭を織り機にセットする。 	<ul style="list-style-type: none"> 順序良く糸を出しているか、手前と後ろの綜続に交互に通しているかなど確認する。
巻き取り	 <ul style="list-style-type: none"> 綜続通しが終わった縦糸を織り機の巻き取り器具に巻く。糸を巻き取る時、糸がずれないように厚紙をはさみながら強く引っ張って巻いていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 縦糸のテンションを最大限に保つて巻き取りができるように、引っ張る役割をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分から質問や報告をするまで、待つようとする。 基本的な織りができた場合には、技術的に難度の高い技法を教える。
織り	 <ul style="list-style-type: none"> 見本を参考に色や織り方を自由に考えて横糸を織り込む。 足を正確に踏みかえ、織りの幅が一定になるように横糸の張りを調節しながら端を揃えて織る。 <正確な織りができない生徒は、足と手の動作を意識しながら自由に織る。> 	<ul style="list-style-type: none"> 織りの幅が一にならない時には横糸の張りを調節する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一つの作業に集中できない場合には、他の作業内容に誘う。
【織り布を使った縫製】 作業台の準備 縫製道具のセット 織り布裁断 ミシンのセット	<ul style="list-style-type: none"> テーブル拭く。 道具類(はさみ、針10本、ものさし、チャコ)を自分の箱にセットする。 布に型紙をとめ、型紙周囲を切る。又は、ものさしで測って切る。 ミシンの上糸を通す。 	<ul style="list-style-type: none"> 織りのゆるい布の裁断。印づけ。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分専用の箱を使うことで、自分の道具を責任をもって準備、管理できるようにする。 ボビンに巻く糸の方向の矢印をミシンにつけておく。 各生徒の実態に応じた作り方手順表を作成する。
ミシンを使った縫製 <基本の縫い方>	<ul style="list-style-type: none"> 糸の縫い目ダイヤルを作り方手順表の図に合わせてセットする。(縫い目の長さ、幅、種類) 作り方手順表を見ながら、一人で縫製する。型紙使用。縫い始め、縫い終わりは返し縫いをする。 	<ul style="list-style-type: none"> タグ付け 	
縫製1 コースター テーブルセンター スカーフ ペンケース	<ul style="list-style-type: none"> <基本の縫い方> 各製品の長さに切り、両端をジグザグに縫う。糸を抜いて房を作る。 布裏面に接着芯をアイロンでつける。 ファスナーのついた織り布の両端を待ち針でとめて縫う。 	<ul style="list-style-type: none"> 型紙製作。 ファスナー付け。 縫製に適した織り布の選択。 	<ul style="list-style-type: none"> ものさしの使い方をその都度指導する。 わからないことやトラブルがあった時に、自分から聞いてくるまで待ち、できるだけ指示を出さないようにする。
縫製2 コースター ミニティッシュケース 携帯電話ケース	縫製3 ポーチ トートバッグ ティッシュボックスカバー		

(3) 事例2（食物班）

食物班は年間を通してクッキー作りに取り組んでいる。時期ごとに単元を設定し、活動のまとめをつくり、以下のように、短期の目当てをめざすことで、見通しをもって意欲的に活動できるようにしている。

年間の活動内容	支援のポイント
《通年》クッキーブル クッキーの種類を決める。（ココア、抹茶、木の実） 用具の準備をする。 バターを練る。 卵を入れて練る。 麺棒で厚さをそろえてのばす。 冷凍するための板に並べる。 冷凍したものを種類ごとに整理しラップをかける。	<ul style="list-style-type: none"> 分からぬことの質問や報告をするまで待つ。 道具の種類別に色を決め、棚に色テープと写真を貼っておき、道具の整理をしやすくしておく。 生徒によってははかりに目印をつけておく。 作業終了の報告をうけ、確認する。 材料はむだなく製品にするように指導する。 副木を置く位置やのばしむらがないか確認する。 ラップは必要量だけ使うように声がけする。
《単元》現場実習のお土産を作ろう 養マーク・品質表示のシールを袋にはる。 オーブンの天板にクッキー生地を並べて焼く。 シリカゲルと焼いたクッキーを袋に入れる。 シーラーの温度設定を行い、シーラーをかける。 袋の口をモールでとめる。 できあがり数を種類ごとに数え、包装する。	<ul style="list-style-type: none"> 袋の上下を確認する。 授業のはじめに、膨張することを予想して適度に間隔を開けて並べることを伝えておく。 シーラーの温度設定が適温になっているか目盛を確認するように声がけする。 報告を待ち、確認する。
《単元》クッキーの校内販売をしよう 各職員室、事務室に注文表を作って配る。 注文表を個人別、製品別に計算し、集計する。 注文の数だけ冷凍した生地を焼く。 メッセージを入れた個人票を作る。 烧きあがったクッキーの袋の数を注文数に応じて数え、かごに分類しておく。 注文表をもとに職員室ごとに分類し、配達、集金をする。	<ul style="list-style-type: none"> 見本を示し、注文に必要な事柄や注文表の使い方を示す。 集計を確認する。 種類ごとの注文個数の報告を待ち、確認する。 注文や配達、集金時の対応について、その場で、その都度指導してもらうように依頼しておく。
《単元》弁当販売をしよう メニューを決めるための話し合いをする。 自分でレシピを書く。 一人が一品を担当し、試作する。 注文数に応じて弁当を作る。 職員室に配達する。 学年ごとに分担して集金する。 空の弁当箱を回収し、洗ってからごみを分別する。	<ul style="list-style-type: none"> 1食としてのバランス、自分たちで作れるもの、予算、食べる人の好みや年齢層を考えて、決めるようにアドバイスする。 分量が量りやすいように、自分でメモリに印をつけるようにする。 責任がもてるよう一人が一品を作る。 相手に対する適切な対応ができるように、その場で指導してもらうように依頼しておく。
《単元》まつりで喫茶店をひらこう メニューを決めるための話し合いをする。 必要数にあわせて製品（クッキー、スイートポテト、マフィンケーキ）や食券（品名、金額、イラスト）ポスターを作る。 まつり当日には配膳、食器下げ、洗い物を分担して行う。	<ul style="list-style-type: none"> 製品数や価格についてはアドバイスする。 トラブルが起きた場面を想定してリハーサルを行う。 当日の混雑状況に合わせて、教員も作業仲間として生徒の指示を受けて働く。
《単元》苑を訪問しよう 訪問時に持参するお土産（やわらかいもの）を決めて作る。 交流時の役割分担（司会、学校紹介、歌、ゲーム、プレゼント渡し）について相談し、練習する。 作ったお土産を持って訪問する。	<ul style="list-style-type: none"> 今までに作ったものの中から、年配の方にはどんな菓子がよいかを考えられない場合はアドバイスする。 当日に不安ないように、リハーサルをする。 教師も一緒に楽しむ。

第2節 盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱養護学校の指導事例

5. 盲学校の指導事例(小学部)

(1) 教育課程の編成にあたって

教育課程の編成にあたっては、視覚的情報の少なさや視覚的模倣と行動の制限等が発達に及ぼす影響を十分考慮し、実態に応じた教育課程を編成します。また集団での学習経験が少なくなりがちな環境にあることから、次のような課題を持っています。

本校の児童・生徒の実態と課題

- ・ 日常の生活範囲が限られ、少人数の固定的な人間関係の中で生活している
- ・ 生活全般において自分から新しいことに取り組むことが難しい
- ・ 体験が不足しがちで社会的事象に関する知識も限られるため、興味や関心を持ちにくい

これらの課題から、次のような配慮事項をふまえて教育課程を編成します。

生活経験の拡大
豊かな人間関係
主体的にものごとに関わる力
興味関心のひろがり

教育課程編成の基本方針

- ・ 学部・学年を超えた学習集団の編成を行う
- ・ 交流教育の改善と工夫を図る
- ・ 総合的な学習の時間の活用を図る
- ・ 地域とのかかわりを深める

(2) 指導事例(小学部)

実態把握

「*広D-K式視覚障害児用発達診断検査」等の各種検査の判定基準や対象児の発達の状態をよく理解している担当者の話し合いや観察により、「*広D式 各種発達基準表」に照らし合わせ、既に獲得している項目と、今後1年間で獲得して欲しい項目を領域別に次のようなチェックリストであげています。(その他視知覚検査や学習への適応、感覚補償・補強機器の活用状況・運動技能・歩行の状態・視覚管理等を把握する個人プロフィールもあります。)

* 個別指導計画チェックリストの一部(運動に関する項目の一部を抜粋)

領域	小領域	達成目標	5	6	7	8	9	10	11	12	1
運動	移動・昇降運動	足先をまっすぐ進行方向に向けて歩く									
		足を高く上げて歩く									
		音を立てないようにそっと歩く									
	調整的運動	階段を手すりなしで後ろ向きで降りる									
		太鼓橋の上を渡る									
		ターザンロープを渡る									
動	平衡性	個人シーソーで1分間に50回以上重心を移動させる									
		ひもなどにつかまって片足立ちを保持する									
		バランスボードの上に立つ									
		跳び箱2段から飛び降りて静止する									

年間指導計画の例

の実態把握をもとに、児童の年間指導目標を立て、各教科・領域についてもそれぞれの目標を実際に設定して、どのような内容を指導していくかを計画します。年間指導目標や年間指導計画の一部を抜粋した一例を次にあげています。

年間指導目標

領域・教科	長 期 目 標
国 語	・身のまわりの具体的な事物、事象や動作と言葉が結びつき、イメージや語彙を豊かにする。 ・点字触読、書きの基礎を得し、簡単な文章を読んだり書いたりすることができる。 ・読み聞かせを通して、お話を通して、お話し親しむ。
算 数	・具体的な操作を通して、数量、図形などの基礎的な概念を理解し、生活の中で生かそうとする。
体 育	・基本的な運動の経験を通して、体力の向上を図り、体を動かすことに興味や関心を持ち、進んで運動しようとする。
自立活動	・歩行に必要な基礎的な知識や空間概念を獲得するとともに、歩行能力の向上を図る。 ・手指の操作、探索、認知、生活機能の向上を図る。

年間指導計画

体育	→ ①読みの動作の制御と点字触読の枠組み		→ ②点字の読みとり		→ ③文節意識と分かち書き		→ ①点字タイプライタによる学習		→ ②書き方の基本練習（単語）						
	きく	おはなしよんて（絵本、物語の読み聞かせ）	はなす	1日の振り返り（日記）	かく	詩の暗唱	どうぞよろしく	うたにあわせて	詩をよもう	う（しりとりに）	おおきなかぶ	くじらぐも	すうつと、ずうつ	日づけとよう日	たぬきの系
こくじ	形の弁別 線たどり	かずのなまえ	いくつといくつ		1学期の おさらい	長さくらべ 形の見本合わせ	りん かずとかんじ	りん かずとかんじ	ことばであそぼ う（しりとりに） 挑戦）	おむすびにろ ともだち	おおきなかぶ ともだち	くじらぐも ぼくんちの ゴリ	すうつと、ずうつ と、大きさ あるけあるけ	おみせやさく こをしよう	たぬきの系 車
さんすう	さんすう				あわせていくつ					10より大き いかず	どちらがながい	かたちあそび	かたちあそび	20より大き いかず	
										のこりはいく つちがいは いくつ	ふえたりへつたり	くりあがりのある たしざん	ひきさん		
自立活動	①歩 行 ②手 指 ③感 覚 ④パソコ ノ	方向定位、位置関係の把握、周囲の状況の把握、道路の理解、室内目的歩行（＊ブリケーンを使った歩行） *手指運動訓練プログラム step 2、step 3（基本運動、身边処理、道具の使用、構成動作） *感覺訓練プログラム step 2、step 3、step 4（基本概念、手指運動、触運動、図形概念） 簡単なゲーム、6点入力	健康・安全に関する知識や態度 登校・朝の会・給食の準備と片づけ（ヘルフサービス）・終わりの会・下校 今日の予定の確認・1日の振り返り 当番活動、係の活動、教室のそつじ 休憩時間の過ごし方（好きな遊び）	日常生活の指導	基本的生活習慣（食事・衣服の着脱・衛生・排泄）	通学路の歩行（バス停から学校まで）									

自立活動領域教科別個別の指導計画の例（一部）
平成14年度 期 領域・教科別個別指導計画 <自立活動 手指> 小学部2年 A

記入者（ ）

長期目標 ・手指の操作、探索、認知、生活機能の向上を図る。	指導方針 ・*手指運動訓練プログラム、*感覚訓練プログラムを参考に学年課題を明らかにし、学習場面だけでなく、学校生活や家庭生活で課題に取り組めるように働きかける。 ・課題学習にゲーム的な要素やごっこ遊びを取り入れ、楽しく「手のべんきょう」に取り組めるようにする。	課題	評価
手指運動	ひとさし指1本立てる ・「グー」「チヨキ」「バー」の形に慣れる ・指を1本ずつ折つて数を数えることにして慣れる ・水すくいの形をつくろうとする	介助が必要だが、意識して人差し指は動かしている グードバー：チヨキ：グーを作つてから3本の指を押させてやるとできる ガイドしながら練習中手を合わせることはできても、水をためるまでには至っていない	
操作	蛇口やビンのふた等を手のひらでなく、指先だけで開閉する 洗濯バサミを上や横から抜いたり、はさんだりする ・ジュースの缶にひもをまくことに慣れる 2分以内に玉さし板にベックを10個ランダムに入れれる ビンにコルクの栓をする	声がけすれば意識して片手で開めることができます 台紙を確認する左手と洗濯バサミを持つ右手との協応ができるようになつてきた 夏休みの宿題でかなり練習した。缶を持つ左手を固定するどつまく巻くことができる 最高は1分40秒 アズを探してペグをさすという両手の協応動作にまだ課題がある クリアー	
探索認知	輪郭図の を識別する 三次元での手前向こう、左右を識別する 積み木を大小の順に並べる（3個）	凸凹、輪郭図とも弁別ができる 算数の教科書、給食時の配膳、型はめ等、いろいろな場で学習した クリアー	
道具	鉛筆で縦横の線を描く ・はさみやのり、セロテープの使用に慣れる	クリアー はさみ：左手で紙を持つこと、はさみを立てて切ることが課題 のり：まだ指でつけることは抵抗あり セロテープ：引っ張り続け切ることができない	
構成	砂をシャベルでくい、バケツに入れる 5個の積み木を積む 5個の積み木を横に並べる 点字用紙をはつきり折り目をつけて2つに折る	クリアー 左手でつんだ積み木を抑えておくことができるようになつた 電車に見立て1号車から数えてくつつけていく。まっすぐ整えることはまだ難しい 折り目をつける動作は、点字教科書を開くときにも練習した	
所見（次期に向けての課題等）	学校や家庭での生活や教科学習の中で意識づけて取り組ませる課題と、「手のべんきょう」として設定した時間に取りあげる課題とを整理し、精選する必要がある。特に、感覚訓練プログラムは算数の学習との関連が深いので、検討を要する。 ・課題学習の中でも、継続して毎回取り組むもの、単発で取り組むものと整理していく必要がある。		

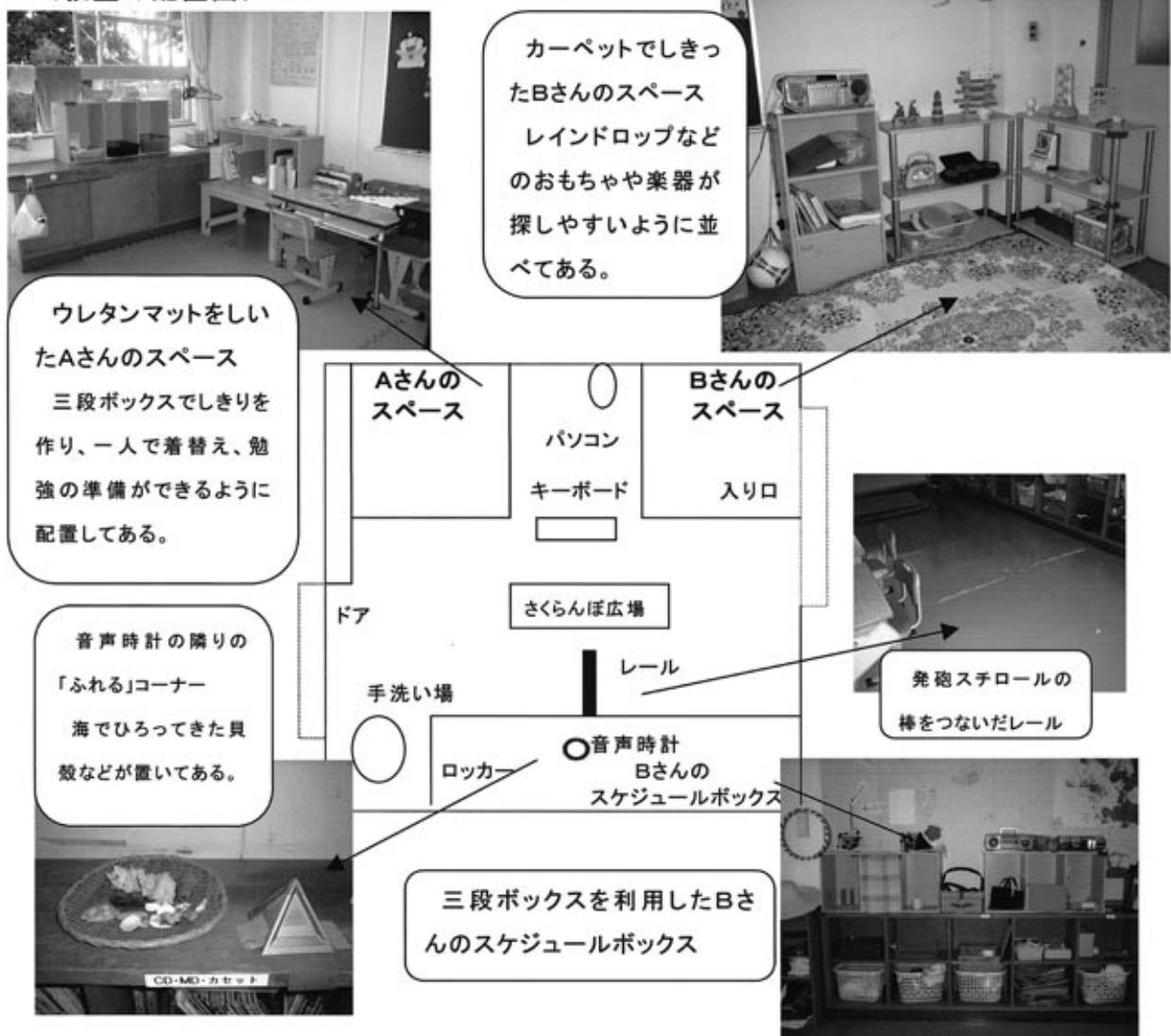
指導の実際（教室の構造化）

目の不自由な子どもたちは日常生活の中で必要な自分の体の動かし方を知り、教室の中で相対する他人を知り、自分のわかる場所にある物を知り、教室の中の位置関係を通して空間を知り、繰り返しの生活リズムや、時間割に見通しを持つための様々な手立てによって、時間の流れを知っています。このような指導のために次のような教室環境の工夫をしています。

<教室の配置図>

Aさんは、保健室、職員室、食堂へ一人で移動できるようになった。途中迷っても、壁やレール、マットなどを手がかりに方向を修正することもできる。しかし教室ではいまだに迷うことが多く、目的の場所へさっと移動できない。それは廊下をつたって歩くという線のイメージはできても、教室のような空間となるとどこに何があるかという位置関係が把握できないためではないかと考えた。教室ではつたって移動するだけでなく、自分の方向感覚をたよりに移動することが必要になってくるからである。そこで、教室をいくつかのスペースに分け、教室の中心から八方向に何があるかを把握しやすいように配置した。その際、床にウレタンマットやカーペットを敷いたり、レールを貼り付けるなどして、足の感触を手がかりに移動できるように工夫した。1学期末からは、空き箱で作った教室模型を手がかりに、自分の動いた方向を触って確認する活動も取り入れている。

<教室の配置図>



< * 印 注釈 >

* 広D - K式視覚障害児用発達診断検査

発達検査は遠城寺式や津森式等が一般的だが、これらの検査には「顔をじっとみつめる」「目で追う」といった、視覚を使った検査項目が含まれている。これはこのような検査項目を含まないので、視覚障害児の実態を正しくとらえるために作られた視覚障害児のための発達検査。

* 広D式各種発達基準表

「広D式 手指運動発達基準表」、「広D式 運動発達基準表」、「広D式 言語発達基準表」、「広D式 概念発達基準表」、「広D式 社会性発達基準表」、「広D式 身辺処理発達基準表」を含む。6領域についての0歳から6歳までの幼児の行動を、発達段階別に細かく記述したもの。

* プリケーン

白杖導入に先立つ、白杖前補助具。

* 手指運動訓練プログラム・感覚訓練プログラム

視覚障害児の発達にとって必要な内容が設定されているもので、指導内容が発達段階別に整理されている。この他にも各種プログラムがあり、内容を取捨選択して、児童の実態に合わせて応用することが可能。

* チェックリスト

「広D式 視覚障害児用発達指導計画立案システム」の過程の中で、発達の各領域における未学習項目の確認に用いられるもの。児童の実態に応じて個別に作成する。

これらの検査類や指導内容についての問い合わせは盲学校教育相談部で受け付けていますので、いつでも連絡してください。

6. ろう学校の指導事例

(1) 教育課程の編成にあたって

教育の編成にあたっては次の点に留意します。

体験的な活動を通して言語概念を形成するとともに、積極的な言語活動を促して言語の習得を図ります。それと同時に思考力を育てます。

言語力に応じた読書指導を行い、読書習慣の形成を図るとともに子ども自らが情報を獲得してそれを選択し、活用する態度を養います。

子どもの聴覚障害の状態に応じた指導内容を精選し、基礎的基本的な事項の指導に重点を置きます。

補聴器等の利用により、子どもの聴覚を最大限に活用した学習活動を展開します。

聴覚を補うものとして視覚的に情報を獲得しやすい教材、教具、コンピュータ等の情報機器を活用します。

子どもの聴覚障害の状態に応じ、音声、文字、手話等コミュニケーション手段の適切な活用を図り、意思の相互伝達が行われるようにします。

(2) 指導事例

ろう学校での自立活動では、1つの例として、言語・聴覚的な内容を中心に、4つの指導項目を独自に設定し、それぞれの指導プログラムを作成して実践に取り組んでいます。

個別の指導計画を作成する時は、4つの指導プログラム参考にして、児童・生徒個々の実態に合わせ、またそれぞれの発達段階に合わせて4つの項目がバランスよく指導されるように配慮しています。

ろう学校独自の自立活動の4つの指導項目と、学習指導要領に示されている自立活動の内容との関連は次の通りです。

ろう学校の自立活動指導項目

学習指導要領の自立活動の内容

聴覚活用・管理

コミュニケーション 環境の把握

補聴器の管理に関するこ

聴覚学習の関すること

言語事項

コミュニケーション 環境の把握

発声・発語・発音に関するこ

語彙・文型に関するこ

障害の認識

コミュニケーション 環境の把握 心理的安定

障害の理解に関するこ

障害の自己受容に関するこ

社会自立に関するこ

コミュニケーション手段

コミュニケーション 心理的安定

キーワードに関するこ

手話指文字に関するこ

以下、小学部の「障害の認識」指導プログラムと、小学部・中学部の自立活動実践例と、高等部の知的障害を併せ持つ生徒の自立活動の実践例を紹介します。

自立活動「障害の認識」指導プログラムの例（小学部「自立活動指導プログラム」：松江ろう学校編より抜粋）

	小学部低学年	小学部高学年
ア・障害について考える	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器が自分にとって大切なものであることがあります。大切に扱うことができる。 ・「わからぬ」「もう1回言ってください」「お願いします」と言うことができる。 ・補聴器を付けている人と付けていない人がいることに気づき、身近な大人に理由を尋ねたり、自分なりに考えたりする。 ・障害者手帳について知る。 ・自分が聞こえにくいくらいことを理解しながら、のびのびと自信をもって行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器が必要だと感じ、管理することができる。 ・いろいろな障害について知る。 ・自分の障害について考えたり、話したりできる。 ・障害について科学的な知識（聞こえにくい原因など）を得る。 ・障害者手帳について知る。
イ・自分の将来について考える	<ul style="list-style-type: none"> ・校内や社会でいろいろな仕事に携わっている人々の様子を見学する。 ・いろいろな仕事のごっこや遊びを通じ、「大きくなったら」という気持ちをもつことが多い。 ・補聴器を付けた上級生が活き活きと活動している姿を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな仕事に携わっている人々の様子を見学し、そこに従事している人の工夫や努力を理解することができます。 ・「大きくなったら」などの題名で自分の将来の夢を考え、書くことができる。 ・身の回りの成人聴覚障害者や社会で活躍している聴覚障害者の話を聞き、自分の将来を考えることができます。
ウ・人とのかかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人との関わりの中で、分かり合おうと努力することができる（　小学校や地域校との交流） ・自分の住んでいる地域に関心をもち、地域の行事や活動に参加し、経験を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や担任、友達等との1対1の関係の中で、自分のこと（経験や考え方）を相手に話すことができる。 ・自分の考えを分かるように話すことができる。 ・自分の考え方に対して話すことができる。 ・話の中心を理解して聞くことができる。
エ・社会情報	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人に葉書や手紙を送ることができます。 ・FAXでのやりとりを見たり、助けを借りて送ることができます。 ・FAXを使ってやりとりをすることができる。 ・話しかける相手に注目し、集中して話を聞くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を描いて目的地等を表すことができる。 ・インターネットを利用して必要な情報を得ることができます。 ・メールを利用することができます。 ・パソコンを使って簡単な文書を作成することができます。
ソ・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・家人と一緒に新聞の写真やテレビのニュースを見る。 ・日常生活の中で、自分から挨拶をすることができる。 ・基本的生活習慣を身に付ける。 ・社会生活にはマナーやルールがあることを知り、守ろうと努力することができます。 ・リーダーの話を聞いて、縦割りグループのいろいろな活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞を読んだりテレビのニュースを見て話し合うことができる。 ・情報が入りにくいこといろいろ不便なことに気づき、福祉機器（字幕放送TV、お知らせラジオ・ブザー等）について知る。 ・行事や校外学習等に応じた挨拶をすることができる。 ・目上の人にに対する接し方がわかる。 ・集団生活の中でリーダー性を発揮する。 ・日常生活の中で困った経験を話し合うことにより、解決方法を考えて行動することができる。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・定期券や回数券を使ってバスや電車を利用したり通学することができます。 ・学校図書館で教師と一緒に本を借りたり返したりすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で切符を買ってバスや電車を利用することができます。 ・公共の図書館で自分で本を借りたり返したりすることができます。
オ・行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、電車や公共交通施設を利用する時、身障者手帳を提示することができます。 ・聴覚障害者情報センターの役割を知り、ライブラリーや福祉機器の利用の仕方がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、電車や公共交通施設を利用する時、身障者手帳を提示することができます。 ・聴覚障害者情報センターの役割を知り、ライブラリーや福祉機器の利用の仕方がわかる。

自立活動「言語事項」指導プログラムの例（小学部・中学部・高等部「自立活動指導プログラム」：松江ろう学校編より抜粋）

		小学部	低学年	小学部	中学年	小学部	高学年	小学部	中学部	高等部
	1 声	a. 安定した自然な声を出すことができる。 b. いろいろな声の出しがができる。（大小・強弱・長短等） c. いろいろな息の出しがができる。（強弱・長短・継続・息止め・破裂） d. 舌や唇や脣のいろいろな動きの調節ができる。 e. 言葉や文章や日常生活の中で、発音に注意しながら話すことができる。								
A 発音・発音器官	2 発音	a. 口形に気をつけて母音が言える。 b. 潜音・物音が言え、全音の発音要領がわかる。 力行音 サ行音 ヒヤ行音 キヤ行音 タ行音 ピヤ行音 ニヤ行音 ビヤ行音 リヤ行音 ジヤ行音 ミヤ行音	c. 発音サインやキューサインの意味を理解し、意識して使うことができる。 d. 発音器官の名前を理解できる。	a. 母音の大切さを知り、母音の練習ができる。 b. 定着していない音や苦手な音を知り、意識して発音練習ができる。	c. 発音器官の名称・役割を理解し、発音連取に役立てることができる。					
	3 話し方	a. 言葉のアクセントやイントネーションやリズムの意味を知り、意識して話すことができる。	b. 生活の身近な言葉について	a. 話す速さや、間のあけ方、アクセントなどを意識しながら、話すことができる。 b. TPOに応じた声の大きさに気をつけて話をする。	c. 社会の中のいろいろな言葉について	i. 進んで調べ、工夫して使おうとする。 ii. 上位概念語を理解できる。	a. 自らの語彙を増やすとする。 b. 分からない語句に出会ったときに、いろいろな方法で調べたり確認したりし、実際に使おうとする。			
1 語彙		a. 関心・意欲・態度 i. 奥味を持つ、使おうとする。	b. 理解 i. 事物や経験と一致させて理解できる。 ii. 上位概念語を理解できる。 iii. 表現 i. 経験や思ひを表現できる。 ii. 動きの言葉や接觸などの対の言葉を使って話せる。	i. 知ろうとし、進んで使おうとする。 ii. 物語の言葉と関連付けて理解できる。 iii. 伝えたいことを相手にわかるように、いろいろな言葉で表現できる。	c. 構文 i. 簡単な單文を書いたり話したりすることができる。 ii. 簡単な單文や複文の意味がわかる。	i. 正しい接続詞を使って單文を作ることができる。 ii. 單文や複文を正しく読み取ったり使つたりすることができる。	i. 新聞や書籍などの様々なメディアを通して語彙を増やし、言葉を使いになせる。 ii. 文法の基本を身につけ、適切な文章表現ができる。			
B 言語	2 文法	a. 時制の区別 i. 内容に応じて、現在と過去の使い分けができる。 ii. 相手によって、丁寧語を使うことができる。 iii. 敬語 i. 相手によつて簡単な疑問文に答えることができる。	d. 言語でのコミュニケーション i. 簡単な疑問詞を使った簡単な疑問文に答えることができる。	i. 現在・過去・未来の時制の区別ができる。 ii. 正しい疑問文を使うことができる。	c. 時制を正しく使い分けることができる。 d. 時や場所、相手に応じて丁寧語や、尊敬語を正しく使おうとすることができる。	i. 敬語の使い方に習熟し、TPOに応じた表現ができる。 ii. 相手の言っていることを正確に理解し、対応できる。				
		e. 言葉や話を楽しむ i. 絵本や紙芝居等のストーリーを理解し、想像したりしながら、展開を楽しむことができる。 ii. いろいろな言葉遊びを楽しむことができる。								

小学部の自立活動実践事例

指導項目	障害の認識　社会とのつながり　ツール
実施学年	2・3年生
題材名	先生にFAXを送ろう
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXを利用した送受信を意欲的に取り組むことが出来る。 ・質問を理解し、それに対する返事の文を相手に分かりやすく書くことが出来る。
学習内容	<p>転勤された先生の職場からリアルタイムでFAXを送ってもらう。</p> <p>FAXの内容を理解し、質問事項に対して答える。</p> <p>返事を書く。</p> <p>FAXを送る。</p> <p>再び送られてきたFAXを見る。</p>

指導項目	障害の認識　障害について考える
実施学年	5年生
題材名	ぼくの耳
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・耳のしくみ、聞こえの仕組みについて知り、自分の障害の原因と状況を理解すると共に、自分を見つめようとする心情を培う。
学習内容	<p>図や模型などから耳の構造や聞こえの仕組みについて知る。</p> <p>障害の原因と状況を知ると共に、自分自身について考える。</p>

指導項目	障害の認識　自分の将来について考える
実施学年	6年生
題材名	上を向いて！前を向いて！
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の障害について考え、自分を見つめ、その中でどう生きていくか考えると共に、一生懸命に生きていくこうとする心情を培う。
学習内容	<p>社会で活躍されている成人の聴覚障害者のことについて知る。</p> <p>障害があるから難しいのではなく、自分に出来ることもたくさんあり、素晴らしい力も沢山持っていることも確認し、自分の将来について考える。</p>

指導項目	言語事項　言語　語彙　関心意欲態度　理解
実施学年	5年
題材名	いろいろな意味を持つ言葉
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「かける」の意味をいろいろ考えることができる。 ・「かける」にはたくさんの意味があることを理解する。 ・「かける」の意味の違いを考えながら短文を作ることが出来る。
学習内容	<p>同じ意味でもいろいろな意味である言葉にはどんなものがあるか思い出す</p> <p>「かける」のいろいろな意味を考える。</p> <p>どんなとき使うか</p> <p>　　かばんをかける　電話をかける　迷惑をかける・・・・・・等</p> <p>教師のジェスチャーを見て「かける」のいろいろな意味を考える。</p> <p>「かける」に、たくさんの意味があり、使い方があることを理解する。</p> <p>「かける」が2つ以上入った文を作る。</p> <p>　　「メガネをかけて、アイロンをかける」等</p>

中学部の自立活動実践事例

指導項目	障害の認識 行政サービス
実施学年	1年生
題材名	聴覚障害者に対する福祉制度を知ろう。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市での聴覚3級の福祉制度について理解する。 ・実際に活用する方法を知り、活用してみる。
学習内容	<p>身体障害者手帳が活用できる場面を知る。 実際に活用する。</p>

指導項目	障害の認識 自分の将来について考える
実施学年	2年
題材名	自分の進路について考える
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自分の進路希望を考え発表する。 ・自分の将来について具体的に考えることができる。
学習内容	<p>将来の希望職業について発表する。 どうしてろう学校の教師になりたいかを考える。 目標達成のために何をすべきか考える。 今後努力すべきことについて知る。 ろう学校の教師になりシミュレーションをしてみる。</p>

指導項目	聴覚活用・管理 補聴器装用 補聴器の管理 補聴器の仕組み及び知識
実施学年	1年生
題材名	補聴器のしおりを作ろう 補聴器を使うことの良さや大切さを知ろう
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器装用の良さや大切さが分かる。 ・補聴器管理の大切さが分かり、方法を理解することができる。 ・補聴器の仕組みや各部品の名称が分かる。
学習内容	<p>自分の聞こえる音を体感する。 生活音を体感する。 補聴器が悪い状態の時の音を体感する。 補聴器が良い状態の音を聞く。 補聴器を良い状態にしておくことの大切さを理解する。</p>

指導項目	言語事項 発声・発音
実施学年	3年生
題材名	自分の発音をチェックしよう
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・発音明瞭度検査の結果を自分で処理することにより、自分の発音のくずれに気づく。
学習内容	<p>発音明瞭度検査の処理。 ア行のみマトリックス表に記入する。 マトリックス表から自分の発音の特性を知る。 発音の構音の要素を考える。 鏡を見ながら注意して発音の練習をしてみる。</p>

高等部の自立活動実践事例

ア 題材 自立課題

イ 生徒の実態

聴力の状態は音場で60～70dB(500～2000Hz)である。知的障害を併せ持ちコミュニケーション上にも課題を持つ。コミュニケーション手段は指文字中心で簡単な手話も使い、それに音声言語を伴っている。簡単な漢字の読み書き、短文の読解ができる。自発的な表出言語は挨拶、スケジュールの確認等が中心である。指示内容の理解は、短文に必要に応じて絵や写真を併用した方が正確で早い。

ウ 指導目標

- (1) 形の弁別学習と微細運動のスキルを向上させる。(身体の動き)
- (2) 手順書を見てボールペンの組み立てや絵カード、ことばの分類ができる。(環境の把握)
- (3) コミュニケーションカードを利用して「分かりません。教えてください。」「終わりました。」を言うことができる。(コミュニケーション)

エ 展開

学習活動	教師の支援	備考
1、取り組む課題を知る。 ボールペンの組み立て (20本) 絵カードの分類 (10袋) ことばの分類 (20枚)	・視覚的な理解の強さを利用した課題を準備し、一人で取り組むよう促す。 ・課題の順番を数字で示し、左から右への流れで行うようセットする。 ・終わった課題を置く場所も、数字で表示しておく。 ・コミュニケーションカード「分かりません。教えてください。」「終わりました。」「静かにします。」を置き、カードを使って見せる。そしてカードを手掛かりに分からないことや作業の終了の意思表示を促し、課題に集中して取り組めるようにする。	課題1、2、3コミュニケーションカード
2、課題 ボールペンの組み立てをする。	・課題は数字、写真、ことばを用いた手順書を見てボールペンを組み立てるよう促す。	手順書、 ボールペン
3、課題 絵カードの分類をする。	・課題はピクチャ - ディクショナリを利用して、指示どおり絵カードを分類し袋に入れるよう促す。	絵カード
4、課題 ことばの分類をする。	・課題は単語カードを語頭音でアイウエオに分類するように3回してみせる。	ピクチャ - ディクショナリ
5、「終わりました」の報告をする。		単語カード

才 指導を終えて

視覚的な順序性を使うことで活動内容に見通しを持って取り組むことができた。また、課題を置く場所と片付ける場所を示したことで、自分の行動とその結果を結びつけることもできたと思う。その結果、見通しを持って頑張る態度や意欲も出てきたように思われる。

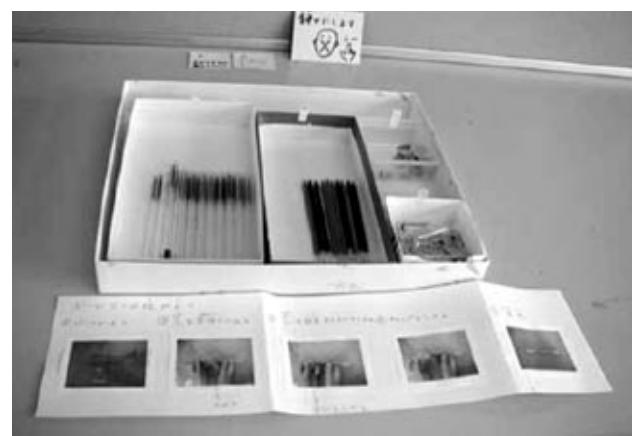
同じ枠組みの中で内容を変えた課題に繰り返し取り組み、変化を受け入れる経験を積ませたい。そうすればどこが変わったのかという変化にも気付き、それを受け入れる柔軟性も生まれてくるのではないかと考える。

また、ことばを持っていてもその表出や受容に困難がある場合、その子に適した手立てを工夫することが大事である。「分かりません。」「終わりました。」「静かにします。」というコミュニケーションカードを、必要なとき提示したり、指差したりして自己発信を促したことでの、課題への意識の集中ができた。日常生活の中でもカードを手掛かりに自己発信できる場面が増えることを願っている。

(資料)



課題 をセット



課題 「ボールペンの組み立て」



課題 「絵カードの分類」



課題 「ことばの分類」と終わった課題

7 . 肢体不自由養護学校の指導事例

(1) 教育課程の編成にあたって

教育課程の編成にあたっては次の点に留意します。

身体諸機能への配慮

障害によって身体の動きに困難のある児童生徒は、基本動作が未習得であったり、誤って身につけてしまったりしているため、生活動作や作業動作を十分に行うことができかねる傾向があります。また、学習課題に応じた姿勢保持が十分に行われないと側弯をはじめとする2次的な障害を引き起こしたり、直接学習活動に支障をきたしたりします。そのため、肢体不自由の児童生徒にとって身体機能面における実態把握は大変重要であり、状態によっては医療機関等と連携して行う必要があります。それらの実態に応じた自立活動の時間を教育課程の中に確実に位置づけ、具体的な身体への取り組みが十分に行えるよう教育課程を編成していくことが重要です。

コミュニケーションへの配慮

音声言語の表出が困難な児童生徒でも豊かな内言語を有し、文字言語の理解ができる場合があります。この場合、文字板、ボタンを押すと合成音が出るコミュニケーションエイドや入力方法を工夫したコンピュータ等の有効活用によって改善していくことが考えられます。これらは身体諸機能面と同様に自立活動の中に位置づけて実践を積み重ねていくことが大切です。

生活経験を広げるための配慮

障害によって身体の動きに困難のある児童生徒は、日常の生活範囲が限られ行動にも制限が多く、どうしても経験不足、体験不足になります。そのため社会性が育ちにくかったり、学習面での理解が表面的になってしまう傾向があります。認知面についての実態把握が必要な児童生徒もあり、個々の実態を十分に把握し、生活単元学習や校外学習など生活経験を広げる取り組みが必要です。

(2) 指導事例

身体に何らかの障害がある児童生徒にとって自立活動の取り組みは、大変重要な位置を占めています。それは摂食（食事）や日常生活に必要な動作にかかること、姿勢保持にかかること、身体の変形や拘縮にかかることなど多岐に渡っています。（写真参照）そして、そのどれをとっても毎日こつこつと積み上げて行かなくてはならない活動ばかりです。



電動車椅子に乗っているところ。左手をブロックし右手の操作性を高めています。



摂食指導。
食事の形態、摂食機能の
状態等を十分考慮し誤
嚥するこがないよう
行います。

肢体不自由養護学校ではからだの取り組みに同じような課題を持つ児童生徒について自立活動の時間を設定しています。それぞれの児童生徒の課題を設定し年間を通して取り組み、年に何度かは教師の研修を行ったり、学期の終わりには児童生徒のビデオを見て指導の成果を確認したりしています。また、活動内容もできるだけ児童生徒の主体性や自発性を引き出せるよう工夫しています。そして、この自立活動の時間の課題が「日常生活の指導」の時間や、学校生活全体を通して達成できるよう配慮しています。

それでは、自立活動の取り組みについて以下に紹介したいと思います。

自立活動の取り組み

ア)事例 1 (からだ)

対象生徒 高等部 男 脳性まひ
実 態

身体の動き	移 動 :車椅子を使用。自力での車椅子移動はできないが、車椅子に乗るときは、近くまで四つ這いで移動し、自分から膝立ちをして、乗せてもらうのを待っている。目的の場所まで四つ這いで移動することができる。 座 位 :あぐら座位は不安定であるが、正座位等は右に傾きながらも保持できる。 立 位 :介助することにより立ち上がり動作を引き出すことができる。 手指機能 :主に右手を使おうとする。指先の細かい動きは難しい。 その他の :成長期による身長や体重の増加に伴って、変形拘縮と筋力低下が見られる。下肢は拘縮、上肢は側弯による変形拘縮が進んできている。 短下肢装具を使用。
コミュニケーション	発語はないが、手を伸ばす、声を出す、笑顔で体を揺らすといった手段で、興味のある物や人に対して自分の気持ちを表現する。

ねらい

- ・上肢、下肢のリラクゼーション
- ・膝、腰に入力しての立位保持
- ・安定した膝立位の獲得
- ・移動能力の向上および筋力の維持

下肢へのアプローチ

実際の取り組みを紹介します。始めに下肢の伸展、リラクゼーションから取り組みます。後半に行う膝立ちの時に股関節の緩めがきちんとできるよう、充分時間をかけて取り組みます。

下肢へのアプローチは「足首の緩め」から始めます。(写真1) 手の親指を足の親指の付け根に、掌で足首を包むようにします。内側に向いている足を正しい方向に誘導しながら脱力するのを待ちます。自分で脱力できたら「足首の



(写真3)



(写真1)



(写真2)

曲げ伸ばし」をします。次に自分の体重を感じ、踏みしめることを目的として、足の裏をしつり床面につけ、両膝を手前に引くような形で足首や膝を曲げます。(写真2) 続いて、後半の膝立ちや立位の動作を誘発することにもつながるように、指導者の腹部を蹴るような動作で「股関節と膝の曲げ伸ばし」をします。(写真3)

上肢へのアプローチ

最初に側臥位の生徒に指導者がまたがり、腰を足で固定しながら上肢をひねる「転幹ひねり」をします。(写真4・5) 次にあぐら座位の生徒の後ろから背



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真7)

骨の両側(腰の上の辺り)に膝がくるように両脚を乗せ、真っ直ぐ後ろに倒して伸ばします。(写真6)

続けて左右に傾けてそらします。(写真7) この「上体そらし」では、側弯のある上肢を伸ばすことで、体重移動や左右のバランスを保ちやすくすることをねらいとしています。

膝立ちの取り組み

上肢や下肢へのアプローチは寝転がって取り組むため、膝立ちの取り組みをする前に「腰の緩め」をします。腰が引けると膝立ちはできないので、膝立ち位の生徒の腰を前方から抱え込み引き寄せるようにして緩めます。（写真8）腰を緩め伸ばしたら、膝立ちの取り組みをします。正座位から自力で立ち上がることができる場合は、できるだけ介助をなくし、膝立ち位に移せるようにします。自力で立ち上がることが難しい場合は、前から両手をとったり、後ろから補助したりして腰の正しい位置（重心）に誘導したりします。その際、頭や手の位置も注意しながら腰が引けない



（写真8）

よう前後左右のバランスをとります。腹筋や背筋の筋力が低下すると、姿勢保持が難しくなるため、合わせて筋力を維持する活動も必要だと考えます。（写真9～11）



（写真9）



（写真10）



（写真11）

立位へのアプローチ

立位は、生活面や介助面（排泄や更衣等）からも必要な姿勢です。「立たせればいい」のではなく、「下肢に力を入れ体重を感じながら踏みしめる」ことが大切だと考えます。体育座りをしている生徒の後ろから、脇の下に腕を通して膝にのせ、かけ声に合わせ膝を下に押すことにより、立ち上がりの動作を誘発します。

その際、下肢に体重がかかっているのを確認しながら、足の裏を床にしっかりと踏みしめることができているかを確認します。立ったら膝や腰が伸びるように補助しながら、顔を上げるように促します。



（写真12）



（写真13）



（写真14）



（写真15）

以上、特設自立活動のからだの取り組みを紹介しました。このほかにもいろいろなアプローチや取り組みがあると思います。児童生徒の実態によってもまた変わってきますが、脱力と正しい入力方向の体得、筋力の維持は、身体の変形、拘縮の進行を予防する上でもとても大切であるといえます。ただ、即効性がないので短時間でも毎日のようにくり返し、学習場面でも意識して取り入れるなど、継続していくことが重要であると考えます。肢体不自由養護学校に通う児童生徒の多くは、変形や拘縮が進むなど何らかの体幹機能に障害を持っています。体の仕組を正しく理解し、児童生徒の活動に取り組む意識を考え合わせながら、また、各医療機関の主治医、あるいは訓練を受け持っている機関などと十分連携を取りながら指導をすすめていっていただければと思います。

参考図書

動作法ハンドブック

大野清志 村田 茂

慶應義塾大学出版会

基礎から学ぶ動作訓練

九州大学発達臨床心理センター

ナカニシヤ出版

自立活動指導ハンドブック

西川 公司 宮崎 昭 他

全国心身障害児童福祉財団

イ)事例 2(プール)～健康の保持、身体の動きに視点をあてて～

温水プールといえば、すぐにスイミングスクールを連想しますが、身体に障害がある児童生徒にとってもこの温水プールの取り組みはたいへん有効です。県内の養護学校や施設に設置されているプールを利用すれば、楽しながら心肺機能を増進させたり、関節可動域を拡げたり、また、身体の変形、拘縮を予防したりすることができます。さらに、それぞれの児童生徒にあったプールでの楽しみ方を獲得すれば、生涯にわたってプールに入るのを楽しむことができ、これはQOLの向上につながります。

それでは、児童生徒の実態に即した温水プールの取り組みを以下に紹介します。

主な実態

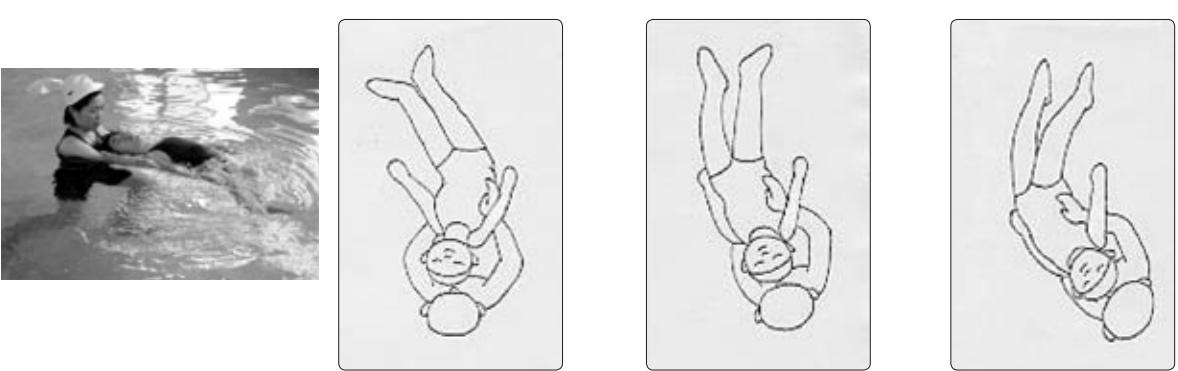
- ・自立活動を主とする教育課程をとっている全介助の生徒。側弯が大きく身体各部の変形、拘縮も進んでいているが、プールに入ると身体の力がよく抜けリラックスすることができ、表情も和らぐ。

ねらい

- ・プールに入ることにより、抗重力姿勢(立っている姿勢)をはじめとする平素あまり体験することのできない姿勢を経験させ、循環機能を促したり関節可動域の保持、拡大を図る。
- ・(水中で左右に大きく揺らせることにより)側弯の進行予防を図る。
- ・循環機能を促すことにより体力の増進を図る。

指導の流れ

シャワー	更衣した後、シャワーを行います。手や足から順番にかけていきます。水圧によって温水の温度が変化して熱くなることがありますので、温度の変化に注意しながら、慎重にかけます。			
入水・水慣れ	プールへの入水はその生徒が日常一番過ごすことが多い姿勢(座位、仰臥位 等)で入水します。しばらくプールフロアの上で一緒に過ごしプールの水を身体にかけるなどしてプールの水に慣れるようにします。(写真1)また、少しずつ水に浮くことにも慣れさせていきます。(写真2) プールの水の適温は使用する児童生徒の実態や活動内容によっても変わってきますが、重度の児童生徒の場合は普通よりやや高めの34度くらいが良いようです。よりリラクゼーションが得られやすいように思います。プールの水に慣れた頃を見計らって、抱っこした状態でプールの中を移動したり、揺らしたりしながら、リラクゼーションが促されるようにします。(写真3)できるだけゆっくり行い、急激な姿勢変化や動きがないように注意します。	 (写真1)	 (写真2)	 (写真3)
水流遊び	クラスのみんなと一緒に活動です。歌にあわせてみんなでプールの中を輪になって移動して水流を作ります。できた水流にのって水に浮きリラクゼーションを得られるようにします。また、補装具(浮き等)をつけることによって一人で水中に浮くのを楽しめたり、水流の感触を味わわせたりすることができます。なお、水流の勢いは人数が多くなると思いのほか強くなるので、指導者は事故がないよう、常に生徒から目を離さないようにします。			

いろいろな姿勢	<p>体の大きい重度の生徒にいろいろな姿勢や姿勢変換を体験させてあげるのは教室の中では大変で、また、危険も伴います。ところが、水中では浮力によってこれらの事柄をはるかに楽に、また自由に行うことができます。特に「抗重力姿勢」といわれる「立った姿勢」を楽に体験させてあげることができます。斜めの姿勢、前屈みの姿勢などいろいろな姿勢や姿勢変換を体験させてあげます。できるだけゆっくりした動きで、生徒の様子をよく見ながら行います。</p>	
S字の動き・上下の動き	<p>生徒によっては側弯や変形、拘縮が進んでいることがあります。温水につかりリラクゼーションを得ることができます。すると、水中で体を左右に動かし側弯の凸部を押すことにより側弯の進行を予防したり、拘縮している部分を伸ばしたりすることができます。</p>	 <p style="text-align: center;">進行方向</p> <p>写真は介助者が生徒の腰を横から押しながら後方に移動しているところです。 水の力を十分に利用しながら大きく左右に揺らしてあげます。また、側弯同様、背中が猫背になったり、背骨が曲がった状態の生徒にはプール内を後方に移動しながら背中を押し上げてあげます。浮力を利用することにより、陸上で行うより生徒にかかる負担を少なく行うことができます。</p> <p>写真は介助者が生徒の背中（健康骨と健康骨の間あたり）を下から押し上げながら後方に移動しているところです。</p>

以上、プールにおける自立活動の取り組みを紹介しました。

以下に参考文献を載せておきますので、実際の指導にあたってはそれらを参考にしていただき、それぞれの児童生徒にあった温水プールの取り組みをぜひ探求していただければと思います。

参考図書 等

- | | | |
|---------------------------|------------|-------------|
| (1) 発達障害児の水泳療法と指導の実際 | 児玉、覚張 著 | 医師薬出版 |
| (2) 障害児のためのハロウイック水泳法 | 英國水泳療法協会 著 | 文理閣 |
| (3) スキンシップ水泳療法 | 池田君子編著 | ぶどう社 |
| (4) 脳性まひ児の水泳 | 矢部、高松、川村著 | 杏林書院 |
| (5) 水泳療法の理論と実際 | 宮下、武藤著 | 金原出版 |
| (6) 発達障害児のスイミングセラピーと空間構成法 | | 全国心身障害児福祉財団 |
| (7) 水治療法 | 宮下、他 | 杏林書院 |
| (8) 脳性麻痺児の水泳療法（ビデオ） | 児玉、覚張 著 | ジェムコ出版株式会社 |

8 . 病弱養護学校の指導事例

(1) 教育課程の編成にあたって

本校に在籍する児童生徒は、継続的な医療、生活規制の必要のある子どもたちです。慢性疾患、筋疾患、心身症、肥満等の病気を抱えていたり、知的障害を併せもったり、重度重複障害であったり等、病状や障害、発達、生活の状況は様々です。児童生徒一人一人について家庭、医療と連携を取りながら情報を収集し、個別の指導計画を作成して指導にあたっています。

本校の児童生徒の特徴として、重い病気を抱えて生活しているので、社会体験が少なかったり、自分に自信が無かったり、自分をうまく表現できなかったりして、物事に対して消極的になりがちな面があると言えます。学習全般において児童生徒の自己肯定感、自己効力感を育んでいくことが求められます。児童生徒の主体的な気持ちを大切にし、自己選択、自己決定の場面を作り、達成感、成就感の得られる活動を用意していくことが重要です。

自立活動においては、全校縦割りであるいは学部で病種別にグループを編制し集団学習のよさを生かして学習課題に迫ったり、個別学習に取り組んだりなど、児童生徒の実態、課題に合わせて適切な学習集団での学習を行っています。自立活動の時間の指導時数は、週2時間から30時間まで児童生徒の実態に合わせて設定しています。指導においては、意識できる児童生徒には、その時間が何を目的とした学習時間なのかを明確に意識づけしていくことが大切です。また自分の病気について理解を深め、自己管理の力をつけていくことが重要な課題としてあります。この力をつけていくためには、客観的で肯定的な自己認識、自己受容が大切です。そのためにも前述した自己肯定感、自己効力感が重要な意味をもっているのです。

以下に示す事例は、病種別自立活動グループの取り組みの中の、小学部の慢性疾患グループ、心身症等のある子どものグループ、筋疾患による肢体機能に障害のある子どものグループの事例です。

(2) 指導事例

慢性疾患のある子どものグループ（小学部）

ア 慢性疾患児における基本的な考え方

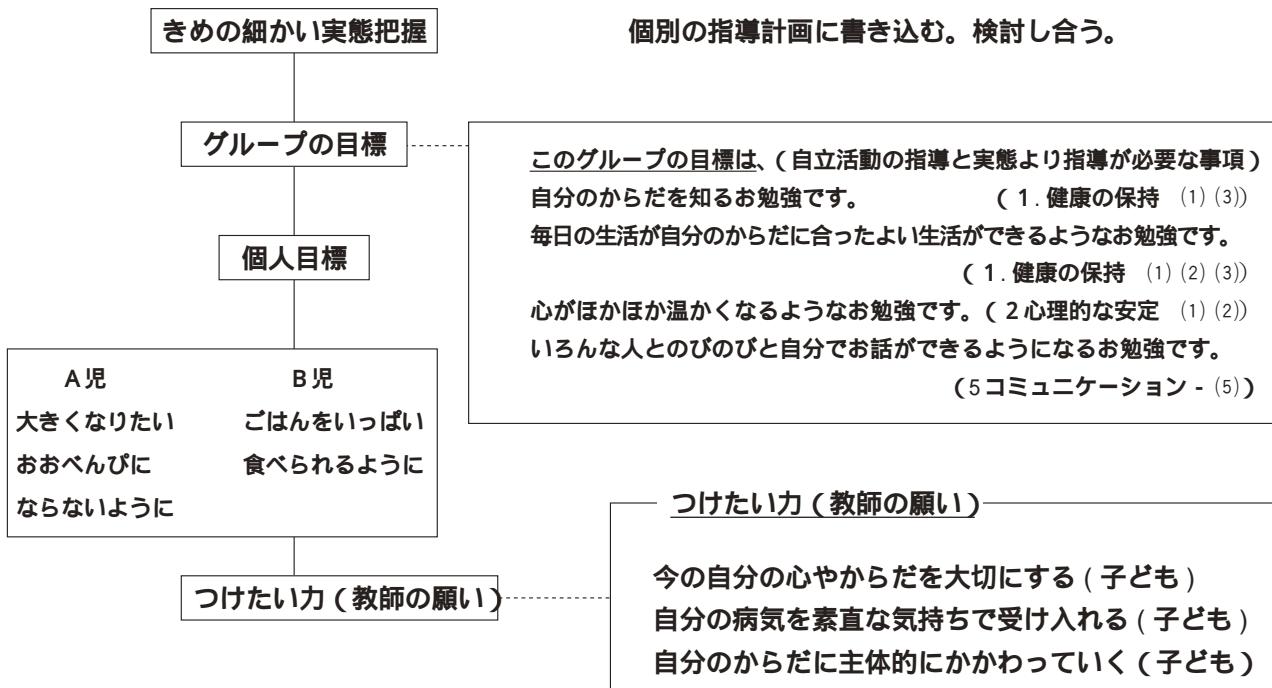
慢性疾患をもつ児童生徒は、病気による制限のある中で日常的に食事や運動、投薬、感染予防等の生活管理をしていかなければなりません。そのためには、自分の病気をしっかり理解し（病状理解）、病状に即した生活行動ができる力（自己管理能力）を身につけておくことがこれから自分の生活を切り拓いていく上で大切となります。

イ 小学部としての考え方

小学部低学年のこの時期は、「病状理解」と「自己管理」の二つの大きな柱をこれから築き始めようとしているスタート地点に立っているのです。その二つの柱の土台となる“土づくり”に焦点を当て、学習を進めることで自分のからだを見つめ、自分のからだを大切にしようという気持ちの芽生えを期待しています。そしてこの気持ちを自分自身の中で育んでいく中で、自分のからだや生活と向き合い、その時々の今の自分を肯定的に受け止め、より豊かな生活を自分自身で作り上げていく基盤を培ってほしいと願っています。

ウ 取り組みに当たって

まず的確なきめの細かい実態把握をすることから始め、それを個別の指導計画に書き込みながら検討し合っています。そしてグループの目標を実態把握のもとに、指導が必要な事項を取り上げて設定し、子どもたちに提示し、自立活動の学習は“自分”的なからだや生活の学習であることを確認しています。そして、これから「どんなことをがんばっていきたいか」「どんなことに気をつけてがんばりたいか」というそれぞれ児童の気持ちを確かめ合い、個人目標（子どもの願い、親の願い）を出し合います。次に、それらを総合的に考え、現在の子どもたちにつけたい力（教師サイドの願い）を考えていきます。



工 平成14年度の取り組み～単元設定に当たって～

学習内容	1学期	2学期	3学期
自分のからだを知る勉強	外から見えるからだ 口、鼻、耳、目 (病状理解基礎)	外から見えないからだ 血、心臓、肺の働き	
自分からだに合った良い生活ができる勉強	からだに合った良い暮らし (基本的生活習慣) 排便、食事、睡眠、おべんび体操	風邪と私たちのからだ 風邪に対する知識 風邪予防	作って食べて学ぼう 寒さに負けない強いからだ オリジナル体操
心がほかほかのびのびとお話ができる勉強	母の日のプレゼント 夏バテ防止のお手軽料理	小学部の友だち 友達の頑張りと自分 さつまいものお料理	小学部の友だち がんばりウォークラリー

心身症等のある子どものグループ

ア 単元名：命の教育「私の生き立ち」

イ ねらい

- ・自分が誕生し現在にいたる成長過程での、家族の思いを知ることを通じ、自分の存在の大切さを感じることができる。
- ・命の大切さに気付き、今の自分を大切にしようとするきっかけにする。

ウ 設定理由

命の教育はかけがえのない大切さ素晴らしさを実感し、それを共有することを通して自分自身の存在を肯定できるようになることをめざす教育的営みです。自分の存在が誰かとつながっていることを感じさせ、自分がまわりの人にとって意味ある存在であることに気づかせることで、今の自分を肯定的に受けとめることができるのではないかと考えこの題材を設定しました。自分の存在が誰かとつながっていることを感じさせる時、まず大切にしたいのは家族との関係においてです。人との関係作りに問題を抱える子ども達にとっては、家族との関係づくりにおいても課題がないわけではありません。家族の中で、存在を感謝されていることを実感させるためには、自分という存在の原点すなわち自分の誕生に対し、家族がどんなに喜んだ

り、苦労したりしてきたかに気づかせ、自分の存在（誕生）が家族にとってどういう意味をもっていたのか、そしてそれは今も変わらないものであることを感じさせなければならないと考えました。

工 指導計画（全6時間）

時間目「おなかの中で成長していた私」

時間目「出産について知ろう」

時間目「出産劇に取り組もう」

時間目「乳幼児期の私」

時間目「お母さんの思いを受け止めよう」

オ 展開（ 時間目「出産劇に取り組もう」）

活動内容	教師の支援	準備物
<ul style="list-style-type: none"> ・はじめのあいさつ ・前時の学習を振返る ・本時の学習内容について知る。 ・出産劇を体験してみよう。 *まずは先生達の出産劇を見よう *次はみんなで取り組んでみよう ・劇に取り組んでみた感想を発表しよう。 ・お母さんは私を産んだ時どんなことを思ったのだろう。 ・A Tが体験した「大切な命」の話を聴こう ・終わりのあいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時まで行ったことが振り返りやすくするために、作成した資料等を掲示しておく。「ムンメル」の写真のページを何枚か見せ、出産の大変さを思い出させる。 ・本時は前時の続きで出産について学習していくことを伝える。 ・出産をすることがどんなに大変か感じ取るために、出産シーンの劇化を行う。 ・最初は教員が役（妊婦・医師・父・兄弟等）を行い、途中で生徒を引き込めるようならさりげない役（妊婦の手を握る兄弟や看護婦）から引き込んでいく。 ・盛り上がり、生徒が妊婦の役にも取組めそうなら、取組ませていく。特に生徒Bは躊躇すると予想されるので、最初に生徒Aに誘いかけてみる。 ・みんなでそれぞれの役に扮し、一体感を感じられるようにしたい。劇化のなかで生徒のなかから大切な言葉がでてきたら、うまく捉えるように配慮する。 ・簡単に素直な感想をとりあげたい。 ・母親に記入してもらった資料をもとに、無事出産した後の母親の思い（喜び）を伝える。 ・自分たちは無事に生まれたが、そうではない場合もあること、今ある命がとても大切な意味を持っていることをA Tに体験を交え話してもらう。 ・次時は乳幼児期について取組むことを伝える。 	<p>「ムンメルなぜ子どもを生むのか」の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白衣 ・布団 ・はさみ ・バスタオル ・赤ちゃん人形 <p>母親作成の資料</p>

力 この単元を通して

指導計画通り進めることができたが、本人と家族に思いを伝える努力は無意味ではなかったと実感しました。自分の思いと向き合うことを避けてばかりいた生徒が、周りの援助を受けながらも少し向き合うことができた単元となりました。

筋疾患による肢体機能に障害のある子どものグループ

テーマ：『『やってみよう』という意欲と『こうすればできる』という工夫していく力を育て、生活を豊かにしていく自立活動をめざして』

ア グループの指導内容

題材設定にあたって

本グループは、筋疾患の児童生徒を対象にしたグループです。児童生徒の生活を見つめたとき、以下の点からの学習が必要ではないかと考えて年間の題材を設定しました。

- * 健康の維持、体調管理や清潔保持への意識を高め、主体的に健康チェックに取り組む力を育てる。
- * 身体各部位の可動域の維持、呼吸機能の維持に努める。
- * 自分の得意なこと、やってみたいことを見つけ、生活の中に“張り合い”となる時間を作る。

特に、児童生徒の主体性を育む上では、の「生活を豊かにする」視点からの取り組みを重視しています。

年間の活動

	1学期	2学期	3学期
健康管理・生活習慣		水分補給の意味 筋肉と骨格 体温	
身体機能の維持	呼吸の仕組みとゲーム	排痰法	
生活の充実・質的向上	食生活の工夫 「お好み焼き」 車いすサッカー	道具作り 食生活「おやつ作り」 車いすグランドゴルフ	趣味を広げよう 「音楽CD作り」

イ 生活の充実・向上をめざす取り組みから

<事例1 「車イスサッカー」の工夫>

高等部生徒Aの発案で、車イスの前側に塩化ビニルパイプで作った“クワガタ”をつけ、車イスサッカーに取り組みました。ゲームを繰り返しながら全員が楽しむために、「ゴールを広くして得点しやすくする」「電動車イスでない友達には車イスが当たらない様にする」というルールを決めて取り組むようになっていきました。夏休みには、自分たちでサッカー大会を企画するに至りました。自分たちの発案から始まった車イスサッカーが、休業中のすごし方の工夫にまで発展していました。



<事例2 「お茶つぎ器」の工夫>

2学期になり、生活を豊かにする道具づくりに取り組みました。道具の意味について考えたり、介護センターを見学したりしながら、それぞれに自分の生活を見直す機会をもちました。

小学部児童Bは、「自分でお茶を入れるようになりたい。」という願いを出してきました。毎日、水分補給の時にお茶をいれもらっているからです。自分で茶を入れるためにはどうすればよいか、理科室の実験道具などを使っ



て試行を繰り返しました。お茶を入れる雰囲気に合う道具を作りたいという願いから、木と竹を素材にし、滑車を利用して「お茶注ぎ器」を作りました。お茶を飲む時間（水分補給）が「お茶を入れてもらう時間」から「友だちや先生に茶を入れてあげる時間」になり、「お茶を飲む時間が楽しみになった」とB児は感想を述べていました。

他の生徒も、黒板の溝掃除器を考案したり、足元が見えやすいカットテーブルを考案したりしました。ちょっとした工夫で、自分のできなかつたことができるようになっていくことを体験することができました。このような学習の積み重ねが「ぼくも工夫次第ができるようになることがいっぱいある。」という自信をもつことにつながったと思います。

ウ 実践をふりかえって

自立活動の時間の様々なところで「ぼくもやってみたい。」「こうすればできるよ。」という言葉を聞くようになってきました。一年前に比べ「積極的になった。」「意欲的になった。」「まわりの人の意見を聞くようになってきました。」という姿も見られるようになってきました。このような学習の積み重ねが「生活を見つめ、生活を作り上げていく力」の育ちに結びついでいるのではないかと考えます。

9 . 重度・重複障害の指導事例

(1) 教育課程の編成にあたって

重度重複障害のある児童生徒の教育課程は、各教科、道徳、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるという特例があります。自立活動を主とした指導は、自立活動の指導が教育課程の多くを占めることになりますが、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間については、児童生徒の実態に応じ、その必要性を十分検討することが必要です。(第1章第2節 の11参照)

学習指導要領には、自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにすることが示されています。そのために自立活動の5つの区分、22の項目の中から児童生徒の実態に応じて必要な指導内容を選び出し、それを相互に関連づけて総合的に指導することが重要です。(参考文献：自立活動指導ハンドブック 全国心身障害児福祉財団)

自立活動を主とした指導は、学習内容によって自立活動を幾つかの区分に分けて教育課程を編成しています。その分け方については児童生徒の実態に合わせて各学校において独自に決められています。以下に示す事例は、自立活動の内容をそれぞれ異なる分け方で取り組んでいる2つの学校での実践例です。

1つ目の実践例は、自立活動を「おひさまタイム」「からだ」「個別」「ふれる・あつかう」「みる・きく・はなす」に分けて指導しています。また例に挙がっている児童については、教育課程に教科学習の「体育」「音楽」も含まれています(年間指導計画参照)。

2つ目の実践例は、自立活動を「せいかつ」「からだ」「あそび(6つのあそび)」に分けて指導しています。この例では教科学習は教育課程に含まれていません(年間指導計画参照)。

教育課程において、これらの自立活動の区分ははじめから決まったものがあるのではなく、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、各区分の活動内容の授業時数は児童生徒の実態によって適切に確保していくことが重要です。

(2) 自立活動「ふれる・あつかう」の実践事例

年間指導計画

		ね ら い	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
おひさまタイム		・生活のリズムをつくる。 ・友だち、教師の存在を意識する。 ・人とのかかわり、からだのふれあいを楽しむ。 ・健康なからだ作りをする。	始める歌		学級の歌	月の歌	健健康察	かかわりあそび	おひさまチェック	終わりの歌	排泄	食事	→
からだ	個別	・身体を通して感じたことを、表情、発声等で表現する。 ・外気にも慣れ、丈夫な身体をつくる。 ・いろいろな感覚やスピード感を感じる。 ・不安定な身体を支えようとする動きを引き出す。 ・からだの緊張をゆるめる。 ・からだの各部位を意識する。 ・発声を促す。	プール	エアボリューム	校外散歩 外の道具で遊ぼう	ボールの海で遊ぼう	キャラスターで 発車オーライ	校外散歩 外の道具で遊ぼう	乾布まさつをしよう	ゆらゆら2000	マットで遊ぼう	校外散歩 外の道具で遊ぼう	みんなで出かけよう
自立活動	ふれる・あつかう	・教員、友だちなど自分の周囲の人々との関わりの中で、様々な体験をする。 ・さまざまな素材を使った遊びを通じて、それぞれの感覚を味わったり楽しんだりする。 ・さまざまな体験を通じて、興味関心を広げていく。 ・四季折々の特徴を感じることができます。	土で遊ぼう	紙遊び(新聞紙、包装紙)	お湯遊び べたべた遊び (おから)	野菜の収穫 さらさら遊び (片栗粉) 水遊び	秋と遊ぼう (落ち葉、木の実)	大豆の収穫 おひさまランド (クリーム粘土)	野菜の調理 (スートがけ)	まっぽくり のプレセト	ベットガルを 使って 粘土遊び	布遊び	段ボール遊び
	みる・きく・はなす	・教師や友だちと一緒にお話を楽しんで見たり聞いたりする。 ・いろいろなお話を聞いたりする中で、生活経験の拡大を図る。 ・お話しにててくる登場人物、光、影などを注視したり追視したりする。	イクアナリスト	Kさんのお誕生日 (パネルシアター)	ドネキン '雨ぶり' (パネルシアターパネル)	Mさんのお誕生日 (ブラックバニラ)	Kさんのお誕生日 (ブラックバニラ)	Kさんのお誕生日 (人形劇)	「学習発表会 のお話しさを」 (人形劇)	ドネキン 'グスマスマ' (ブラックバニラ)	ミーハウス	ドネキン 'ねぎやごん' (エプロジェスター)	Nさんのお誕生日 (ブラックバニル)
	体育(合同体育)	・周りからのいろいろな刺激を受けとめる中で、自分の身体を意識したり、いらな姿勢の保持や変換を経験したりする。 ・活動に楽しんで取り組む中で、自ら身体を動かす意欲を高める。	REMAC	外へ出かけよう	外へ出かけよう	外へ出かけよう	外へ出かけよう	外へ出かけよう	外へ出かけよう	外へ出かけよう	海へや! 摆れよう	遊園地で遊ぼう	
	音楽(低学年音楽)	・季節の歌や行事の歌を歌い、友だちと一緒に歌う楽しさを味わう。 ・リズム楽器、鐘盤楽器などで楽しく合奏する。 ・いろいろな楽器があることを知り音色の違いや美しさを味わう。	みんななかよし(歌唱)	おんがくにあわせて(器楽)	いたのどうぶつえん(歌唱)	いろいろおとでおそはば(器楽)	うつをおもひうかべて(創作表現)	みみをすまして(鑑賞)	ようすをおもひうかべて(歌唱)	みんなであわせて(歌唱)			

実践事例

小学部 組 自立活動「ふれる・あつかう」学習指導案

(1) 単元名 「秋と遊ぼう（いろいろな感触を味わおう）」

(2) ねらい ・秋の自然物に触れ、いろいろな感覚の刺激（触覚・視覚・聴覚）を味わい感覚の幅を広げていく。
・友だちや先生と楽しく遊ぶ中で、いろいろな刺激を受け止め、要求や感情を表現しようとする。

(3) 児童の実態と個別のねらい

	A児	B児	C児	D児
実態	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな感触に敏感 聴覚での取入れがしやすい にぎやかな雰囲気を好む 感情は表情で表す 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな感触を楽しめる（土、絵の具、牛乳パック、粉、紙等） 聴覚が弱い うれしい、楽しい等全身で表現する 	<ul style="list-style-type: none"> 触ることに抵抗は少ない 手を口の中に入れてしまう 興味のあるものは見ようとする 要求を声で表現したり、近づく・手でたたく等動作で表したりする 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな感触（特に触覚）に過敏 いやな感触も多い 追視をする 表情で感情を表現する
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな感触を試し体験する 聴覚への刺激を楽しむ（3-1） 体験を通して感じたことを表情などで伝える（5-1） 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな感触を楽しみ体験を重ねる（3-1） 視覚や聴覚による遊びを楽しむ（3-1） 人と一緒に楽しむ中で感情の表現を豊かにする。（5-1） 	<ul style="list-style-type: none"> 全身で感触を楽しみ、外界のものに触れる体験を重ねる（3-1） 触覚・聴覚を使って外界を探査しようとする（3-1） 教師とのかかわりを楽しむ（5-1） 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しい雰囲気の中で見通しをもちながら、さまざまな感触に触れ、受け入れられる幅を広げる（3-1） 視覚や聴覚による遊びを楽しむ（3-1）

() の数字は自立活動の項目を示す

(4) 本時の展開

学習活動	C Tの支え	S Tの支え			
		A児	B児	C児	D児
・秋とあそぼうのテーマ曲「大きな栗の木の下で」を歌う。	<ul style="list-style-type: none"> 「秋とあそぼう」の学習を始めるという意欲がもてるようにみんなで歌を歌う。 いちょうを降らせ学習へ誘いかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習に見通しをもたせるよう、テーマ曲と一緒に歌う。 葉を広げたシート上に座位をとるようTが抱く。D児は一人で座るように後ろから支える。 気持ちが活動に向くように声掛けをする。 			<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習の内容の見通しがもてるよう実物を降らせ意識させる。
・落ち葉のじゅうたんの上でごろごろ転がって遊ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> 学級のみんなで楽しむ雰囲気を作り、苦手な児童も楽しい雰囲気の中で遊べるような声かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> かさかさした葉っぱ、ふんわりした葉っぱの感触の違いを全身で感じられるように葉をかけたり一緒に寝転んで遊んだりする。 感触のはかにもにおい、音も楽しめるように声掛けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> いちょうでは葉っぱに触れる体の部位を手先、足先から少しずつ全身へひろげていくとともに、声かけをしながら触れさせることで葉っぱの感触を感じることができるようにする。 プラタナスでは、耳元で葉っぱを揺らしたりこすり合わせたりすることで、音の刺激を楽しむことができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全身への刺激から体の部位を意識させるように一緒に遊ぶ。 いちょうの葉に埋もれたりかけたりすることで葉の感触を楽しめるようにする。 楽しさを表現する児童の様子を捉え言葉にして返すようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> まず葉っぱを見てから体にかかるようにする。 柔らかいいちょうの葉をかけたり、埋まつたりして葉っぱの感触を受け入れやすくなる。 少しずつ葉が体に当たる量を増やしていく。 いちょうの葉に慣れてきてから、かさかさの感触のプラタナスの葉の方へ移動する。
・しあげ遊びのコーナーで遊ぶ *どんぐり転がし *紐を引くと落ちてくる葉っぱ	(しあげ遊びのコーナーへ)	<ul style="list-style-type: none"> どんぐりが木琴に当たって出る音を本児の近くで聞かせることで、音の刺激を楽しむことができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本児は紐を引くことが得意なので、それによって木琴の上に落ちるどんぐりの様子や音を楽しめるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 音に興味を示すよう友だちの出す音を近くで聞き自分でも鳴らしてみるようにながす。 	<ul style="list-style-type: none"> 紐を引くと落ちてくるどんぐりや葉を見られるよう何回か繰り返す。
・キャスター遊びをみんなでする	<ul style="list-style-type: none"> 児童の様子を見てキャスターで遊べるコーナーもあることを紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人ひとりの実態に応じて葉のふらせ方や風の送り方などを変えて楽しむようになる。 手足など危険のないように配慮して抱っこ、移動をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員と一緒にキャスターに乗って活動に取り組むことでにぎやかな雰囲気を楽しむとともに、葉っぱの感触を感じることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> C児の好きなプロア、キャスターを使い、自発的な動き、声を引き出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達が楽しむ雰囲気 友だちが楽しむ雰囲気を感じ、本児も楽しめるように周りが場を盛り上げる。 落ちてくる葉の様子が見え、優しい刺激になるように配慮する。
・おわりのあいさつ	<ul style="list-style-type: none"> 楽しく遊べた様子を評価し、次回につなぐ。 				

【準備物】

落ち葉（いちょう、プラタナス、桜など）木の実（どんぐり）プロア 秋の歌のテープ

(3) 自立活動「運動あそび」の実践事例

年間指導計画（高等部生徒の例）月の計画の下には各学期の評価欄があります。)

長期目標	<p>登校を月5～6回できるようになる（気候のよい時期）。昨年並みの欠席で1年を健康に過ごす。 主担任以外の教師の指導回数が増えることに慣れ、リラックスして活動に取り組んだり、普段の力を発揮したりする。 様々な体験を通して好きな活動を増やす。自発的な腕の動き、舌、眼球、首の動きを増やす。 担任を中心に、他者とのコミュニケーションを豊かにする。表情、舌、首、腕、体の動きで相手にわかるように感情や思いを表現する。</p>
------	--

年間の目標	自立活動（せいかつ）	自立活動（からだ）	自立活動（運動あそび）	自立活動（お話あそび）	自立活動（音楽あそび）	自立活動（かかわりあそび・総合あそび）
	<ul style="list-style-type: none"> 呼びかけ、語りかけに対して、視線、舌の動き、笑顔などで応える。 カレンダーの日付替えで、自分で左手を動かす。 曲にあわせた揺れを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かしてもらったり、さわってもらったりすることを楽しむ。 自分の体への意識を高める。 体の血行を促す 様々な刺激に対する抵抗力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな動きを経験する。 体を動かしてもらうことを楽しむ。 表情、体の動きで運動に対する思いを表現する。 好きな動きを増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵、音楽、ことばなどを楽しむ。 ストーリーに合わせての動きや光、風、感触など様々な刺激を感じる。 感じたことを、表情、動作で表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 曲のもつ様々なリズム、メロディ、楽器の音色などを感じて楽しむ。 自分で楽器を鳴らして楽しむ。 好きな曲を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 歌にあわせたかかわりあそびを楽しむ。 コミュニケーションを深める。 好きなかかわりあそびを見つける。 様々な刺激を楽しむ 幾つか合わせた刺激を楽しむ。
4	朝の取り組み（通年） <ul style="list-style-type: none">健康チェックおむつ交換顔手足拭き	ねむポイ体操（通年） <ul style="list-style-type: none">ふあふあ体操（通年）ふれっ手・ふれ足体操（通年）ブラッシング体操（通年）ふれ愛リラックス体操（1,2学期）	松江グリーンランドへ行こう <ul style="list-style-type: none">バランスボードローリングカー板ブランコユリモック 運動会の練習	絵本の読み聞かせ（通年） <ul style="list-style-type: none">ペーパーサート劇「ピノキオ」	生演奏を聞こう（通年） <ul style="list-style-type: none">森のお祭鳥の鳴き声（CD）動物、虫の声（擬音笛）大太鼓	かかわりランドへ行こう <ul style="list-style-type: none">手と手と手とわらべうた手あそび歌
5						からだも心もほっかほか <ul style="list-style-type: none">手と手と手と顔あそび体操ビタミン愛ゆりのきゆりかご（ユリモック） 各あそびの中で
6						<ul style="list-style-type: none">おでんぐつぐつ体操のはらうた体操山小屋へ行こうユリモック引きブラックライト雨音（豆等）トーンチャイム
7	朝の会（通年） <ul style="list-style-type: none">あいさつ学級の歌カレンダーの日付替え、確認月の歌今日の予定		修学旅行に行こう <ul style="list-style-type: none">トランボリンキャスターボードお湯袋	スクリーン映像＆影絵「スホの白い馬」	手づくり楽器で楽しもう <ul style="list-style-type: none">アルミ缶太鼓手づくりバスドラム 新春大波 <ul style="list-style-type: none">ティンパニ波の音ワルツ（ダンス）琴の演奏	
9						
10						
11						
12	昼の会（通年） <ul style="list-style-type: none">あいさつ始まりの歌	REMAC（3学期）	ゆらゆら <ul style="list-style-type: none">寝ゆらローリングカー抱っこでの揺れ	ブラックライトシアター「スイミー」		
1						
2	終わりの会（通年） <ul style="list-style-type: none">終わりの歌あいさつ					
3						

評価欄

年間の目標	自立活動（素材あそび）	自立活動（学校学部行事）	自立活動（児童生徒会活動）	自立活動（CHR活動）	校外活動	進路指導
	<ul style="list-style-type: none"> 様々な触覚刺激を受け止める。 素材をさわりながら、主体的に手を動かす。 表情、体の動きで、素材にふれた思いを表現する。 好きな素材を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の節目の行事に参加する。 全校集団の雰囲気を感じる。慣れる。 高等部の友だちや先生とのふれあいを通して、高等部集団での活動に慣れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒会の一人として、活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級の友だち、先生とのふれあいを通して、自分の学級の仲間を意識する。 高等部の友だちや教師とのコミュニケーションを深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段利用することのない地域の交通機関を利用したり、地域の文化施設を見学・利用したりして、自然や文化に親しみながら見聞を広める。 高等部1、2年生合同で旅行をすることで、高校生活の楽しい思い出をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> カンファレンス等を通して病棟関係者との連携を深め、生徒への理解と教育活動への協力を促す。 保護者に、将来の生活について主体的に考えてもらうために、情報を提供したり、話し合いの場を設けたりする。
4						保護者懇談
5	海のものにさわろう <ul style="list-style-type: none">わかめ・ひじきてんぐさもずく・寒天ところてん	入学式 始業式 高等部合同学習 耳鼻科検診 身体測定 運動会 終業式	全校集会（各学期） 児童生徒総会	合同集会（各学期3回） ふれあい学習（人形劇） 壁面飾りつけ 節句会 七夕会		カンファレンス
6						保護者懇談
7						
9	タペストリー作り <ul style="list-style-type: none">大豆・すくも豆がら・もみがら等うどんを作ろう	始業式	誕生会 親子お楽しみ会			
10		まつり	ふれあい学習（マリンバ演奏） 書初め 節分会		修学旅行	
11	・小麦粉	終業式	ふれあい学習（フルート、声楽、ピアノ）			
12	・うどんの生地	始業式	卒業おめでとう会 お楽しみ会			
1	・生うどん	卒業生を送る会				
2	・ゆでたうどん	卒業式				
3	・エステに行こう	卒業式				
	・ホットタオル	終業式				
	・ソボ押し	離任式				
	・顔マッサージ					
	・パフ＆ブラシ					
	・片栗クリーム					

評価欄

実践事例

自立活動「運動あそび」学習指導略案

〔題 材〕 松江グリーンランドへ行こう

〔ねらい〕

- ・遊園地に見立てた教室の普段と違う雰囲気を感じ、期待感をもったり、楽しんだりする。
- ・キャスターボードの直線のスピード、板ブランコの揺れなどいろいろな前庭刺激を感じる。
- ・感じたことを、表情、動作、発声で表現する

〔展 開〕

学習内容	教師の支え
昼の会をしよう あいさつ 健康チェック 歌「かきくけこんにちは」 松江グリーンランドへ行こう ・オープニング(ミラーボール) ・ピッグサンダーマウンテン (キャスターBOARD) ・スプラッシュマウンテン (滑り台) ・ジェットスカイ(板ブランコ) ・スペースフライ (トランポリン) ・空飛ぶじゅうたん (ゆりモック) ・ティーカップ (ローリングカー) ・グリーン島いかだ (バランスボード)	<ul style="list-style-type: none">・リラックスして始められるように、姿勢を整えたりスキンシップをとったりする。・生徒に合わせた指導ができるように、体調や様子を伝え合う。・始まりが感じられるように楽しく歌いかけたり、身体を動かしたりする。・他の教室に移動するとき、廊下での動きに気をつける・テーマパークに来たという設定で、雰囲気の違いを感じたり、期待感を持ったりできるように、ミラーボールや楽しい曲を使い、案内役が元気に話すようにする。・狭いスペースで行うので壁に気をつけながらスピードをあげ、一緒に乗る教員が生徒の様子を見てスピードを調節する。・列車の効果音や声掛けで雰囲気が伝わるようにする。・移動や遊具で活動中など、生徒の足や手の骨折などに充分気をつける。・クッションチェアやマットなどを用いるなどして、安定して乗れるようにする。・生徒に合った乗り方(クッションチェアに座る、仰臥位など)、揺れを調節する。・生徒の調子に合わせて、ゆったりとしたBGMの中で、のんびりできるよう摇らす。・生徒達の様子を伝え合い頑張りを認めたり讃めたりする。・また松江グリーンランドへ行くことを伝え、期待を持って終わる。・気持ちよく一日の締めくくりができるようにやさしく歌いかける
感想 終わりの会をしよう 歌「一緒に帰ろう」 あいさつ	

準備物：キャスターボード、滑り台、板ブランコ、トランポリン、ローリングカー、ゆりモック、バランスボード、クッションチェア、ミラーボール、スポットライト、MDデッキ、CDデッキ、ラジカセ、CD(楽しいBGM、ゆったりとしたBGM、汽車の効果音) 歌詞カード(「かきくけこんにちは」「一緒に帰ろう」)

〔評 価〕 普段と違う雰囲気や様々な前庭刺激をしっかりと感じ、表現することができたか。

10. 訪問教育の指導事例

(1) 教育課程の編成にあたって

訪問の児童生徒の教育課程を編成するにあたっては、次の点に留意しています。まず第1に児童生徒の実態をなるべく正確にとらえるようにしています。身体機能の面、健康状態、障害の様子など医療的な側面については、保護者および主治医と連携をとることによって把握するようにしています。また、教育環境については、家庭、施設など学校と異なる場において指導が行われることが多いことから、個々の児童生徒の家庭状況などを考慮し保護者および関係する方々と相談しながら、どのような指導方法や内容が適切かを検討していきます。

教育課程を編成していく上で重要な点として、指導内容と指導要領との関連をしっかりと持たせることが大切であると考えています。私たち指導する側が指導要領をよく理解し、例えば、「自立活動の内容」の把握と理解、そして具体的な指導内容の作成といった一連の流れの中で指導計画を作成していくことが必要であると考えています。障害のある児童生徒についての教育課程を編成する際は個々に実態が違うこともあり、自主的、独創的な教育内容等を計画立案し実施することが多いのですが、この内容と指導要領との関連を付けておくことがよりしっかりととした教育課程へと発展させやすいと考えるからです。その結果として、「教科を主とした教育課程」を編成する場合、「自立活動を主とした教育課程」を編成する場合などそれぞれの児童生徒の実態に応じた教育課程を編成していくこととなります。

(2) 指導事例

指導内容

・健康観察	あいさつ、だっこ、歯磨き
・朝の会	あいさつ、呼名の歌、季節の歌、お天気調べ、手遊び歌
・からだに関する活動	外気浴（さんぽ） 水遊び、乾布摩擦、動作法、リマック
・音楽的な活動	楽曲を聴く（季節の歌、とらや帽子店の遊び歌、他） 楽器の音色を聴く、触れる（打楽器、管楽器等）
・感覚に関する活動	揺れる（バルーン、ゆりモック） 感触（温度、固さ等） 感覚遊び
・聞くことに関する活動	お話の読み聞かせ

1日の学習の流れ

10：00	児童宅着健康観察（保護者とお話、歯磨き、洗面）
10：20	朝の会 朝の歌、（訪問の歌） 呼名の歌（2曲） 今月の歌（ドングリころころ） お天気調べ（歌） 手遊び歌（一本橋こちよこちよ他）
10：40	休憩
10：50	音楽的な活動（合奏「虹」を聴こう、そして打楽器を叩こう） からだに関する学習（フワフワ、動作法）
11：30	聞くことに関する活動 お話「おむすびコロリン」
12：00	昼食
13：10	午後の活動 感覚遊び バノトンで遊ぼう他
14：00	終了後、保護者とお話 この時間帯に気候がよければ外気浴（さんぽ）を実施

朝の会（略案）

本時のねらい

- ・指導者とのやりとりを受け止め自分の気持ちを表現することができる。
- ・自分の興味関心がある物に対して手を出して確かめることができる。

展開

学習活動と内容	教師の支え	配慮事項等
<ul style="list-style-type: none">・出会い（話しかけ、抱っこ、歯磨き）・朝の会訪問の歌おはようの歌呼名の歌（2曲）今月の歌お天気調べ（歌）・休憩・音楽的な活動合奏を聴こう気持ちを表現しよう・からだに関する活動　　バルーンに乗って転がろう・昼食・感覚遊び　　くすぐり遊び　　手遊び・休憩・読み聞かせ　　絵本・終わりの歌	<ul style="list-style-type: none">・明るいトーンでの声かけと、からだ全体を包み込むように抱きかかえることで教師の来訪を伝える。・健康状態を確認・学習の始まりを知らせる。・やりとりの楽しさをあじわう。・リズミカルに歌い動きを引き出す・横になってリラックスさせる。・歌を聴いて受け止め感情の表出を促すよう努める。・ゆっくりといろいろな揺れを味わう。・目的物に向かって横転移動・自分の手を添えるように指導・明るく楽しい雰囲気の中で食す。・手遊びをリズミカルに・皮膚感覚を重視して・童話を中心にゆっくりと、効果を使いながら。・学習の終わりを告げる	<ul style="list-style-type: none">・使用楽器はギター・体調がよければクッションチェアに座り学習する。

まとめ

本事例は、在宅訪問指導を行っている小学部4年生の児童の事例です。本児は、週3回の訪問指導を受けています。音楽がとても大好きで、学習は音楽的な活動を中心に、からだの勉強や、感覚の勉強、そして読み聞かせや散歩などその日の体調や家庭事情に合わせて行うようにしています。また、普段の学習では得られない集団の学習の場を、本校へのスクーリング及び居住地域にある学校での交流学習によって経験できるように配慮しています。しかしながら、訪問教育は指導回数、指導時間、指導スタッフ、教材など毎日学校に通う児童生徒に比べ制限を多く受ける教育形態といえます。また、医療や家庭事情によって教育内容が大きく左右される指導形態もあります。そして、指導している私たちと、保護者の方との意思の疎通が最も大切であると感じるような事例を多く見かけます。いずれにしても、前述したような諸条件の厳しさは、裏返せばすべて教育を行っていくうえで、欠かすことのできない事柄であるともいえます。子どもたちの明るい笑顔と生きる強い意欲をみんなで一緒に育てていくことができればと願っています。

(3) 病気療養への対応としての訪問教育

長期入院している子どもたちへの訪問教育

ある日突然けがや病気で長い間入院することは、どの子どもたちにもあり得ることです。入院当初は、本人も家族も何はともあれ早期回復を願います。しかし、その状態が一段落してくると、病状によっては病室の中や病院内ならば動くことができるようになり「少し退屈してきたし、学校の勉強も気になる」という状態が続く場合もあります。

そのような場合、病状に配慮しながら、教育の空白をなくすために何らかの形で教育を行う必要があります。病気療養への教育対応としては、特殊学級として設置する院内学級がありますが、入院先の病院にその院内学級が設置されていない場合は、訪問教育の制度を活用した教育が可能です。つまり、上記のようなケースで院内学級が設置されていない場合は、盲・ろう・養護学校へ転校した上で、その学校の教員が入院先の病院に出向き、学習をすすめることができます。

学校復帰に向けた関係機関の連携

近年、退院できたとしても、病気の状態により学校内での細かな支援や施設設備の対応が必要になるなどのケースが見られ、学校復帰については、就学先を再度検討する必要が生じる場合があります。その場合、本人や保護者の願い、病気の状況、受け入れ先の状況などを踏まえ、総合的に判断しなければなりませんが、何よりも、関係するそれぞれの機関が情報を共有し合い、十分な連携を図りながらよりよい就学先を判断し学校復帰へとつなげていくことが必要だと思います。

そこで、関係機関の連携により原籍校への復帰が可能となった事例を紹介します。

事例（対象生徒A）

ア 入院前

Aさんは、足の手術のために入院しました。入院前、主治医から「手術をしても完全には治らないかもしれない」「車椅子か松葉杖での生活になるかもしれない。元の学校へ戻るのは難しいのではないか」と告げられました。

保護者が教育委員会に相談すると、肢体不自由養護学校も選択肢のひとつとして考えてみてはどうかと助言されました。

イ 手術後

手術後の経過は順調で、術後4ヶ月経ったころ、主治医から退院の判断が出ました。当初の予想より足の状態は良好で、車椅子の使用は必要ないが、まだ足で全体重を支えるのは危険であるため、松葉杖の使用が必要であるとの判断でした。ただし、どのくらいの療養期間を過ぎれば松葉杖を使わなくても良いかは分かりませんでした。

ウ 養護学校の見学

退院後の学校復帰の問題については、入院前に教育委員会から中学校では松葉杖での生活は難しいと言われており、肢体不自由養護学校の見学に出かけました。

見学した養護学校では、Aさんや保護者が思っていた以上に教科指導を中心とした生徒が少なく、就学先に迷うこととなりました。そして、「やっぱり元の中学校に帰りたい」「友だちと一緒に過ごしたい」という思いが次第に強くなっていきました。

エ テスト通学の実施

訪問教育担当者として、Aさんや保護者の熱い思いや願いを受け止め、何とか中学校へ復帰できないものかと、中学校へのテスト通学を提案してみました。テスト通学の計画を立て、中学校側に伝えましたが、中学校では入院前の主治医の話から受け入れに躊躇し、慎重な姿勢で

した。

その後、中学校から連絡を受けた教育委員会から、テスト通学についての話しがあり、教育委員会担当者と保護者とともに医師面談を行いました。主治医からは、松葉杖がなくても階段が上がるようになっており、予想以上にリハビリの効果が上がっているとの話がありました。教育委員会からは、留意するべきことはあるが中学校への復帰が可能ではないかと判断され、トイレなどの整備についても善処したいとの意向を示していただき、中学校側に前向きに働きかけてもらうことができるようになりました。

才 原籍校への復帰

教育委員会が、Aさんや保護者と原籍校との橋渡しをして、テスト通学が可能となり、中学校側にもAさんの足の状態を知ってもらうことができました。そして、テスト通学を経て、周囲の支えが必要ではありましたが、原籍校へ復学することができました。

④ 市町村教育委員会も含めた転出手手続きの流れ（例）

～配慮の必要な児童生徒が、安心して通えるようになるために～

上記の事例を含めいくつかの事例から、病気やけがなどが完全には治っていないかまたは病気を抱えたままで転学を希望した場合、教育委員会との連携や後押しが必要となることが分かりました。学校復帰のためには、本人や保護者の気持ちや病気等の状態を理解してもらった上で、復帰のための最善の方法と一緒に考えてもらう必要があります。

今回の事例では、次のような流れで転学に向けての手続きを行いました。下線部分が今回新たに取り入れた手続きです。

この手続きはあくまで、学校として行ったものであり、ケースによってさらに必要な事柄や省略可能な事柄もあると思いますが、参考までに示します。

【市町村教育委員会を含めた転学に向けての手続き】

転入先	市町村教育委員会	県教育委員会	担任・学校	保護者	主治医
			保護者の許可を受けて医師面談。退院にあたっての注意事項の説明を受ける		
		教育委員会の転出の見通しの連絡・転出先の確認		希望する転出先校を検討	
			退院後の在宅療養の必要性と通学体制（テスト通学を何度かする？すぐ通学？）を判断する。		
		教育委員会に連絡。転出手続きを教務とともに始める（「退院時療養計画書」等を添付。）		【テスト通学を行わずにすぐに転学する場合】退院時療養計画書（または「意見書」「退院証明書」「診断書」）（コピー可）	
	転入先校へテスト通学希望の連絡	市町村教育委員会へテスト通学希望の連絡		テスト通学形態を主治医に連絡。指導を受ける。（回数、配慮事項、テスト通学の終了見極めなど）	
				保護者の許可を受けて医師面談。市町村教育委員会、転入先学校に本人の状態を知つてもらうことやテスト通学にあたっての注意事項の説明を受ける。	
			テスト通学の受け入れ、市町村教育委員会、転入先校とのテスト通学についての意見交換。		
			テスト通学の実施		
			テスト通学の内容を記録。医師への報告。 テスト通学の終了見通しの連絡。		担任から受けたテスト通学状況から、テスト通学の終了時期、正式な転出時期の判断。
			転出手続き、転出		転出時期決定時に、「診断書」（コピー可）を出す。（正式に転出が可能な時期の記載）

基本的には保護者が各関係機関に働きかけるが、訪問担当として保護者の支えとなるように、連携をもちながら手続きをする必要があります。

また、心の病気を抱えた生徒の場合、それを受けとめる保護者の負担は計り知れないものがあります。生徒の支えだけでなく、家庭の支えとなれるように児童相談所、市町村福祉課などの専門機関との連携が必要となります。

参考文献 「病弱教育Q & A」「病弱教育Q & A PART 」全国病弱養護学校長会 ジーアス教育新社

第3節 特殊学級の指導事例

11. 知的障害学級の指導事例

(1) 一人の学級

学級の実態

本学級には、2年生のAさん（女子）1名が在籍している。

Aさんは、知的な面でも体力や身体のバランスの面でも、比較的発達の遅れが大きく、日常生活全般に支援が必要な子どもさんである。簡単な指示の理解や単語での要求はできるが、表情や言葉、動作などで人とやりとりすることが苦手で、自分から人にかかわることも少なく、集団の中でも一人で感覚遊びに浸ることが多い。しかし、担任との1対1の関係の中では、簡単な質問に答えたり、「おいで。」「来て。」と担任を誘ったりする姿も見られるようになり、二語文（助詞なし）も増えてきている。また、さまざまな活動への興味や関心も少しづつ広がってきていている。認知面では、人の動き、絵、写真、テレビなど視覚的な情報からの取り込みがよい。それらを手がかりに活動の流れや手順を理解したり、見たことを真似して楽しんだりすることができる。調理など興味のある活動では、視覚的な支援によって、集中したり見通しをもったりでき、すんで動いたり、人を誘ったりする姿も見られる。発達がアンバランスで個人内差の大きな子どもさんだと考えられる。

教育課程の編成にあたって

学校教育目標やAさんの様子、保護者の願いを踏まえ、次のような学級目標と経営方針をたて、領域・教科を合わせた指導を中心にした教育課程を編成した。

ア. 学級目標と経営方針

学級目標	ともだちいっぱい やるきまんまん げんきもりもり	学級
子どもへの願い	共に活動することの楽しさを感じ、言葉や表情、動きなどで人にはたらきかけたり、人のはたらきかけに応えたりしてほしい。 自分なりの期待や見通しをもって、意欲的に遊んだり活動したりしてほしい。 着替え・食事・排泄など、基本的な生活習慣を身につけ、自分でできることを増やしてほしい。 体力をつけるとともに、いろいろな運動に親しみ、できることを増やしてほしい。 禁止がわかり、自分の行動や気持ちの切り替えができるようになってほしい。	



経 営 の 方 針
一人学級のよさを生かし、学校生活全体をAさんと担任とのコミュニケーションの場と捉え、Aさんとの関係や生活を楽しみ、共感することを基盤とした学級作りをすすめる。担任との1対1の関係を基盤にし、互いに楽しむことのできる活動をとおして、「先生といっしょに したい。」という気持ちを育していく。 発達や障害の状況、興味・関心等を踏まえながら個別の指導計画を作成し、個に応じた指導を進めるとともに、期待や見通しをもって、意欲的に活動できるための支援や指導を工夫していく。 友だちや職員など、人といっしょに好きな活動や遊びをする体験を大切にし、その楽しさを味わうとともに、具体的なやりとりの場面をとおして、言葉でのコミュニケーションの方法を身に付けていくことができるようとする。 具体的な場面の中で、集団生活でのルールや行動をコントロールする力を身につけていくようとする。 段階を踏んだ繰り返しの指導を大切にし、日々の具体的な活動を通して、基本的な生活習慣の確立を図る。 体力づくり、運動能力の向上を目指し、日々の継続した取り組みを進める。 保護者への共感的理解に立ちながら、家庭や医療との連携を密にした取り組みを進める。 学級やAさんについての、校内や地域での理解推進に努め、地域での生活の基盤をつくる。

イ 週指導時数と週時程表

領域・教科を合わせた指導			教科別の指導					
日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	国語	算数	体育	音楽	図工	合計
5	3	5	3	1	3	2	2	24

Aさんの様子から、音楽については、1時間交流、1時間学級単独で取り組むことにした。学級単独の音楽では、リズム遊びや歌遊び、楽器遊び、キーボード演奏などに取り組み、教師とかかわりながら、個に応じた学習ができるようにした。

	月	火	水	木	金
	持ち物の整理後、交流学級の朝の会に、部分参加する。(挨拶・歌・日直のスピーチ)				
1	日常生活の指導(着替え・朝の会・リトミック・Aさんと先生のお話コーナー)				
2	体育(交流)	音楽(学級)	体育(交流)	音楽(交流)	体育(交流)
3	生活単元	遊びの指導	図工	遊びの指導	遊びの指導
4	生活単元	生活単元	図工	生活単元	生活単元
	給食(全校でランチルーム形式。交流学級児童とともに食べる)・昼休み・清掃				
5		国語	国語	算数	国語

留意点

一日の生活の流れがAさんにとって見通しのもちやすいものとなることを考え、交流の時間となる体育や音楽の時間を2時間目に抑え、3・4時間目にはゆったりと1日の中心の活動ができるようにする。網掛け部分(学級単独で担任と活動する時間)については、Aさんの活動の流れや気持ちのつながりを考えて、柔軟に運用していく。

担任以外の教師が指導する時間を2時間(表の)設け、それぞれの教師の個性を生かしながら、Aさんとともに楽しむことのできる活動に取り組んでもらうようにする。

教師の身体の動きをまねたり、Aさんの好きな感覚遊びを取り入れながらスキンシップすることで、情緒の安定を図ったり、コミュニケーションの楽しさを感じたりすることができるよう、日常生活の指導の中に、20分間のリトミックを取り入れる。

朝の会の中に、「Aさんと先生のお話コーナー」を設け、担任との言葉のやりとりを録音し、聞いて楽しむ。取り上げる内容は、連絡帳により伝えてもらったこと、前日の活動で楽しかったこと、好きなテレビのことなど、担任が大まかな内容を把握できており、Aさんが興味をもっているものにする。必要に応じて、絵や写真などを用いる。

指導にあたって

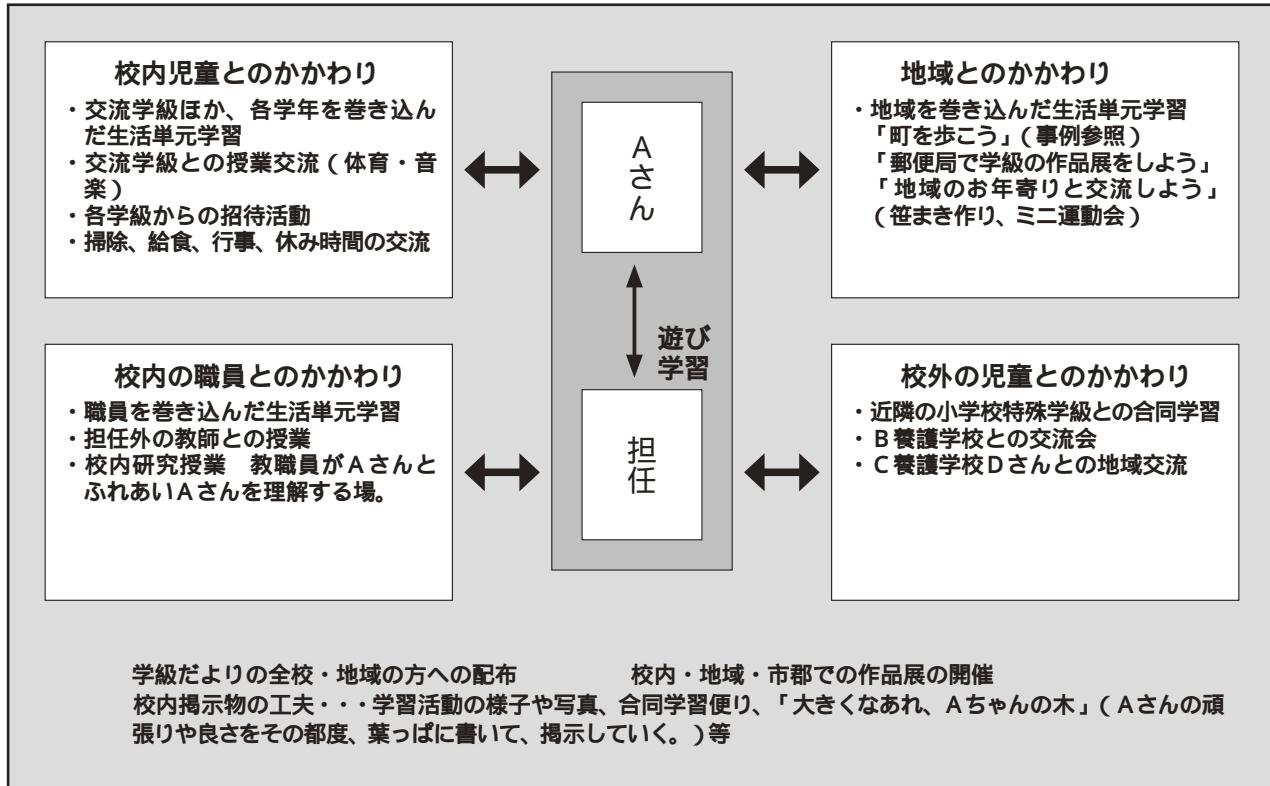
Aさんと人とのかかわりの場を、図のように考え、学校の教育活動全体で取り組むことにした。

図の 担任といっしょに遊んだり活動したりする中で、コミュニケーションの楽しさや言葉で伝え合う楽しさを経験し、人にかかわろうとする気持ちや言葉を育てていく場。

図の 人といっしょに楽しい経験をしたり、集団での活動の雰囲気を楽しんだりするとともに、具体的な場面の中で、言葉でのやりとりの仕方や集団でのルールなどを学ぶ場。
・・・直接的な交流・理解の場

図の Aさんのよさやがんばり、学校生活の様子について情報を提供する場
・・・かかわりのきっかけとなる間接的な交流・理解の場

《Aさんと人とのかかわりの場》



《指導内容》

以下は、生活単元学習、遊びの指導、国語の学習活動の中から、人とのかかわりやコミュニケーションに視点を当てたねらいと、かかわりの深いと思われる活動内容について、抜粋したものである。

	ねらい()と支援()の方法	活動内容
生活単元学習	<p>人といっしょに活動を楽しみ、かかわりや言葉を広げる。 好きな活動をたくさん取り入れ、期待や意欲をもって活動できるようにし、Aさんが自分から人を誘ったり、はたらきかけたりしやすい状況、Aさんのよさや頑張りが伝わりやすい状況をつくる。その中に、人との具体的なかかわりの場を設定する。(例、学級だよりを手渡す、用件を伝える、レストランに招待するなど。)</p> <p>絵や写真などを選択肢として用意することで、Aさんの思いを正確に汲み取り、単元の中に生かすようにする。また、これらの支援を意欲や見通しのためにも役立てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 郵便屋さんになろう(学級だよりに絵を描き、印刷した後、ゴーカートを運転し全教室に配布する。) 1年生、ようこそ 学級へ (パネルシアター発表) 牛乳パックの船を作って遊ぼう(1年生と交流) 学級の劇を発表しよう (2年生・教職員との交流) 6年生卒業おめでとうカレーパーティ (6年生と交流) B養護学校との交流・C養護学校Dさんとの交流 町を歩こう(展開例参照) お料理を作って、友だち・先生・お母さんを招待しよう お楽しみ会をしよう(各学級と交流)
遊びの指導	<p>担任とかかわって遊ぶことや、いっしょに物を介して遊ぶことの、楽しさや充実感、満足感を味わい、自分から人にかかわっていこうとする力を育てる。</p> <p>Aさんの好きな揺れや回転など感覚的な刺激を遊びに取り入れたり、ファンタジーの世界を楽しむ力を生かしたりして、内容を組む。Aさんのペースに合わせ、楽しさを共有しながら、担任としっかりかかわって遊ぶ中で、自分から担任を誘ったり、要求したりする場面を引き出していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごっこ遊び(Aさんが興味をもっている実生活での場面や、テレビや絵本の場面を真似し、言葉や動きでのやりとりを楽しむ。) スクーター・ボード遊び(担任に、引いてもらったり回転させてもらったりして、楽しむ。また、その役割を交代する。電車に見立て、ごっこ遊びに発展させる。) ゆらゆら遊び・ぐるぐる遊び・手遊び・歌遊び(身体を揺らしたり、回したり、膝に乗せたり、くすぐったりするなど、担任とAさんが直接かかわりあって遊ぶ。)

<p>国語</p> <p>語彙を増やすとともに、言葉を使ってやりとりする力をつける。</p> <p>表現を受けとめ应えたり、経験や思いを言葉にしたりしながらかかわることで、話したいという気持ちを育てていく。</p> <p>言葉のやりとりをするための手がかりとなる写真や絵を用意し、理解や意欲、集中力につなげていく。</p> <p>パターンを楽しみ、模倣を楽しむAさんの強みを生かし、劇遊びやパネルシアターを取り入れる。言葉でのやりとりを楽しむことができる内容を選ぶようにする。生活単元学習等で発表の場をもち、Aさんの魅力が周囲に伝わるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真日記（楽しかったできごとの写真を見て、Aさんが指差したり、つぶやいたりしたことに、共感したり反応したりしながら、経験や気持ちを言語化していく。） ・劇遊び（お話の中の好きな部分を取り上げて、2人で役割を演じる。）・パネルシアター（レストランや病院を舞台にしたものなど、2人で言葉でのやりとりがしやすいもの）・読み聞かせ <p>写真日記、パネルシアターは、朝の会の「Aさんと先生のお話コーナー」（週時程表参照）とともに、有効であった。</p>
--	--

実践事例

ア . 生活単元学習 「町を歩こう」

イ . ねらい

簡単な見通しや自分なりの思いをもち、楽しんで活動する。

地域を歩き、人や自然やものとふれあう中で、好きな場所や好きなことをたくさん見つける。

地域の人とふれあい、そのかかわりを楽しんだり、自分の思いや要求を言葉や動きで相手に伝えたりするとともに、具体的な場面を通して、社会生活上のルールやマナーの習慣化を図る。

さまざまな場所を散歩することを通して、運動能力と体力の向上を図る。

ウ . 支援の方法

地域を歩くことで生まれるさまざまな活動について、Aさんとともに楽しむ。Aさんの言葉、表情、動きなどの表現を受けとめ反応したり、Aさんの思いや動きを言語化したり、担任の思いを言葉、表情、動きに表したりしながら、共感的にかかわる。

具体的な人とのかかわりの場面で、コミュニケーションの方法や対人関係上のマナーやルールを具体的に示していく。すべきでないことについては、「あとでね。」「がまん。がまん。」「見るだけ。」といった短い言葉とともに、手を添え行動をとめて、繰り返し伝えていく。

Aさんのペースに合わせてかかわることを心がけ、ゆったりとした時間設定をする。

主な場所の写真を貼り付けた、学校周辺の地図を用意し、自分で行き先を選んだり、自分の意思を表現したりできるようにするとともに、見通しがもてるようにする。また、新たな場所や楽しかった活動の写真をその都度貼っていき、活動の記録としても利用する。

保護者と担任それぞれのAさんや地域に対する願いを話し合い、単元を進める。また、親しくなった地域の人に学級通信を配ったり、生活単元学習の活動に招待したりして活動を広げる。

エ . 活動の実際 （年間を通じて毎週月曜日の3、4時間目に設定。活動の流れは、次のとおり。）

どこにいこうかな。地図を見て行き先を決めよう。

・本時の学習に見通しをもつ。・地図を指したり、言葉を使ったりして、行きたい場所を担任に伝える。

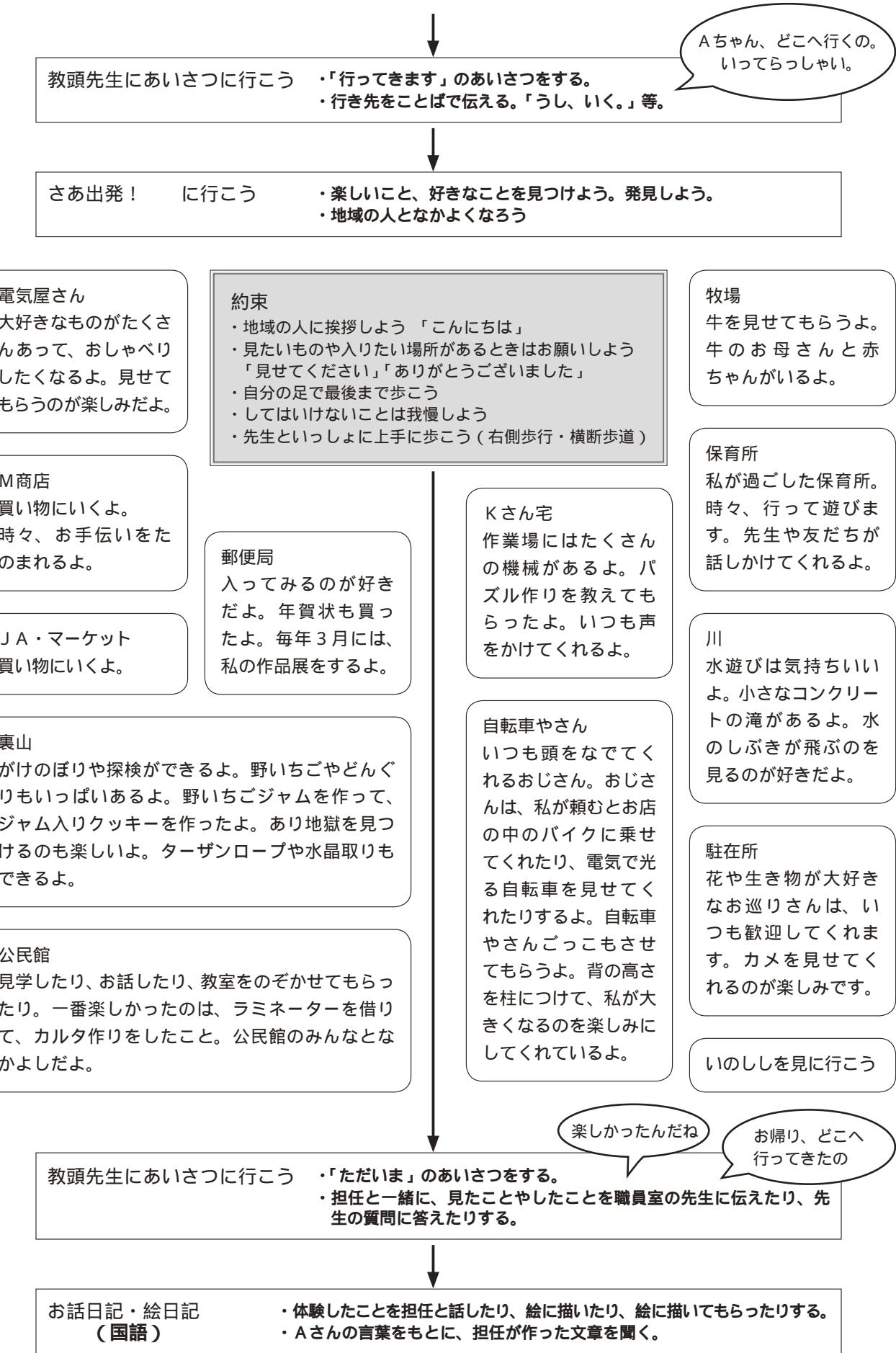
・身じたくをする。（持ち物、帽子等の準備）

《行き先の決め方》

「今日は買い物に行こう。どこのお店にいきますか。」・・・目的を伝え、Aさんが場所を選択するとき

「Aちゃん、今日はどこに行きたいですか。」・・・Aさんが自分で活動を決めるとき

「きょうは 行って、××しよう。賛成かな。」・・・担任がねらいをもち、場所を示すとき



(第2章第2節の6参照)

(2) 多人数の学級

学級の実態

本校には、現在知的障害学級1学級の他に肢体不自由学級1学級、病弱学級1学級がある。児童は比較的軽度の知的障害児であり、1年生1名（Aさん）、2年生1名（Bさん）、4年生1名（Cさん）、5年生2名（Dさん、Eさん）、6年生1名（Fさん）の計6名である。1年から6年までという生活年齢差は大きいが、教科学習の内容もある程度理解できる子どもたちであり、精神年齢の差はあまり大きくない。しかし、通常学級から入級してきた児童も2名あり、新入生1名も迎え新しい学級集団のスタートである。

この6名の子どもたちのそれぞれの良さを引き出し、思いやりのある学級集団をつくり、子どもたちが生き生きと活動できる場を設定し、学校生活を楽しみにし見通しをもって取り組めるように考えてきた。そして、「できる」「できた」という体験を多く積み、自信を持って行動できるよう支援している。

児童の実態は、身体運動面から見るとやや小柄な児童が多いが、身の回りのことに配慮が必要なAさんを除いて、後の児童は自分のペースでできている。体を動かすことが好きな児童が多いが、Dさんは運動面が苦手である。知的活動面は1～2年生の学習内容をそれぞれの実態に応じて学習している。社会適応面では、言葉が不明瞭なAさん、特定な友だちとのトラブルが多いCさん、集団行動面は大変良いFさんなど、さまざまな個性があるので配慮が必要である。

教育課程の編成にあたって

ア．基本的な考え方

学級の教育目標及び経営方針

自分の考えを話せる子
仲良く助け合う子
根気強くがんばる子
いっしょうけんめい取り組む子

- ・自分のことは自分でやろうとする習慣をつける。
- ・仲間と共に活動する楽しさを体験し、友だちと助け合うことができるようとする。
- ・最後までがんばる態度を身につけさせる。
- ・分かる喜びやできる喜びを体験させ、自信を持って自分の考えを話したり、活動したりする。
- ・基礎的、基本的な学力の定着をはかる。

具体的に年間指導計画や時程表の作成にあたっては次のことを配慮している。

- ・集団、個別両方の指導形態の良さを取り入れ、生活単元を中心とした集団でのダイナミックな活動と教科別学習を中心とした個別学習の両方を取り入れ指導している。
- ・児童の実態や保護者の希望を考慮し、各学年の通常学級との交流学習も実施している。通常学級の担任との連携を密にし、交流学級での学習実態の把握に努めている。交流学習の単元によっては、学級で個別に学習する場合もある。
- ・週時程の作成において、学級の全員がそろって活動できる時間が必要だと考え、1、2校時に取り入れた。そのため4月当初の時間割編成の際、本学級を優先して考えてもらった。学級としての仲間意識を育てるためにも、一緒に活動する場面は大切である。

- ・肢体不自由学級や病弱学級の児童との交流も大切だと考え、一緒に活動する時間を週1時間とっている。

以上のように、学級内の発達年齢差による指導の困難性を少しでも解消するよう計画し、年間指導計画や週時程表の作成に取り組んでいる。

イ. 週時程表

	時 間	月	火	水	木	金
	8 : 50		連 絡 帳 の 提 出・トイ レ			
1 ・ 2	9 : 05		日 常 生 活 の 指 導			
生 活 单 元 学 習						
	10 : 25		(自由あそび)			
3	10 : 50	国語 1体育2音楽 5総合6総合	算数 1体育2図工 4音楽6総合	国語 1体育2音楽 4図工	国語 1音楽4体育	算数
4	11 : 40	算数 4総合5音楽 6体育	国語 1図工2図工 4体育6総合	算数 5体育6音楽	算数 2体育5家庭	国語 2体育
	12 : 25					
		給食・歯みがき・昼休み・そうじ				
5	13 : 55	国語	算数 1音楽2体育 4総合	国語 5総合6体育	国語 5総合6家庭	国語 4体育6音楽
	14 : 40	4音楽5体育				
6	14 : 45		4総合 5体育6図工	委員会 クラブ	国語 5図工6家庭	
	15 : 30					

表内の数字1～6は学年を表す。例えば月曜日の5時間目は、4年生のCさんは音楽の交流授業に行き、5年生のDさんとEさんは体育の交流授業に行き、他の3人は国語の授業をクラスです。

コメント

教育課程を計画するに当たって、事前に保護者との話し合いを持ち、共通理解を図って計画した。総合的な学習の時間については、交流学習の他に特殊学級の中で個別に指導したほうが適切な場合があるので、配慮する。

それぞれの児童は交流学級で給食を食べている。この他に、情報交換をしたり、仲間意識を深めるため、週1回は特殊学級で交流給食会を開き、通常の学級の子どもたちをグループごとに招いている。

ウ・年間指導計画例

指導形態	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事等	始業式 入学式 地区児童会 参観日、遠足	1年を迎える会 家庭訪問	春季体育大会 観劇 地区児童会 交通安全教室 終業式	大掃除 地区児童会 交通安全会 終業式	始業式 修学旅行 6年 写生会 参観日	大山合宿 5年 遠足 さつまいも収穫	市郡音楽会 学習発表会 つ子祭	地区児童会 個人懇談 大掃除 終業式	始業式 地区児童会 参観日	一日入学 卒業式 6年送る会 地区児童会 修了式	卒業式 6年送る会 地区児童会 修了式	
日常生活指導	基本的な生活習慣 ・換気、排泄、整理整頓 ・はんかち、ちり紙、今日の予定、帰りの会(連絡帳)											
教科領域を合わせた指導 生活単元学習	すなほ タイム	• 衛りづくり(1 h)・お手紙(1 h) • Eさん誕生日(4 h) • Hさん激励会(1 h) (4 h) • 飾りづくり(1 h) (魚つり)										
	なかよし タイム	• Aさんの歓迎会(12 h) • 町探検しよう(20 h) • クッキー作りをしよう(10 h) • 栽培学習(どうもろこし)(6 h) • 市合同学習 (さつまいも苗植え)(4 h)										
国語	A児 D児	ひらがなの読み書き・言葉あそび・話す力 詩の音読や視写・文章の内容理解・作文学習	B児 E児	簡単な文章の読み書きと内容理解・カタカナ 詩の音読や視写・文章の内容理解・作文学習	C児 F児	簡単な文章の読み書きと内容理解・カタカナ 詩の音読や視写・文章の内容理解・作文学習・ローマ字						
算数	A児 D児	1対1対応・5までの数 繰り上がり、繰り下りが1回ある計算・筆算・かけ算	B児 E児	20までの数の計算・時計 3桁の計算・かけ算・わり算	C児 F児	繰り上がり、繰り下りが1回ある計算・お金・かけ算 繰り上がり、繰り下りが1回ある計算						
音楽	1、2、4、5、6年の教育課程に準ずる	A児、B児 みんなの声に合わせて歌ったり、身体表現をしたりする。 D児、E児 歌い方を工夫したり、リコーダー演奏をする。			C児 F児	音楽を楽しみ、リコーダー演奏をする。 気持ちを込めて歌ったり、楽器を演奏したりする。						
図工	1、2、4、5、6年の教育課程に準ずる	A児、B児 感じたことや思ったことを表現する。 D児、E児 色づかいや筆の使い方に工夫して表現する。			C児 F児	自分の思いをもつて楽しく描いたり作ったりする。 材料の特性を生かし、描いたり作ったりする。						
体育	1、2、4、5、6年の教育課程に準ずる	A児、B児 友だちと楽しく運動する。B児 自分でクループのめあてを持って運動する。	D児、E児		C児 F児	約束を守って、楽しく運動する。 運動の仕方を工夫し、めあてをもつて取り組む。						
家庭	5、6年の教育課程に準ずる	D児 貰い物の仕方や食事作りに同心をもち、朝食のおかずを作る。	F児		E児	家庭の仕事に同心をもち、小物を縫ったり、調理したりする。						
総合的学習	• 4年、5年、6年と交流学習 4年 未来につなげよう 5年 発見！日本の主食 6年 いきいきキャンプ活動、平和な21世紀を願って、世界の朝食パーティをしよう											
		C児 伯太川に興味をもち、一緒に活動する。 D児、E児 友だちと一緒に米を育て調理したり、お年寄りの世話をする。										

実践事例（通常学級との交流が多い場合）

ア．はじめに

本学級は、保護者の願いや児童の実態から通常学級との学習や活動を共にすることを多く取り組んでいる。本学級の他に、肢体不自由学級と病弱学級があるため、全教職員で共に学ぶ仲間として障害児を理解し、自然な交流ができるよう理解教育を実践している。当初は、あまりかかわりをもとうとしなかった子どもたちが、「いっしょに遊ぼう。」「車いす、運んであげる。」など自分の方から声をかけてくれるようになってきた。

しかし、「なかよしタイムでは、どんな学習してるの？」「この子の話したこと分からんよ。」などの質問があるように、具体的には、本学級の様子を知らない子が多い。そこで、お互いのことをよく知り合うことが大切だと考え、いくつかの交流の場面を計画し実践してみた。お互いの心に“思いやりの心”や“共に生きようとする心”が育ってくれるよう願いながら活動してきた。それぞれの子どもが通常学級での交流学習をスムーズに進めていくためには、どのようにしたらよいかを考え取り組んでみた。

イ．教職員への取り組み

教育課程をどのように理解してもらったか

本学級が児童の特性に応じて活動していくためには、全員そろっての活動の時間が取れることが重要であると考え、毎日1校時～2校時は6人全員そろるように計画した。そのために4月当初の時間割編成の際、本学級を優先して考えてもらい、みんながそろえる時間を確保して取り組んだ。

交流学級での学習への配慮

交流学級での学習に参加する児童が伸び伸びと活動していくためには、交流学級の担任が児童の特性を理解していることが必要である。そのため、本学級担任は交流学級の担任と事前に児童の実態や保護者の願い、前年度の交流の実態などを資料にし、児童のことをよく知つもらうよう話し合いをもった。その上で、児童が交流する教科や場面について話し合いをし、効果的な学習が展開されるよう計画した。そして、6人の児童について交流する教科の具体的な目標を決め、学習のめあてを明確にして取り組んだ。

通常学級への働きかけ

本学級で学習する児童について、全校児童に正しい理解をしてもらうため、各学級で本学級の役割を話してもらう。具体的には、本学級は、「児童の実態に応じて、学習や社会生活が高まるよう指導していく学級であること」「学習や生活に個別的な支援が必要な児童の学級であること」などである。

特に、学年途中から入級する児童については、通常学級の児童の仲間意識が持続するよう配慮が必要である。

個別的な配慮が必要な児童についての研修

本学級の研究授業をもち、児童の理解や生活単元学習についての研修を深める。また、通常の学級における個別的な配慮が必要な児童に対して、全教職員で研修会をもち、支援のあり方や周りの児童への対応に共通理解を図った。とくに、「A D / H D児への支援のありかた」についての研修を深めた。

ウ．児童への取り組み

さまざまな交流の場の設定

交流の場面として、教科の学習の他に、給食、児童会、特別活動、行事、掃除、休憩時などの場がある。児童は、友だちの助けや担任の支援により共に活動している。ときには、本学級担任もいっしょに参加し学習の支援をする場合もある。

本学級担任による学級紹介

本学級や肢体不自由学級や病弱学級の紹介ビデオを全校児童に視聴してもらい、担任が説明したり、全校児童に感想を話してもらったりした。中には、「本学級の勉強を簡単でいいなと以前は思ったが、みんなのがんばりが分かり自分も何に対してもいっしょうけんめいやろうと思った。」など自分のこととしてとらえている児童もあり、共感が広がっていった。

また、校内で作品展を開催し、全校の児童や保護者のみなさんにも参観してもらった。

作品展

◆ 校内合同作品展の感想より



・牛乳パックで作った家は、大変そうで外や中に色のついた紙をくっつけてすごかったね。（3年女子）



・今日、ぼくは本気になれば何だってできるんだな～と思った一日でした。今度、ぼくも何かにチャレンジしてみたいです。（6年男子）

・みんなのすてきな作品を見て、あったかい気持ちになりました。

（P）

通常学級における実践

通常学級でも、学級活動や道徳の時間に障害児（者）理解のための授業を全学年で取り組んでもらった。その実践は、本校の研究のまとめにも掲載している。

エ．地域・保護者へのはたらきかけ

保護者への配慮

児童の指導目標や指導内容を計画する前に、本学級の保護者に対して「学校生活・学習に関するアンケート」をお願いし、保護者の方の意見を生かして個別の教育計画を作成した。作成後、保護者と懇談の機会をもち、さらに意見を述べてもらったり、感想を聞いたりして個別教育計画を修正して実施した。

3つの特殊学級だよりの発行

全校の保護者に向けて、特殊学級の児童の様子やイベントの案内を知らせる便りを月1回発行している。この便りでは、それぞれの児童のがんばっている様子や学級の学習の様子やかかわりのある児童の紹介などを掲載し理解の一助にしている。（次ページに便り掲載）

市郡特殊学級作品展への案内

保護者・地域の方に市郡特殊学級作品展への案内状を出し、参加を呼びかけ多くの人に見てもらうことができた。

だより

みんな、ながよく、手をつなげ、かぶら心も、和やかに

小
特殊学級便り
NO.7
H 14.12.25



○○学級作品展を終えて・・・ ご参観ありがとうございました

2学期末のお忙しい時に、学級作品展をご覧いただきまして、ありがとうございました。

学級の子どもたちは、全校のみんなを始め保護者のみなさま、先生方に観ていただき、ちょっとびり照れながらもうれしく思っています。

3学期には、市郡の作品展があります。それに向かってさらに、充実したものにしようと話し合っているところです。

保護者のみなさまや子どもたちからすてきな感想をいただきました。勝手でしたが以下に掲載させていただきました。



- 牛にゅうパックで作った家は、たいへんそうで外や中に色のついた紙をくっつけてすごかった。(3年)

- みんなの作品は私達にはとてもまねできません。これからもみんなをびっくりさせる作品を作ってください。(5年)

- 今日、ぼくは本気になれば何だってできるんだな~と思った一日でした。今度、ぼくも何かにチャレンジしてみたいです。(6年)

- みんなで力をあわせて作ったんだね。ていねいにしていて「すご~い!」と思いました。クリスマスのかざりもきれいでした。(2年)

- みんなの学校生活が目にうかびます。みんないい顔をされているし、力強さがうかがえます。写真からも同級生のやさしさがうかがえます。(P)

- みんなのすてきな作品を見て、私も子どもたちと似たようなものを作ってみようと思いました。あつたかい気持ちになりました。(P)

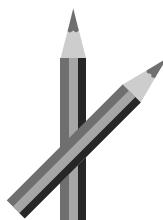


(この他たくさんの感想をお寄せいただきました。ありがとうございました。)



< 学級の子どもたちの感想 >

- マフラーをがんばった。みんなが来てくれてうれしい。(Fさん)
- お話が完成してうれしい。(Dさん)飾るときおもしろかった。(Cさん)
- たくさん的人が来てくれてうれしかった。(Eさん)
- Dさんのゲームがおもしろかった。(Bさん)



(3) 生活単元学習

① 学級の実態

本学級は、1年生男子2名、3年生女子1名、6年生男子1名の計4名で編成されている。生活面では、ほぼ身辺は自立している子がほとんどだが、排泄が確実でなく時々小便が漏れてもそのまままで平気な子、ダウン症候群で指先の力が弱く衣服のボタン、紐結びや給食の袋あけなどの場面で手助けがいる子、軽い自閉的傾向があり友だちの言動が気になりつい手が出てしまう子、幼児音が残り依頼心が強い子など実態はさまざまである。

学習面では、ひらがな50音の読み書きは4人ともほぼできる。実態にあわせ漢字や簡単な文章の読み書き、読解の学習にも取り組んでいる。算数でも繰り上がりの足し算に取り組む子、3ケタの数の位取りに取り組む子、かけ算九九に挑戦している子とさまざまである。

発達段階の違いから気持ちの伝え方や人とかかわり方もさまざまだが、4人ともとても明るく人なつこく、またいろいろなことに興味を示し意欲的に取り組むことができる。仲間意識もできつつあり、トラブルもあるが困っている友だちを助けたり、思いやりのある言葉もよく聞かれる。また、クラス以外の友だちや先生にも自分からかかわっていく姿も見られ、人とのかかわりが広がりつつある。

② 教育課程の編成にあたって

教育課程を編成するにあたっては、本校の特殊教育全体計画に基づき、一人一人の実態にあわせ個別の指導計画および個別の年間指導計画を作成し週時程を組むようにしている。

作成する手順は次のようにしている。

（例）1年生A児の場合

保育所、幼稚園からの情報を得る（連絡会や就学前の教育相談などで）

入学後の実態把握

保護者へのアンケートを実施（保護者のニーズを把握）

長期目標および短期目標の設定 保護者への提示、確認

年間指導計画の作成

週時程表の作成（主な枠組みは年度当初に決める）

こうした過程を経て週時程も決まる。時程の作成にあたっての考慮点については、多人数学級の指導例を参照。

③ 教育課程表

特殊教育全体計画（途中まで省略）

松江市立 小学校

教科別指導		領域・教科を合わせた指導	領域別指導
国語	日常生活に必要な話す、聞く、読む、書くといった基礎的な力を養う。 個に応じた言語能力と伝え合う力を高める。	《日常生活の指導》 ・基本的生活習慣の確立（着脱、排泄食事、洗顔、歯磨き、手洗い、掃除等） ・朝の会、連絡帳書き、帰りの会を充実させ、1日の学校生活の流れを理解し、見通しをもった生活ができるようにする。	《道徳》 特設の時間や教育活動全体を通して、人とかかわり思いやりの気持ちや仲間意識、自らを高めていくとする実践力を養う。
算数	日常生活に必要な数の力を養い、生活に生かそうとする態度を育てる。	・朝の運動（ひまわりタイム）の取り組みにより、継続的に体力作りを行うとともに、サーチット、ゲームを通して基本的なルールやマナーを身につける。	《特別活動》 委員会、クラブをはじめ縦割りそらじや全校活動などに積極的に参加することで望ましい人間関係を養う。
生活	自分の身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、生活上必要な習慣や技能を身につけ自立への基礎を養う。	《生活単元学習》 ・学校生活のメインの活動として位置付けさまざまな課題を単元化して取り上げ、見通しをもって自ら課題に取り組み、自分の生活を切り拓いていく力をつける。	自立活動
音楽	音楽の美しさや楽しさを味わい、自ら表現しようとする力を養う。	・活動をやり遂げる成就感を味わい、豊かに生きていく基礎となる力をつける。	それぞれの児童の実態を把握し、障害の状態の改善及び障害に随伴してみられる配慮を必要とする様々な状態の改善を目指し、特設した時間および教育活動全体を通して取り組む。
体育	基礎的な運動に取り組み、運動を楽しみながら健康の増進と体力の向上を図る。		【肢体不自由】（特設の時間） 1日1時間、体の取り組みの時間を設け、筋力強化を図ったり、自己コントロールができるようにしていく。
図工	絵をかいたり、工作したりする活動を通して物を創り出す楽しさを味わい、自分を自由に表現する。		【難聴】（特設の時間） 手話やボディーランゲージなどコミュニケーション手段の拡大を図るとともに可能な限り聴力の保持のための取り組みを進める。
家庭	調理や裁縫などの活動を楽しむとともに、基礎的な技術を身につける。家族の一員として役割をもち、実践していく態度を養う。	総合的な学習 自分を取り巻くさまざまな課題に対して、自ら学び、考え、問題を解決していく力を育てる。	
環境の整備・充実		地域・保護者との連携 ・日々の連絡帳や学級便りにより情報を交換し連携を深める。 ・地域との交流活動を積極的に進め仲間を増やしていく。	教職員との連携 ・授業に担任外の先生に入ってもらうことにより、連携を深め啓発を図る。 ・学級便りを全教職員に配るなどオープンな学級経営を図る。

本校には、知的障害学級、肢体不自由学級、難聴学級の3つの特殊学級が設置されている。

④ 指導事例

学級生活単元学習指導案

- (1) 単元名 幼稚園のみんなとなかよし秋ランドであそぼう
- (2) ねらい
- ・秋の自然物やいろいろな材料を使って、自分たちのランド作りの活動に自分なりの見通しをもって取り組む。
 - ・いろいろな場面での活動を通して自分たちで考えて解決したり、工夫したりする。
 - ・幼稚園のみんなとかかわる中で相手の気持ちを思いやり、親切にしたり、助け合ったりする。
- (3) 単元について

本単元は、隣にある幼稚園との交流を取り上げて設定したものであり、一昨年度から取り組み始めたものである。これまでの交流は校内の交流学級を中心にして進めてきたが、これからは地域へ出て交流し新しい関係を作っていくことも必要ではないかと考え、一番身近な地域である幼稚園との交流を始めたものである。

ふだんの校内の交流では、「どうしても本学級の子どもたちは、『～してもらう』『～会にいっしょに参加する。』といった言わば受け身の立場になりがちである。今回の交流相手である幼稚園の子は、自分たちよりも幼い相手であり、ことばだけでは理解できなかつたり自分たちのペースでは予想できないことが言動に表れたりする。子どもたちが相手の立場に立って思いをくみとろうとしたりして試行錯誤しながら交流できるいい機会になるのではないかと考えた。子どもたちにとっては弟、妹にあたり「～してあげたい。」「お世話をしたい。」という相手になる。また、幼稚園の子に注意したりする場面もあると思われる。こうしたメリットを生かし、「弟や妹たちとなかよくなろう。」という気持ちで活動に取り組んでくれたらと考えて計画してきた。

一昨年度は、「なかよくなろう会」に招待し、劇を見せてあげたり、ぜんざいをごちそうしたりした。喜んで迎え、楽しく過ごすことができたが、交流機会も少なく、また1対1でのふれあいがもてず深まりは今一つだった。

昨年度はさらにふれあいを深めるために招待型ではなく一緒に祭りを創り上げる形にして「おみせまつり」に取り組んだ。まず幼稚園へいって「いっしょにおみせ祭りをしよう。」ともちかけるところから始め、お祭りの日を決めてそれに向けていくつかのグループに分かれておみせ作りを進めていった。たくさんの友だちとかかわりながらいっしょにおみせ作りを楽しむとともに、困っている友だちを助けたり、おみせ作りの提案をしたり、うまくいかずに困ったり、トラブルになったり、それを自分たちの力で解決していったりするような姿が見られた。

そこで、今回は、一緒に活動を創りあげるという昨年度の形態を生かし「なかよし秋ランドであそぼう」という単元を計画した。昨年度は空容器やダンボール、包装紙、発泡スチロールなどの素材を使ったが、今回は秋の自然に目を向け、木の実やはっぱ、つる、枝、木切れ、石、虫など自然物を中心に使いたいと思う。そうした素材を自由に使い、友だちとかかわりながら遊んでほしい。まず、一緒に秋の野山へ出かけ、さまざまなものを見つけて遊んだ後、持って帰りたい。それからみんなで相談し、例えば『楽器ランド』『ごちそうランド』『ごっこランド』『おみせランド』などいろいろななかよしランド作りに自分なりの見通しをもって取り組み、満足感や成就感を味わってほしい。さらに、昨年度の経験を生かし、幼稚園児への言葉がけの仕方、困っている子への援助の仕方、トラブルの解決の仕方など試行錯誤しながら考え、責任感や思いやりの心をもって接しながら活動を進めていってほしいと考えている。

指導に当たっては次のことに配慮していきたいと考えている。

《よりよいかかわりをうながすために》

- ・自分たちの方から一緒に遊ぼうと声掛けしたり、困っている友だちをお世話したり、時には注意もしたりするようななかかわりや、自分たちでなかよしランドを創りあげていく姿勢を大切にしていきたい。そのために手だし、支援はなるべく控え子どもたちの自由な発想にまかせるとともに試行錯誤したり、トラブルを起こしたりする場面もなかかわりを深める場面としてとらえたい。
- ・最後にはお客様を招いてなかよしランド祭りを開き、それぞれが店番やお客様にもなり、ランド作りではなかかわりの少なかったほかのグループの友だちともなかわれるようにしたい。
- ・本単元に入る前に、休憩時間を利用して何回か幼稚園に遊びに行って顔見知りになり、単元でのなかかわりがもちやすくなるようにしたい。

《見通しをもって活動できるように》

- ・活動が1回1回とぎれないように場を「 学級」に固定し、毎回そのままの形で残したい。
- ・見通しをもちやすいように単元全体の日程表を用意したい。
- ・各時間の始めにはそれまでの活動を振り返り、見通しがもちやすくなるようにしたい。
- ・自由な発想で活動できるように、自然物のほかにもいろいろながらくた素材や道具を用意しておきたい。

《一人一人の実態に合うように》

- ・A児…友だちとのやりとりの中でわがままやトラブルが起ることが考えられるので解決できない時は教師が関わりの仲立ちになりたい。
- ・B児…言葉でのコミュニケーションが取りにくいので、気持ちが伝わらず困ったりした場面では教師が間に入って伝えたい。
- ・C児…活動のペースがゆっくりになり、他の子や幼稚園の友だちとあわない時は教師がかわりの仲立ちになって支えたい。
- ・D児…年長者としての意識をもたせ、単元の初めからなかよしランド全体への見通しももたせるような声掛けもしていきたい。
- ・E児…初めての幼稚園との交流なので慣れるまでに時間がかかるかもしれないが、なかわりを無理強いせず見守りたい。また単元の初めから年長者としての意識ももたせたい。

(4) 単元指導計画（全22時間）

第1次	秋のなかよしランドであそぼう	(相談 小)	②
第2次	りす組にさそいにいこう	(幼)	①
第3次	秋の野山でいっしょにあそぼう	(校 外)	②
第4次	みんなでなかよしランドで使うものを取りに行こう	(校 外)	②
第5次	なかよしランドを創ってあそぼう ・楽器ランド・ごちそうランド・ごっこランド ・おみせランド・おもちゃランド・かざりランド など	(小) (本時9・10/10)	⑩
第6次	なかよしランドにあそびにおいでよ	(小)	③
第7次	楽しかったね	(小)	②

(5) 本時の学習

- ① 本時のねらい
 - ・自分のグループのランドへの見通しをもって、進んで活動に取り組むことができる。
 - ・いつしょにランドで遊ぶ中で、幼稚園の友だちと自分から関わりをもち、声をかけてみたり、道具や材料をいっしょに使ったり、注意したり、お世話したりすることができる。

② 個別の実態とねらい(省略)

③ 展 開

活動の流れ	全体への支援と準備	A	B	C	D	E
・予定表で活動を確認する。 きょううちも幼稚園のみんなが来るよ、迎えよう。 ・幼稚園のみんなを迎える。	・予定表 ・みんなで優しく迎えるよう、教師も一緒に声がけし、教師がそばにいて、一緒に迎える。	・挨拶ができやすくな るよう、教師がそばにいて、一緒に迎える。	・自分なりの表現で歓迎している気持ちは伝わるよう、教師も近くで共に迎えて園児に伝える。	・友だちへの気持ちを表現しやすいように、教師も近くで共に迎える。	・前回までを振り返り、幼稚園の子への言葉がけを自分で考えさせる。	・前回までの言葉がけを自分で考えさせる。
・お世話をすることをする。 きょううちもながよしランドで遊ぼうよ。 ・それぞれのランドに分かれ、作ったり、遊んだりして、活動に取り組む。 <予想されるランド> ○ 楽器ランド ○ ごちそうランド ○ おうちごっこランド ○ おみせランド ○ かぎりランド ○ おもちゃランドなど	・ランド作りの材料や道具(枝、つる、木の実、葉っぱ、石、木切れ、虫など)(ダンボール、包装紙、ひも類、カップ、空き箱など) (木工用ボンド、はさみ、のり、ガムテープ、セロテープ、マジック、ポスカ、クレヨンなど) ・教師もランド作りの仲間として一緒に活動する。 ・ほとんど完成したランドは、他のランドへも行ってみるように声をかける。	・自分で用意した材料や使いたい材料を選んで、作りたいものを決めてから活動に入るようする。	・自分たちのランドで今日することを、始める前に確認して、活動に入りやすくする。	・友だちとのコミュニケーションがとりにくくない時や、ベースが合わない時は、教師が共に活動しながら仲立ちする。	・自分がやりたいことに熱中しすぎて、友だちに意識が向かなくなったり、お世話をしたり起きるよう、声をかけて励ます。	・友達と協力して活動し、自分から声をかけたり、お世話をしたり起きるよう、声をかけて励ます。
・みんなで協力して片付けをする。 きょううはここまで。片付けをしよう。 ・みんなで協力して片付けをする。	・同じランドで一緒に作って楽しもうといふ気持ちはもてるよう見守り、困っている時には友達との橋渡しをする。	・自分のランドどっちが作って片付けができるよう見守り、困っている時は、声がけをして意見を聞いたり、元の活動へ誘つたりする。	・自分のランドどっちが作って片付けができるよう見守り、困っている時は、声がけをして意見を聞いたり、元の活動へ誘つたりする。	・自分なりのやり方で、作りたい物ができるよう見守り、どうしても難しい時だけ手助けする。	・出来上がりをイメージしながら、ランド作りができるよう、必要に応じて手助けする。	・みんなで楽しめるランドになるように、見通しをもって活動できるよう、必要に応じて声がけする。
・予定表を見て次の予定を確認させ、自分たちで力を合わせて伝えることができるよう見守る。	・BGM ・予定表を見て次の予定を確認させ、自分たちで力を合わせて伝えることができるよう見守る。	・材料や道具を丁寧に扱って片付けができるよう、教師も一緒に活動する。	・片付ける場所を決めて、その場所は責任をもつてできるようする。	・少しすつ全体を意識できるように、他のランドを手伝つてもいいことを伝える。	・少しすつ全体を意識できるように、他のランドを手伝つてもいいことを確認する。	・少しすつ全体を意識できるように、他のランドを手伝つてもいいことを伝える。
今度はりす組をなかよしランドによぼう。 ・りす組を呼ぶこひをきりん組のみんなに伝える。 幼稚園のみんなを送ろう。 ・友だちを見送りする。	・今度はりす組さんにも来てもらって、また一緒に楽しく活動しようとする期待感を持つ。	・自分のことばかり言えるように、その場で願いが言えるように、ゆっくり一度言ってみる。	・自分のことばかり言えるように、お願いが言えるように、ゆっくり待つ。	・きりん組さんにこの予定が正しく伝えられるように、予定表を見て確認する。	・きりん組さんにこの予定が正しく伝えられるように、予定表を見て確認する。	・きりん組さんにこの予定が正しく伝えられるように、予定表を見て確認する。

(4) 教科別の指導

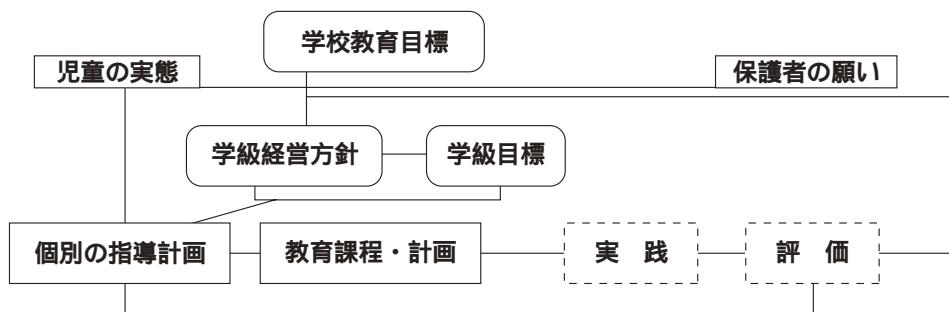
① 学級の実態

本学級の在籍は2年生男子1名(以下Aさん), 4年生女子1名(Bさん)である。言葉による意思の疎通が可能で、楽しく会話をしたり、一緒に遊んだりする姿が見られ、明るい雰囲気の学級である。

Aさんは好奇心が強い反面、自分が不思議に感じたり、試してみたくなったりしたときには衝動的な行動をとることもあるが、2年生の国語の教科書の音読がすらすらとでき、内容の読み取りも可能で、理解力がある。

Bさんは明るく素直な性格で、友だち思いである。しかし、目や耳から入ってくる刺激を整理することが困難であるために、きまりを覚えたり順序立てて考えたりする記憶や思考の力を必要とする学習は苦手である。

② 教育課程編成にあたって



児童が「楽しい」と実感できるような教育課程を編成したいと考えている。そこで読み書き計算の力の向上のために、個別学習中心の形態で繰り返しの指導ができるようにしている。しかし、「友だちを増やしたい」「大きな集団の中で生活ができるようになって欲しい」という児童や保護者の願いもあるので、児童の負担にならない範囲で交流学習の機会も設けている。また、各教科で学習した力を生活に生かしたり、考えたり、計画したりする楽しさを味わえるように生活単元学習も大切にしている。

③ 教育課程表

ア 時程表

学級	時間割									
	月		火		水		木		金	
学年	2年	4年	2年	4年	2年	4年	2年	4年	2年	4年
朝活動										
1	朝の会・スピーチ・歌・運動など				集会活動				朝の会・スピーチ・歌・運動など	
	クラスタイム(学活)								国	生 体・社
2	算	算	音	体			国	クラスタイム(生単)		
大休けい										
3	音	道	算	日生			算	体	算	算
4	国		体	算	書写・読書		日生	算	算・図	社・図
給食・休憩	交流学級へ				交流学級へ				交流学級へ	
そうじ					なし					
5	体・算	音・理	国	総	算	理		クラブ	図・体	図・理
6										国

イ 実際の教育課程表

		知的障害	
児童名 学年		A 2年	B 4年
区分	時数	年間授業時数	
教科・領域を 合わせた指導	日常生活の指導	35	35
	生活単元学習	70	70
	国語	210	210
	社会		35
	算数	245(一部交流)	180
	理科		90(交流)
	生活	35	
	音楽	70(交流)	60(交流)
	図工	35	35
教科別の指導	家庭		
	体育	70(交流)	90(交流)
	総合的な学習		70(交流)
道徳	学級活動	35	35
	クラブ活動		20(交流)
特別活動	自立活動	0	0
	年間総授業時数	840	965
年間授業日数		200	200

④ 指導上の留意点、配慮事項

児童が「生き生きと活動に取り組めること」「学習したことが生活に反映できること」の2点に重点を置いて教育課程を編成している。そのために、前年度の個別の指導計画の評価と今年度の保護者の願いをもとに、一人一人の生活や学習全般の個別の指導計画を作成する。この段階で、一年間の見通しを立て、つけたい力の焦点化を行う。次に、児童が主体的に取り組めるような学習内容を選択し、年間指導計画を立てる。そして、それぞれの活動で学習したことが現在もしくは将来の生活にどう生きていくのかを、教科と教科、教科と領域、教科と生活の関連から考えるようにしている。指導の実際については、学期末や保護者面談の折に目標と指導方法の評価を行い、それを保護者に示し、話し合いを通して、個別の指導計画に修正を加え、実践を見直しながら、児童の実態や保護者の願いにより近い指導のあり方を考えることを心がけるようにしている。

⑤ 指導事例

1 , 単 元 ゲーム『100をこえろ！』(算数)

2 , ねらい ・ルールと順番を守って、友だちとゲームを楽しむことができる。

- ・何十何という数は、十のまとまりの個数と端数の個数という数え方をもとに構成されていること、さらに百は十が10個集まった数であることを理解できるようにする。

3 , 単元設定の理由

本単元は、何十何という数は、十のまとまりの個数と端数の個数という数え方をもとに構成されていることを理解できるようにすること、そして、これまで学習した直感的な数の把握、加法（合併、増加）や減法（減少）を状況に応じて繰り返し使うことでそれらの力を定着させることをねらいとして設定した。

中心的な操作活動の「まとめると便利」といった状況は日常の生活場面でも起こってくる。そこで、十、百…と数がまとまることで同じ数字であっても示される位置が変わってくること、反対に同じ数字であっても位置する位によって量的な違いがあることを集合数として残すことで、数字が生活の中の数に生きていくと考える。

教材としては、厚さ1cmのタイル積木（市販教材）を使う。視覚認知優位型のBさんとCさんには広さとして、言語認知優位型のAさんは重さとして数の大きさを量としてとらえやすい教材であると考えた。また 加法（合併）の操作活動には自作のフラッシュカードを準備する。

ゲーム形式の学習形態としたのは、三人がコンピューターゲームやバトルカードゲームなどの対戦型の遊びに関心をもっていることから、楽しみながら数の学習をするのにふさわしいと考えた。

こうした「数と計算」領域の内容は、他の領域、特に「B 量と測定」や「D 数量関係」などの内容と深い関わりがあり、他領域を支え、同時に他領域に支えられているという関係にある（小学校学習指導要領解説 算数編 P.31）こと、また、数や数字を読んだり、個数を調べたり、大きさを比べたり、分けたり、配ったりする思考や行為は日常生活のいろいろな場面で活用されるものであるため、年間を通じて週に1時間程度、題材を変えながら指導している。

この学習の成果を試したり、確かめるために関連単元として生活単元学習で「文具屋さん（心のとも運動）をしよう」を並行して取り入れ 生活に生かすことも配慮しながら指導計画を立てた。

4 , 指導計画（全15時間）

月	合 同 单 元 (時間)	個別の指導内容			主な関連単元
		A	B	C	
4	りょうがえゲーム (8)	・2学年の内容	・時計を読もう ・ものさしを使おう		よもぎ団子を作ろう (生単)
5					牛乳パックの船作り (生単)
6	・10までの合成分解 ・大小関係				
7					
9	ゲーム『100をこえろ!』 ①カードで足し算 速く答えを見つける方法を考える。 (1) ②101,102,...110,111 ...の書き方 読み方。(1)		・3桁の数を読もう ・3桁のおよその数	・時計を読もう ・ものさしを使おう	

10	③ゲームをしよう。(本時7/10) ④銀行役を交代でする。(3)	・4桁の数を読む ・4桁のおよその数	文具屋さんをしよう (生単)
11 12 1 2 3	ルーレットゲーム ⁽¹⁰⁾ ・2倍 3倍に増やす。 ・10倍に増やす。 どんじゃらゲーム (8) ・組み合わせ ・順序 ・きまりを見つける	・かけ算九九 ・小数 半分 (0.5) のある数探し	・チラシ分け ・鉛筆分け ゲームやさんをひらこう (生単) ・ プロお別れ会で ・交流学級を招待して

5 , 本時の学習

(1) 本時のねらい

- ・ルールを守って、友だちとゲームを楽しむことができる。
- ・タイル積木で表された自分や友だちの得点とその大小がわかる。

(2) 個別の実態とねらい

	実 態	ね ら い	評 値
A	・その都度の状況判断ができ、勝っているときは機嫌がよく、その見込みがなくなると意欲が極端になくなる。 ・暗算で繰り上がりの足し算、繰り下がりの引き算ができ、位取りの考え方も理解している。	・負けそうになってしまってもあきらめないでゲームに参加する。 ・友だちの得点も計算することができる。	・ものを投げたり、乱暴な言葉遣いにならなかつたか。 ・見通しをもってチャンスカードを使うことができたか。
B	・友だちから言われた言葉や周囲の物音が気になると、ゲームに集中できないことがある。 ・足し算、引き算とともに指を使う。一から十の変換はできるが、十から五十への変換はできない。	・友だちの活動や得点にも注意を向ける。 ・十の補数を使って繰り上がりの足し算をする。	・途中の順位を気にしていたか。 ・2つの数から繰り上がる場合を判断できたか。
C	・ゲームは楽しんでいるが、友だちが考えているときに先に答えを発するなど、みんなのペースで待つことが苦手である。 ・繰り上がりの足し算、繰り下がりの引き算になると指を使う。	・自分の参加態度を振り返ることができる。 ・十の補数を使って繰り上がりの足し算をする。	・「～ので～だった」と理由をつけて感想発表ができたか。 ・足し算を暗算でしようとしたか。

(5) 中学校での指導

① 学級の実態

本学級は、3年生男子1名、2年生男子1名、2年生女子2名の合計4名で構成されている。3年生の男子は、言語面で軽い障害があり、初めての場面などでは緊張度も高いが、何事にも前向きに取り組み、話すことにも一生懸命に努力している。2年生3名の内の男子1名は、交流学級で社会と理科を学習し、知的には高いが体を動かすことをあまり好まない。女子の1名は、音楽を交流学級で理解し、もう1名は、すべての教科を特殊学級で学習している。知的には個人差も大きいが、情緒面、生活面では比較的落ち着いていて、指示された内容を理解し自分なりの目標を持って活動することができる。みんなで協力する、自分たちで考えて行動するという点では、まだまだ支援が必要な状況である。しかし、それぞれ個性が豊かでとても明るく元気なのが学級の一番の長所である。

ア 特殊学級経営目標

- 健全な身体と豊かな情操を育てる。
- 社会生活の基礎的知識・技能を育てる。
- 働くことへの意欲と協調してやりぬく態度を育てる。

イ 指導の基本方針

- 幅広い体験を通して意欲を育て実行する力を養う。
- ・ ゆとりある「活動の場」「時間」を設定する。
- ・ 生活能力に応じて具体的な場面での指導を大切にする。
- 人とのかかわりを大切にし社会生活への適応力を養う。
- ・ 合同学習を計画的に実施し体験学習の場を設定する。
- ・ 活動の場を広げ、多くの人ののかかわりを通して、社会生活のルールを学ばせる。

② 教育課程の編成にあたって

ア 基本的な考え方

生徒の実態が多様化しているので、それぞれの生徒の実態・保護者本人の意向も組み入れて、交流学級での学習や学級行事などに参加し、集団の中での活動経験の場を設定する。この場合、交流学級の担任、教科担当教師に生徒の実態・交流の目的等を説明し理解してもらうことが大切である。また、授業中の様子を連絡しあって、参加しやすい環境や雰囲気をつくるよう配慮する。

中学生になったという意識の中に、教科によっていろいろな教師に指導をしてもらうことを楽しみにしている生徒もいる。このことは、たくさんの教師とかかわりが持てるということと、この学級を多くの教師に理解してもらうという両面の利点がある。本年度は、国語（書写）、数学、音楽、体育、美術、技術家庭、英語（ALT）の教科の授業に来てもらっている。そのうち技術と英語は担任とTTで学習を進めている。また、できるだけ管理職に授業に来てもらうように依頼し、本年は体育を指導してもらっている。各教科の担当時数の関係もあり、希望通りにはいかない面もあるが年度当初、教務と連携をとって編成をしている。

教科別の指導では、生活単元学習、作業学習、合同学習、部会行事などの指導と関連を図り、合科的な取り組みをし、できるだけ実生活と結びついた指導内容を設定するようにしている。そのために、教科担当教師と十分に連携をとるように配慮している。

近隣の中学校の特殊学級との合同学習を計画的に実施し、「自分たちの願いや思いを実現する経験の場」を設定した。

進路指導も学年を追って計画的に行なうことが大切である。社会生活や自分のことを理解し、自信を持って生きていくような人格形成の素地を培うことが中学校の進路指導としては大切だと考える。

イ 編成例

教育課程表

特殊学級教育課程

(障害種別: 知的障害)

生徒名		A	B	C	D
学年		2年	2年	2年	3年
区分		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
領域・教科を 合わせた指導	作業学習	90	90	120	120
	生活単元学習	78	108	108	108
	現場実習	48	48	48	48
	合同学習	70	70	70	70
教科別の指導	国語	60	60	60	60
	社会	90	60	60	60
	数学	60	60	60	60
	理科	90	60	60	60
	音楽	30	60	30	30
	美術	60	60	60	60
	体育	60	60	60	60
	技術家庭	120	120	120	120
選択教科	外国語	30	30	30	30
	選択教科				
	その他の教科				
道徳		17	17	17	17
特別活動	学級活動	17	17	17	17
総合的な学習の時間		60	60	60	60
年間総授業時数		980	980	980	980
年間授業日数		201	201	201	196

* 市内の中学校特殊学級との合同学習や小中交流学習を含む。

週時程

時間割りA週

	月	火	水	木	金
1	社 社	数	家	生	数
2	音	英 (TT)	家	社 社	美
3	生	国	M	総	美
4	理 理	体	体	総	生 理
5	国	技 (TT)	作	音 作	作
6	技 (TT)	作	理 理	作	社

時間割りB週

	月	火	水	木	金
1	理 理	数	家	生	数
2	社 社	英 (TT)	家	生	美
3	作	国	C	総	美
4	音	体	生 社	総	体
5	国	技 (TT)	作 音 社	作	社 社
6	技 (TT)	作	理 理	作	理 理

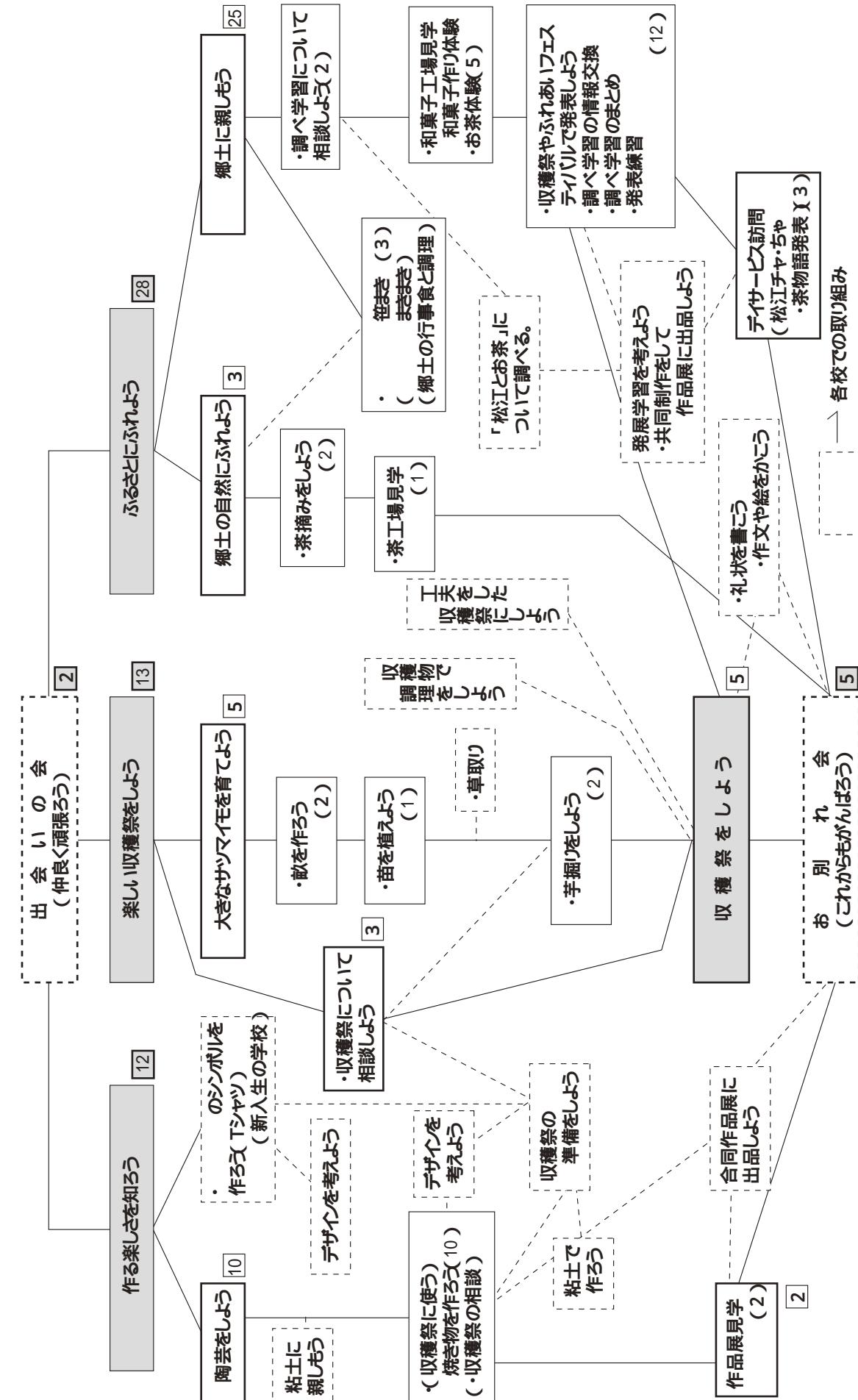
右下は生徒A(右上は生徒B)

年間指導計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事	始業式 入学式 身体測定 健康診断 進足 生徒総会	家庭訪問 参観日 スがーツテスト 地区生徒会	市総合体育大会 終業式		夏休み 全漢字テスト 校内弁論大会 体育祭 三橋自然教室(1年) 修学旅行(2年)		始業式 全漢字テスト 校内弁論大会 体育祭 三橋自然教室(1年) 修学旅行(2年)	計算力テスト 新人戦 高校説明会 職場体験(3年) (総合的な学習の発表) 防災訓練 参観日	合唱コンクール 全漢字テスト 学習発表会 生徒総会 (卒業式)	生徒会選挙 三者面談 生徒総会 (卒業式)	生徒会選挙 初め展 参観日 全漢字テスト 防災訓練 離任式	生徒会選挙 計算力テスト 防災訓練 離任式	3年生を送る会 卒業式 卒業生を送る会 幼稚園訪問
学級行事	進級お祝い会	・現場実習・高等部体験学習						現場実習		(現場実習)	ワーカップ休養見学	卒業生を送る会 幼稚園訪問	
特 合	あおぞら合同学習 合同運動会 (出会いの会サツ) (笹まき) マ芋苗植え)	合宿 事前学習会 合宿(サルイク)	ふれあいサークル夏の 合宿 事前学習会 合宿(サルイク)	(市陸上大会) (陶芸・絵付け 記の丘)	合同学習 (芋掘り) 合同学習 (収穫祭)	合同学習 (芋掘り) 合同学習 (収穫祭)	合同学習 (芋掘り) 合同学習 (収穫祭)	ふれあいフェスティバル (大山スキーリゾート) 準備会	冬の合宿事前学習 合同作品展 合同学習 (ディサーキュレーション)	冬の合宿事前学習 合同作品展 合同学習 (冬の合宿 小学校との交流会 (校区4小学校)	合宿 (ふれあいフェスティバル) 会員登録 文集をつくろう (卒業)		
事 行	・進級お祝い遠足 (新入生がいる 時は歓迎遠足) トーニング(1000m走)	・合同運動会に参加 (会場に行く交通機関調べべや) ・販売 ・夏の合宿に参加 ・さわやか食堂	・体育祭 ・修学旅行	・修学旅行	・収穫祭をしよう ・ふれあいフェスティバルに参加しよう ・作品展に出品しよう	・収穫祭をしよう ・ふれあいフェスティバルに参加しよう ・作品展に出品しよう	・現地実習 ・現地実習 ・現地実習	・現地実習 ・年賀状印刷 ・サツマ芋の収穫 ・草取り	・現地実習 ・年賀状印刷 ・草取り	・現地実習 ・年賀状書き ・年賀状書き	・お別れ会 ・さわやか食堂 ・現地実習 ・現地実習 ・現地実習		
教 生	・花壇の整理	・種商(トウモロコシ) ブチマトマト マリーゴールド、・苗植え(サツマ芋)・草取り ・牛乳/バッックの紙すき	・草取り										
科 領	・国語指導(年間) ・自己紹介をしよう	・夏の合宿の作文 ・言葉遊び	・夏の合宿の作文 ・言葉遊び		・はづり読むう ・資料の集め方	・松江の歴史(不味公と黒狩り) ・日本地図パズル(県名・市町村名)	・数と計算 ・量と測定(グラフで身体測定のグラフ作り) ・時間と時刻(バスの時刻表の見方代金の払い方)	・銀行・郵便局の利用 ・職業と進路 ・測定とグラフ(気温調べ)	・松江の歴史(年末・年始・郷土行事等) ・人々の暮らし(年末・年始) ・切手やはがきの値段 ・世界に向けよう(世界に目を向けよう) ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・年賀状書き ・気持ちを込めて台詞を言おう ・銀行・郵便局の利用 ・職業と進路 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・年賀状書き ・気持ちを込めて台詞を言おう ・銀行・郵便局の利用 ・職業と進路 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・かるたどう ・お礼の手紙 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	
事 業	・社会 ・地図に親しう ・数と計算 ・時計の見方	・働く人々 ・様々な商店と買い物 ・日本地図パズル(県名・市町村名)	・植物の育ち方 ・図鑑で調べる	・花束(たねどり) ・押し花	・花束(たねどり) ・秋を見つけよう ・押し花	・花束(たねどり) ・秋を見つけよう ・押し花	・気候の変化 ・花束(たねどり) ・秋を見つけよう ・押し花	・銀行料金の支払い ・測定とグラフ(気温調べ) ・手作りはがきの値段 ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・年賀状書き ・気持ちを込めて台詞を言おう ・銀行・郵便局の利用 ・職業と進路 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・年賀状書き ・気持ちを込めて台詞を言おう ・銀行・郵便局の利用 ・職業と進路 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)	・かるたどう ・お礼の手紙 ・年賀状書き ・カレンダー(年・月・週・日の関係)		
作 業	・理科 ・音楽 ・美術 ・体育 ・音の指揮	・種類(トウモロコシ) ブチマトマト マリーゴールド、・苗植え(サツマ芋) ・牛乳/バッックの紙すき	・種類(夏の歌) ・夏の歌 ・銀賞曲	・楽しい曲がいっぱい(歌 楽器 銀賞)	・大きな歌・秋の歌 ・体育祭の絵 ・ダンボールでデザイン	・陶芸 ・動く人(現場実習を終えて)	・花束(花の絵) ・版画 ・車両	・合唱コンクールを成功させよ う???) ・賞を下さ! ・かるた・双六作り ・ハミドン	・花束(花の絵) ・風邪の予防 ・クリスマスソング ・かるた・双六作り ・車両 ・マット・跳び箱	・花束(花の絵) ・風邪の予防 ・クリスマスソング ・かるた・双六作り ・車両 ・マット・跳び箱	・覚えた歌を楽しむ歌 ・卒業式の歌 ・冬の歌 ・思い出の絵 ・布の絵本作り(雑品利用を考える) ・卓球 ・ユニホック	・花束(花の絵) ・風邪の予防 ・クリスマスソング ・かるた・双六作り ・車両 ・マット・跳び箱	
教 指	・音の指揮 の 指	・简单的調理(ごはん・味噌汁・カレー) ・パン(今年度のめあてなど…文字入力・強調・拡大・色付け) ・アルファベットに慣れ英単語に興味を持つ ・英単語かるた(単語を覚える)	・接続コード作り ・会話を見て単語を当てよう ・教室の中	・1000m走の表作(雨天時はサークルトレーニング) ・動物 ・動物	・合唱コンクール ・ハーフヘッド作 ・英語で挨拶をしよう ・果物 ・植物	・快適な住まい ・洗濯 ・お金で作ろう ・英語で挨拶をしよう ・身の回りのもの	・会話の中で覚えた単語を使う ・調べた単語をノートに書いて覚えよう	・幼児の遊び(幼稚園訪問) ・パン(文集作り・自分の作文を入力) ・会話の中で覚えた単語を使う ・調べた単語をノートに書いて覚えよう	・会話の中で覚えた単語を使う ・調べた単語をノートに書いて覚えよう	・会話の中で覚えた単語を使う ・調べた単語をノートに書いて覚えよう	・会話の中で覚えた単語を使う ・調べた単語をノートに書いて覚えよう		

合同学習年間指導計画

合 同 学 習 年 間 指 導 計 画 60時間計画



③ 合同学習・進路指導の実践例

ア 近隣の中学校との合同学習

この合同学習は、近隣のA中、B中、C中、D中、4校で取り組んでいる。現在は、D中が閉級中のため3校の合同で実施している。各学校では、独自に通常学級との交流や校内行事等の取り組みを大切にしている。この時期、同年代の生徒たちとかかわりを持つことは、対人関係を広げる上では、もちろんのこと、本校の一員であるという自覚の上でも大切なことである。いろいろなかかわりを持つことは、それぞれの地域社会でより豊かな生活を送るための条件の一つと考える。しかし、通常の学級での特殊学級生にとっては、友達とかかわりは持てるが、自分の思いや意思が反映されにくく、個性を生かし満足感や成就感のもてる活動にはなりにくい現状がある。このような状況の中で生徒たちには、ある程度の人数集団や生徒一人一人が存在感を持って活動できる場として合同学習の意義は大きいと考える。

イ 合同学習の目標

合同学習を通して、友達とかかわりを深めるとともに、地域社会の人々とかかわりを広げ深める。

- ・ 自分たちの思いや願いを実現する経験を通して、存在感や成就感を味わう。
 - ・ 幅広い活動を積み重ねることにより、さまざまな生活経験を広げる。
- 人とのかかわりを大切にし社会生活への適応力を養う。
- ・ 合同学習を計画的に実施し体験学習の場を設定する。
 - ・ 活動の場を広げ、多くの人とかかわりを通して、社会生活のルールを学ばせる。

ウ 指導の目標

人とのかかわりを広げ深める場の設定

コミュニケーションを積極的にとることの苦手な生徒には、自分から人に関わっていくことは社会に出て生活する上で重要な課題である。合同学習では、安心して集団の中で意思を伝えたり自分が出せたり、人から認められ信じ合える活動の場所となるようにする。

自分たちの思いや願いを実現する活動の設定

年間活動計画を立案するにあたって、個々の生徒の思いや願いが反映でき、主体的に活動できるものや周りの人（友だち、教師、地域社会の人）との関わりのある活動内容を生徒と共に考える。

合同学習における個別の指導の充実を図る

集団の中で、最大限自分の力が發揮できるようにするために『個々の生徒への願う姿』を求めていく。複数教員で多角的な視野で観察支援をしていく。

保護者との連携を図る

保護者に活動のようすや学習の成果を伝え、合同学習に対して理解を得たり、生徒の成長を確かめ合ったりする。

エ 活動の実際

a , 合同学習

第1回 出会いの会（仲良くがんばろう）

自己紹介…新しい仲間を迎えて、この1年間の活動の見通しを立てる

- ・ 2年生、3年生から昨年までの活動の様子を聞き、1年生も意欲的に質問した。
- ・ 特に一人学級の1年生は、先輩の生き生きした表情、発言にすごく魅力を感じたようだ。
- ・ 新1年生が地域の茶畠で摘んだお茶をお土産に持ってきた。お茶が地域で作れる事を知り非常に興味を持った。
- ・ 今年度の調べ学習は、『松江とお茶』について学習することに決定した。

芋の苗植え

- ・ 3年生が中心になって，グループ作りをする。「同じ学校の人ばかりにならないように」とか「1年や2年だけにならないように」などと工夫しながら3グループができた。
- ・ グループ名を決め，めあてを話し合い，畠の整備をはじめた。
- ・ この芋を収穫したら，「みんなで収穫祭をしよう」と楽しみにしながら畠作りをした。
- ・ 校務技師の「芋植え先生」に芋の苗の植え方を教えてもらいながら苗植えをした。

第2回～第12回の活動

「松江とお茶について」をテーマに1年間活動した。陶芸では抹茶茶碗を作り，ふれあいフェスティバルでは，『不思議発見，松江チャ・チャ・茶物語』を発表。好評につき，デイサービスを訪問し，もう1度，発表の機会を得た。

b, 進路指導をふまえた活動

3年間を見通した指導計画は，次ページの通りです。

障害のある生徒たちの進路指導は，本人，保護者の意向を大切にすることは勿論だが，各機関と連携をとることも大事な要素となってくる。そこで，1年時より，進路に関する情報を与えることが必要である。そこで，1年に1回高等部の体験学習をし，保護者は，参観や話し合いをし，情報交換の場とする。また，2年次より現場実習を実施し働く経験もし，1年生は，先輩の働いている姿を参観に出かける。働く経験を通して，職場の人とのかかわりを深めたり，根気強く継続することの大切さを実感し，自分の進路選択に役立てたりするよう支援していく。

近年は，社会全般に，就職難で中学校を卒業すると養護学校高等部への進学がほとんどである。その後，職場や社会に適応し，明るく安定した生活を送ることが望ましいが，現状では，なかなか難しい面もある。そこで，困ったことに直面した時に，両親や担任に相談することは勿論であるが，転勤等で連絡のとれないことも多々あるので，合同学習のお別れ会に「生活福祉課訪問」を計画する。

第13回 お別れ会（これからもがんばろう）

生活福祉課に行こう

- ・ 今年度の卒業生は，全員高等部に進学することが決まったが，将来社会にでて困った時に，相談に行くところがあれば，安心して巣立つことができると思える。
- ・ まず初め，市の特別支援教育室に挨拶に寄り，次に，生活福祉課へ訪問した。
- ・ 福祉制度の説明の後，生徒からの質問がでた。「大人になっても療育手帳はあるのですか？」とか「もし，工場や会社に勤めて，辞めたくないのに，どうしても辞めなければいけない時，どうしたらいいですか。」などの質問に『そんな時は，この生活福祉課に相談してもらったら，相談員に連絡したり，どこへ行けば良いか教えてあげますよ。』『ここですぐ解決できることと，できないことがあるけど，相談に来られたら次にどうすれば良いか，教えてあげることができるので，ひとりで悩まないでぜひ相談にきてください。』と親切に対応して下さり，生徒たちは生活福祉課の窓口ナンバーを見て『困ったときには17番』を合言葉に福祉課を後にした。

先輩が働いているホテルのバーテンダーでお別れ会をした。先輩が高等部卒業後4年間もがんばって働いていることに感心しながら，自分の将来を考える機会となった。

進路指導計画

市立第一学校 様式学級

生徒の特性（適性）の理解		生徒、保護者の希望、願いの把握		的確な情報の収集と提供		計画的な取組み		職場開拓の努力	
ね	ら	い	い	第1学期	第2学期	第3学期	第3学期	第3学期	第3学期
第一学年	学校生活に慣れるとともに作業学習 生活単元学習などを通じ働く活動を体験していく。 上級生の職場実習を見たり報告を聞いて関心を持つようにする。	中学校生活のリズムに慣れる。 作業（飼育 育成 印刷など）と一緒にやる。 現場実習の見学に行く。	作業順序を手伝いながら覚える。 統けて取り組む。	現場実習見学をする。 ・進路希望を把握しておく。 高等部体験学習（保護者は参観）	現場実習見学をする。 療育手帳（保護者説明）	現場実習見学をする。 ・実習先 施設に応じた実習先の選択 施設 企業 その他 具体的な進路について保護者と話し合う。	現場実習反省会をもとに少しずつ意識づける。 ・実習のよさなどを話し合う。 ・仕事に対する関心を促す。	現場実習反省会をもとに少しずつ意識づける。 ・実習のよさなどを話し合う。 ・仕事に対する関心を促す。	現場実習見学 ・ワークアップ松養見学 就職 進学 施設入所に関する情報提供。 生活福祉課訪問
第二学年	作業学習の継続 社会体験学習の充実。 現場実習を実施し実際的体験を通して社会生活実態に応じた実習先の選択 施設 企業 その他 具体的な進路について保護者と話し合う。	・現場実習の意象を話し、保護者に理解協力を得る。 ・高等部体験学習（保護者は参観）	第1回現場実習の実施。 ・実習先 施設に応じた実習先の選択 施設 企業 その他 具体的な進路について保護者と話し合う。	第2回現場実習の実施。 ・実習先 施設に応じた実習先の選択 施設 企業 その他 具体的な進路について保護者と話し合う。	第2回現場実習の実施。 ・実習のよさなどを話し合う。 ・仕事に対する関心を促す。	進路の決定……具体的に進路を考え、それぞれの進路について必要な手続きなどを取り組む。 ・徐々に卒業後の生活への自覚を高める。	進路の決定……具体的に進路を考え、それぞれの進路について必要な手続きなどを取り組む。 ・徐々に卒業後の生活への自覚を高める。	進路の決定……具体的に進路を考え、それぞれの進路について必要な手続きなどを取り組む。 ・徐々に卒業後の生活への自覚を高める。	現場実習見学 ・ワークアップ松養見学
第三学年	具体的な進路を決定し徐々に卒業後の自覚を高める ・関係機関との連携 実際の利用	第4回現場実習の実施。 ・総合的な学習と合科で実施 高等部体験学習（保護者は参観）	職業生活 経済生活について関心を広げる。 ・資料収集 ・業種調べ ・金銭管理	《就学希望》 ・希望職種調査ならびに職場開拓 職業適性検査の実施 (実業相談センター)	《就学希望》 ・希望職種調査ならびに職場開拓 職業適性検査の実施 (実業相談センター)	第5回現場実習 ・就職可能な事業所で実施する。 職業相談の実施(職業安定所) ・職業相談票	第5回現場実習 ・就職可能な事業所で実施する。 職業相談の実施(職業安定所) ・職業相談票	高等部説明会(9月) 高等部就職相談会(10月～11月) ・就学相談申込書	第6回現場実習 ・就職内定事業所で実施。期間延長実施。 就職斡旋(職業安定所) ・職場適応訓練などの手書き。
	保護者 関係機関との調整をはかる ・制度や手書きの理解	《施設入所》 ・授産施設　・厚生施設　・児童福祉施設	《施設入所》 ・養護学校高等学校 ・女子専門学校 ・高等技術校 ・定時制高校 ・家政高校　他	療育手帳交付申請(福祉事務所・児童相談所)	施設入所申請	高等部選抜試験(2月) ・履書　・入試　・入学手手続き 高等部・一日入学 各種学校入試	職業相談会(公共職業安定所)..... 就学相談会(養護学校高等部) (高等技術校など) 職場実習反省会	就職斡旋　...職業安定所 選抜試験　...高等部高等技術校 家政高校	入所申請　...福祉事務所
	関係機関との連携(情報収集)	職業適性検査(職業センター) 職安 職業センター 児童相談所連絡協議会 市生活福祉課 「職親の会」などの連絡会 児童相談所・福祉事務所(施設入所の場合)							

12. 情緒障害学級の指導事例

(1) 情緒障害学級に在籍する児童生徒について

学校で行われる全ての教育活動は、児童生徒の情緒の安定という条件の上に成り立つものである。しかしながら、情緒障害学級に在籍する児童生徒の中には、自閉症等の障害の特性により、受け取った情報を整理できにくいやことや、コミュニケーションがとりにくいやこと、興味や関心に著しい限定があること等から、不安定になったり、混乱してしまうことがある。また、相手の意図をくみ取ることが難しいため、児童生徒と担当者との関係においても、児童生徒が担当者の心情を理解することは難しいこともある。したがって、こうした点をふまえて、情緒障害学級においては、障害の特性を理解して教育課程を編成し、安定した学校生活が送れるように十分配慮していくことが重要である。

情緒が不安定になる主な要因

- ・活動内容の見通しがもてない。(はじめりや終わり、活動内容、活動量、時間等)
- ・活動に急な変更があった。
- ・いつもやっている活動ができない。
- ・何を言われているのかわからない。(受信の難しさ)
- ・どう伝えて良いのか、伝わるとどうなるのかわからない。(発信の仕方、意味が不明)

上記のような要因で情緒が不安定になる児童生徒に対して、言葉の指示をしても意味や意図が伝わらないことが多い。場合によっては余計に混乱させ、パニックを引き起こすこともある。まず、どのような方法で情報を受け取ったり、発信したりするのが得意なのかを知り、情報が正しく伝わっているかを確かめる必要がある。そして、そうした方法で事前に情報を伝えておくことで混乱を減らすことができる。自閉症の場合、目から入る情報(視覚情報)に強さを示すことが多く、言語による指示だけでなく、写真、絵、文字といった視覚的な情報を示していくことが有効であると言われている。

(2) 教育課程の編成にあたって

具体的な援助のあり方として有効だと思われる例を下記にあげてみた。児童生徒の情報の受信、発信に対する支援が中心である。必要があれば、個に応じたコミュニケーションや社会性の力をつけるための個別の時間を設ける。児童生徒によっては示された活動に取り組もうとしないことや、特定の活動、行動にこだわりを見せることもある。しかしながら、興味・関心が狭くても、こだわりであっても、そこを伸ばし広げることで長所となる可能性がある。大切なことは、児童生徒がどんなことに興味を持ち、意欲的に取り組めるのかを知り、その活動を節目にして学校での生活を組み立てていくことである。

- ・必要な情報や指示は視覚的な提示(文字や写真、絵)を行い、単純にかつ具体的に出す。
- ・学校生活の流れにパターンをもたせて、わかりやすくする。・・・全般
- ・1日の活動の流れを表(スケジュール)にして示し、活動の変更は事前に、そこに示して伝える。
　　・・・週時程・日課
- ・活動の始めと終わり、順序、量が目で見て(何をどれだけすれば終わりか)わかるように示す。
- ・同じ学習内容の繰り返しで定着を図る。・・・授業

(3) 自閉症の特性を生かして

学級の実態

本校の特殊学級には、情緒障害学級に1名（4年女子、以下Aさん）知的障害学級に2名（3年男子、5年女子）が在籍している。

Aさんは、自閉症と診断されている。家族は、両親と祖母の4人である。幼稚園から入学してきた。1年生のときから特殊学級に在籍している。

基本的な生活は大体一人でできるが、そのつど指示が必要である。注意が散漫で、目に映ったものにすぐ興味や関心がいくので、今何をすればよいのか忘れてしまう。また、頭に浮かんだことを話すのに夢中になり、活動が中断することもしばしばある。一方、見ないで行うので、たとえば汚れたところを見ずに手洗いをするので、きれいに洗えなかったり、服の裏表を見ずに着るので、裏だったりすることがある。登下校での道路の横断についても、左右の確認が不十分である。そのため現在は、朝は登校班で登校するが、下校時は、保護者が途中まで迎えに来ている。

動作が、非常にぎこちないため、あらゆる生活場面で時間がかかるし、さまざまな運動が苦手である。手先が不器用なので、はさみで曲線を切るのが難しいとか、給食のデザートの袋が開けられなかったりする。箸の使い方も不十分で、うまくつまめないので、皿をくわえ箸で寄せておかずを食べていることもある。

平仮名は大体読める。書くことは、時々忘れる文字がある。漢字に、興味があり「～を、漢字で書いてください。」といってくる。興味のある漢字は覚えている。書くことは、線と線の交差、横に並んだ数本の線などがわかりにくく、なぞり書きでも正確に書けない。カタカナはよく使う文字は多少覚えていて書ける。平仮名、カタカナ、数字の文字は、音が同じだと区別して使うことが難しいようである。5文字程度の語句は読める。お話を書くことは好きである。脱字が多いのでただ読んでは、意味が通らない。紙芝居を読んでもらうのが好きであるが、「どれを読もうか。」とたずねると、いつも同じ紙芝居である。その中に特別に好きな言葉（音）があるようだ。

数は、数唱なら20まで正確にできる。数えることは6ぐらいまでは正確である。ものの大小、軽重、長短は二つの比較なら正確にできる。

よくおしゃべりをするが、自分の一方的な話題が多く、会話は難しい。こちらが質問したとき、その質問の意味がわからないことが多い。また、自分の気になる語句に反応し、話の全体を捉えることは難しい。自動車、アニメのキャラクターが大好きである。家族の中では父親が特別な存在である。学校では、休憩時間は、絵を描いたり（父親の車、アニメのキャラクター、そのとき非常に関心を持っていることなど）図書室で本を借りたりしている。借りる本はいつも同じである。校庭で遊ぶときは、サッカーボールとフリスビーを持ってでるが、ほとんど砂場で砂遊びをしている。昼休み終了のチャイムは、聞こえず、他の児童の様子から状況を察することも難しく、迎えに行くことが多い。下校時には、必ず自分でピアノを弾いて好きな歌を歌って帰る。

通常の学級では、4年生と交流している。図工、体育、音楽で交流している。最近、音楽の交流は難しいと感じている。図工は個人作業なので、楽しく参加している。素材を扱いやすいものに変えて同じ教材で学習をしている。道具の貸し借りを通してかかわりが生まれている。体育も図工と同様、方法を工夫して同じ活動の中に参加している。

学校行事は4年生の交流学級の中で参加している。縦割り班活動、クラブ活動も行っている。

近隣に5校の小中特殊学級があるので、学期に2回合同学習をしている。小学校だけでの合同学習もある。

教育課程の編成にあたって

先に述べた児童の実態から、次の点を大切にして、教育課程を編成した。

ア．基本的な考え方

身辺の自立につながる習慣をつけるために、日常の生活指導の時間を取り入れる。

領域・教科をあわせた指導である、生活単元学習を取り入れ、知的障害学級の児童と合同

の小集団の活動を行い、かかわりの中で生活する力をつけることにする。また、通常の学級の児童とのかかわり、近隣の特殊学級や、地域とのかかわりを重視した単元を取り入れるようにする。

国語、算数については、個別学習を取り入れ、一対一で指導を行う。

身体機能を高めるため、体育以外にも日常の生活指導の中で活動していく。

通常の学級の児童と交流できる時間を教科指導の中でも取り入れていく。

道徳については、生活全般を通して、タイムリーに指導することとする。

近隣の特殊学級と合同学習を行う。

イ. 学級目標

たくさん運動しよう。

友だちとたくさん遊ぼう。

いろいろな事をやってみよう。

ウ. 授業時間数

児童名		A
学年		4年
区分		年間授業時数
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	70
	生活単元学習	105
教科別の指導	国語	175
	社会	70
	算数	140
	理科	70
	图画工作	70
	音楽	70
	体育	70
	総合的な学習	35
道徳		35
特別活動	学級活動	35
	クラブ活動	17
自立活動		0
年間総授業時数		962
年間授業日数		201

エ. 週時程表

これらのこと考慮に入れ、次のような週時程を作成した。

曜日時	月	火	水	木	金
8:20 8:40	カバンの片付け、読み聞かせ				
8:40 9:25	学活	日常生活の指導	生活単元学習	日常生活の指導	体育
9:35 10:20	算数	算数	生活単元学習	音楽	算数
10:20 10:40	自由遊び				
10:40 11:25	図工	社会	算数	図工	音楽
11:35 12:20	国語	国語	理科	社会	総合的な学習
12:20 13:00	給食指導 手洗い、着替え、準備、食事指導、片付け、歯磨き				
13:00 13:40	自由遊び				
13:40 13:55	掃除指導				
13:55 14:40	体育	生活単元学習	国語	国語	理科
14:40 15:00	終礼、下校準備				
15:00 15:45	道徳	クラブ(隔週)			国語
下校指導					

通常の学級との交流 知的障害学級との交流

生活単元学習、総合的な学習を合わせてここにこタイムと呼んでいる。

才 . 展開例

生活単元学習指導案

- 1 単元名 人形劇「おむすびころりん」をしよう
- 2 ねらい
 - ・町内の特殊学級の友だちや保護者の前で発表するための活動を、楽しみながら取り組み、自分の役割を果たす。
 - ・友だちのせりふを聞きながら、場にふさわしく答える経験を積み重ねる。
 - ・人形劇を通してたくさんの人と出会い交流を深める。
- 3 単元について

昨年度、特殊学級の発表会で知的障害学級の児童と合同でパネルシアター「さるかに合戦」を行った。今年度になり、それを校内の1年生や、幼稚園、また地域のデイサービスセンターで発表することができた。児童は、たくさんの人に見てもらい、ほめてもらえたことがとてもうれしく、またやりたいと意欲を持っていた。教師のほうでもその経験を生かしたいと考えていた。幼稚園での交流の後、地域のお母さん方が行っておられる人形劇団「ぽんぽこ」の公演の誘いを受けた。早速出かけ、児童は大変に喜んで見ていた。その後、自分たちも人形劇をして、発表会で見てもらいたいという気持ちが生まれた。そこで、絵本や紙芝居を読みながら作品を探し、「おむすびころりん」に決まった。また、発表もパネルシアター同様に校内の友だちや幼稚園、デイサービスセンターにも出かけ発表することになった。そして、話し合いを進めていく中で、先に見た人形劇団「ぽんぽこ」のお母さん方に人形を借りたり教えてもらったりすることになった。

Aさんについては、紙芝居や絵本を通しての昔話が好きであり、先のパネルシアターにも大変意欲的に取り組んでいたこともあり、楽しめる活動になると考えられた。一方でAさんの実態から、先の見通しが立ちにくい面があるので、発表会までのスケジュールを日めくりカレンダーにして（Aさんは、カレンダーが大好き）今日する活動がわかるように工夫することにした。さらに、発表会までのスケジュールと時間的長さがわかるように連続したカレンダーも作成した。物語の内容は、何度か紙芝居を読むことでつかめると考えられるので、繰り返し読むことにした。さらに、紙芝居の絵をつなげて掲示し、視覚的に物語の流れがわかるように工夫した。人形劇の練習では、準備からせりふの練習、片づけまでの流れをパターン化し、練習を進めていくうちには、次の活動が指示がなくても見通せるようにした。道具作りも知的障害学級の児童と協力して作ることとした。
- 4 指導計画

知的障害学級の子どもと一緒に話し合う時間を持ち、次のような指導計画を立てた。

第1次（2時間）人形劇「おむすびころりん」について話し合おう。
 - ・役割を決めたり、どんな道具が必要なのか相談する。
 - ・発表会をいつ誰にするのか話し合う。

第2次（20時間）発表会の準備と練習をしよう。
 - ・人形劇団「ぽんぽこ」と交流する。
 - ・せりふを練習して覚える。
 - ・小道具や舞台を作る。

第3次（6時間）発表会で見てもらおう。
 - ・人形劇団「ぽんぽこ」と、親しい人に招待状を書く。
 - ・校内の友だちにリハーサルを見てもらうよう呼びかける。
 - ・発表会で発表する。
 - ・発表会を見に来てくださった方にお礼状を書く。

第4次（7時間）たくさん的人に見てもらおう。
 - ・幼稚園、デイサービスセンター、近くの保育所へ電話をかけて、発表会の交渉をする。
 - ・幼稚園、デイサービスセンター、近くの保育所へ発表に出かける。

5 本時の学習 第2次 8時間目

- ねらい ・自分のせりふを言う順番がわかり、すすんで言うことができる。
- ・見ている人に好感の持てる立ち居振る舞いをする。
- ・舞台の大道具の色塗りを、友だちと仲良く協力し合ってできる。

展開

活動の流れ	個別の支援	評価
1. 今日の学習は何か確認しよう。	スケジュールカレンダーを提示し、今日の学習内容を教師に続けて読む。	教師の指差す文字を追視できたか 教師の読みを聞いて範唱できたか。
2. [おむすびころりん] せりふの練習をしよう。 繰り返しせりふを聞いたり、台本を見たりしながら、自分のせりふと、言う場面を覚える。 練習をしてよくできしたことや気をつけることを話し合う。	Aさん専用の台本を使う。 ・Aさんのせりふは、赤い文字で書き、文字を拡大する。 ・他の子どもや教師のせりふは、役柄によって色分けしておく。文字は、普通の大きさ。 ・せりふにふさわしい場面の絵を隅にのせる。 せりふのタイミングを覚えるために、その場面にきたら、鐘を鳴らす。鐘は、ラの音を使う。(自然に受け入れられる音) 友だちが言った内容を聞いてから、発表をする。 覚えたせりふにシールを貼り、できることを確認する。	自分のせりふが書かれてある文字を見て、多少読むことができたか。 他の子どもや教師のせりふを台本をみながら聞くことができたか。 色によって役割の区別ができたか。 鐘の音を聞いてせりふを言うことができたか。 友だちのいった内容を聞くことで、場にあった内容の発表ができたか。
3. 舞台を作ろう。 舞台の板を絵の具で塗ろう。 片づけをしよう。	スケジュールカレンダーを提示し、次の活動を確認する。 ローラー、刷毛、筆など自分で選べるように準備する。借りるときは、「貸して。」と頼むようにあらかじめ言っておく。 何を片付けたらよいのかを確認して始める。	教師の指差す文字を追視できたか。 教師の読みを聞いて範唱できたか。 使いたい道具を「貸して。」といって借りることができたか。 片付けることにしていた道具を片付けられたか。
4. おわりの挨拶をしよう。		

力．指導の際の支援の在り方

・スケジュールの導入

今から何をするのかわかり、自分で動くことができるよう、また、一日の学校生活のどの辺りにいるのかわかるようにスケジュールを使っている。終わるとカードをはずすことで、その次の活動がわかるので、指示が減る。1単位時間の流れも同じように示すことで、見通しをもって活動できる。複数の児童を担任している場合も、一人一人のスケジュールを作り提示することで、個別に対応できる。

・活動のはじめと終わりがわかるように

はっきりとはじめと、終わりを指示することで、今何をすればよいのかがわかり、集中することができる。また、何をどれだけすればよいのかを提示することで、見通しを持って行うことができる。

・指示は、文字や絵を使って、かつ単純に

複数の事を一度に理解し、行なうことが難しいので、指示はひとつずつ、先に指示したことが行ってから出す。その際も、児童の理解に応じて、文字や絵を使い、今何をすればよいのか自分で確認できる状況を作ることが必要である。言葉による指示だけでは、確認が難しいと思われる。

・できる状況を作る

課題について、可能な限り自力でできる方法、支援を工夫することが必要である。たとえば、4年生の図工の「針金を使って」という教材があるが、通常の学級の児童が使う針金は、固く使いにくいので、少し柔らかな針金に変えることで、児童は一人で、針金が扱え、同じ教材で交流しながら活動できることになる。全校活動についても同様である。運動会や、縦割り班での長縄大会など、ルールを変更してもらうことで、他の児童と同じ活動が見える。そのことが通常の学級の児童にどのように歩み寄ればよいのか示すことにもなる一方で、情緒障害学級の児童も一緒にできた満足感を味わうことができる。その結果、お互いに望ましい態度を示しあうことができる。

・望ましい態度はしっかりと強化する。

その場の状況がわかりにくく、そのためにどう振舞うことを期待されているのかわからないことがある。望ましい態度をほめることでその場の振る舞いを確認できる。ふさわしくないときは、具体的に指示することが必要である。たとえば「静かに。」ではなく「口を閉じて」というようにである。「～してはいけません。」では、何の指示にもなっていない。

・自分の行動の確認をする。視覚的な足跡を残す。

たとえば、日常生活習慣にかかわることや、係り活動など、約束されたことができたときには、シールを貼るなどして、できたことを確認するとよい。それにより、行動の足跡が目で確認できる。シールを張ることに关心があると、シールが強化子になり、ねらう活動の意欲につなぐこともできる。

・場と活動が明確になるように、場の設定を工夫する。

1つの場を1つの目的で使用することは、そこで行なう活動を視覚的に理解することにつながる。できるだけ、教室を目的にあわせて使用できるように、つい立てやロッカーなどで仕切るとよい。

・さまざまな生活経験を通して社会生活に必要な技能を修得する。

学校生活、家庭生活を通して、生活を児童自身が広げていくことはなかなか難しい面があるため積極的にひろげていくことが求められる。

・通常の学級の児童に対する指導と教職員の理解

独自の行動パターンがあつたり、その場にふさわしい会話にならなかつたりと、通常学級の児童が戸惑うことも多くある。通常学級の児童の発達段階に合わせた指導を通常学級の中で行なうことが必要である。と同時に、校内の教職員の理解を得る機会をもち、心していくことや、指導の方法を具体的に話し、同じ態度で接してもらうようにする。同じ状況で、指示が違うと児童は混乱するからである。

キ . その他の実践の概要

日常生活の指導

- ・登校してからすることを机の前に提示する。「かばん」という項目の中には、教科書を机の中にしまうこと、連絡帳 保護者用、児童用 を机上のかごの中に入れること、かばんをロッカーにしまうことが含まれる。かごの中にも、「連絡帳」と書いておく。そして、かごに入るノートにはシールを貼っている。

1 か ば ん	2 か み し ば い
------------------	----------------------------

- ・手洗い場には、手の洗い方の絵を貼る。
- ・給食の白衣は、裏と表がわかりにくいので、表のポケットにアップリケをつけている。

生活単元学習

週4時間を取りっているが、内容によっては、各教科に振り分けて行うこともある。

- ・パネルシアター「さるかにがっせん」

通常の学級の1年生の学級を回り、見てもらった。初め、お知らせを書き学級へお願いに出かけた。1年生は、とても喜んで見てくれたので、次に幼稚園へ出かけることにした。幼稚園で見てもらい、その後園児と一緒に遊んだ。幼稚園とも交流ができ、幼稚園に人形劇団が来たときには、招待していただいた。また、地域のデイサービスセンターにも出かけ、おとしよりに見ていただいた。後で一緒にお話をした。

そして、3学期には、人形劇「おむすびころりん」を練習し、全校に呼びかけて見てもらった。その後、特殊学級合同の発表会で行ったり、幼稚園やデイサービスセンターでも見てもらったりした。

- ・5年生と友だちパーティー

5年生と共同企画でパーティーを行った。きっかけは、連合音楽会に向かって一緒にがんばったことや、当日ステージ前に励ましてもらったことからである。（特殊学級は、隣の小学校と合同で参加した。）5年生には、パーティーの司会や飾りを頼み、特殊学級では、おやつ作りをした。献立を考えて、買い物に出かけた。事前に練習をして、試食した。当日は、朝からおやつ作りをし、5年生と一緒に会場作りもした。大好きなキャラクターの絵が貼られていたり、好きな歌が用意されていたりで、大変盛り上がった。これを機会に5年生とも親しくなり、一緒に遊ぶこともあった。

国語、算数

一対一の学習形態をとっているので、ドリル的な内容については準備された課題を自分で進めていく方法を取り入れている。課題の入ったボックスからそれを取り、行う。それをいくつか準備し、一人で学習課題に取り組んでいく場面を作っている。

理科、社会

身近な自然にふれたり、花や野菜を育てたりもする。身近な材料を使って理科工作を作ったりする。また、季節ごとの行事にも取り組み、年末の餅つきや、年賀状作りなども行う。生活単元学習として取り組むことが多い。

音楽

特殊学級単独で音楽を行う時間を設定している。リズム遊びや、楽器を使ったリズム打ちなどをたくさん取り入れている。歌もさまざまなジャンルの歌を楽しく歌っている。中でも和太鼓は意欲的に取り組んだ。それを生かし「連合音楽会」という生活単元で取り組み、このときは、地域の方に指導をお願いし、地域の方とのかかわりも生まれた。

年間指導計画

教科・領域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常生活の指導		手洗い・台拭き							掃除				
生活単元学習総合的な学習の取り組み	下校	ラシニング、タイヤ跳び、鉄棒、遊具、かかわり遊び							縄跳び				
国語	交流学級の友だちと仲良くなろう	春を楽しむ			1年生・幼稚園と交流しよう				地域の人とふれあおう	6年生ありがとう			
算数	5までの数				秋見つけ				餅つき	冬の暮らし	節分	ひな祭り	
社会	春の暮らし・学校の周り				夏の暮らし								
理科	春の草花、野菜				夏の草花、野菜				秋の草花、野菜				
体育	リレー・ハードル・高飛び				水泳				創作ダンス・サッカー・跳び箱	縄跳び・マット			
図工	粘土を使って				線で描く				花を描こう	針金を使って	紙版画	迷路作り	
音楽	リコーダー	リズム遊び			和太鼓								
合同学習					親子運動会				連合音楽会			お別れ発表会	
学校行事	入学式	遠足							運動会				卒業式

生活単元学習、総合的な学習の取り組みを、あわせて「にこにこタイム」とよんでいる。

(4) ことば・かずの指導

学級の実態

3年生1名(Aさん)、6年生2名(Bさん)(Cさん)の計3名の児童が在籍している学級である。このうち、2名の児童は自閉症と重度の知的障害を併せて有し、1名の児童は高機能自閉症という診断を受けている。3名の児童とも自閉症特有のコミュニケーションの難しさや、興味・関心の狭さ、こだわりの行動等がある。コミュニケーションにおいては、発声の段階から簡単な日常会話ができる段階まで、発達の状況は、2歳段階から6歳段階までと個人差がかなりある。

教育課程の編成にあたって

ア．取り組みについて

児童の実態をみると発達状況や能力差の大きい学級集団である。したがって、集団での学習における個別の配慮が必要である。また、自閉性障害の特性を配慮して教育課程に反映させる必要があると考える。教育課程の編成にあたっては、学習の見通しが持ちやすいように時間割を工夫することやコミュニケーションの難しさがある児童の実態があることから一人一人に応じた個別の指導の時間を確保していくことが必要であると考えた。具体的な取り組みは下記のようなものである。

時間割の曜日による変化を極力減らす。

集団での学習「集会」を毎日1校時に行い、学校の生活リズムを作る。「集会」は、朝の会の内容を豊かにしたもので、集合、あいさつ、歌、読み聞かせ、運動といった内容を同じ順番で行う。

2校時は、活動場所を変え、「ことば・かず」(A児については国語または算数)を行い、それぞれの児童が机上での課題学習に向かうようにする。

体育の時数を十分確保し、学校生活にメリハリをつけるとともに運動量を確保する。

マンツーマンで行う個別学習(自立活動)を行う。

指示は声掛けを減らして、写真カードなどの視覚的な情報を伝えるようにする。

イ．教科領域の週指導時間数

指 導 形 態 区 分		A	B	C
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導 (集会として実施)	175	175	175
	生活単元学習	70	70	70
教科別指導	国語	105	90	90
	算数	70	85	85
	体育	140	140	140
	音楽	70	70	70
	図工	105	105	105
特別活動(クラブ)		0	35	35
自立活動		70	70	70
総合的な学習の時間		35	35	35

「ことば・かず」は、国語、算数の基礎となる、認識の力(弁別、比較、分類、記憶など)をつけるための課題を設定して取り組んでいる。従ってBさん、Cさんの「ことば・かず」の指導時数においては「国語」「算数」の時間としてカウントしている。

ウ. 週時程

	月	火	水	木	金
1	集会 (日常生活の指導)	集会	集会	集会	集会
2	ことば・かず 国語	ことば・かず 算数	ことば・かず 国語	ことば・かず 算数	ことば・かず 国語
3	体育	体育	体育	体育	生活単元
4	図工	音楽	図工	図工	音楽
5	自立活動(A)	自立活動(B)	自立活動(C)	生活単元	全児自立活動
6				総合的な学習	クラブ

エ. 「ことば・かず」指導計画(学期)例

名前〔 B 〕

月	9	10	11	12
学習内容	主な題材			
認知の学習 ・見る・見比べる ・目と手の協応 ・マッチング ・覚える コミュニケーションの方法の学習 ・相手を見て、カードで、1~2語文で 学習の仕方 ・順や量 ・はじめとおわり	<ul style="list-style-type: none"> ・貼り絵(顔、花、車、船、家) ・ビーズひも通し ・おつかい(文字と具体物のマッチング) ・カード封筒入れ(文字と写真のマッチング) ・色分け ・視写 <ul style="list-style-type: none"> ・学習内容を書いたカード 			
学習のめあて	評価			
・2つ以上の活動を組み合わせてする学習(書いて貼る、覚えて、選んで並べる等)ができる。 ・1~3の数字と具体物の数を正しく対応させる ・担当者との関係の中で、1つ1つの課題のしめくくりができるようにする。 ・要求をことばやカードで伝える。				
備考	・情緒の安定を第一に考えて、不安定な時には無理に学習に向かわせない。			

展開例

ことば・かず、国語学習指導案

ア．学習の目標

ことば・かず（Bさん、Cさん）

目と手の協応動作や手指の操作性を高める課題に取り組みながら、ことばやかずの基礎となる力を身につける。

コミュニケーションのスキルを身につける。

学習の仕方（課題学習のやり方、手順、1対1のやりとり）を学ぶ。

国語（Aさん）

順序を考えて話したり、簡単な文章を書いたりする。

あらすじをつかみながら話を聞いたり、書かれている事柄の大体を理解しながら文章を読む。

また、易しい読み物を楽しんで読もうとする。

学習の仕方を学ぶ。

イ．「ことば・かず、国語」について

本学級に在籍する3人の児童は、年齢や障害、発達の程度に大きな個人差がある。こうした個人差を考えて、毎日2校時に、3人の児童がそれぞれ異なった課題に向かう時間を設定している。1つの教室で実施しているが、児童の机は離して配置し、お互いが自分の課題に集中できるよう環境を整えている。

3年生のAさんは、簡単な会話が成立し、既習の漢字を含むかなの文章を読んだり、書いたりすることができるため、内容に応じて交流学級において教科の学習も行っている。このため、2校時のこの時間は、集団での学習に安定して参加できるための準備学習の意味合いももつ。6年生のBさんは、情緒が不安定になりやすい。原因は、体調不良、見通しの持ちにくさ、活動のしめくくりのできにくさ等が考えられる。しかし、この2校時はBさんが安定して過ごすことの多い時間である。6年生のCさんは、発声はあるが有意味語はない。日常使う簡単な言語指示には応じることができるが、まわりの状況を判断して理解しているところがあり、ことば（単語）と実物の一致は難しい。1つの課題への集中できる時間は短いので、多種の課題に取り組んでいる。

「ことば・かず」は、目標にも上げているとおり、ことば・かずに関する土台となる認知の力をつけたり、コミュニケーションのスキルを身につけることをねらうとともに、学習の仕方を学ぶ時間でもある。情報を整理して受けとめることが難しいことに配慮し、刺激を限定した環境で、何をどれだけすればいいのかを明確にすることによって見通しを持ち安定して課題に向かうことができると考える。そうした意味では、自立活動の内容区分「コミュニケーション」とも関連している。また、この学習で身についた学習の仕方は他の学習にも通用するようにしていきたいと考える。

指導にあたっては、児童の調子や課題の内容によって、そばで一緒にする、モデルをしてみせる、指さす、声をかける、横で見る、後ろから見る、離れるといった具合に意図的に援助の仕方を変える。教師は3人の児童の間を動きながら指導にあたるために、課題の内容は、一人でほぼできるものを準備するが、やりとりを必要とする課題もそれぞれ取り入れていきたい。

ウ . 学習の流れと支援のあり方

	学習の内容	課題別の支援のあり方	学習の見通しの持たせ方
A	教科書を読む 文を視写をする 漢字の練習をする プリントをする	・読む場所に印を入れる ・字形にこだわる時は下段の余白に書かせる ・視写を中心にして、一人でできるようにする	・学習内容を書いたカードを掲示しておく。課題の量は本人と相談して決めておく。
B	文字を書く カード(封筒入れ) ビーズひも通し 数える 貼り絵 おつかい	・ラインマーカーで字を書いておく ・封筒を渡す時に間を取り、人を意識させる ・間違えたら、見本の絵を指さして知らせる ・数字、ドット、実物の関係をカードで示す ・貼る色紙に余分がないようにする ・やりとりができるよう間をとる	・学習内容を書いたカードを掲示しておく。課題の入った箱を順に並べておく。 ・一つ一つの課題の「終わり」を明確にする。
C	木製パズル ビーズひも通し 色ビーズケース入れ 絵と実物合わせ 片づけ	・簡単なものからやることでリズムを作る ・調子に合わせてビーズの量を調整する ・実物のサイズの絵から徐々に小さくする ・はさみ、のり等の道具をしまう場所には写真カードを貼っておく。	・課題の入った箱を棚に載せて並べて置いて、どれだけやるのか見えるようにしておく。 ・片づけと学習の終わりが結びつくようにする

エ . 課題のねらいと実施方法　名前（ B ）

貼 り 絵	《ねらい》 2段階の作業を見通しをもって取り組む	準備する物・・・作る物のパーツ、フェルトペン、のり
	《方 法》 はじめは顔、或いは花の絵を描いておきそこにそれぞれの部分に合ったパーツをのりで貼りつけていく。自分で、顔や、花の絵が描けるようになったら、「絵を描く」「のりで貼る」という一連の作業を一人で行う。	
力 一 ド	《ねらい》 文字とその意味する物、人、場所との一致	準備する物・・・封筒、写真カード
	《方 法》 机に写真カードを並べる。封筒に書いてある文字(物、人、場所)を見せた後、封筒を渡す。それを表す写真カードを選んで封筒に入れる。	
お つ か い	《ねらい》 文字の意味する物を 2 ~ 3 つ覚える	準備する物・・・文字カード、果物、模型、皿
	《方 法》 カードに書いてある 2 ~ 3 の野菜や果物の名前を見て、それと同じ果物模型を別の場所で選び皿に並べる。	

(5) 中学校の作業学習の指導事例

① 学級の実態

本校は、全校生300人余りの中学校である。その中に、知的障害学級（在籍、Aさん・中3男）と情緒障害学級（在籍、Bさん・中3男、Cさん・中2男）の2学級がある。Aさんは、軽度の知的障害があるが、後でADHDという診断をもらう。BさんとCさんは、軽度の知的障害を併せもつ自閉症の生徒である。

Aさんが落ち着いてきたら、一緒に学習することもできるのではないかと考えて、知的障害学級と情緒障害学級の指導時間はそろえておいて、場所を変えて、指導していくことに決めた。総合的な学習の時間 生活単元学習 作業学習（合わせて“アサヒタイム”と呼ぶ。）は、同じ内容の学習を組んだ。

Bさんは、こだわりが強く、多動で常同行動もある生徒であったが、中学校では、多動もおさまり、教師の指示をきちんと聞いて行動に移せるよう成長した。「こうするんだ」「こうなんだ」と自分に言い聞かせて自ら行動できる場面も出てきた。

Cさんは、コミュニケーションはとりやすいが、こだわりは強い。明るくよくおしゃべりするのかわいがられる。周囲の人に関心はあるが、つき合い方に苦慮している。場にそぐわない同じ質問を繰り返す。質問が相手に通じたと思うと大変喜ぶ。特に、友だちがしかられたことや自分が失敗したと思うことが忘れられず、何度も口にしている。

Aさんは、軽度の知的障害があったが、中学校入学時には、通常の学級に在籍した。しかし、机の周りを教科書で囲み人目を避けたり、給食も一緒に食べられなくなるなど不適応を示すようになり、中2より知的障害特殊学級に入級した。仕方なく入級したという感が本人にもあり、担任の指示にはことごとく従わず、通常学級のDさんを従えて反社会的行動をとった。

以上のような状況の生徒たちである。また、無理に通常学級での交流授業は行わないこととする。但し、学校行事などの特別活動や部活などの課外活動では交流する。

② 教育課程編成にあたって

ア 基本的な考え方

- 知的障害学級と情緒障害学級とは、合同学習も可能となるように、同じ時程の教育課程を組むが、指導の場を変えて、実態に応じて内容を変えて組む。
- 基本的な一日の流れをあまり変えないようにする。1時間目は、必ず日常生活の指導の時間を設定し、一日の活動の見通しを十分に時間をかけて確認するようとする。3、4時間目は、“アサヒタイム”とする。その他の時間は、教科別の指導にする。さらに、終礼時には、一日の活動の足跡を確認し、明日の活動を見通せるようとする。できるだけ、帯状にとっていき、自主的に動ける力を養うようとする。
- 指導の形態としては、領域・教科を合わせた、また総合した指導である総合的な学習の時間、生活単元学習、作業学習（“アサヒタイム”）を中心とした指導計画を立て、教科別の指導をその補完として考える。
- 総合的な学習の時間は、“アサヒタイム”的な年間を通して行うものとする。
- 高等部との連携を図り、現場実習を年間3回各3日～5日とり、働くことへの意欲や態度を育てる。
- 通常の学級での授業は、難しい場合は無理に行わない。授業でなく、学校行事等の特別活動や休憩・給食の時間や課外活動などに通常の学級の生徒との交流を促進する。校内よりも、市内の小中特殊学級合同学習の仲間や現場実習先などとの交流を重視する。
- 担任以外の教師が指導する時間は、教科別の指導の時間にする。指導に来級する教師と連絡・調整をして、“アサヒタイム”的な時間の活動を理解してもらうよう心がける。

イ 学級目標

新学習指導要領、学校教育目標、特殊教育目標、生徒の実態を踏まえて、学級目標を設定し、めざす生徒像を以下のようにした。

学級目標	① 自分のめあてや課題に向かって進んで取り組もう。 ② 友だちや周りの人となかよくしよう。 ③ 進んで体を鍛え、体を使って運動したり、作業したりしよう。
めざす生徒像	① 自分のめあてや課題に向かって主体的に取り組む生徒 ② 友だちや周囲の人となかよく活動できる生徒 ③ 健康でたくましく、進んで体を鍛える生徒

ウ 授業時間数

		予 定 時 数			備 考
		Bさん (3年)	Cさん (2年)	Aさん (3年)	
領域・教科を合 わせた指導	生活単元学習	140	140	140	・生活単元学習と作業学習と日常生活指導と総合的な学習の時間を“アサヒタイム”と呼ぶ。
	作業学習	140	140	140	
	日常生活の指導	175	175	130	
教科別の指導	国語	105	105	140	・知的障害学級と情緒障害学級と別々に学習する。
	数学	105	105	105	
	英語	70	70	70	
	音楽	52	52	35	
	美術	53	53	35	
	保健・体育	70	70	90	
特別活動	学校行事				・通常の学級と交流をする。
総合的な学習の時間		70	70	95	・総合的な学習の時間は、内容によっては通常の学級と交流を試みる。
合 計		980	980	980	

エ 週時程表・・・情緒障害学級の場合

A 週

	月	火	水	木	金
1	生活	生活	生活	生活	生活
2	* 数学	* 音楽	* 国語	* 保育	* 数学
3	生単	生単	作業	作業	生単
4	生単	* 保育	作業	作業	* 英語
5	* 国語	* 英語	総合	* 国語	* 美術
6		* 数学	総合		* 美術

A週、B週を適宜に運用する。

B 週

	月	火	水	木	金
1	生活	生活	生活	生活	生活
2	* 音楽	* 数学	* 国語	* 保育	* 国語
3	作業	生単	作業	生単	生単
4	作業	* 英語	作業	生単	* 英語
5	* 数学	* 保育	総合	* 国語	* 美術
6		* 音楽	総合		* 数学

*印は、担任外の教員が学級で指導をする時間

■印は、アサヒタイムと呼んでいる。

才 年間指導計画

月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3
主な学校行事	始業式 入学式 対面式 遠足	家庭訪問 生徒総会	市中学総体 芸術鑑賞 スポーツテスト	弁論大会 終業式 県中学総体	始業式 地区運動会 修学旅行・三瓶研修	駅伝大会 市新人戦	学校祭文化祭 会選挙 終業式	生徒会・委員 会選挙	始業式	高等部入試	卒業式 修了式
市内特殊学級 会合同学習	・新しい学年 生活単元 (総合的 学習時間 を含む)	親子遠足 ④現場実習1	福祉フェステ バリ作品展	親子運動会 ④現場実習2	クリスマス会	④現場実習3 ④現場実習3	スキーレッスン ④現場実習3	スキー学習会	ありがとう・ 卒業アリバ さようなら会	ありがとう・ 卒業アリバ ム作り	ありがとう・ 卒業アリバ ム作り
・親子遠足に 参加しよう	・現場実習に 向かおう	・現場実習に 向かおう	・作品展に参 加しよう	・運動会の組 長として応 援や競技を 支援でがん ばろう	・学校祭で、 バザーやス テージ発表 をしよう	・ふれあい食 堂開き2 ・クリスマス 会に参加し よう	・新春お楽し み会をしよう	・お世話を楽し むに先生方に プレゼントを しよう	・お世話を楽し むに先生方に プレゼントを しよう	・お世話を楽し むに先生方に プレゼントを しよう	・お世話を楽し むに先生方に プレゼントを しよう
焼き杉等の木工	絵を描く 農園栽培活動 煙の整備	糸鋸で切る 玉葱の収穫 さつまいもの収穫 水やり、草取り	(バーナーで焼く) 玉葱販売 さつまいもの収穫 水やり、草取り	磨く 付属品を付ける 追肥 漬物づくり	車球	車球	車球	車球	車球	車球	車球
日常生活 の指導	日記指導 体力作り 清掃指導	マラソン なわとび	キャッチボール パドミントン	朝の会、帰りの会の指導	国語 生徒の発達段階に応じて、『こくご』1～3の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。	国語 生徒の発達段階に応じて、『さんすう』1～5の教科書を使って系統的に指導する。
音楽 美術 体育 英語	校歌を覚えよう 折り紙を折ろう マーブリングをしよう マラソン 英語で物を数えよう	月の歌を決めて、歌唱、楽器演奏指導をする。 木影りをしよう カレンダーを作ろう	版画を作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう	写生をしよう カレンダーを作ろう
・領域別 ・領域別 の指導	音楽 美術 体育 英語	学校行事や学年集会に参加する。 特別活動	スポーツテスト 水泳	体育祭種目 マラソン 縄跳び	マラソン 卓球 バドミントン	スケート 綱跳び	スキー 綱跳び	スキー 綱跳び	スキー 綱跳び	スキー 綱跳び	スキー 綱跳び
道徳	特設の時間もたず、生活の場に応じて、適時指導する。	英語の歌を覚えよう	英語で覚えよう	英語で覚えよう	英語で覚えよう	覚えた英単語の数を増やす	覚えた英単語の数を増やす	覚えた英単語の数を増やす	覚えた英単語の数を増やす	覚えた英単語の数を増やす	覚えた英単語の数を増やす
特別活動	学校行事や学年集会に参加する。	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう	曜日・月の名前を覚えよう

力 編成上の留意点・配慮点

- * “アサヒタイム”の活動の単元の流れは、担任がつくっていく。生徒たち自身があらかじめ見通しをもつことは難しい。活動しながら、分かっていくように導く。まずは、流れをつくってやることによって、自分から動き出せるように進めていく。
- * やる気を起こさせるためには、終わりを見せることが大切である。また、終わりを経験すると、より見通しがもて、意欲を喚起することとなる。そして、やってきたことを振り向かせることも大切である。ここまで歩みとして、写真や文章で掲示し、目に見えるように絶えず評価していくと、効果的である。後ろを振り向かせることが、より主体的な生活へと導く。
- * 生徒一人一人が自分一人でできるよう、補助具を用意したり、手順表を提示したりして、できる状況をつくっていく。
- * 本物の体験をさせる。作業学習で作った製品のバザーを行うことによって、社会生活の仕組みを理解させ、楽しさや難しさを体験させる。

③ 展開例

作業学習指導案

(1) 単元名 燃杉製品作りをしよう

- (2) ねらい
- ・燃杉製品の作り方を覚えて、たくさん作っていくことによってバザーをしたいという目的意識を高める。
 - ・自分の仕事の内容を理解し正確に繰り返して、友だちといっしょに作業することができる。
 - ・電動糸鋸、バーナー、ドリル、ベンチなどの燃杉製品作りに必要な用具の扱い方に慣れる。

(3) 単元について

4月情緒障害学級の 学級の3年Bさんと2年Cさんと中学校新任担任の一年間がスタートする。同じことの繰り返しやきちんとやらないと気がすまないBさん、Cさんにとって、作業学習を中核に据えることは有効ではないかと考えた。教室には、先輩が作って残しておいた燃杉のカレンダー掛けがあり、日々を入れ替えることから、学級の一日が始まっていた。ところが、16の木札が見当たらなく、困ってしまった。

そこで 担任が提案し 杉板を焼いて作ることにした。担任自作の燃杉製品の看板、コースター、写真立て、鍋敷き、壁掛け、花台などを持って来て並べて、興味を喚起した。

二人のめあてを次のように設定して、単元がスタートした。

Bさんのめあて ・指示に従って、自分からやることがわかって自分から動こうとする。

・Cさんや担任の活動も少しでも意識しながら作業する。

Cさんのめあて ・やらねばならないことを理解し、指示がなくても動くことができる。

・人とかかわって作業することを楽しむ。

(4) 指導計画

教師が以下のような流れを設定して、自分から動ける状況を作る。生徒たちは、活動を繰り返していくうちに、見通しがはっきりしてきた。そして、やり遂げたことを積み上げることによって、満足感や成就感を味わっていった。

第1次・・・【先輩たちが作った燃杉製品を僕たちも作ってみよう】・・・15時間

第2次・・・【校長室で使ってもらう燃杉の壁掛けを作ろう】・・・6時間

第3次・・・【市の作品展に燃杉の色紙掛けや壁掛けを作って出品しよう】・・・6時間

第4次・・・【学校祭文化祭に燃杉製品バザーをしよう】・・・15時間

第5次・・・【『 』作業所の方々に燃杉製品の作り方を教えてあげよう】・・・5時間

第6次・・・【お世話になった先生方に燃杉の掲示立てをプレゼントしよう】 15時間

(5) 作業工程分析

作業の流れ	Bさんの活動	Cさんの活動	教師の支援
杉板に絵を描く。	<ul style="list-style-type: none"> 教師の絵カードによる指示を聞いて、型紙を選ぶ。 杉板に型紙を両面テープで貼り、なぞって絵を描く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の作りたい製品の型紙を選ぶ。 杉板に型紙を両面テープで貼り、なぞって絵を描く。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業工程を記した絵カードを用意して示す。 さまざまな形の型紙を用意する。
線に沿って、電動糸鋸で切る。	<ul style="list-style-type: none"> 初めは、教師に手をそえてもらって一緒に切ってみる。 やり方が分かったら、自分で、線からはみ出さないように注意して切る。 切り抜いた板を種類ごとに重ねて置く。 Cさんや教師の仕上がりを確かめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 初めは、教師に手をそえてもらって一緒に切ってみる。 怖がらないで自分で電動糸鋸のスイッチを入れたり止めたりして、自分で切れるようになる。 糸鋸の歯が折れたり、線からはみ出しあったら、教師を呼んで、歯を替えもらったり、直してもらったりする。 切り抜いた板を種類ごとに重ねて置く。 Bさんや教師の仕上がりも確かめることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 線をマジックでなぞって、はっきりさせておく。 □の中をくり抜く時に□はキリで四隅に穴を開けておく。その穴に歯を通すよう援助する。 教師も、Cさんの手助けをする他は共に作業をする。 出来上がった板を並べさせることによって、見通しをもたせると共に、満足感を味わわせる。
バーナーで焼く。	<ul style="list-style-type: none"> Cさんの言葉かけに応じ、軍手をはめて、バーナーで焼く場所に切った杉板をCさんと持つて行く。 火傷をしないよう注意して、全体が黒くなるように隅々まできれいにていねいに焼く。 Cさんが切った杉板でも気にせずに焼くことができる。 バーナーの点火の仕方やポンペの入れ替えの仕方を覚え、一人でできるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 切った杉板が10枚以上たまつたらBさんに「バーナーで焼こう。」と誘う。 軍手をはめ、バーナーで焼く場所に切った杉板を持って行く。 火傷をしないよう注意して、全体が黒くなるように隅々まできれいにていねいに焼く。 バーナーの点火の仕方やポンペの入れ替えの仕方に慣れ、なるべく一人でできるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> バケツに水を入れてセットしておき、バーナーで焼く場所を固定する。 バーナーの点火の仕方やポンペの入れ替えの仕方に慣れさせ、一人でもできるようにする。 火傷をしないよう注意して見守る。 バーナーの火力を調節したり、二人が焼き上がった杉板を点検し仕上げをする。
炭をきれいに洗い流す。	<ul style="list-style-type: none"> Cさんの言葉かけに応じて、火がついていないことを確かめて、焼き終えた杉板を洗い場まで持つて行き、水道の水を流してブラシで炭を落とす。 炭を落としたら、古タオルで拭いて、並べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 焼き終えたら、Bさんに「持って行こう。」と説いて、火がついていないことを確かめて、焼き終えた杉板を洗い場まで持つて行く。 水道の水を流して、ブラシで炭をていねいにきれいに落とす。 炭を落としたら、古タオルでていねいに拭いて、Bさんと共に並べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒光のある所に炭が残っていることを伝え、ブラシが古タオルで擦って見せ、なるべくきれいに炭を落とさせる。 木が乾燥して反らないように、二人が並べた炭落としがすんだ板の上に重しを置いておく。
鎖やタイルやコルクや切り文字などの飾りをつけて製品を組み立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 絵カードや実物で自分のする作業内容を理解して鎖つけやタイル貼りやコルク貼りなど、自分でです。 鎖、タイル、コルク、段ボール紙、プラスチックフィルムなどの材料やボンド、ラジオペンチ、ネジ、キリなどの用具の使い方に慣れ。 出来上がった製品を箱に詰めながら、満足感を味わいパザーへの意欲を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵カードや実物で作業内容を理解して、鎖つけやタイル貼りやコルク貼りなど、できるところは自分でていねいにする。 難しい所は、教師の手助けを頼んでする。 鎖、タイル、コルク、段ボール紙、プラスチックフィルムなどの材料やボンド、ラジオペンチ、ネジ、キリなどの用具の使い方に慣れ。 出来上がった製品を箱に詰めながら、満足感を味わいパザーへの意欲を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> 用途によって作業が異なるので、絵カードや実物を示し作業内容を理解させる。 Cさんは、手先がうまく動きにくいので、難しいこともある。あらかじめCさん自身にそのことを伝えておき、手伝ってもらつていいということを納得させる。 Bさんは、手先が器用でとてもきれいに仕上げができるが、作業の途中で自分の世界に入り込んでしまい、作業が止まることがある。「今日は、ここまでするんだよ。そしたら、終わりだよ。」と視覚で捉えさせ、納得させる。

(6) おわりに

一年間 焼杉製品作りを通して、Bさんが、何かをする時に「これは、何だ。」「何するんだ。」「こうじゃない？」ことわり、確かめて、自分からしようとする行動が目立ち出した。恥ずかしがりやのCさんも、少しずつ積極的になってきた。時には、担任に教えたりすることもある。情緒障害学級の生徒にとって、作業学習は有効であった。

13. 肢体不自由学級の実践事例

(1) 学級の概要

本校には、肢体不自由学級に2年生の女子（Oさん）、情緒障害学級に1年生の男子（Nさん）が在籍している。そして、合同の朝の会や生活単元学習を一緒にを行い、お互いにかかわり合いながら学習している。通常学級との交流についても、教科や行事を通して進めている。肢体不自由学級のOさんの実態については下記の通りである。

- ・左の手足に麻痺がある。そのため、必要に応じて衣服の着脱・食事・作業等で介助が必要である。また、はさみや包丁等を使用し、両手を使う作業に対して困難さがある。しかし、走ったり跳んだりすることや遊びの中で体を動かすことは大好きである。
- ・基本的な生活習慣はほぼ身についており、左足に装具をつけ自分で歩行もできる。階段については、手すりを利用して一人でゆっくりと昇降することができる。
- ・毎週1回医療機関に通い、1時間程度のリハビリを受けている。
- ・集団での生活経験や語彙量の少なさ、緊張しがちであることからコミュニケーションに困難な面があるが、慣れた人に対しては自分を少しずつ表現できる。
- ・知的障害も合わせ持っており、見通しを持つことが困難である。

(2) 教育課程の編成 にあたって

ア. 目標から

学習指導要領、学校教育目標、特殊教育の目標、児童の実態を踏まえて、学級目標を設定した。

学級の教育目標	具体目標
	ア、せいいいっぱい取り組む子ども
	イ、やさしい心で、なかよくできる子ども
	ウ、元気に体を動かす子ども
	エ、地域や自然に親しむ子ども

自主的、主体的に生活できるようになるために、学校生活や地域の中でいろいろな体験を積み重ね、満足感や成就感を味わうことを通して、自分に自信を持つようになってほしい。そして、いろいろな人とのかかわりを広げていく中で、障害を受けとめながら、自分を表現したり相手を受けとめる力を高めていくことを願っている。また、たくましく豊かに生きる力を育てるために、主として、生活単元学習や自立活動などの領域・教科を合わせた指導において、経験を重視した活動を工夫している。

○自立活動を取り入れ、障害に負けない体や心を育てる

- ・医療機関からのリハビリメニューや朝の活動等を実施し、体力の維持・向上を図る。
- ・自分の体について前向きに受けとめ、生活の中での健康管理や自己管理ができる。

○コミュニケーションの力を育てる

- ・生活単元学習や、町主催の療育活動への参加、町内の特殊学級との合同学習を通し、地域の施設や自然、たくさんの人たちとかかわる機会を多く持つようにする。楽しく活動する中で、地域のよさに触れさせたり、人とのかかわりを広げたりして社会性を育てる。

イ. 週時数・年間計画

学 年	2 年
総時数(週時数)	840(24)

教科別、領域別指導	国語、生活科、算数、音楽 図工 特別活動（学校行事、児童会）
領域・教科を合わせた指導	生活単元学習、日常生活の指導 自立活動

教科別、領域別指導

学 年		2 年	
教科・領域		年時数	週時数
教科・特別活動	国 語	140	4
	生活科	105	3（単元交流）
	算 数	140	4
	音 楽	70	2（交流）
	図 工	35	1

領域・教科を合わせた指導

学 年		2 年	
		年時数	週時数
生活単元学習		175	5
常生活の指導		87.5	2.5
自立活動		87.5	2.5
学校行事	34	児童会	17

週時程表

	月	火	水	木	金
1	日常生活 自立活動	日常生活 自立活動	日常生活 自立活動	日常生活 自立活動	日常生活 自立活動
2	国 語	算 数	算 数	国 語	生活科
3	音 楽	生活単元	生活単元	生活単元	生活科
4	生活科	生活単元	生活単元	算 数	算 数
	給 食・清 掃				
5		国 語	国 語	音 楽	図 工

* 朝の活動
8:15~8:25
(読書タイムか朝マラソン)

8:25~8:40
(各学級扱い)

* 1校時
8:45~9:05
(合同朝の会)
9:05~9:30
(自立活動)

* 月曜日の午後
医療機関でのリハビリ

ウ. 留意点

- 肢体不自由の特殊学級に入級してくる児童の障害の実態はさまざまで、車いすや装具の必要な子ども、知的障害等を合わせ持つ子どもなど、重度重複化や多様化の状況がある。一人一人のニーズに応じた教育支援が求められている。子どもの実態をしっかりと捉え、医療機関や専門機関との連携を図りながら教育課程を組み立て、適切な支援をしていくことが大切である。また、肢体不自由養護学校の例も参考にできる。（第1章第2節、第2章第1節、第3節参照）

- 知的障害を伴わない場合・・・・通常学級に準じた教育課程を編成することになる。しかしすべての教科等を通常の学級で指導するのではなく、障害の実態に合わせ、児童のニーズに応じて特殊学級での取り組みも入れていく必要がある。通常学級での学習においては、周囲の児童に対して理解や協力を求めたりすることが多くあり、いろいろな面でのきめ細かな指導や配慮が大切である。

○重複障害を持つ場合・・・・医療機関や専門機関との連携を図りながら、児童の特性をよく踏まえ 教育課程を編成することが大切である。肢体不自由養護学校の教育課程を参考にしながら、教科領域合わせた指導等を取り入れるなどして、ニーズに合わせて編成を行う。通常学級での交流学習を行う教科や時間については、学級や児童の実態から無理のないよう に適切に設定する。

(3) 実 践 例

ア . 自立活動・・・5つの柱22項目の中から必要と思われる項目を選択し、それにかかる内容を決めて行っている。指導を受けている医療機関からの指示によるリハビリのメニューも合わせて取り入れ実施している。

児童の実態

内 容	児 童 の 様 子
1 , 健康の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・偏食があり、食べるのに時間がかかる。 ・薬を一日2回、服用している。
2 , 心理的な安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ安定しているが、場によって緊張することがある。 ・指示は分かるが、自分から動き出すまでに時間がかかる。
3 , 環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・位置関係や物の形を把握することが困難である。 ・時間や日にち、場所に対しての認識する力が不十分である。
4 , 身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・関節が硬く体に緊張がある。麻痺のため左手足に力が入らない。 ・体のバランスが悪く転びやすい。体部分の認知が不十分である。 ・左足に装具を着用している。
5 , コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の発音がはっきりしない面や小さい声になりがちである。 ・相手の言うことを理解しながら、言葉によってやりとりすることが困難である。

【前半】指導を受けている医療機関からの指示によるリハビリメニュー

【後半】楽しめるメニューを取り入れて、実施している。

（項目ごとに2種類程度選択）

1 手・足首を柔らかくする。
○しゃがみ ○かかとの腱を伸長
○万歳、ぶら下がり
2 年令に伴う運動発達の促進
バランスを取りやすくする。
○片足立ち ○棒またぎ
○けんけん ○直立歩行
3 側わん予防のための姿勢・運動
○バタ足・背筋
○四つ這いで右回り
○バランスボード



1 学期	2 学期	3 学期
遊具遊び	体育会に向けて	室内ゲーム
ぶらんこ	リレー	まりつき
丸木橋	玉いれ	的当て
タイヤの山	キャタピラ	風船バレー
風船バレー	ダンス	室内サッカー
リズム運動	リズム運動	ごっこ遊び
室内サッカー	室内サッカー	おにごっこ
ままごと遊び	ごっこ遊び	だるまさんころんだ
着せ替え人形	おにごっこ	メガ・ボールを
かくれんぼ	だるまさんころんだ	使って
メガ・ボールを	メガ・ボールを	自転車乗り
使って	使って	しゃぼんだま
自転車乗り	自転車乗り	
しゃぼんだま		

イ．生活単元学習【校内の情緒障害学級との合同学習の実践から】

a . 「牛乳パックを使って紙作りにチャレンジ！」の取り組み

地域にある自然館で紙すきを教えておられる指導員さんに、直接作り方を教えてもらい、牛乳パックから紙ができるることを知り興味を持った。そして、学校に帰って自分たちが使うはがき作りを行った。

そのはがきを使って、家族や町内、交流学級の友だちに年賀状を出した。返事をたくさんもらって、とても嬉しそうだった。その後、大きなすき枠を使ってカレンダー用の紙作りに挑戦した。共に協力して作る中で、二人の子どもたちがお互いに相手のことを思って手伝ったり、待ったりする事や譲り合ったりすることができるようになった。

一緒に活動を繰り返すことを通して、相手のできることや難しいこと、作業のペースなどを理解していくことができた。

また、作りたい紙の模様や色など、自分で工夫したり決定したりすることを通して、自分の考えを伝えることもできた。

最後に、紙作りの活動を家族や交流学年の友だちに教え、一緒にはがき作りを行った。お母さん方からは、とても楽しかったとほめてもらうことができた。また、友だちの前で作り方や注意することなどを、がんばって伝えることができ、大きな自信につながった。後から「すてきなはがきができる、とても楽しかったよ。」「もっとたくさん作らせてほしかったよ。」などの言葉をかけてもらい、とても喜んでいた。

b . その子のための教材・教具、補助用具の工夫と活用について

いろいろな活動や作業での困難さを抱える児童に対して、少しでも自分の力でやれるという自信につなげるためにも、一人一人に適した教材や補助用具、情報機器等を考え用意したい。

麻痺によって、左手で牛乳パックを持ちにくく、うまく切れないOさんに対して、右の写真のような補助用具を作ってみた。教師が手伝うこともあるが、補助用具を使って休憩時間に自分から進んで切っている意欲的な姿も見ることができた。



二人で協力して紙作り



お母さんと一緒ににはがき作り



交流学級の友だちに教えながら一緒ににはがき作り



補助用具を利用しパックを切るところ

c. 「牛乳パックで紙作りにチャレンジ」における活動の流れと支援について（全41時間）

活動の流れ	時数	児童の活動	N（1年）情緒障害学級	O（2年）肢体不自由学級
町内にある自然館ではがきの作り方を教えてもらおう ・パルプ作り ・はがき作り	3	・どうやって作るのかな… ・パルプや水の量をきちんととはかるんだな… ・ミキサーで混ぜたらどちらどちらになつたよ。 ・すくったら、水をきつてかわかすんだな…	・自然館で、指導員さんに教えてもらいいながら、実際に体験することにより、紙すきに興味を持つ。紙すきの手順や見通しを持たせ、これから活動に対する心や意欲を高める。 ・バルプや水の量、手順などのポイントを確認する。 ・指導員さんのやり方をよく觀察させる。	
自分のはがきを作ろう	6	・自然館で教えてもらったようにしてみよう。 ・二人で力を合わせて作ろう。 ・色紙や絵の具などをませて作ってみよう。	・教えてもらったことを思い出して、自分から教えるのを見守る。 ・Oと協力し合うように声がけする。	・Oが作業しやすいように道具等の配置に配慮する。 ・手順を思い出し、協力し合えるように必要に応じて声がけをする。
年賀状を書こう	2 課外 ⁽¹⁾	・だれに書こうかな… ・ていねいに書こう… ・自分達が活動している写真もはらう… ・切手をはって出すのだけ…	・年賀状について、本のさし絵を見て説明する。 ・ていねいに書けるようにマス目を入れ、お手本を見てゆっくり書きさせる。 ・実際に郵便局へ行き、出す体験をさせる。	・年賀状について、昨年の取り組んだ物や写真を見て思い出すようにする。 ・ていねいに書けるようマス目を書き入れておき、お手本を見てゆっくりと書きさせる。 ・実際に郵便局へ行き、はがきを出す体験をさせる。
牛乳パックからパルプを作ったり遊んだりしてみよう	6 課外 ⁽²⁾	・はさみで牛乳パックを切ろう。 ・水につけて、火にかけて煮よう。 ・ラミネートをはごう。・小さくちぎろう ・べたべた、こねこね…・何ができるかな…	・切ったりはいだりする枚数や作業時間を決めて見通しを持って集中して取り組めるようにする。 ・パックの裏面のラミネートもはがしているか確認する。	・牛乳パックをうまく切る事ができるように、補助用具を使うようにします。 ・パックの裏面のラミネートをはがしていく。また、麻痺があるが、なるべく左手を使って作業するように励ます。
大きな紙作りに挑戦しよう	4 本時 ^(3/4)	・大きいすき棒に挑戦してみよう。 ・二人で力を合わせて作ろう。 ・色紙や絵の具などをませて作ってみよう。	・ゆっくりていねいにすくように声がけしたり、手本を見せたりする。 ・Oと協力し手伝うように声がけする。	・大きいすき棒がうまく使いこなせるように、すぐ時にNに手伝って持つてもらうようにする。自分でできる事と手伝つてもらう事を決めさせる。
カレンダー作りについて知る ・絵や写真を入れる ・日付けを入れる	1 2 6 3	・できただ大きな紙でカレンダーを作ろう。 ・まわりにあるカレンダーを見てみよう。 ・どんな図案にしようかな… ・月ごとの絵を描こう。写真も使おうかな… ・カレンダーの日にちは、どうなつているか調べてみよう。 ・日にちを書き入れよう。	・まわりにあるカレンダーを見せ、作る手順を参考にして、手順などを思い出し、これから活動への見通しや意欲を持たせる。 ・カレンダーに使う絵や写真を作る際に、自分で工夫できるようにする。 ・日付けを書く際に、マス目をあらかじめ書いておき、わかりやすいようにする。 ・時間内にする作業のため、めあてにむかってがんばるようになります。 ・作業に集中できるように、それぞれの教室で取り組む時間を必要に応じて設定する。 ・ていねいに書けたりめあてが達成できたりした時には、しっかりと認め意欲につなげる。	・昨年作ったカレンダーや活動表を参考にして、作る手順などを思い出し、これから活動への見通しや意欲を持たせる。
カレンダーを作ろう		・お母さんに説明できる様に、NやOが言つたりやりつたりするところを分担しておき、事前に練習しておく。		
友だちにはがきの作り方を教えてあげよう	2 6 量休み	・実際にやってみせてあげよう。 ・やり方を説明しよう。手順の表を作ろう。 ・教えるための準備をしよう。（カード作り・チケット作り・呼びかけの練習・パルプ作り） ・実際に作って見せてあげよう。 ・友だちにやつてもらおう。やり方を教えるよ。	・二人が協力し合って取り組めるようになります。また作業に集中できるように、準備の分担を決め、二人が協力し合って取り組む時間も設定する。 ・必要に応じて分かれ、それぞれの教室で取り組む時間も設定する。 ・自信を持って友だちの前で言える様に、NやOが言つたりやりつたりしておき、事前に繰り返して練習しておく。担任どうしのうち合せをしておく。 ・みんなの前でうまくできたところやよかつたところをほめ、喜びや自信につなげる。	

14. 病弱（院内学級）の指導事例

(1) 学級の実態

院内学級の場合、一人一人の入級時期や入院期間、病状が違うため、日々学級の人数や状況に変化があり、学級の実態も常に変化している。

(2) 教育課程の編成にあたって

ア. 基本的な考え方

a. 時間割や生活時程（基本の型）については、年度当初、病院スタッフと十分相談して決める。各児童の教育内容について、特に実技、実験、院外活動、調理実習、行事への参加については、児童の病状や治療内容によって、活動制限や食事制限があるので、主治医、看護師長、校長、保護者との協議の上、理解・協力を得て実施するようにする。また、頻繁に主治医や看護師長と連絡を取り合いながら指導にあたる。

b. 院内学級は、市町村が病院内に設置した特殊学級の一つなので、一人一人の病状や学年段階に応じた特別の教育課程を編成する。各教科等のそれぞれの時間数は実態に応じて弾力的に考えてよいことになっている。また、「自立活動」を取り入れてもよいことになっている。詳しくは、教育委員会発行の「院内学級運営の手引き」や病弱養護学校の教育課程も参考にできる。（第2章第1節と3節及び第3章第2節8参照）

c. 基礎的な学力の定着を図る

- 基礎的な学力の定着を図ることを目標に、国語、算数を中心に学習内容が習得できるようにする。理科の実験や社会の見学体験等は病状により制限が加わる場合もあるが、退院後、前籍校の学習にスムーズに参加できるように、また、学習への不安を軽減するために、できるだけどの教科も組み入れていく。

d. 「自立活動」の設定

次のようなねらいで「自立活動」を設定する。

- 自分の病気やけがの状態を知り、健康管理について考え、実際に生活の自己管理ができるようにすること。
- 病気や入院生活から生じる不安や欲求不満などを和らげ、情緒の安定を図ること。
- 学級の友だちやさまざまな人とかかわり合う活動を通して、共に学ぶ楽しさを感じ、進んでいろいろな人と関わろうとする気持ちを育てること。

イ. 時数・年間計画

a. 週時数

各学年における各教科等週時間数 (基本の型)

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	学活	道徳	自活	総合	合計
1.2年	7		4		3	1	2		1	1	1		20
3.4年	6	1	4	2		1	2		1	1	1	1	20
5.6年	5	1	4	2		1	2	1	1	1	1	1	20

「自活」とは、自立活動の略

「総合」とは、総合的な学習の時間の略

b . 年間指導計画 【別紙】

c . 時間割と生活時程表

(基本の型)

	時 間	月	火	水	木	金
	9:20 ~ 9:30	朝 の 会				
1	9:30 ~ 10:15	国	国	国	算	算
	10:15 ~ 10:35	お や つ タ イ ム				
2	10:35 ~ 11:20	生 / 理	国 / 家	書	図	国
3	11:30 ~ 12:15	生 / 理	道	生 / 社	図	国 / 総
	12:15 ~ 13:50	ラ ン チ タ イ ム				
4	13:50 ~ 14:35	学	算	算	自立活動	音
	14:35 ~ 14:45	帰 り の 会				

- ・教室に通えない状態の子どもは、担任が3時以降に、(火)から(金)までの午後1時間程度、病室の方へ訪問して指導する。(ベットサイド学習)指導内容については、子どもの実態に合わせ、その時に必要な学習を計画して指導する。
- ・在籍児が全てベットサイド学習を必要とする場合には、一人につき1時間以上の学習ができるように時間割や生活時程表を変更し、1時間目からベットサイド学習を行う。
- ・病気の状況によっては、遅れて来る場合や早く帰る場合があり、時間割通りに全て学習しない場合もある。

ウ . 指導上の配慮事項

- ・一人一人の入級時期や入院期間、病状が違い、日々学級の人数や実態が変化するため、指導計画通りにはいかないことがある。児童数が増えたり全学年の児童が一度に学習したりする場合は、時間割通りの指導が一人の担任では困難になるため、時間割等にとらわれず、弾力的に運用していくこともある。その場合には、看護師長と充分相談して決める。
- ・充実した指導ができるように、担任以外にTTとして他の教員にも指導に入ってもらう。(年度当初、校内体制として組織する)
- ・子どもたちは病気や入院生活、学習に対する不安、前籍校の友だちと離れていることに対する不安が強く、学習に対して意欲がわからない場合もある。子どもの気持ちや思いを大切にしながら、前籍校との連絡(電話、メール、ファックス)を密にし、学習進度状況等について情報を提供してもらったり、院内学級での様子を知らせたりして、精神的な安定を図りながらスムーズに復帰できるように配慮する。また、子どもの病状によっては、前籍校の行事にも参加することもできる。その場合には、主治医、看護師長、校長、保護者との協議の上、理解・協力を得て実施するようにする。
- ・学習時間以外にも子どもたちと話す機会を多くもち、子どもたちの抱えている不安(病気や学習など)や悩みごと(病室内の人間関係など)が相談できる関係を築き、安定した気持ちで生活できる

ように、主治医や看護師と情報交換しながら、共通理解して接する。

・保護者が来院した際には学級での様子を自由に見てもらったり、日々の様子を知らせたりして（学級だよりや連絡帳等）、懇談の機会を多くもつように配慮する。また、保護者の抱えているさまざまな不安や悩みごとについても、気軽に話せるような良好な関係を築くように努力する。

詳しくは、教育委員会発行の「院内学級運営の手引き」参照

(3) 実践事例

ア.「ともだち元気ショップ」の取り組み

病気に真っ向から立ち向かい、学習にも生活にも前向きにがんばっている子どもたちだが、入院生活の中で、自分の病気や学習に対する不安やさまざまなストレスを抱えて生活している。そのような子どもたちに「見通しを持って生き生きと生活させたい」「一つのことをやり遂げた達成感を味わわせたい」、また、人の交流の少ない病院生活の中で「より多くの人とのふれあいをもたせたい」と願い、学期に一回、お店の活動（引換券で手作りの作品と交換できるお店）をしてきた。初めは自分たちだけでスタートしたが、「T学級（N中学校院内学級）」や訪問教育を受けている「O養護学校」や「S養護学校」のみんなとの活動に広がってきた。

作品は、その時期に入院している子どもたちの実態やその季節にあう物を、図工、自立活動の時間で少しずつ準備してきた。押し花の作品作りの時には、外部の講師の方に作り方を教えていただき、保護者の方も参加して親子で作品作りを楽しんだ。作品以外に遊びのお店も楽しんでもらいたいと、「ストラックアウト」や「輪投げ」のゲームを自分たちで作った子どもたちもいた。

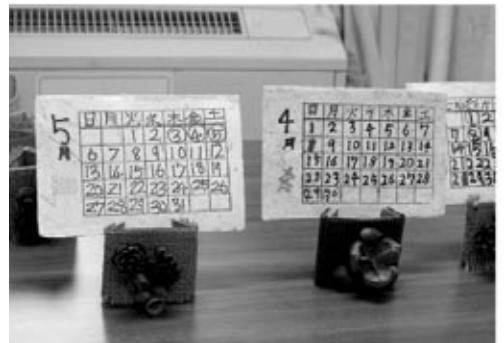
お客様は、主治医の先生、看護師さん、患者さん、患者さんの家族の方、掃除に来てくださる方や業者の人たち、院内学級設置校の教職員等で、多い時で100人ぐらいのお客さんが来られた。病院という場所だからこそ、子どもたちの姿や明るさが心に響いたのだとたくさんの方々に言われた。お客様と対応しながら、どの子どもたちの顔も達成感にあふれていた。この活動を通して、子どもたちはたくさんの方と出会い、たくさんの方に支えられていることを実感したよう思う。そして、病院における院内学級の役割の大きさを改めて感じた活動になった。



押し花の作品作り



お店の様子



卓上カレンダー

イ.「T学級」(N中学校の院内学級)との合同学習

病院内にある「T学級」とは、さまざまな活動を合同で行ってきた。調理活動、ガラスペイント、クリスマス会の合奏、ともだち元気ショップ、ALTさんとの活動等、合同で行うことでの、上学期が下学期を思いやる姿や一人一人が意欲的に活動する姿が多く見られた。人数が増えることで活気づき、より楽しく活動できたように思う。

ALTさんとなかよくなろう の取り組み

1学期までは、Pさん（ロンドン）、2学期からは、Mさん（カナダ）やNさん（ニュージーランド）に、それぞれの国のことばや様子、遊び、食べ物などを写真や資料を使って教えていただいたり、一緒に作ってみたりする活動を行ってきた。子どもたちは事前にコンピュータや本でそれぞれの国の様子を調べたり、疑問に思ったことをまとめたり、英語のあいさつの練習をしたりした。実際にいろいろな話を聞いて、日本と外国の違いや、外国の中でもそれぞれの国によって大きく違いがあることに子どもたちはとても驚いていた。初めは、照れくさそうにしていた子どもたちも回を重ねるごとに、次に会える日を心待ちにするほどになった。



ウ．病院内であることを取り入れた教科学習

5年国語「新聞作り」の取り組み

国語の学習で、自分の考えた内容を新聞にまとめる学習をした。院内学級ならではの新聞作りをめざし、「入院しているからわかることや感じたことを記事にしよう」と取り組んだ。Tさん（眼科疾患）は「目のしくみ」「目の病気」「病院の食事」について記事にしたいと、主治医の眼科の先生にインタビューをして記事にまとめた。主治医の先生も「目のことを記事にするのは難しいね。図でまとめてみるか。」などと絵を描いてTさんが理解できるように丁寧に教えてくださった。Tさんは自分の病気の「目」のことがとても知りたかったので、この学習を通して少し「目」のことが理解でき、安心したようだった。

年間指導計画

病弱（院内）学級

行事	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行 学校	入学式 始業式	演劇鑑賞教室		終業式	始業式 運動会		学習発表会	終業式	始業式		卒業式 修了式
事 病院				たなばた会		くえびこ祭 (医大園祭)	クリスマス会		クリスマス会		まめまき
T学級 (N中院内 学級) ○養護 学校等	ALTさんの出身のロンドン、カナダ、ニュージーランドなどの国の様子、ことば、あいさつ、遊び、食べ物などを教えてもらおう。 調理活動をしよう(ちまき作り、誕生ケーキ作り、グラスペイント等)	ALTさんとー一緒にALTさんの国のおもてなしをしよう	ALTさんと一緒に祭りをする	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会
自立活動	お店を開いて、病院内の様々な人たち(患者さんやその家族の方、病院の先生や看護師、病院で働いている方)とふれあおう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう	ともだち元気ショップをしよう
総合的な学習	調理活動をしよう(ちまき作り、誕生ケーキ作り、クッキー作り等)	制作活動をしよう(オーブン粘土、ピーズ、押し花製作等)	ALTさんの国や他の外国のことについて調べてみよう	ALTさんと一緒に国のおもてなしをしよう	ALTさんと一緒にALTさんの国のおもてなしをしよう	病院のひみつをさぐろう	病院のごみはどうするのかな？ 病院食はどこでどのようにして作られているのかな？ 病院ではどんな人が働いているのかな？				
学 活	学級開き	お楽しみ会をしよう									
国 語	各児童の該当学年(1～6年生)の教育課程による お話を親しもう(絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング等)										
算 数	各児童の該当学年(1～6年生)の教育課程による お話を親しもう(絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング等)										
社 会	3～6年生の各児童の該当学年(3～6年生)の教育課程による 3～6年生の各児童の該当学年(3～6年生)の教育課程による										
理 科	3～6年生の各児童の該当学年(3～6年生)の教育課程による 1,2年生の各児童の該当学年(1,2年生)の教育課程による										
生 活	各児童の該当学年(1～6年生)の教育課程による クリスマス会で歌を歌ったり、合奏したりしよう(12月)										
音 楽	各児童の該当学年(1～6年生)の教育課程による ガラスペイントをしよう(各学期に一回)										
図 工	5,6年生の各児童の該当学年(5,6年生)の教育課程による										
家 庭 科											

15. 難聴学級の指導事例

(1) 学級の実態

本学級は、6年生のAさん一人である。Aさんは補聴器両耳装用で50dB ぐらいの音に反応でき、知的な遅れは見られない。コミュニケーションは、口話にあわせ手話や指文字・筆記等の補助手段を用いて行う。友だちが大好きで、共に行動したがる。本児や保護者のニーズは、以下の3点で、それをふまえて重点目標を定めた。

- ・できるだけみんなと一緒に活動させてほしい…交流教室の充実
- ・基礎学力をつけてほしい…交流学習でのわかりやすい指示及び事前事後の補充。国語・算数等、個別の課題に合わせたわかる授業の実践
- ・コミュニケーション能力を高めてほしい…補助手段の獲得、周りへの理解教育の推進

(2) 教育課程の編成にあたって

ア. 基本的な考え方

本人や保護者のニーズを把握し、それを取り入れた教育課程にする。

目に見えることが生活の場を広げるので、できるだけ交流教育を推進する。交流学習では、T・Tや事前事後の補充でわかる内容に努める。また、個別学習ではその子の学習課題に合った内容を実践し、基礎学力の定着を図る。

コミュニケーションは相互の関係で成り立つので、互いに理解しあえるように、本児のみならず周りの児童にもコミュニケーション手段を獲得する学習の場を確保する。

発音・聴能などは専門の先生の指示や機器が必要な時もあるので、専門諸機関（ろう学校など）での指導が受けれるように時間を確保する。

イ. 年間計画（次ページ）・週時数

難聴学級	各教科										道徳	特別活動	総合	自立活動	総授業時数	(6年時)				
	国語	社会	算数	理科	生徒会	音楽	図工	家庭	体育											
1学期	5	3	4	3		1	2	2	3	1	1	3	1	29						
2学期	5	3	4	3		1	1	1	3	1	1	4	1	28						
3学期	6	3	4	2		1	2	2	2	1	1	2	2	28						
年時数	18	40	51	40	140	96	35	56	56	96	35	35	110	44	992					

交流学級	各教科										道徳	特別活動	総合	総授業時数	時間割				
	国語	社会	算数	理科	生徒会	音楽	図工	家庭	体育										
1学期	5	3	4	3		2	2	2	3	1	1	3	1	29					
2学期	5	3	5	3		1	1	1	3	1	1	4	1	28					
3学期	6	3	5	2		2	2	2	2	1	1	2	2	28					
年時数	18	40	51	40	163	96	56	56	56	96	35	35	110	992					

・年間35週として、1学期は12週、2学期は14週、3学期は9週として計算。

ウ. 留意点

- ・週時数表□による自立活動の時間を抽出した。
- ・時間割表の□の教科は、交流学習。
- ・月1～2回、火曜日の午後はろう学校で教育相談を受ける。
- ・朝礼、終礼、給食は交流学級で行う。
- ・1時間目は補聴器の管理や子どもの様子を知るためにもできれば個別学習の教科を入れると良い。

(自立活動2時間 6年生時の例)

	月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	国語	国語
2	算数	国語	理科	算数	算数
3	社会	書き方	図工	音楽	体育
4	体育	家庭科	図工	自立活動	社会
5	理科	自立活動	総合	家庭科	総合
6		道徳	クラブ	社会	学活

時間割

帯自立活動にした場合
(自立活動3時間 3年生時の例)

	月	火	水	木	金
帯自立活動(10分間)					
1	国語	算数	算数	国語	国語
2	算数	国語	音楽	算数	算数
3	理科	図工	体育	体育	自立活動
4	社会	図工	社会	理科	理科
5	体育	自立活動	書き方	社会	学活
6		道徳			

学 年 間 計 画

	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	
学 校 行 事 (市都合同学習)	始業式 家庭訪問 市陸上	ふれあい運動会 田植え	プール開始	児童集会 終業式	始業式 修学旅行 町民体育大会	球技大会 稽划り	ドリームフェ スタ	児童集会 終業式	始業式 卒業式 こんどさん	ありがとう集会 卒業式		
	行 事 (市都合同学習)	運動会				遠足				ふれあい広場 (作品展)		
学 級 行 事 (国語)	詩「ふしき」 「よかつたなあ」 国語辞典を使おう	説明文 「やドカリヒイ ソシンチャク」 身近な漢字	物語文 「ちかい」 物語文 「佐々木貞子さん」 修学旅行の作文 「森林のおく りもの」	課題に向けた 学習を すすめる	説明文 「森林のおく りもの」	物語文 「黄色いボール」	文集作り	「大造じいさんとがん」 紙	お別れ会の手 1年間のまとめ	お別れ会		
	算 数											
個 別 学 習	鼓 笛	運動会の応援歌 田植え歌			音楽は、単元による分かれ たり一緒にしたりもする。	鼓 笛	さんば		あわてんぼう 卒業式の歌 のサンタクロース	卒業式の歌 校歌		
	自 活	ろう学校通級指導（発音・言語） (聴力検査)	行事のことば（言語・発音・聞き取り） イチゴ作り	お話発表会 （聴力検査）	学級指導 （聴力検査）			お話発表会 （聴力検査）	通級指導 （聴力検査）	お話発表会 （聴力検査）	お話発表会 （聴力検査）	
交 流 学 習	そ の 他 （他の教科・領域）	同 学 年 の 年 間 計 画 と 同 様			補聴器について 説明しよう イチゴパーティ	手話検定をしよう 手話ビデオを作ろう					T.Tで、一人は通訳や板書にあたる。	

自立活動 年間指導計画

指導項目		児童の実態			目標		
聴覚活用・管理	補聴器の管理及び活用をよくしている。予測されることばは聞き取れる。	ニーズ〔本人・保護者〕			・進学先での主なコミュニケーション手段となる書き言葉や新しいことばを広げる。		
言語事項	生活でよく使う具体的なことばはわかる。行事等で出てくる新しい言葉や抽象的なことばはわかりにくい。	・友だちと出来るだけ一緒に過ごしたい。			・身近でよく使う手話を覚えてもらおう、他学年へ働きかける。		
コミュニケーション手段	口話や手話を使って同学年の友だちと話すことができる。他学年の児童とは、コミュニケーションがとりににくい。	・進学を見据えたコミュニケーションの力（書き言葉等）を広げたい。			・自分をみつめ、できることには自信を持つ。できないことへはどう働きかけたらいいか方法を知る。		
障害認識	聽こえに困っていることなど家族や担任に心の内を話すことができる。周りの人に対して「聽こえににくいのでもう一回説明してください。」と自分から言える。						
学期		1学期		2学期		3学期	
月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月
聴覚活用・管理	補聴器の管理 聽力検査 （病院）	補聴器について調べまとめ る	聴力検査 （ろう学校）	補聴器の管理 （補聴器会社）	聴力検査 （ろう学校）	12月	1月
言語事項	発音指導 言語指導 （運動会）	お話発表会 （田植えをしたよ）	お話発表会 （七夕、全校（修学旅行）集会）	お話発表会（ドリ 卒業式の歌や呼び名歌練習（ありがとう集会）（6年間の思い出）表したよ）	2月	3月	
作文指導	日記	身近でよく使う手話を調べよう	手話検定の出題をしよう				
シヨミクニケーション手段	今年のめあてを決める	委員会等の会の方法について説明する	補聴器について説明しよう	検定をよびかける	手話検定の認定証と賞品を作成し渡す	友だちと伝え方のビデオを作成する	ビデオ編集で伝える
障害の認識	自分のいいところ、自分の好きなことを発表する	イチゴバーティー	手話検定をしよう	手話検定の認定証と賞品をびかけをする	ビデオ作成する	校内放送で伝える	伝え方のビデオ作り

(3) 実践事例

ア. 自立活動の展開例

単元名 音が聴こえにくいくらいってどんなこと? ~補聴器の音を聴いてみよう編~

ね ら い	【他学年】 総合的な学習 <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の音を聴き、聴こえにくいくらいへの理解を深め MERCHANTABILITY ことができる。 ・Aさんの一生懸命な姿に触れ、すばらしいところを感じ取ることができます
	【Aさん】 自立活動 <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器について説明することができる。 ・補助手段を工夫しながら、相手に伝えようとすることができる。

本時の活動の流れ

時間	子どもの動き	Aさんの動き	教師の支援
5分	補聴器ってどんなものかな?	実物やOHPを使って補聴器の説明をする。	補聴器がAさんにとって大切なもののであることを確認する。
15分	補聴器の音を聴いてみよう 予想をたてる。 音を聞く(グループごとに) 耳掛け補聴器 FM補聴器	スイッチ等、音の聞き方について教える	ワークシートを配り書いていかせる。 補聴器を複数用意する。取り扱いに気をつける。
5分	どんな音がしたか発表しよう <ul style="list-style-type: none"> ・マイクみたいだった。 ・かさかさ音がした。 ・雑音が入った。 ・ピーといった。 	興味深げに聴こうとする	出てきた感想を板書する。 近くの雑音も一緒に大きくなっていることをおさええる。
15分	Aさんに補聴器について質問しよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・どんなふうに聴こえるか ・いつもつけているのか ・困ることはないか ・どこから音が入るのか 	質問を聞き取って説明する。 補助手段を工夫して、相手にわかるように伝えようとする。	コミュニケーションの補助手段として、OHP、筆談用の紙、移動黒板、本などを用意する。 補聴器の性能はよくなってきているが、つければ即、聞きとれるようになるわけではないことを伝える。
5分	ワークシートにまとめよう 今日の学習でわかったことや思ったことを書く。	ワークシートにまとめよう 相手にわかるように伝えようとしたかな?	みんなが見てわかるような補助手段を工夫して使えばさらによく伝わることをおさえ、次の学習へつなげる。

(4) 聴こえにくいことへの理解教育（他児童へ） 学年配当表

コミュニケーションは、相互に関わりあって成り立つもの
なので、周りの児童への理解教育は必須である。

学年	テーマ	学習めあて	心 情	学習内容例	具体的活動	時間
1・2年	•耳の勉強をしている学級があることを知る •視覚的表現の楽しさを感じる	いっしょなんだ、同じ学校の仲間なんだと感じる。	•学級の概要についてガイダンスを受ける。 •簡単な指遊び、手話歌（今月の歌など） •ジェスチャーゲーム。	•口を見せてゆっくり、はつきり話す。 •指文字で名前をいう。	•口を見せてゆっくり、はつきり話す。 •指文字で名前をいう。	生活科 学活 道徳
3・4年	体験調べる	聴こえにくい体験をし、聴こえにくいことについて理解する。 •相手の立場にたって考え、実際に交流する。	相手の立場をおもいやる。 難聴学級担任及びAさんも必要に応じて他学級へ行き、一緒に活動する。	•音を消したテレビを見る。 •声を出さずに生活する。 •補聴器の音を聞きAさんから説明を受ける。 •手話歌 •わかば学級と交流 •ろう学校と交流	•簡単な手話で歌の言葉を表現する。 •指文字と簡単な手話で自己紹介をする。 •補聴器の近くで大きな雑音をなるべく出さないように接する。	総合的 学習 学活 道徳
5・6年	生かす発展	接したかたを知り、自分なりに工夫して行動する。 •耳以外の障害にも目を向けバリアフリーについて考える。	自分のできることはないかを考え、実践しようとする。	•視覚的に配慮した全校集会の計画と実施。 •配慮をした委員会活動の実践 •バリアフリーについて考える。	•指文字や手話や筆記などを工夫し、簡単なやり取りをする。	総合的 学習 学活 道徳

(5) 専門機関との連携

専門機関と連携を取って教育課程を組む必要がある。

月	ろう学校との交流		福祉、医療機関との連携	市郡特殊学級との交流	中学校との連携 (進路保障)
	教育相談	交流会			
4	聴力検査 今年度の学習計画	担任打ち合わせ			
5	発音指導	連絡を密に取り合う。	聴力検査 (病院)	運動会	中学校見学
6	発音指導				
7	発音指導 お話発表会	担任打ち合わせ	ファックスなどでやり取りをし、当日の内容を決めていく。		
8					
9	夏休みの話発表会 聴力検査発音指導	ビデオレター交換招 待状送付 プログラム検討 手話を教えてもらう	学校に招待する。		
10	発音指導	交流会	補聴器の特性検査 (補聴器会社)	遠足	中学校見学
11	発音指導	活動を校内に紹介 手紙交換			中学校の先生 授業参観
12	発音指導 お話発表会	手話を広める		文集作成	同上
1	発音指導 聴力検査		友だちの気持ちを持ち続け、やり取りを続ける。		中学校研修会 中学校の先生授業参観
2	発音指導 お話発表会			合同作品展 お別れ会	中学校の生徒との 交流会
3					

16. 弱視学級の指導事例

(1) 学級の実態

本学級は、A児の入学時に新設された弱視学級で、在籍はA児1名です。

A児は、遠距離視力が0.15(右) 0.08(左) 0.09(両) 近距離視力が0.15(両) 最大視認力が0.5(7cm、左) の弱視児です。普通文字による学習が可能で、読書用文字のサイズは16ポイント程度で、点字使用の必要はありません。色覚は正常ですが、視野が狭く、全体と部分の関係が捉えにくいところがあります。視覚情報より聴覚情報が優位であり、視経験が少ないです。6倍の遠用弱視レンズと5倍の近用弱視レンズを所持しています。網膜の状態をはじめ、健康面は良好であり、障害の程度が進行することはないと思われます。

安全面でも、登下校を含め、日常生活に大きな不安はなく、白杖歩行の必要はありません。

同年齢の児童に比べ、生活経験は少ないものの、生活は自立しています。明るく、コミュニケーションや集団参加もスムーズで、情緒も安定していて、友達からの刺激がプラスになる子どもです。

自分の障害については“どうして目が悪いのか。よくなるといいな。”という思いを持っています。

全盲も含め、他の障害についての認識はありません。

(2) 教育課程の編成にあたって

このような実態から、A児に育てたい力として次の3点を考えました。

いろいろな人と豊かに関わる力

活きて働く確かな学力

まっすぐに障害を受けとめる姿勢

そのために、

- ・交流学級の友達をはじめ、いろいろな人と関わることができる場を多く設けたい。
- ・基礎基本となる学力や技能の定着に努めたい。
- ・体験的な活動や観察を通して、身の周りの事象への興味・関心や基本的認識を育てたい。
- ・自己の成長や友達のよさを知り、自分も人も大切にする心を育みたい。
- ・弱視の他にもいろいろな障害があることを知り、自己の障害について考えたり、補ったりしようとする態度を育てたい。

と考えました。実際の教育課程を編成するにあたっては、

- ・国語、算数、音楽、図工、体育については教科の指導が適している。
- ・社会や理科も、該当学年の学習内容が身近な地域や生物、自然事象についてであり、A児に育てたい力があるので、教科の指導とする。
- ・自他の気持ちを考える時間を設ける。
- ・交流学級の一員として学校生活を送るためにも、交流学級の学級活動に参加する。
- ・レンズの使用や手指操作の習熟については学校生活全体の中で取り組んでいくが、いっそうの充実を図るため、自立活動の時間を設ける。

と考え、次表のように編成しました。

(3) 教育課程表

年間授業時数

教科の指導							総合	道徳	特活	自立活動
国語	算数	社会	理科	音楽	図工	体育			学活	
200	115	70	70	60	60	90	105	35	35	35

年間指導計画

()内の数字は、順に(1学期の時数、2学期の時数、3学期の時数)を表す。内の数字は、月を表す。

教科 / 月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2月	3月
国語 ・書く ・読む ・言語事項 (69) (80) (51)	・話す聞く したことを思い出しながら、3文以上の文に書こう。 誕生日 茶摘み、招待状 言葉のまとまりを意識し、話の内容を考えながら読もう。 きつつきの商売 ありの行列 三年とうげ 促音や物音、助詞の使い方を知ろう。 今まで習った漢字の復習をしよう。 カタカナの読み方を知ろう。	必要なことを聞いたり、話したりしよう。 苦手な野菜の発表 みんななどもだった なかよし発表会 したことを見出しながら、4文以上の文に書こう。 葡萄狩り 詩を書こう 収穫祭 なかよし発表会 言葉のまとまりや話の内容を考えながら、楽しく読もう。 詩 ちいちゃんのかげおくり 動物とくらす 促音や物音、助詞の正しい使い方に慣れよう。 漢字を読んだり書いたりしよう。 カタカナの読み方をマスターしよう。	自分から尋ねたり、話したりしよう。 スキーハーの話 総合の発表 別れの詩 気持ちも入れて、5文以上の文に書こう。 宝物をさがしに 総合発表会 豆腐作り まとまりや内容を考え、楽しく読もう。 詩 機械と言葉、子供の木 虫のゆりかご 促音や物音、助詞を正しく使おう。 言葉の中で、漢字を読んだり書いたりしよう。 カタカナを読んだり書いたりしよう。 パソコンで文字を入力しよう。								
算数 ・計算 ・量と測定 (39) (46) (30)	学級目標 ・書写 よう	・数と計算 大きな数(100以上)の数の数唱や筆記。十の束と百の束) 時計(時、時半 = 時30分) 長さ比べ(どっちが長い? 1メートル探し) 位置関係を表す言葉 表の見方(時間割表、献立表、体育館使用表)	10までの足し算と引き算をしよう。 10までの足し算と引き算を暗算でしよう。 大きな数(一の位、十の位、百の位、千の位) 時計の読み方をマスターしよう。 長さ比べ(どれだけ長い? 1メートル探し) ものさしで線を引こう(直線と曲線) 表の見方(生活時程表) お金(種類、多少、いくら?)	10までの足し算と引き算を暗算でしよう。 大きな数(一の位、十の位、百の位、1000) 時計の読み方をマスターしよう。 長さ比べ(どれだけ長い? 1メートル探し) ものさしで線を引こう(直線と曲線) 表の見方(生活時程表) お金(電卓の利用、ちょうどのお金)	10以上の数の足し算と引き算でしよう。 10以上の数の足し算と引き算に挑戦。 大きな数(一の位、十の位、百の位、千の位) 時刻や時間の検討をつけよう。 長さ比べ(基本の単位は1 cm) 円、三角形、四角形 表の見方(ななとびカード) お金(電卓の利用、ちょうどのお金)						
社会 (24) ・社会 (28) ・社会 (18)	・社会(24, 28, 18)、理科(24, 28, 18)、音楽(21, 24, 15)、図画工作(21, 24, 15)、体育(31, 36, 23)、道徳(12, 14, 9)、学級活動(12, 14, 9)、総合的な学習の時間(36, 42, 27)は、該当年の年間指導計画に掌する。										
自立活動 (12)(14)(9)	・新しいレンズ ・体の成長 ・避難の仕方	・レンズの管 理 ・清潔な体 ・友達	・レンズに慣 れよう ・障害のある ・爪を切ろう	・見たいもの をまとめて ・歯の磨き方 ・爪を切ろう	・見たいもの をまとめて ・歯の磨き方 ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体の中か ら ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体から ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体の中か ら ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体の中か ら ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体の中か ら ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康	・全体の中か ら ・冬の健康 ・冬の健康 ・冬の健康
行事等	・着任式 ・入学式 ・諸検診 ・避難訓練 ・誕生日	・1年生を迎 える会	・始業式 ・個人面談 ・終業式 ・夏休み	・遠足 ・親子活動 ・音楽会 ・収穫祭 ・避難訓練 ・ながよし練 習会	・始業式 ・スキー教室 ・終業式 ・個人面談 ・音楽会 ・校区体育会 ・地区体育會						

週時程表

	月	火	水	木	金
1	自立活動(弱)	算数(弱)	算数(弱)	国語(弱)	国語(弱)
2	国語 書写	体育(付)	道徳(付)	算数(弱)	算数 / 体育(付)
3	音楽(交)	社会(付)	国語(弱)	図工(付)	理科(付)
4	体育(付)	国語(弱)	国語(弱)	図工(付)	理科(付)
5	算数(弱)	総合(付)	社会(付)	音楽(交)	学級活動(付)
6		総合(付)			

- * () 内の文字は、(弱) は弱視学級での授業を、(付) は交流学級での学習で担任が付き添う授業を、(交) は交流学級での学習で担任が付き添わない授業を原則とすることを表す。
- * 書写 については、硬筆の場合は弱視学級での授業を、毛筆の場合には交流学級での学習で担任が付き添う授業を原則とする。

(4) 指導上の留意点、配慮事項

指導にあたっては、次の点に留意しています。

見る、書く、操作する等の活動に十分な時間をかけるためにも、単元や1時間のねらいを焦点化する。

教科学習の中に自立活動の要素を取り入れたり、教科間の関連を図ったりする横断的な指導を適切に行うためにも、学期毎のねらいを明確にする。

一つ一つの学習活動にふさわしい場（個か集団か、集団ならどういう集団か）を設定する。

そのためにも、次の点を心がけています。

- ・学期ごとに個別の指導計画や学習内容の記録表を作成し、学期単位で評価したり、課題を見つけたり、学習の偏りを調整したりする。
- ・交流学級担任や専科担当者との連携、交流学級児童・保護者の理解や人間関係を大切する。

(5) 指導例

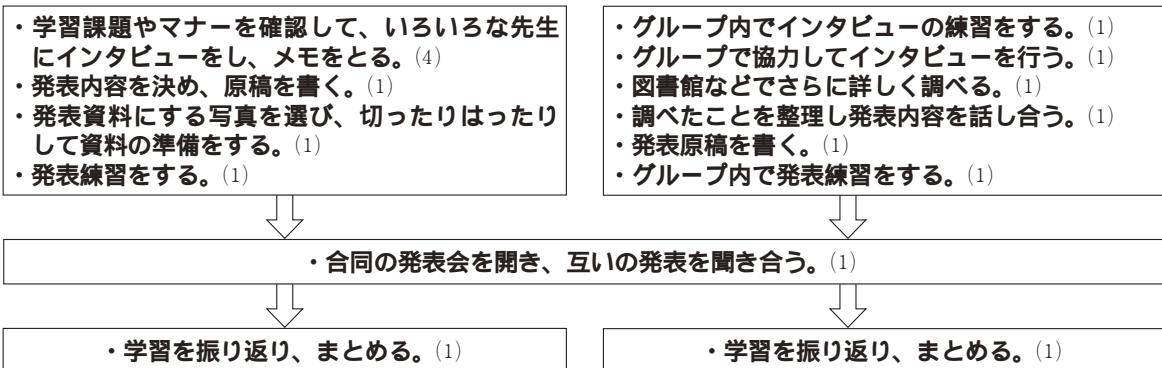
弱視学級での授業の中に交流学級での授業を取り入れた例

…国語科「調べたことを発表しよう～みんな子どもだった～」の学習から…

本単元は、昔の生活と今の生活の違いに着目し、昔の生活や遊びについてインタビューをし、それをまとめて発表する単元です。

視覚に障害があるA児にとって、人に尋ねようとする態度や、その時に適切な言葉遣いで話す力、相手の返事のポイントに気をつけて聞く力は、とても大切です。そこでこの2つの力の育成を第一のねらいとし、以下のような計画（全14時間）で学習を進めてきました。

本学級の指導計画	交流学級の指導計画
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の写真を拡大読書器で見て、何をしていくところかを考える。(1) ・調べる方法やインタビューのマナーを知り、インタビューの練習をする。(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・題名とリード文から学習のねらいをつかむ。教科書の写真を自分たちの生活と比べ、気付いたことや思ったことを発表する。(1) ・気付きや疑問をもとに学習課題を作る。(1) ・調べる方法やインタビューのマナーを知り、どんなことを調べるかについて話し合う。(1) ・どんな方法で調べるかについて話し合う。(1) ・調べる計画を立て、必要な準備をしたり、インタビューする方へお願いの手紙を書く。(1)



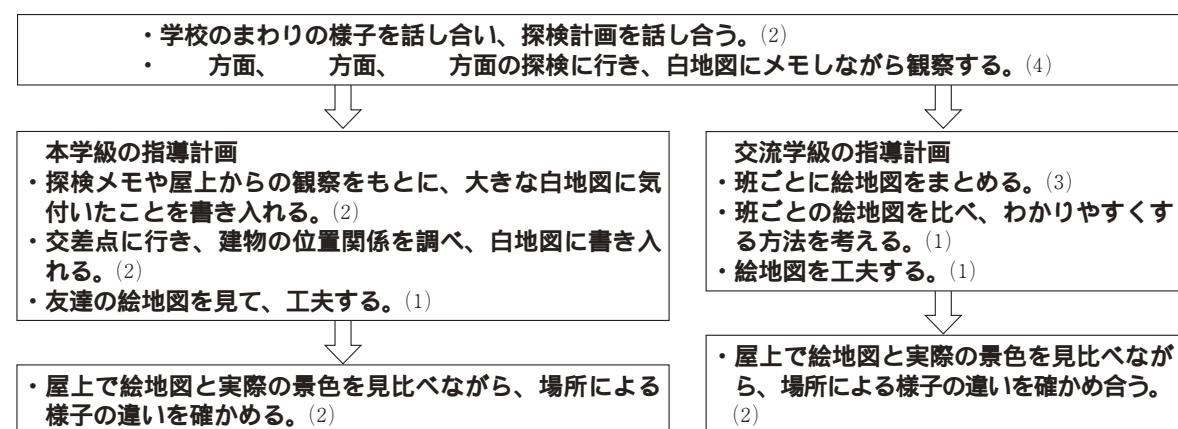
課題ごとにインタビューをする相手が替わることや合同の発表会をすることは、A児の学習意欲を喚起しました。インタビュー活動を重ね、友達の前で発表する中で、ねらいに迫ることができました。国語科の学習ですが、拡大読書器で1枚1枚の写真をよく見ようとする態度やいくつかの写真を見比べる活動、切ったりはったりする活動を大切にした点もよかったです。

交流学級での授業から弱視学級での授業へと移行した例

…社会科「わたしたちのまち みんなのまち～学校のまわり～」の学習から…

本単元は、学校のまわりの様子を観察したり、絵地図に表したり、場所による様子の違いや特色を考えて地域のよさに気付いたりすることをねらう単元です。

A児は、自宅のある地区や通学路の様子は知っていますが、それ以外の地域については視経験が乏しく、認識もわずかです。そこで、友達と一緒に意欲的に観察しようとする態度を大切にしながら、視経験不足を補い、空間を認知する力を育てていきたいと考えました。そのためには、交流学級での学習からスタートして、弱視学級で学習を深めていくことが効果的であると考え、以下のようない計画(全13時間)で学習を進めてきました。



いろいろな建物の位置関係を把握し、地図上に表していく教材には、学校近くの交差点が適しています。学習の場の中心を弱視学級にすることで、この交差点や屋上に何回も行き、弱視レンズを用いてA児自身の目で疑問点を確かめながら、絵地図を表すことができました。A児が見たい物はもちろんのこと、見てほしい物にもレンズを向けるよう働きかけると共に、見えている物を確かめ合う楽しさを感じるような言葉かけが、A児のペースで視経験を積む上で効果的でした。

第4節 総合的な学習の時間の指導事例

17. 肢体不自由養護学校における取り組み

(1) テーマ

「路線バスについて調べよう」～将来への生きた力につながる活動をめざして～

(2) 題材設定にあたって

本学級は6年生の女子1名の学級であり、小学校の教育課程に準じた教科等の学習を行っている。障害の影響でどうしても活動に制限があり、生活経験が不足しがちで、受動的な面が多く見られる。Aは家庭から通学しているが、家と学校とを往復するか、親戚の家に行く以外に出かけることは少ない。日頃の学習活動を見てみると、教科学習をこなすことに大半の時間を費やしており、自分で生活を切り開いていく力を育てるという点において、必要と分かりつつも時間をとりにくいという現状があった。そこで、新しい教育課程に位置づけられている「総合的な学習の時間」を利用して、Aの将来への生きた力につながる活動をめざしたいと考えた。Aは総合的な学習の時間を昨年度から経験している。昨年は同じ学級の友だち（小1年から小6年までの4名）と地域の方との交流会や近隣小学校との交流など、行事についての準備や企画などに取り組んだ。まずやってみることで、自分たちで決める事への満足感を味わうことが出来た。また、電話のかけ方や決めたことを実行するために必要なものは何かを、失敗しながら気づくことができ、力になっている。

Aは、とても素直で家族にも大切に育てられている。しかし、学校と家を往復するという限られた生活に何の疑問ももたないAに、社会参加の経験を通して自分の生活と照らし合わせ疑問を持ったり、自ら問題解決したりするといった主体的に活動に取り組む力をつけてほしい。本年度は一人学級であり、社会に出る経験を増やすという点において動きがとりやすく、Aの思いに沿った活動を組み入れやすいという利点がある。このチャンスを生かして、Aが社会の中の自分に目を向け、社会参加への意欲を持つきっかけとなるような取り組みがしたいと考えた。

(3) ねらいの設定と願う児童像について

学習指導要領の総則では「総合的な学習の時間」のねらいについて次の2つを示している。

- (1)自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2)学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようすること。^{①)}

このねらいをAの実態と照らし合わせ、
具体的にどのようにとらえるか、
Aにとってのねらいを以下のように考えた。

- ・自分が知りたい、やりたいと思ったことについて、最後まであきらめずに取り組む。問題を解決する方法を自分で見つける。
- ・出会った方へのあいさつや言葉遣い、電話のかけ方、時刻表の調べ方等、社会の中で生活する上でルールやマナー、知識、技能を身につける。
- ・自分の気持ちに正面から向き合うことで、好きなことや、やりたいことを見つけたり、自分の本当の気持ちに気づいたりする。

これらの姿を願いながら課題設定し、体験する。

- ・社会と関わりがもてるような題材を選ぶ。
- ・実際に社会に出て様子を見たり、
- ・いろいろな人と会ったりする。等

社会の中の自分に目を向け、
社会参加への意欲を持つことにつながるのでは・・・

(4) 教員の支えについて

Aへの願いを実現するために、次のようなことを大切にして取り組みを進めていきたいと考えた。

(1) 課題設定の仕方

Aが自分で課題を見つけて取り組みを進めていければいいのだが、Aの今の実態からは、自分で課題を見つけて取り組むことはまだ難しい。そこで、次の2つのことに気をつけて課題設定していくことにした。

- ・Aの思いを大切に・・・つぶやきを拾い上げる。

やってみたいことだからこそ、最後まであきらめずに追求できる。そこで、Aのつぶやきを拾い上げ、そこから課題設定していくようにする。

- ・教員の願いも取り入れていく。

Aがやりたいことだけでなく、教員の側からAに気づかせたい内容も盛り込んでいく。

(2) 時間設定の仕方

総合的な学習は時間割上では、週1時間で設定しているが、気持ちを持続させるため短期間にまとめ取りをして行う。計画～実体験～振り返りまでの間、時間があきすぎないよう時間割を変更して扱う。

(3) 自ら問題を解決できるような環境作り・・・失敗することで気づく！を大切に

教員が支えを入れる場面と、Aにまかせる場面の両面を取り入れる。ここはAにまかせる！と決めた場面では、時間がかかるても自分で考えやってみることによって力がつくと捉え、教員はあえて答えを教えないようにする。その際の失敗は覚悟の上。振り返りの段階で、やってみてどうだったか、気づいたことなどをおさえるようにする。

(4) 振り返りの活動を丁寧に行う・・・振り返りの中で見えてくる自分

感想といえば、「よかった。楽しかった。」・・・で終わってしまうAであるので、なぜ、そう思ったのか、どの部分に興味をもったのか等、振り返りの活動を丁寧に行う。自分の気持ちに正面から向き合うことで、好きなことを見つけたり、自信をつけたりと新たな自分を発見してほしい。

(5) 本児の将来の姿を常に思い浮かべながら指導に当たる。

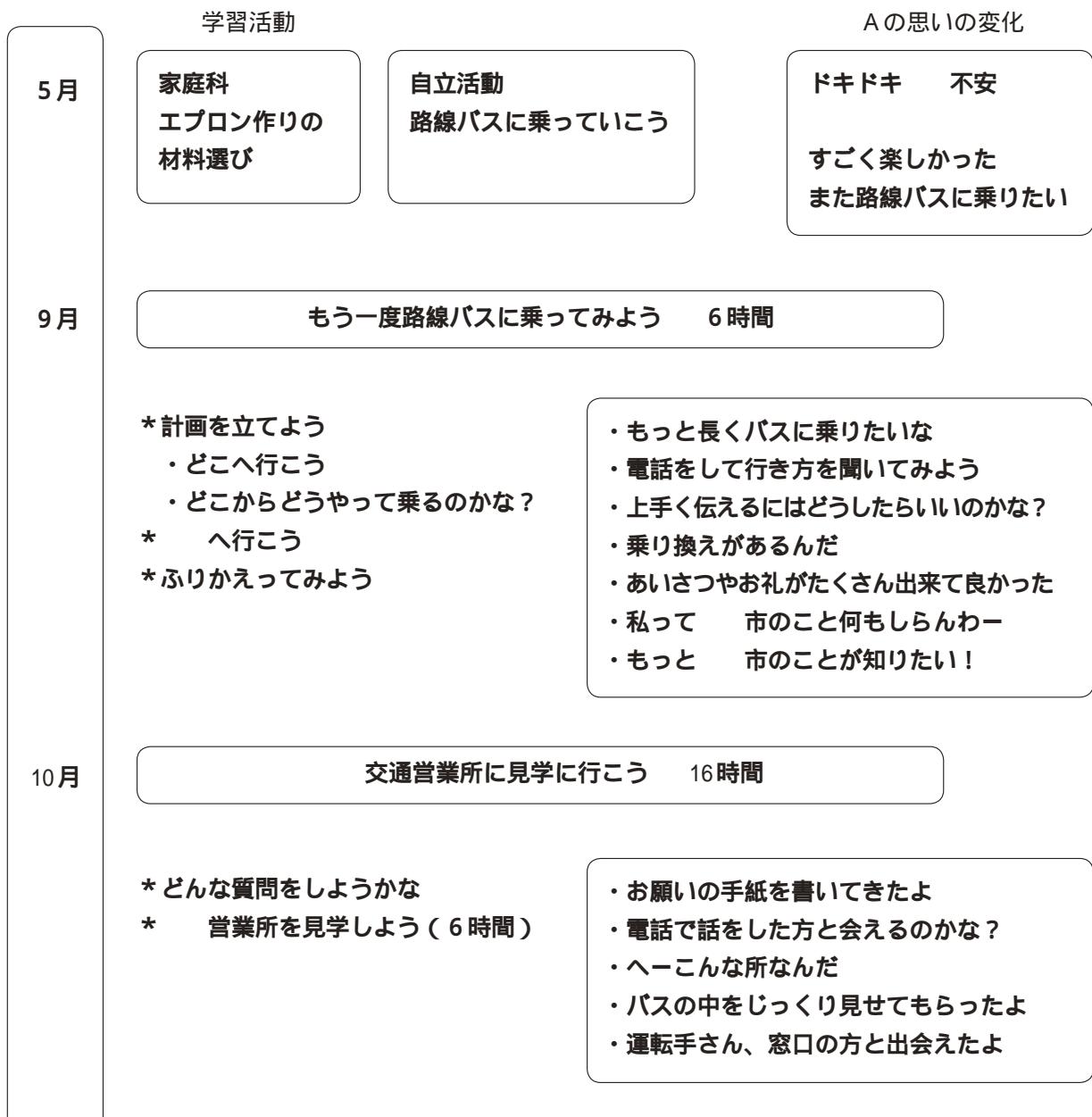
今の活動が将来のどの姿につながるであろうかを、教員がイメージしておくことで、Aにまかせたい部分が見えてきたり、教員の支え方が変わってきたりするのではないか。計画から振り返りまで、すべての活動の中で常にこのことを意識して取り組むようにしたい。

(5) 実践事例「路線バスについて調べよう」

① 取り組みのきっかけ

5月、社会の様子を自分の目線で感じてほしいという気持ちから、家庭科の教材を手芸店に買いに行く時間を設定した。その段階ではスクールバスの利用届を提出していなかったこともあり、路線バスで出かけることにした。バス停まで行く、一般のお客さんと一緒にバスに乗る、バス停から店まで行く、店で自分がほしいものを選ぶ等・・・町で人々が普段やっていることを全く同じように体験した。その中で、親切な運転手さん、お客さん、店員さんとの出会いがあったり、歩道を歩きながら町並みの様子、すれ違う人、車や電車が走る様子等を間近で感じたりすることができ、Aにとって今までにない経験をすることができた。Aが「楽しかった。」「また、路線バスに乗りたい。」という感想をもち話す姿が見られたことから、今年度は「路線バス」について取り上げ、学習を進めていくことにした。路線バスに乘ったり、調べたりする活動を通して、社会の様子を知り、自分と社会の関係について考える活動ができるのではないかと考えたことから、「路線バスについて調べよう」の取り組みが始まった。

② 学習活動とAの思いの変化



11月

*まとめの学習（10時間）

- ・ふりかえってみよう
- ・運転手さんの仕事について
- ・窓口の仕事について
- ・出会った人について
- ・新聞にまとめよう

・見学で見たとおりなのになんで振り返りなんかするのかな

・営業所の方の仕事を大切にする気持ちが分かった、幸せだなーパワーをもらったよー

いつか自分で
バスをつくるぞ！

私が分かったことを
たくさんの人見て
もらいたい！

これからもバスの旅
を続けよう

12月

未来のバス「空飛ぶネコバス」 3時間

*実際にこんなバスもあるよ

*私の夢のバス

国語
学習発表会をしよう
手紙で知らせよう

にも車椅子用の
バスが走るぞ！
乗りたい

(6) 取り組みを終えて

この取り組みを終え、次のような課題を持った。

・総合的な学習の時間と教科学習の時間設定のあり方

今回のような題材の場合、ある程度の期間、じっくり取り組む事が効果的だと思われる。今年度は1人学級だったこと、主教科の担当と総合的な学習の時間の担当が同じであったことなどから時間割を変更するのにさほど苦労はなかったが、その間は教科学習の方は進度が遅くなるので、早いうちから見込んで進めていく必要がある。

・障害を正面から見つめる苦しさ。でも、乗り越えてほしい思い。

今年度、Aに自分の気持ちと向き合ってほしい、という思いから振り返りの活動を丁寧に行った。自分の気持ちが見えてくると、必ず葛藤に出会う。本校に在籍する児童生徒の多くは「自分はこれがやりたいのに環境が許さずできない」という壁につきあたることも多いのではないだろうか。そんな時、自分はそれをどのように解決していくか、考え実行する力も総合的な学習の時間で培っていくと言えるだろう。しかし、取り組みを進めていく上で葛藤に出会った場合、子ども自身はもちろんだが、教員も、保護者も一緒に正面からその問題を捉えなければならない苦しさがある。教員はその事実や子どもの思いをきちんと保護者に伝え、どう捉えていくのかしっかり話し合う必要がある。子どもも教員も保護者もそれを成長の大切な過程として目をそらさずにしっかり考えていくようにしたい。

・ねらいをしっかり見つめた題材の設定

総合的な学習の時間は子ども自身が、あるいは子どもの思いをもとに取り組みを進めていくため、早い段階では展開が予想しにくく教員が不安になったり、子どもの思いにまかせてねらいが曖昧になってしまったりすることがある。どんな姿を願ってその単元に取り組むのか、ねらいをしっかりもち、子どもが選んだ題材がそのねらいにどう結びつくか教員は一つ一つ確認しながら取り組みを進めていくことで、どんな道筋をたどってもつけたい力をつけることができるのではないだろうか。難しいけれど、ねらいをしっかり見つめて取り組みを進めていく大切さが分かった。

Aは総合的な学習の時間を通して、問題解決の機会を得て何とかしようと考えたり、活動の振り返りをする中で自分の思いをはっきりさせたりして、多くのことを学び取ることが出来た。教科学習を中心として学習を行っている児童にとって、総合的な学習の時間は大切な時間であると思う。教科で学習したことと生活に結びつける力や将来の生活を切り開いていく力を育てる時間が必要だと思うからである。子どもたちの実態を踏まえて、本校では総合的な学習の時間をどのように捉え、子どもたちにどんな力をつけてほしいと願っているか、一度話し合ってみてはどうだろうか。あるいは、総合的な学習の時間が毎年深まっていくようにするために、総合的な学習の時間を取り扱っている学級同士で情報交換をしていく場を持ってみてはどうだろうか。これからも、私たちは子どもの将来の姿を思い描きながら、今の成長は小さなものでも、その成長が次につながると信じて取り組んでいきたいと思う。

【引用文献】

- 1) 文部省(1998): 小学校学習指導要領(大蔵省印刷局), 2 p ~ 3 p

18. 病弱養護学校における取り組み

(1) 総合的な学習の時間のねらい

本校小学部では、総合的な学習の時間のねらいとして以下の3点を考えている。

「社会への気づき」・・・社会を見つめる力を育てる。

自分を取り巻く社会について、自分なりの気づきをもち、社会の仕組みについてより深く理解する。

「自然への気づき」・・・自然を見つめる力を育てる。

自分を取り巻く自然について、自分なりの気づきをもち、自然の仕組みについてより深く理解する。

「自己への気づき」・・・自分を見つめる力を育てる。

社会や自然を見つめ、社会や自然との関わりの中で、自分自身の生活やあり方（病気や障害に対する見方も含む）について、より深く理解する。

(2) 実践事例 「ぼくの車イスについて調べてみよう」（対象児童：小学部5年生 単一学級）から

題材設定にあたって

担任している児童が、電動車イスに移行する時期がきた。それまで車イスを押してもらって移動していた本児にとって、電動車イスは生活に大きな変化をもたらす画期的な道具である。そこで、この時期に、学習を通して電動車イスに変わることの意味を確かめていきたいと考え、本単元を設定した。ねらいとして、以下の3点を設定した。

単元目標

現在使用している車イスの機能と関連づけながら、自分自身の身体の動きについて理解する。

現在使用している車イスでの生活を振り返り、新しい電動車イスに備えてほしい機能について考える。

電動車イスが出来上がるまでの手続きや制度の学習、実際に製作する現場の見学などを通して、多くの人々の努力や熱意、工夫があって「ぼくの電動車イス」が完成していくことがわかる。

指導にあたって大切にしたこと

ア．自分の身体をより深く見つめる。

自分の体の動きについて、姿勢や四肢の機能について「自分の体はどうなっているか」という客観的な認識を深めていく。「自分一人では座れないけれど背中を支えてもらったら座れる」「ベルトで押さえれば体を起こしたまま学習ができる」というように、車イスに備わっている機能や工夫との関連で自分の身体を肯定的にとらえていくことを大切にした。

イ．車イス製作に関わる人々とのつながりを考える。

電動車イス製作の打ち合わせ現場に本児といっしょに何度か立ち会った。車イス製作に関わる多くの人々と直接にふれながら学習を進めていくことは、「ぼくの車イス」の理解にとどまらず、自分と周りの社会との結びつきを認識していく上でも有効な機会になると考えた。

指導計画（計17時間）

学習の流れ	指導時間
1 車イスの機能を自分の身体の動きと結びつけて見つめてみよう	(7 時間)
第1次 今使っている車イスにはどんな工夫があるのか見つけてみよう	2 時間
第2次 ぼくの身体の動きを見つめてみよう	3 時間
第3次 新しい電動車イスにはどんな工夫がほしいか考えてみよう	2 時間
2 どのようにして電動車イスができあがっていくのか調べてみよう	(7 時間)
第4次 どのように車イスができあがっていくか調べてみよう (T 工房見学の 3 時間を含む)	5 時間
第5次 車イスを作るまでにどんな人たちが話し合いを重ねてきたのか調べてみよう	2 時間
3 車イスの歴史を調べてみよう	(3 時間)
第6次 時代とともに車イスがどのように変わってきたか調べてみよう	3 時間

学習の経過

ア . ぼくの車イスの工夫を調べてみよう

今の車イスにどのような工夫がある

か調べていった。

「まくら（ヘッドレスト）がある。」

「すわるところ（座面）に丸みがある。」

「背もたれ（背面）に丸みがある。」…

というように見つけていった。

実際に自分の車イスを見て、自分の生活体験を通して、T工房のビデオ学習を通して、本児なりに視点を広げながら車イスの工夫を見つけることができたのではないかと考えている。

イ . ぼくの身体を見つめてみよう

第2次では、車イスの工夫と関連づけながら自分の身体を見つめていくことにした。本児は、車イスにある様々な工夫を手がかりにして身体各部位の動きについて思いを述べていった。

それぞれの部位について、「一人でできること」「できないこと」「支えがあればできること」という3つの視点でまとめていった。

(資料)

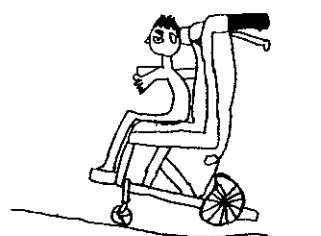
ぼくのできること

ぼくは豆皿がたおれてこいたら
自分で豆皿をおこせない
ぼくは背骨が曲がっているから
一人ですわれない
ぼくはうでをあげる力が弱いから
おもいっきり運動がすこしがてれない

でも
豆皿のまわりに支えがあると
たおれずに前を見ることができる
背もたれやまくらやベルトがあると
一人ですわることができる
テーブルや机おきがあると

手を動かすことができる
ペーノで字を書くことができる
筆で紙をぐくことができる
ハサミで紙を切ることができます
のりでつけることができる
ねん土をこねることができます
風船をうつことができます
バットでボールをうつことができます
いっぱい手を使うことができる

ぼくは車イスを押してもうがないと
どこにも行くことができない
だけど
電動車になると
自分で行きたいところに行くことができる
電動車力士たら
一人で外に行きたいなあ



最後に学習のまとめとして、一つの詩を作成した。本児の学んだことと電動車イスへのねがいが率直に語られているものとして受けとめたい。(資料)

ウ・新しい車イスについてほしい工夫を考えてみよう。

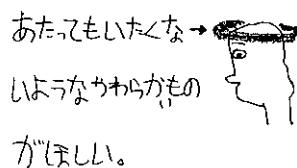
第3次では、今の車イス生活を見つめなおして、「こまったこと」「こうあってほしいこと」を考えながら、新しい車イスについてほしい工夫を考えていった。

本児が考えた案は以下の4点であった。(資料)

ぼくのアイデア①

<頭のガード>

急ブレーキをかけたときもガタガタ
道でも頭がたおれないように頭の
まわりに輪輪のようなものがほしい。



あたかもいたくな
いようなやわらかもの
がほしい。

ぼくのアイデア②

<スピードのちょうどよさ>

重くときには、ゆっくり動き出して
とまるときは、だんだんゆっくりとまるよう
にしてほしい。早いと頭がたおれるので困
る。

ぼくのアイデア③

<テーブルの角>

今のテーブルは角があるのがおちやすい全部
囲いしまうとゴミがおちないので困る。
角の囲いをJ型式で重木のように下さい。



自分の生活を見つめなおして、新しい車イスについての工夫を考え、製作者であるT工房に手紙で伝えることにした。

このように新しい車イスについて自分のねがいを出していくことは、車イスを使って生活する主体者としての意識を高めていくよい機会になった。自分の生活に基づいたねがいを出すことで、できあがった車イスを積極的に生活の中で生かしていこうとする気持ちも高まるのではないかと考えた。

エ・ぼくの電動車イスを応援してくれた人たちを調べてみよう。

これまでの車イス製作の現場の様子を振り返りながら、本児の車イス製作にどれだけの人たちが関わってきたのか調べていった。

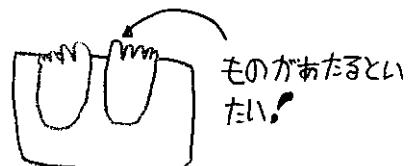
実際の学習では、それぞれの機会に撮影した現場の様子の写真を手がかりとして、どれだけの人たちがいっしょに力を合わせて車イス製作に関わってくれたのか、確認していった。授業の最後には「これはぼくの車イスだけど、ぼくの車イスじゃないね。ぼくだけの車イスじゃないね。」という発言もあった。“ぼくの車イス”製作のために、このように多くの人が関わっている事実を知ることを通して、「これはぼくの車イスだけど、みんなの車イスもある」という認識が生まれてきた。

ぼくのアイデア④

<足台の囲い>

足台から指が出るとものがあたったとき
いたいので、指が出ないように囲いをつけ
ください。

(高さが2cmくらい)



学習をふりかえって

ア．見えてきた新しい電動車イスの意味

新しい電動車イスで生活をしていくのは本児である。新しい電動車イスに対して「車イスができるあがってから」ではなくて、「車イスを作るときから」意識できた意義は大きい。車イスの製作過程から積極的に関わることにより、できあがった車イスが「人から与えられたもの」ではなく「自分のねがいを精一杯こめたもの」という意識で車イスを受けとめることができたと考える。新しい車イスがその「ぼくのねがいをこめた大切な車イス」として本児の心に位置付けられるならば、“自分の生活を切り開く大切な道具”としての力を発揮していくものと期待したい。

また、車イス製作に関わっている人を調べながら、新しくできあがる電動車イスが自分一人のねがいだけでなく、多くの人たちのねがいをこめた車イスであり、多くの人々に支えられてできあがっていくことを理解することができた。車イスに対してのこのような受けとめ方が「よし、この車イスを大切に使って、何でも挑戦していこう」という前向きな姿勢に結びつくのではないかと考える。

イ．生活に密着した視点から見つめる自己理解を大切にして

本児は、現在使用している車イスの機能と結びつけながら、身体各部位について「一人でできること」「一人でできないこと」「工夫や支えがあるとできること」という3つの視点で身体の動きを見つめることができた。現在使用している車イスの様々な工夫の持つ意味を考えるよい機会になった。こういう学習の積み重ねによって「ぼくは、できないことがいっぱいある。でも、工夫や支えがあるとできることもいっぱいある。」という自分のとらえ方がしてきた。

今回は、車イスという生活に密着している視点から自分の身体の動きを見つめていくことができた。自己理解に結びつける方法はいろいろ考えられるであろうが、生活に密着している部分が多くは多いほどより「納得のできる自分像」というものが形成されるのではないかと考える。車イスの機能や工夫と結びつけて見つめていくことができたことが一つの成果であると考える。

(3) 総合的な学習の時間の指導を豊かにするために（今後の課題）

障害児教育だからこそできる単元を創造していく視点を

今回、事例にあげた学習は、私たちの目の前で実際に車イス生活をしている児童生徒がいるからこそ成立する学習である。車イスについては、通常の学校でも総合的な学習の時間に福祉分野の単元として設定されていることがあるが、本校の場合には、車イスを使って生活する主体者として学習に臨むという点で通常の学校にはない特色がある。障害児学校では、障害児・者問題を中心に福祉と教育の接点で学校独自の単元設定ができるのではないか。通常学校ではできない障害児学校独自の単元も追求することが求められていると考える。

「主体性」や「創造性」の育ちに結びついた「自己理解」の視点を

今回の車イスの学習では、車イスの工夫や機能を見つめながら、自分自身の身体についても理解を深め、それをさらに「手立てや周りの人との結びつくことによってできないこともできるようになっていく自分」への形成と結びつけていった。本児にとって自分自身をこのように見つめていくことは、「主体的に」「前向きに」生きるエネルギーを蓄積していくことに結びついたのではないかと考える。

編 集 委 員

委員長 県立松江養護学校長	赤 江 美 穂
副委員長 大和村立都賀行小学校長	内 田 公 樹
委 員 県立松江ろう学校教頭	大 向 謙 二
仁多町立布勢小学校教頭	板 木 恵 子
海士町立福井小学校教頭	河 井 克 典
県立平田高等学校教諭	曾 田 裕 子
県立盲学校教諭	藤 原 優 子
県立松江ろう学校教諭	三 島 賢 隆
県立浜田ろう学校教諭	長 島 良 子
県立松江養護学校教諭	長 岡 順 子
"	阿 部 智 津 子
県立出雲養護学校教諭	勝 部 真 明
"	岡 笑 子
県立石見養護学校教諭	溝 江 恵 子
県立益田養護学校教諭	石 橋 美 恵 子
県立江津清和養護学校教諭	佐 々 木 章 友
県立松江緑が丘養護学校教諭	野 津 保
"	妹 尾 貴 巳
松江市立第一中学校教諭	森 臂 恵 伊 子
松江市立城北小学校教諭	小 臂 洋
松江市立川津小学校教諭	高 橋 園 子
安来市立社日小学校教諭	山 崎 幸 子
安来市立飯梨小学校教諭	小 松 原 和 子
大社町立荒木小学校教諭	定 方 芳 江
松江教育センター	
教育相談課特別支援教育班班長	長 澤 幸 子
事務局 高校教育課特別支援教育室長	江 角 仁
" 指導主事	門 臂 み づ ほ
" 指導主事	坂 根 千 歳
" 指導主事	長 岡 雅 典
" 指導主事	梅 田 英 樹

(平成16年3月現在)

編集発行 島根県教育委員会

〒690-8502 松江市殿町1番地

電話 0852(22)5420

印 刷 株式会社 エック

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎6丁目5-11

電話 0859(29)8881
